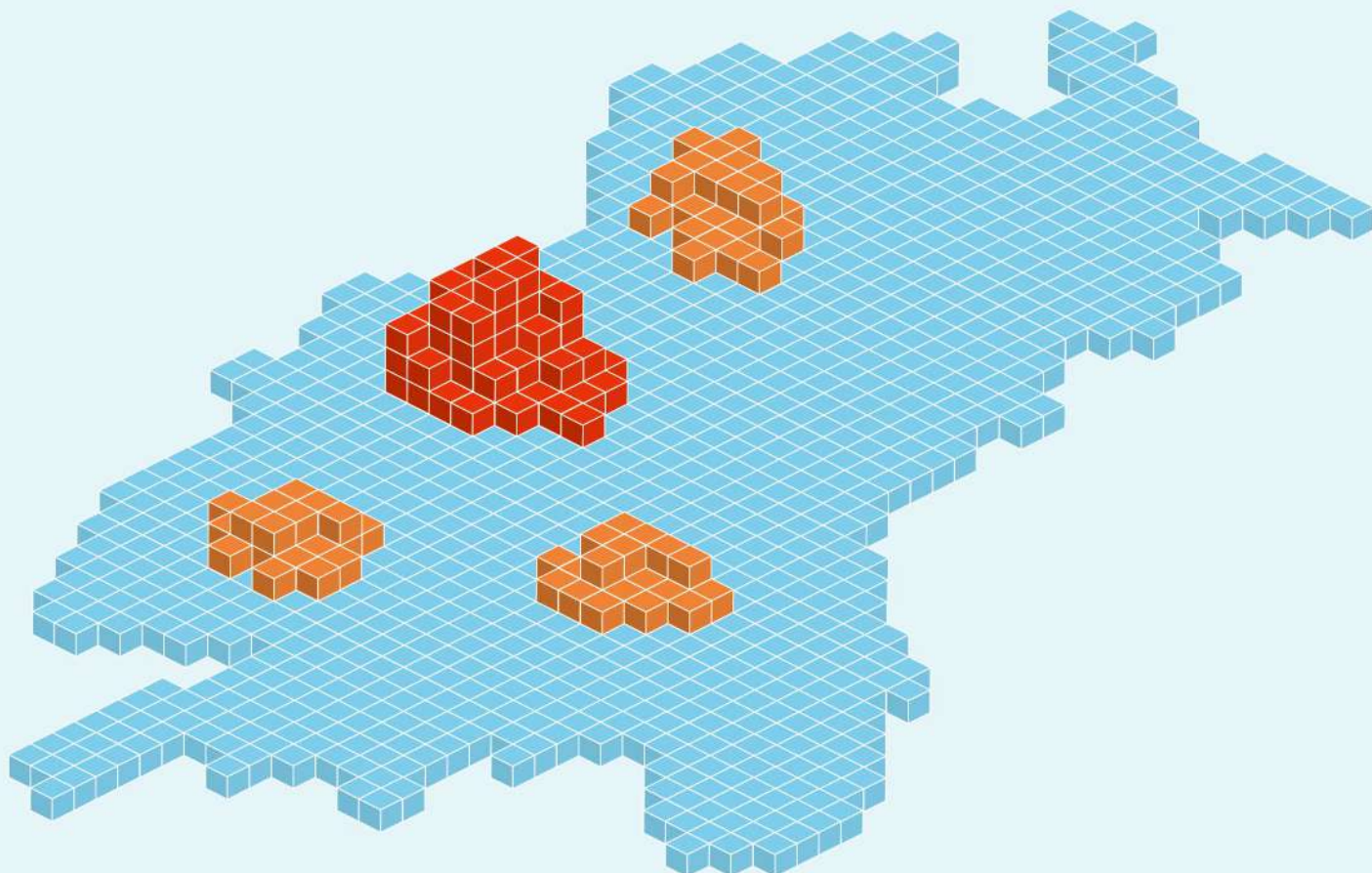




和光市立地適正化計画

2024 ~ 2043

2024 年 4 月



和光市

ごあいさつ

本市は、東京都に隣接し、鉄道や高速道路などによる都心からの交通アクセスに優れていることから、近年、人口増加傾向が続いています。また、中心的な拠点である和光市駅周辺は、複合商業施設である駅ビルをはじめとした商業施設が立地しており日常生活の利便性が確保されています。



一方、全国的には人口減少や少子高齢化の更なる進行、頻発・激甚化する自然災害、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした生活様式の変容など、都市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化し続いています。そのような中、国においては、人口減少局面でも持続可能な都市を構築するために、平成 26 年に立地適正化計画制度を創設し、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進しています。

本市においても、将来的には人口は停滞・減少に転じ、少子高齢化も進行することが想定されることから、今からできる備えをまちづくりの面から行うべく、このたび「和光市立地適正化計画」を策定することといたしました。

本計画では、上位計画の「和光市都市計画マスタープラン 2022～2041」などに基づき、まちづくりの方針を「市全体の活力をけん引する拠点における都市機能の集積と魅力的な空間の形成」、「多世代が暮らし続けられる安全・快適な住環境の形成」、「拠点間及び居住地をつなぐ利便性の高い公共交通ネットワークの維持・充実」の3つとして、コンパクトで利便性の高い都市づくりに向けた取組を進めるものとした。

今後、本計画に記載した取組を具体的に進展させ、住み続けたいと思える持続可能なまちの実現を目指してまいります。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、パブリック・コメントやオープンハウスなどで貴重なご意見をいただきました皆様、和光市立地適正化計画策定委員会委員の皆様、多大なるご尽力をいただいた関係各位に対し、心から感謝とお礼を申し上げます。

令和 6 年 4 月 和光市長

柴崎 光子

和光市立地適正化計画
2024～2043
目次

第1章 立地適正化計画の概要	1-1 計画策定の背景・目的 …… 2
	1-2 計画の位置づけ …… 4
	1-3 計画区域 …… 5
	1-4 計画期間 …… 5
	1-5 計画全体の構成 …… 6
第2章 市の現況と都市構造上の課題	2-1 本市の現況・将来見通し …… 8
	2-2 本市の都市構造上の課題 …… 40
第3章 立地適正化計画で目指す将来の姿	3-1 立地適正化計画におけるまちづくりの方針 …… 44
	3-2 都市の骨格構造 …… 46
第4章 都市機能誘導区域・誘導施設	4-1 都市機能誘導区域の設定 …… 54
	4-2 誘導施設の設定 …… 58
第5章 居住誘導区域	5-1 居住誘導区域の設定 …… 66
第6章 防災指針	6-1 防災指針とは …… 78
	6-2 災害ハザード情報の収集・整理 …… 92
	6-3 災害リスクの高い地域等の抽出 …… 94
	6-4 地域ごとの防災上の課題 …… 146
	6-5 防災まちづくりの取組方針 …… 151
	6-6 具体的な取組施策・スケジュール …… 155
第7章 誘導施策	7-1 誘導施策の設定方針 …… 160
	7-2 居住誘導区域のタイプ分類 …… 161
	7-3 誘導施策の内容 …… 164
第8章 評価指標と進行管理	8-1 評価指標の設定 …… 176
	8-2 届出制度 …… 186
	8-3 進行管理 …… 188
巻末資料	巻末-1 策定過程 …… 190
	巻末-2 市民参加 …… 194
	巻末-3 本計画に関連した制度・計画 …… 196
	巻末-4 用語解説 …… 203

第1章

立地適正化計画の概要

1-1	計画策定の背景・目的	2
1-2	計画の位置づけ	4
1-3	計画区域	5
1-4	計画期間	5
1-5	計画全体の構成	6

第1章 立地適正化計画の概要

本章では、計画の策定の背景・目的、計画の位置づけ、計画区域、計画期間、計画全体の構成について整理します。

1-1 計画策定の背景・目的

(1) 立地適正化計画策定の背景

全国的な人口減少及び少子高齢化を背景として、高齢者や子育て世代をはじめとした全ての世代の方が安心して快適に暮らし続けることができる生活環境や持続可能な都市経営の実現などが近年のまちづくりにおける課題となっています。

こうした中、人口減少局面でも持続可能な都市を構築するために、平成 26(2014)年 8 月の改正都市再生特別措置法において立地適正化計画制度を創設し、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進しています。

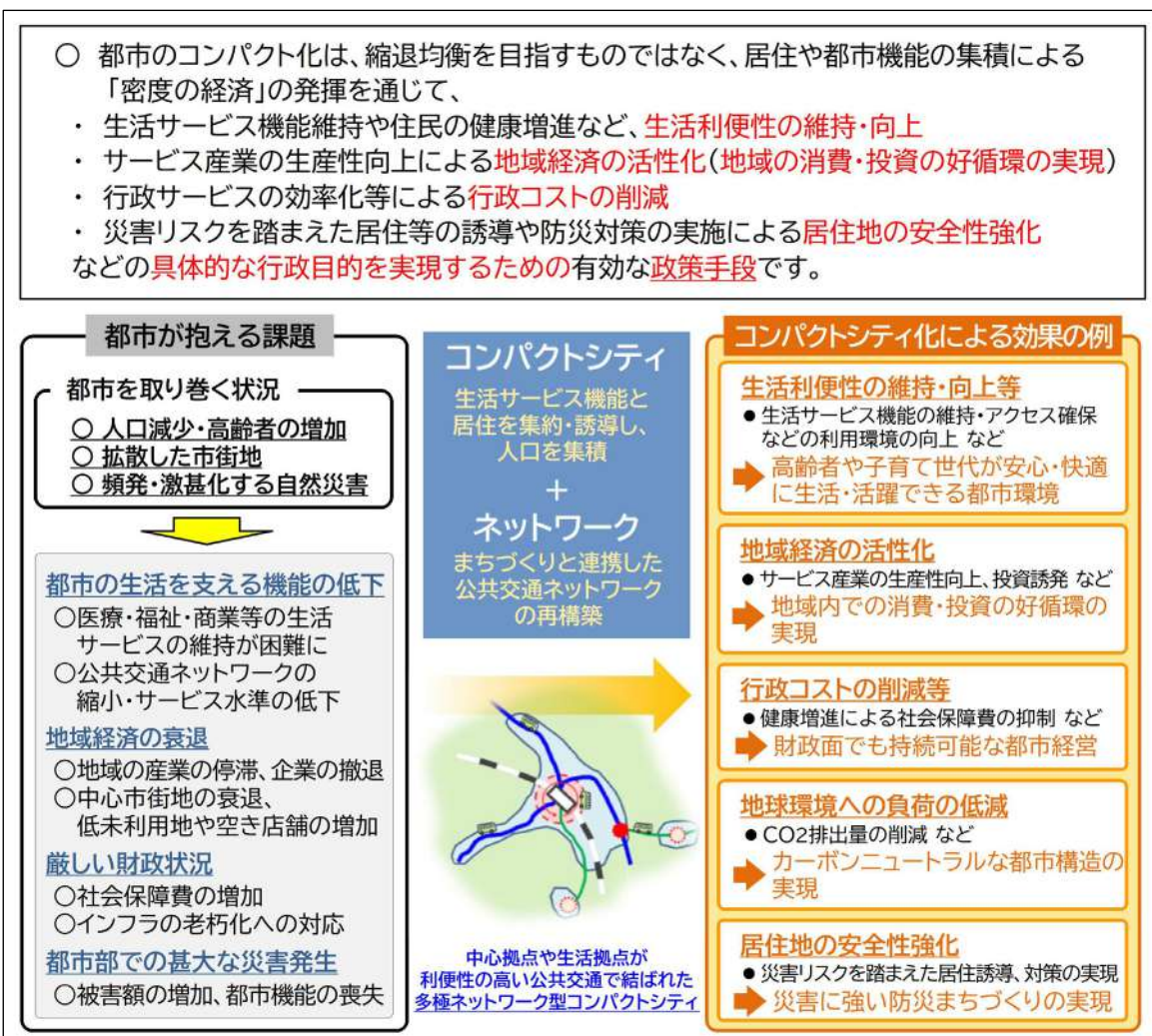


図 1-1 コンパクト・プラス・ネットワークのねらい

資料:国土交通省資料(一部加工)

(2) 立地適正化計画とは

立地適正化計画は、都市再生特別措置法第 81 条第 1 項の規定に基づき、市町村が都市計画区域内において住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るために作成できるものとされています。

都市計画法に基づく従来の土地利用の計画に加えて、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方のもと、居住と居住に関わる商業、医療、福祉などの生活利便施設が適切に立地するよう時間をかけながら緩やかな誘導を図り、公共交通と連携した持続可能でコンパクトなまちづくりを推進する計画です。

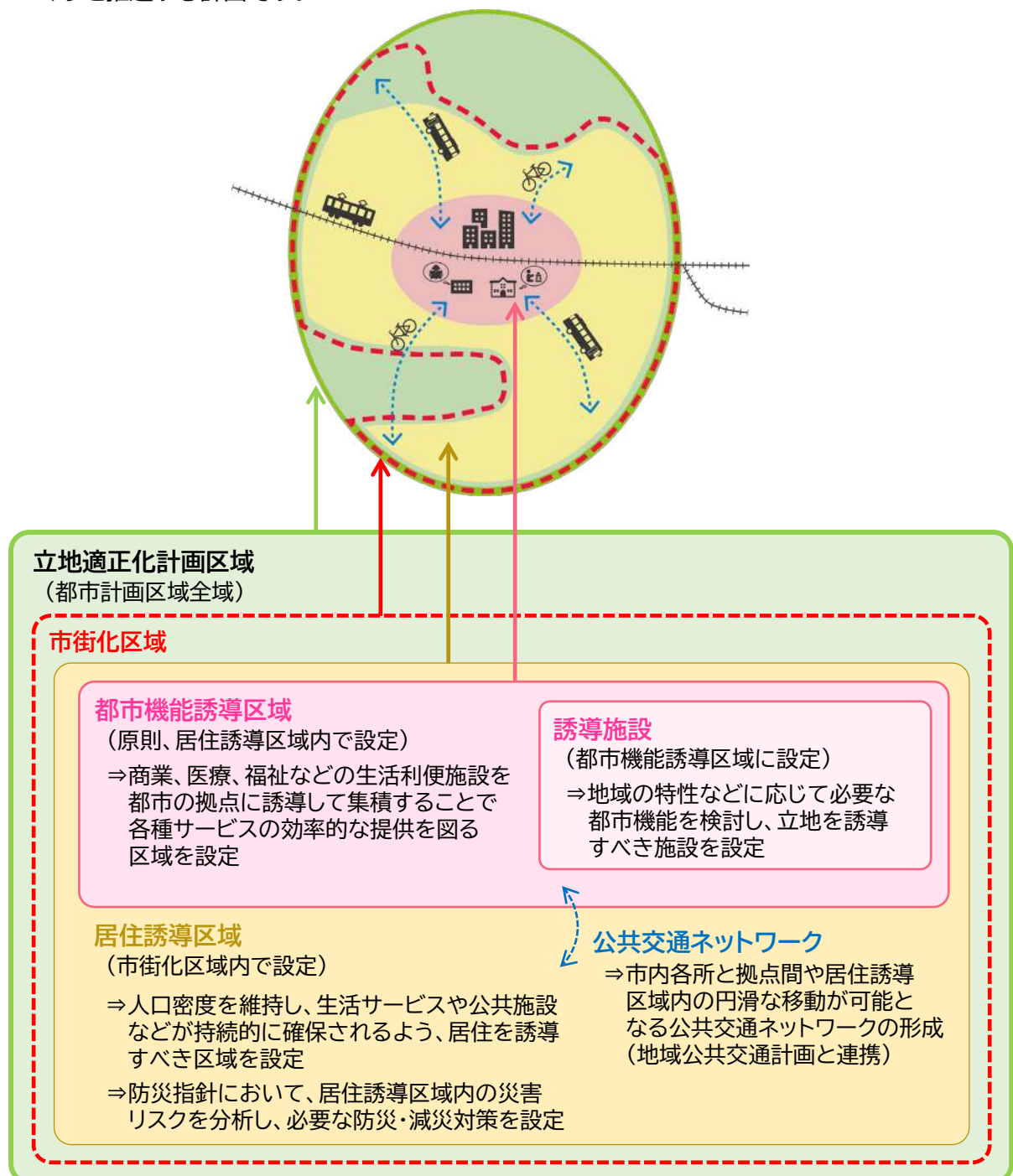


図 1-2 立地適正化計画のイメージ

(3) 立地適正化計画策定の目的

本市の人口動向の実績は増加基調にあり、市街化区域においては一定程度の人口集積（人口密度）が確保されています。また、和光市駅周辺や市庁舎周辺などにおいて多様な都市機能が集積しています。

一方で、将来的には人口は停滞・減少に転じることが想定され、少子高齢化が進行することも見込まれます。そのため、持続可能な住宅地の形成と市民にとって利便性の高い都市機能の適切な配置や拠点への誘導が必要となります。

このような状況を踏まえ、立地適正化計画の策定により義務付けられる届出制度や活用可能となる補助制度などを用いて、和光市駅周辺で必要となる施設の誘導や利便性の高いエリアへの居住の誘導を図りながら、「和光市都市計画マスタープラン 2022～2041」（以下、「和光市都市計画マスタープラン」とします）などに基づくコンパクトで利便性の高い都市づくりに向けた取組を更に具体化し進展させるため、立地適正化計画を策定するものです。

1-2 計画の位置づけ

和光市立地適正化計画は、埼玉県が策定する「和光都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や、和光市の最上位計画である「第五次和光市総合振興計画」に即して定められた本市のまちづくりの方針である「和光市都市計画マスタープラン」に即しています。

「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造の実現を目指し、公共交通ネットワークの形成に向けた取組などを整理した「和光市地域公共交通計画」とも十分な連携を図ります。

また、都市機能及び居住に関する事項について総合的な取組を進めていくため、多様な分野と連携を図ります。

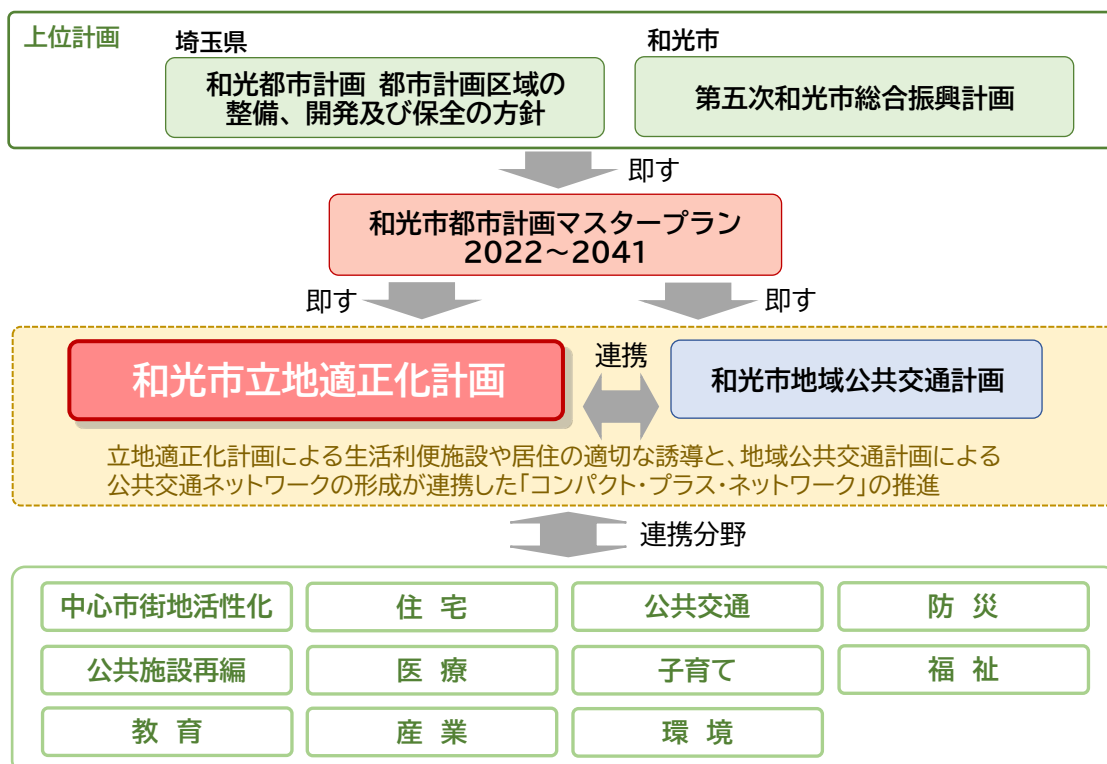


図 1-3 上位・関連計画との関係性

1-3 計画区域

立地適正化計画の計画区域は、都市全体を見渡す観点から都市計画区域全域とすることが基本とされています。

本市においても、市内全域の状況を踏まえた検討や施策を講じていく必要があるため、都市計画区域全域である市内全域を本計画の対象とします。

凡 例	
	行政区域 (=都市計画区域)
	市街化区域
	市街化調整区域
	幹線道路等



図 1-4 本計画の計画区域

1-4 計画期間

立地適正化計画は、長期を展望した都市の姿を定めていく計画であることから、計画期間は令和 6(2024)年度から令和 25(2043)年度までのおおむね 20 年間です。

年 度	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	...	R12 (2030)	...	R23 (2041)	R24 (2042)	R25 (2043)	...
和光市総合振興計画	第五次和光市総合振興計画 (計画期間:10年間)						改訂					
和光市都市計画 マスタープラン		即す	和光市都市計画マスタープラン (計画期間:20年間)						改訂			
和光市立地適正化計画				即す	和光市立地適正化計画 (計画期間:20年間)						改訂	

図 1-5 本計画の計画期間

1-5 計画全体の構成

本計画の全体の構成、各章の内容は以下のとおりです。

第1章 立地適正化計画の概要

策定の背景・目的、位置づけ、計画期間などを示します。

第2章 市の現況と都市構造上の課題

本計画を検討する上での前提となる現況や、都市構造上の課題を示します。

第3章 立地適正化計画で目指す将来の姿

本計画が目指すべき立地適正化計画におけるまちづくりの方針や、都市の骨格構造を示します。

〈まちづくりの方針〉

都市機能誘導	市全体の活力をけん引する拠点における都市機能の集積と魅力的な空間の形成
居住誘導	多世代が暮らし続けられる安全・快適な住環境の形成
公共交通ネットワーク	拠点間及び居住地をつなぐ利便性の高い公共交通ネットワークの維持・充実

都市機能誘導区域、居住誘導区域や
誘導施設の設定

第4章 都市機能誘導区域・誘導施設

都市の骨格構造で示した拠点に対して
設定を行う都市機能誘導区域と、都市機
能誘導区域に設定する誘導施設を示し
ます。

第5章 居住誘導区域

本市のうち人口の維持・誘導を図る
居住誘導区域を示します。

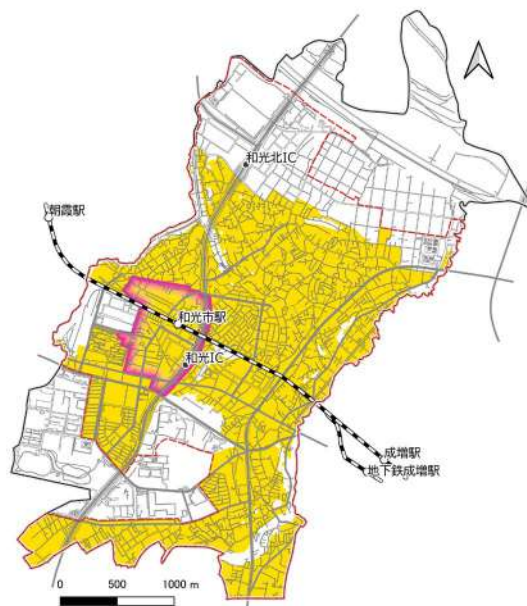


図 1-6 両誘導区域の設定範囲

本計画により取り組むべき施策の設定

第6章 防災指針

主に居住誘導区域における災害リスクを
評価します。
その上で必要と考えられる防災・減災に
対する取組施策を示します。

第7章 誘導施策

都市機能及び居住の誘導を行うための
施策や、公共交通ネットワークに関する
施策を示します。

第8章 評価指標と進行管理

本計画の進捗状況を確認するための評価指標や進行管理などを示します。

第2章

市の現況と都市構造上の課題

2-1	本市の現況・将来見通し	8
2-2	本市の都市構造上の課題	40

第2章 市の現況と都市構造上の課題

本章では、本計画を検討する上で前提となる現況や、その状況を踏まえた都市構造上の課題を整理します。

本章のポイント

✓ 現況(まとめ)・都市構造上の課題 参照 40～41ページ

2-1 本市の現況・将来見通し

本市の現況の特性や将来的な見通しとしては、主に以下のことが挙げられます。

(1) 位置・地形

1) 広域的位置特性・近隣市との関係

■本市は埼玉県の南東部に位置し、東京都心(東京駅)から約20kmの距離にあります。東武東上線や東京メトロ有楽町線・副都心線、東京外かく環状道路などの鉄道と道路交通の幹線が市内を通過しており、都心への交通利便性が高い地域となっています。



図 2-1 和光市の位置

資料:国土数値情報

2) 地形

■本市の地形は、起伏のある台地が多く、市南部は比較的平坦な地形となっています。越戸川、谷中川、白子川などの河川沿いには狭小な谷底平野が形成され、市北部の新河岸川、荒川の河川沿いは低地となっています。

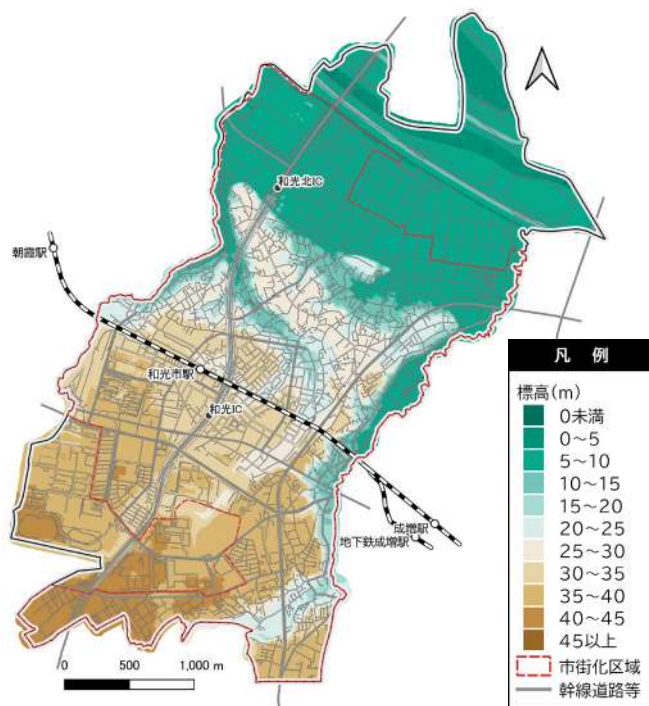


図 2-2 和光市の地形(標高)

資料:基盤地図情報

3) 町丁目

- 市内には32の町丁目があります。
市北部は新倉、下新倉、大字新倉、大字下新倉があり、市南部は本町、丸山台、中央、広沢、西大和団地、諏訪、諏訪原団地、南があり、市東部は白子があります。

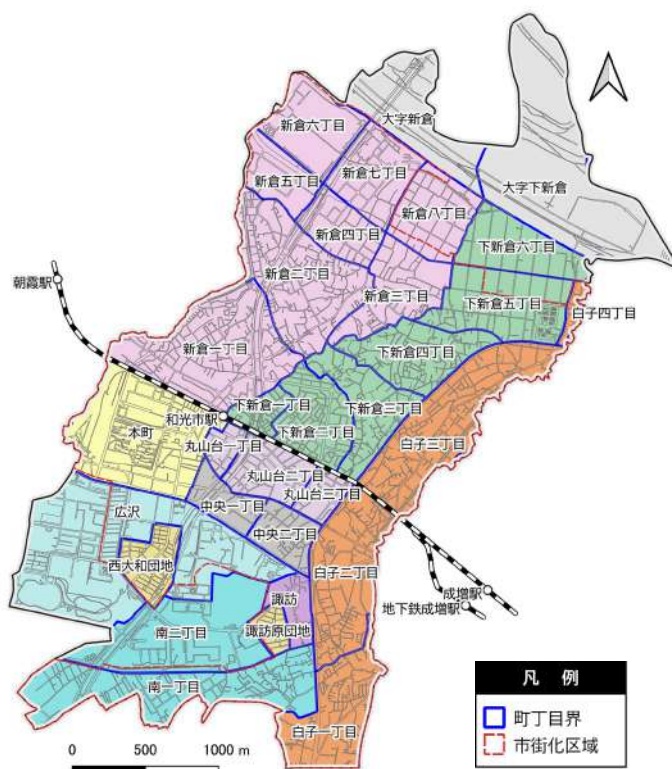


図 2-3 和光市の町丁目

資料:和光市資料

(2) 人口

1) 人口の推移

①人口推移（年齢4区分人口）

- 本市の総人口は、国立社会保障・人口問題研究所（平成30(2018)年推計）によると緩やかに減少する見込みで、令和27(2045)年には約77,000人になる見込みです。
- 年齢区分別に見ると、15歳未満の年少人口と15～64歳の生産年齢人口は緩やかに減少する見込みです。一方、65歳以上の高齢者人口は一貫して増加する見込みで、65歳以上の高齢者人口割合は令和2（2020）年では17.9%ですが、令和27（2045）年には24.6%まで増加する見込みです。

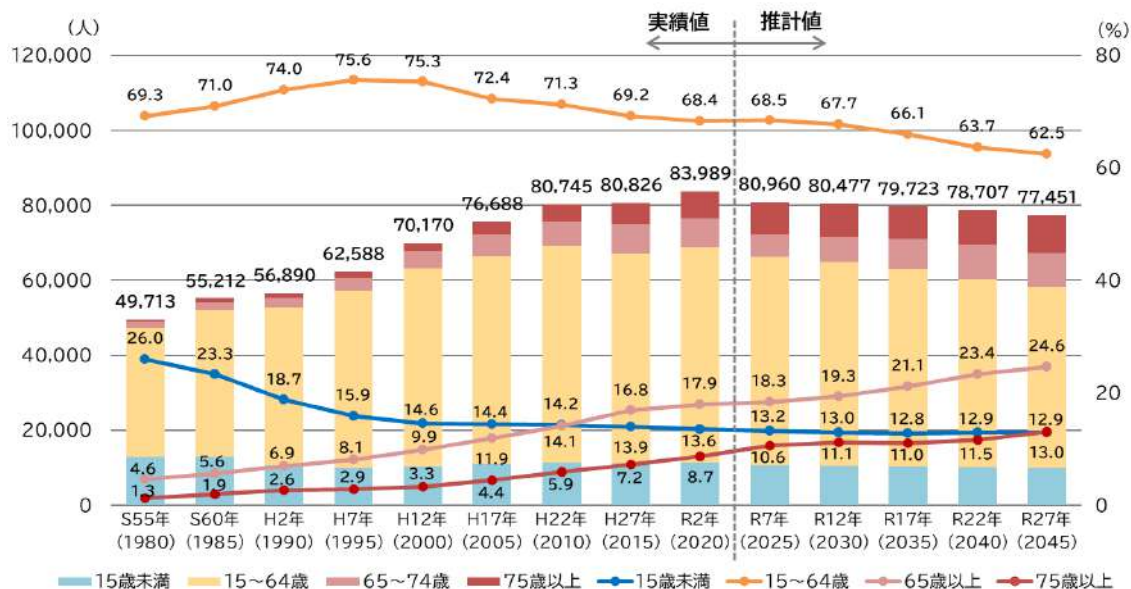
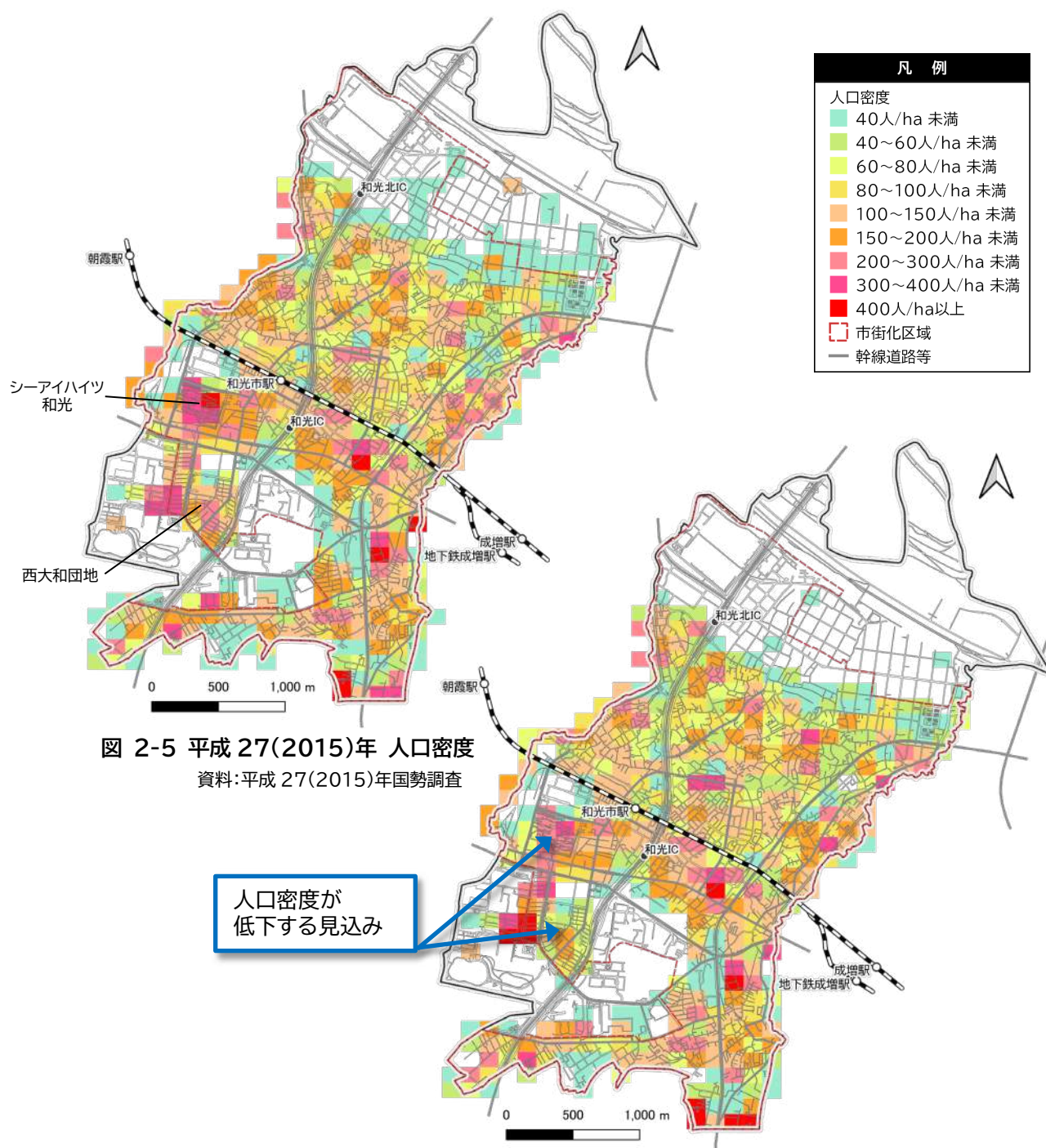


図 2-4 年齢4区分の人口推移

資料: (実績値) 各年国勢調査、(推計値) 国立社会保障・人口問題研究所(平成30(2018)年推計)

②人口密度

- 平成 27(2015)年時点では、市街化区域内には全体の約 88%が居住しています。
- 平成 27(2015)年の市街化区域内の人口密度は、ほとんどの地域が既成市街地の基準といわれる 40 人/ha 以上となっています。100 人/ha 以上の地域も多く、高密度な市街地が形成されています。
- 令和 27(2045)年においても、そのような場所では高い人口密度が維持される見込みです。一方、大規模な中高層集合住宅（シーアイハイツ和光や西大和団地など）では、若干人口密度が低下する見込みです。



③人口増減数

- 市の総人口は、平成 27(2015)年の実績値と令和 27(2045)年の推計値の増減数においては緩やかな減少傾向で推移する中、エリア別に確認すると、増減にはバラつきが見られます。
- 公務員宿舎周辺や鉄道沿線では増加見込みの一方で、建設されてから年数が経過した大規模な中高層集合住宅が立地するエリアの一部などでは減少が見込まれています。

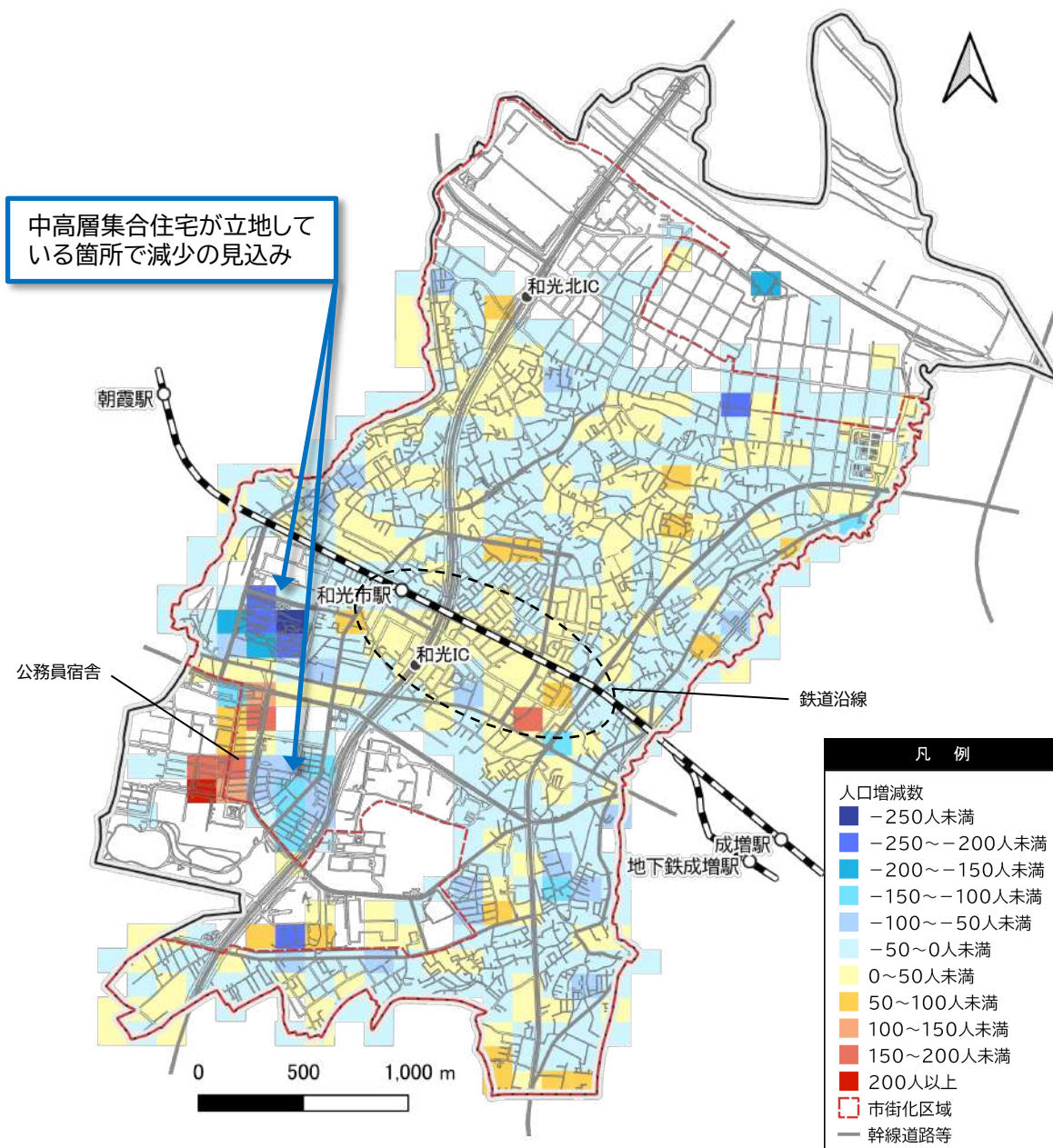


図 2-7 平成 27(2015)年～令和 27(2045)年 人口増減数

資料：(実績値)平成 27(2015)年国勢調査、(推計値)国立社会保障・人口問題研究所(平成30(2018)年推計)

④高齢化率

- 平成 27(2015)年の高齢化率（65 歳以上の人口比率）は、多くのエリアで 20%未満となっていますが、建設されてから年数が経過した大規模な中高層集合住宅においては、建設当初の入居者の高齢化に伴い 30%以上の高齢化率となっています。
- 令和 27(2045)年には、市内の大半のエリアで高齢化率が 20～30%未満となる見込みです。

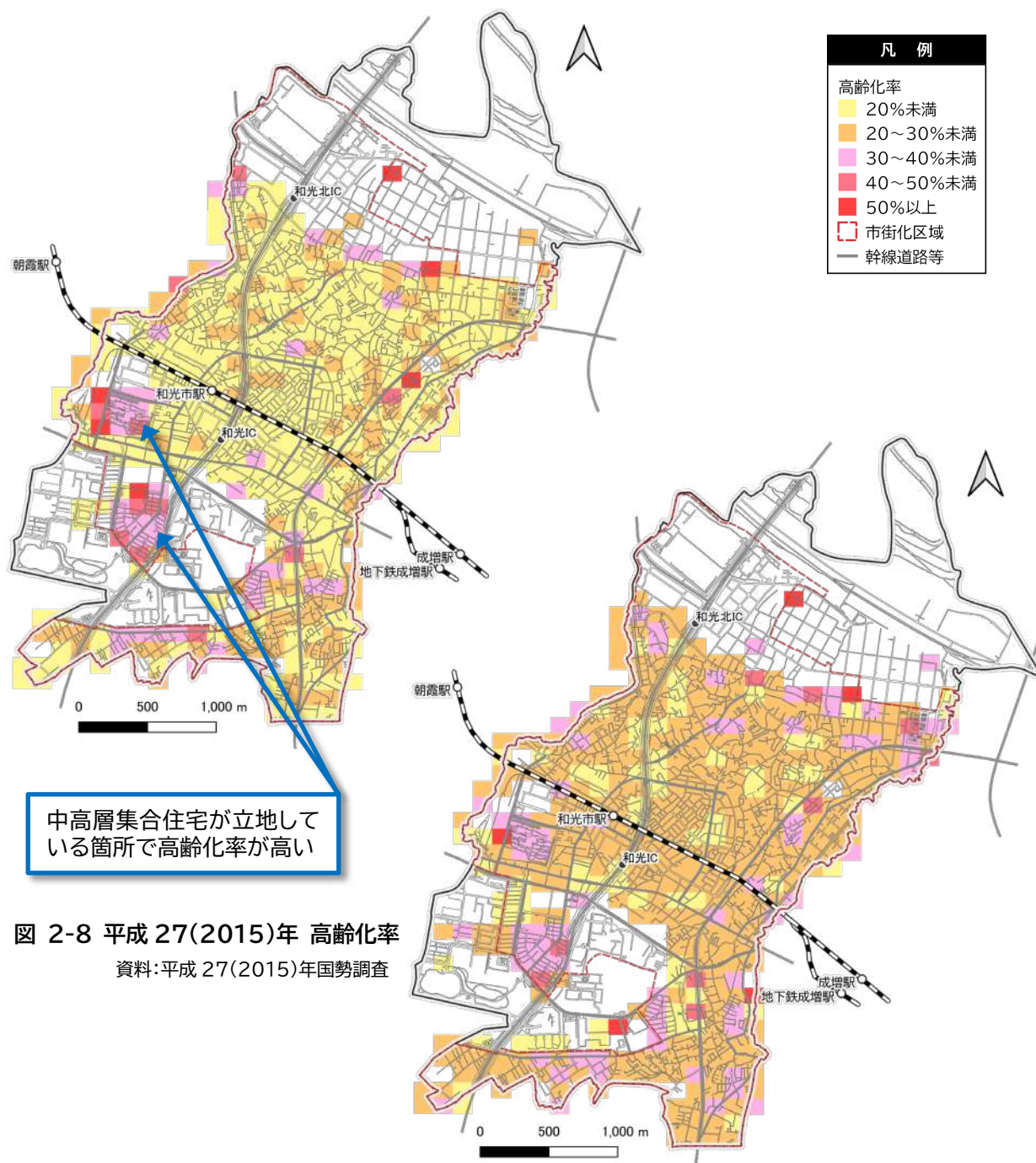


図 2-8 平成 27(2015)年 高齢化率
資料:平成 27(2015)年国勢調査

図 2-9 令和 27(2045)年 高齢化率

資料:国立社会保障・人口問題研究所(平成30(2018)年推計)

⑤年少人口比率

- 平成 27(2015)年の年少人口比率（15 歳未満の人口比率）は、多くのエリアで 10～20%未満となっていますが、公務員宿舎や集合住宅が立地している箇所では局所的に年少人口比率が高くなっています。また、20～30%未満の箇所が市内に分散しています。
- 令和 27(2045)年においては、大半のエリアで年少人口比率が 10～20%未満となる見込みです。

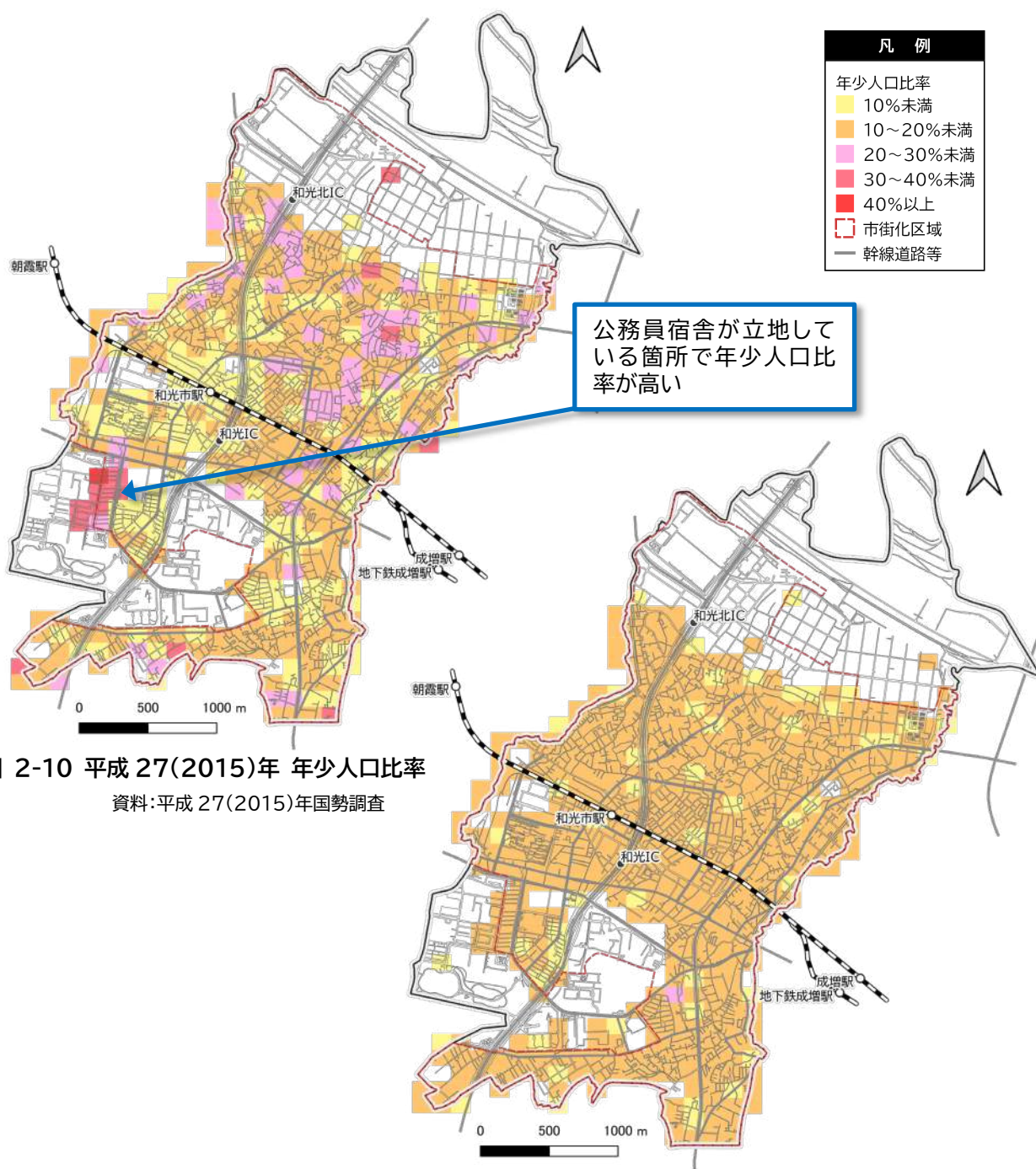


図 2-10 平成 27(2015)年 年少人口比率

資料:平成 27(2015)年国勢調査

図 2-11 令和 27(2045)年 年少人口比率

資料:国立社会保障・人口問題研究所(平成30(2018)年推計)

(参考 1-1) 本計画における将来人口の考え方

【和光市都市計画マスタープランにおける将来人口の考え方】

- ・第五次和光市総合振興計画基本構想における、2015年から2020年の国勢調査の人口の変化状況をもとにした本市独自の推計と整合を図っています。
- ・その結果、本市の総人口は、令和13(2031)年に約 90,000 人、令和27(2045)年に約 95,000 人を見込んでおり、「増加基調」となっています。

【本計画における将来人口の考え方】

- ・国立社会保障・人口問題研究所における、2010年から2015年の国勢調査の人口の変化状況をもとにした平成30(2018)年の推計を採用しています。
- ・その結果、本市の総人口は、令和2(2020)年の約 84,000 人をピークにして、令和27(2045)年に約77,000 人を見込んでおり、「減少基調」となっています。



- ◇今後の人口維持あるいは減少の中で、持続可能で安全・安心して暮らせるまちづくりを目指して策定する立地適正化計画制度の趣旨及び都市計画運用指針に示されている国の考え方を踏まえ、本計画の検討における将来人口の考え方は、国立社会保障・人口問題研究所が公表している将来推計人口の値を採用しています。
- ◇国立社会保障・人口問題研究所の推計に基づき、将来的な人口減少及び少子高齢化を前提とした計画としながら、本計画で講じることの出来る各種の取組により、第五次和光市総合振興計画基本構想及び和光市都市計画マスタープランが示す将来人口に貢献できるよう、努めるものとします。

【都市計画運用指針 抜粋】

人口等の将来の見通しは、立地適正化計画の内容に大きな影響を及ぼすことから、国立社会保障・人口問題研究所が公表している将来推計人口の値を採用すべきであり、仮に市町村が独自の推計を行うとしても国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口の値を参酌すべきである。



図 2-12 和光市における総人口の実績、将来人口推計

資料：(実績値)各年国勢調査
 (推計値)国立社会保障・人口問題研究所(平成30(2018)年推計)、
 和光市資料(第五次和光市総合振興計画基本構想の人口推計値)

2) 人口動態

- 本市の人口動態として、自然増減は、10年程度前までは毎年度継続して500人規模の増加が見られましたが、近年は一貫して自然増であるもののその値は減少傾向にあります。
- 社会増減については、令和2(2020)年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて大きく減少しています。それ以前は、減少を示す年度はあったものの、毎年度200～700人規模の増加が見られました。
- 年代別の純移動数(転入数から転出数を差し引いた数)の推移は、大学進学や就職などをきっかけとして、賃貸住宅の利用が主となる10代後半～20代前半で高い転入超過の傾向を示しており、居住地として交通利便性の高さなどが評価されていることが伺えます。
- 一方、20代後半～30代や15歳未満の年少人口の世代は、年々転出傾向が高まっており、子育て世帯向けの住宅への住み替えなどを契機とした転出傾向が伺えます。

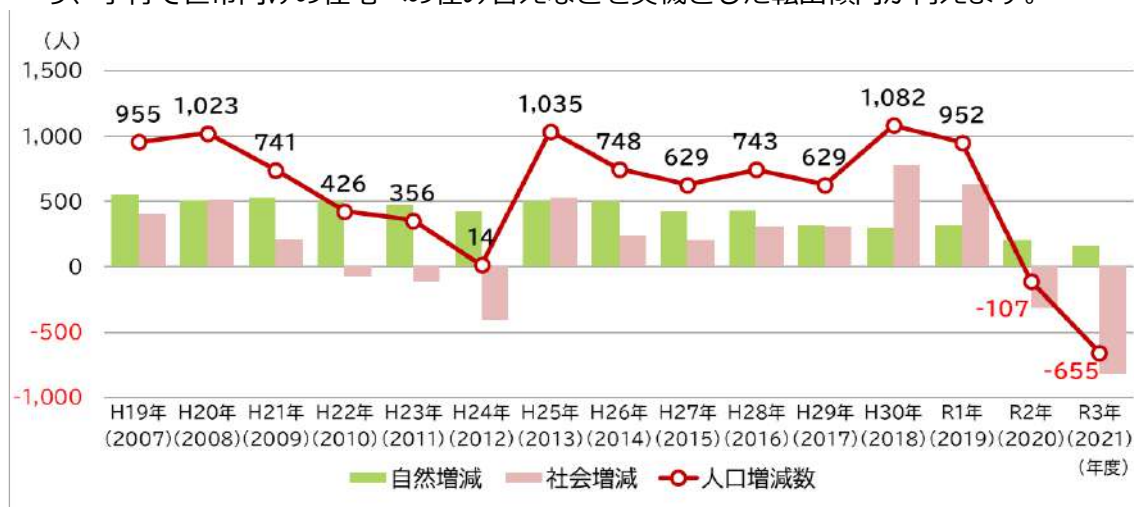


図 2-13 人口動態の推移

資料:統計わこう

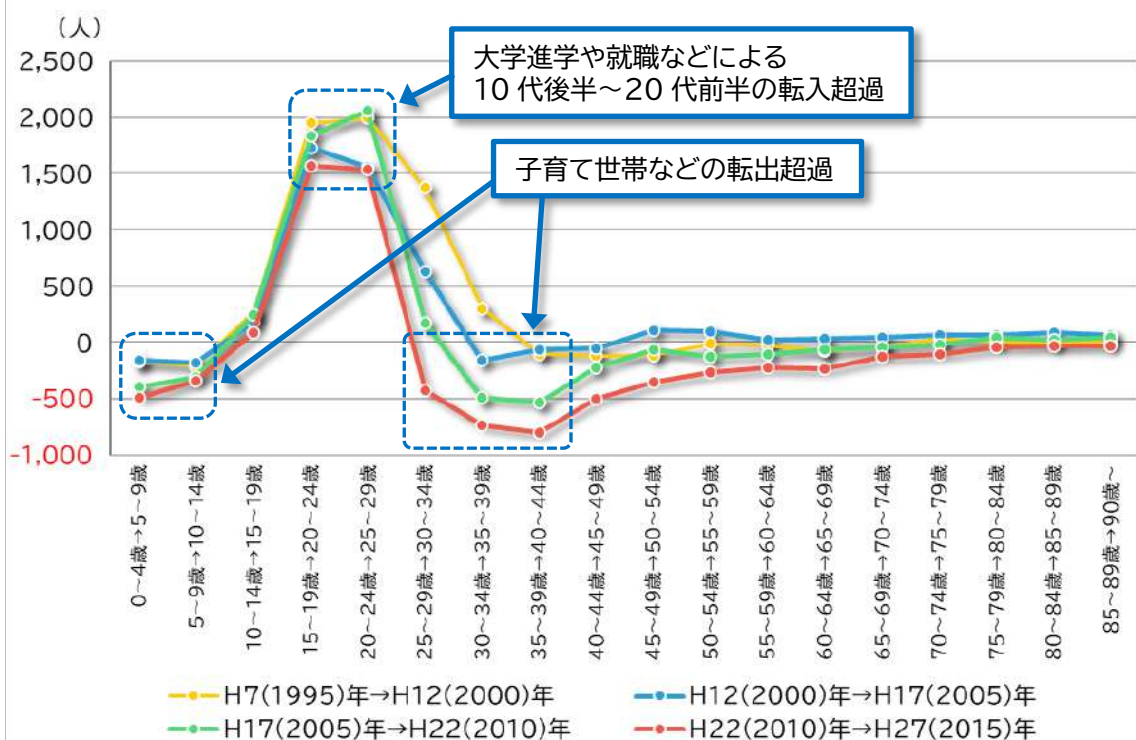


図 2-14 年齢5歳階級別純移動数の推移

資料:国勢調査(RESASにて作成)

(3) 土地利用

1) 土地利用現況

- 市内全域のうち、住宅・商業・工業・公共施設用地などの都市的土地利用が約 78%、農地・山林・河川などの自然的土地利用が約 22%となっています。
- 市街化区域内では、都市的土地利用が約 89%、自然的土地利用が約 11%に対し、市街化調整区域は、都市的土地利用が約 51%、自然的土地利用が約 49%となっています。
- 住宅用地として市北部や市南部などで低層住宅を中心にしたエリアが広がっています。また、本町や丸山台などでは商業・業務や中高層集合住宅が複合したエリアがあり、西大和団地などでは大規模な中高層集合住宅がまとまって立地するエリアがあります。

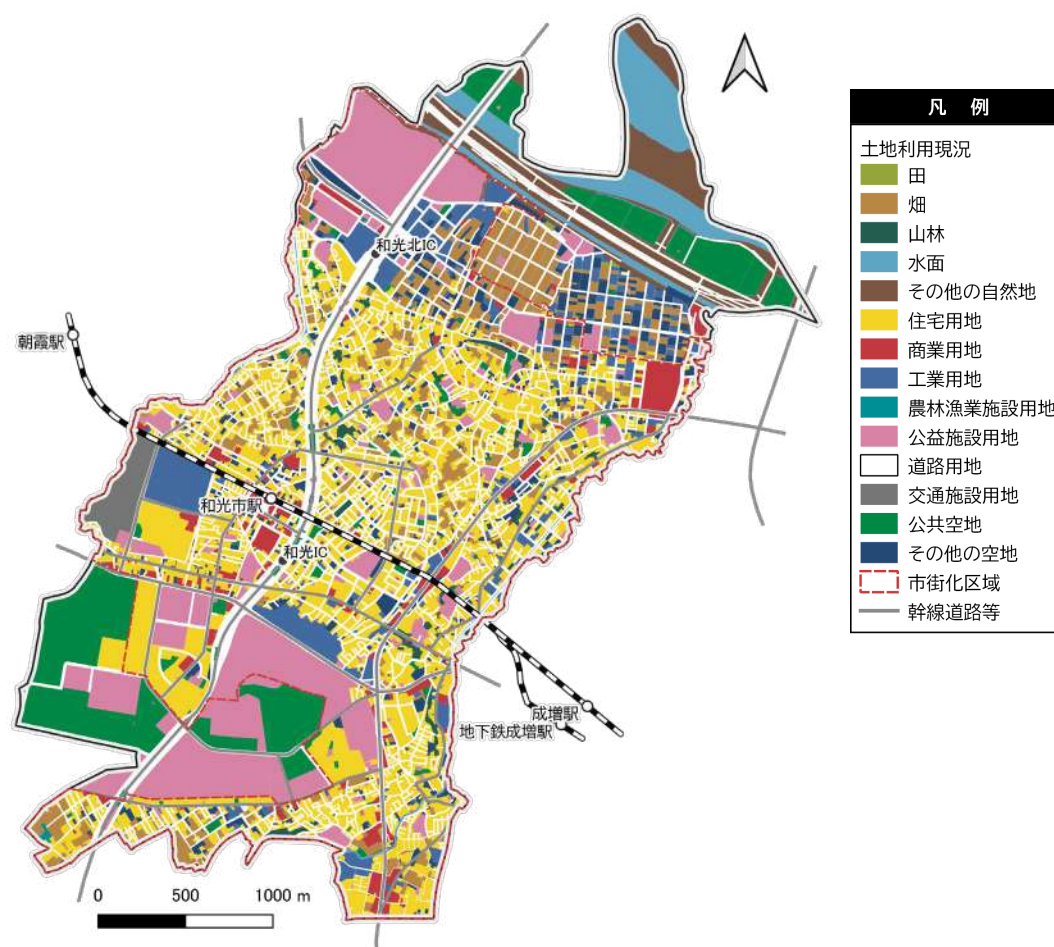


図 2-15 土地利用現況

単位:ha

	都市的土地利用					自然的 土地利用	合 計
	住宅用地	商業用地	工業用地	その他	小計		
市街化区域	285.9 (36.5%)	36.9 (4.7%)	53.9 (6.9%)	322.1 (41.1%)	698.8 (89.2%)	84.2 (10.8%)	783.0 (100.0%)
市街化調整区域	3.2 (1.0%)	1.8 (0.6%)	14.3 (4.4%)	143.6 (44.7%)	162.9 (50.7%)	158.1 (49.3%)	321.0 (100.0%)
合 計	289.1 (26.2%)	38.7 (3.5%)	68.2 (6.2%)	465.7 (42.2%)	861.7 (78.1%)	242.3 (21.9%)	1,104.0 (100.0%)

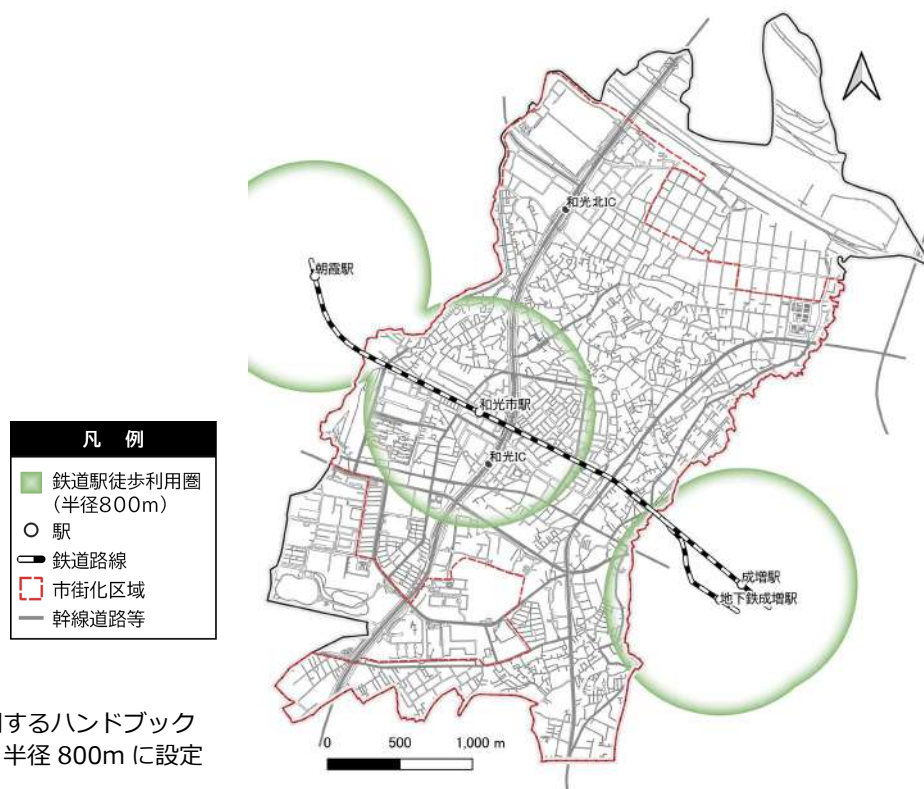
※令和2(2020)年都市計画基礎調査の数値をもとに和光北インター東部地区の市街化区域編入を考慮

資料:令和2(2020)年都市計画基礎調査(一部加工)

(4) 都市交通

1) 鉄道

- 市内の鉄道として、東武東上線、東京メトロ有楽町線・副都心線が東西を通過しており、市中心部に和光市駅が立地しています。
- 和光市駅からの徒歩利用圏は市中央部をカバーするとともに、市西部及び市東部の一部においては、市外の朝霞駅、成増駅、地下鉄成増駅からの徒歩利用圏に含まれています。
- 和光市駅の乗降人員（1日平均）は、令和元年(2019)年までは増加傾向にありましたが、令和2(2020)年以降は新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けて減少しています。



※鉄道駅徒歩利用圏：
都市構造の評価に関するハンドブック
（国土交通省）より半径 800m に設定

図 2-16 鉄道の運行状況

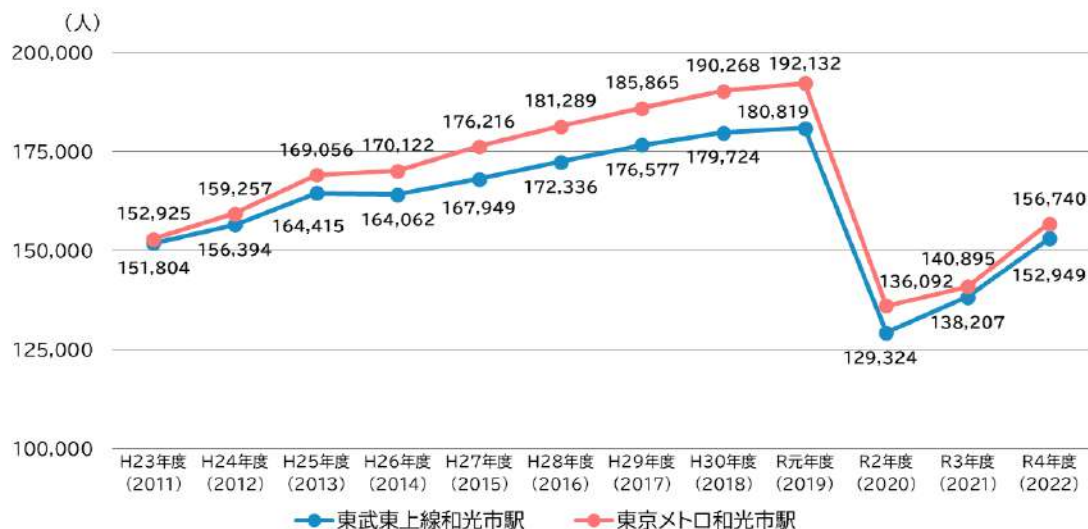


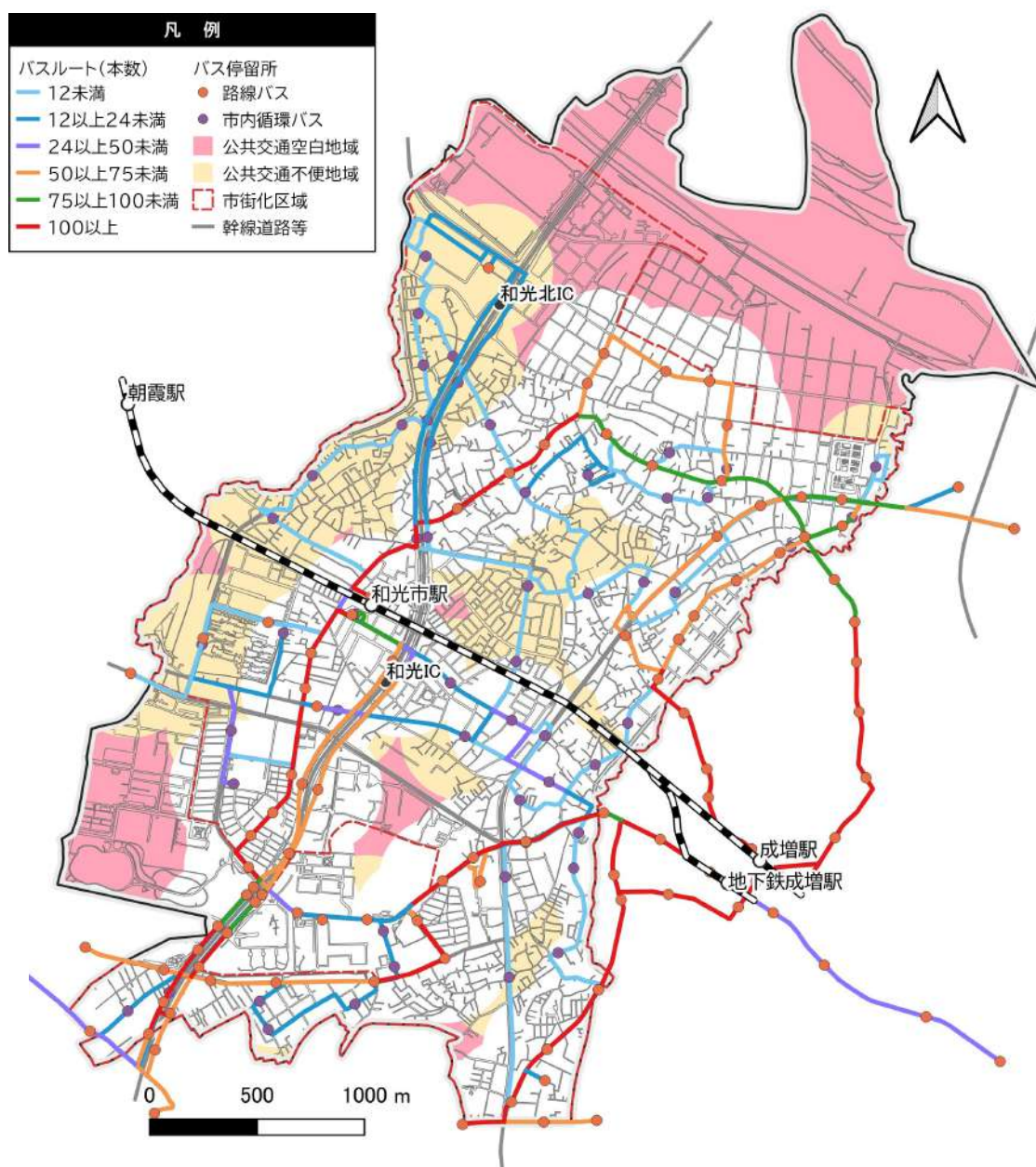
図 2-17 和光市駅の乗降人員(1日平均)の推移

資料：統計わこう、鉄道事業者各社ホームページ

2) バス交通

①バス交通の運行状況

- 民間の路線バスは、東武バスと西武バス、国際興業バスが乗り入れ、市内及び近隣区市に立地する鉄道駅（成増駅、西高島平駅、大泉学園駅、石神井公園駅など）とつながるバス路線が形成されています。路線バスが運行していないエリアや市内の公共施設へつながる市内循環バスが5つのコースで運行しています。
- 路線バスと市内循環バスのバス停からの徒歩利用圏(半径 300m)は、市内の大半の箇所が含まれる状況です。
- 市内循環バスは5つのコースにより平日 1 日当たり合計 48 本運行しています。



※バス停徒歩利用圏：都市構造の評価に関するハンドブック（国土交通省）より半径 300m に設定

図 2-18 バス交通の運行状況

資料：交通事業者各社ホームページ(令和6(2024)年1月時点)、
和光市資料(令和6(2024)年1月時点)

②バス交通の利用者数

- 市内を運行する路線バスの利用者数は、令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けて減少していますが、それ以前の令和元(2019)年度までは、年間500万人弱の利用があり、増加傾向を示していました。
- 市内循環バスにおいても民間路線バスと同様の傾向を示しており、令和元(2019)年度は年間177,000人ほどの利用がありました。

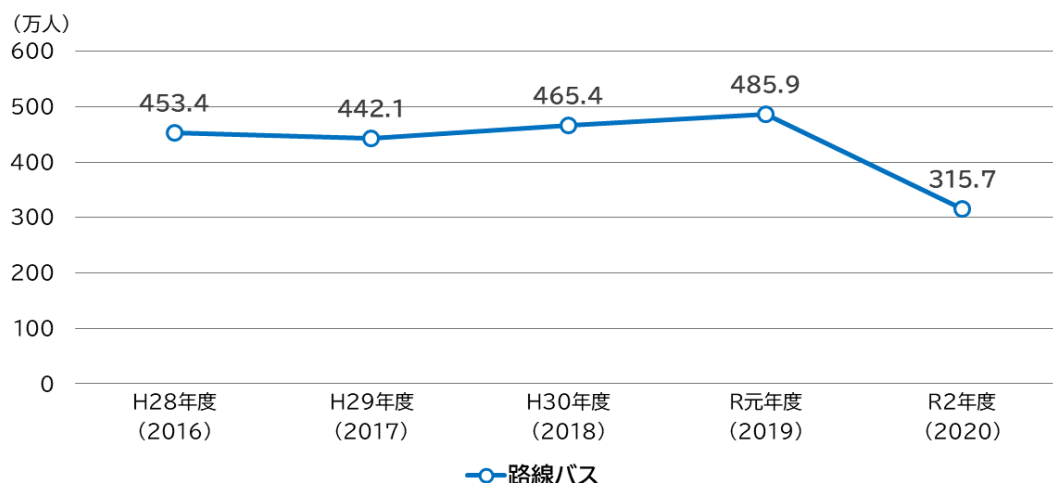


図 2-19 和光市内の路線バスの年間利用者数の推移

資料:和光市地域公共交通計画

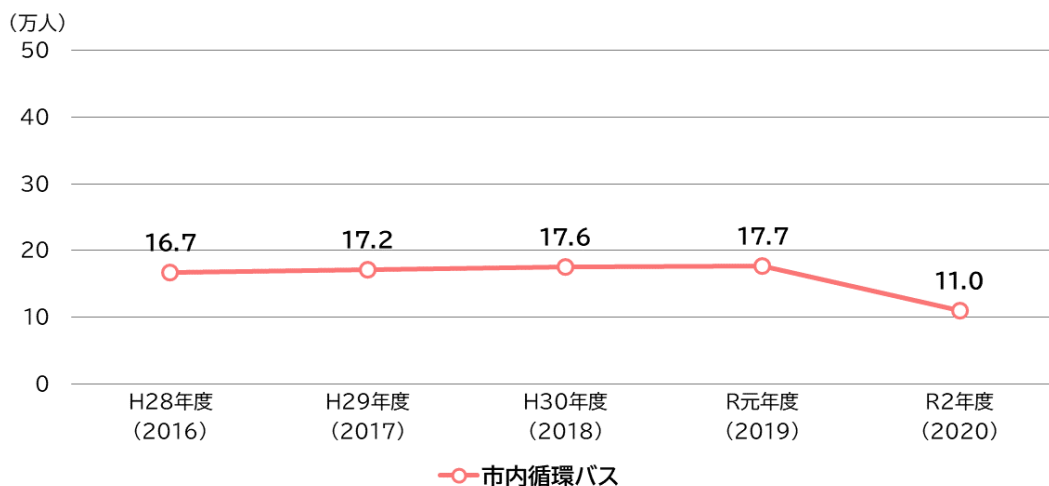


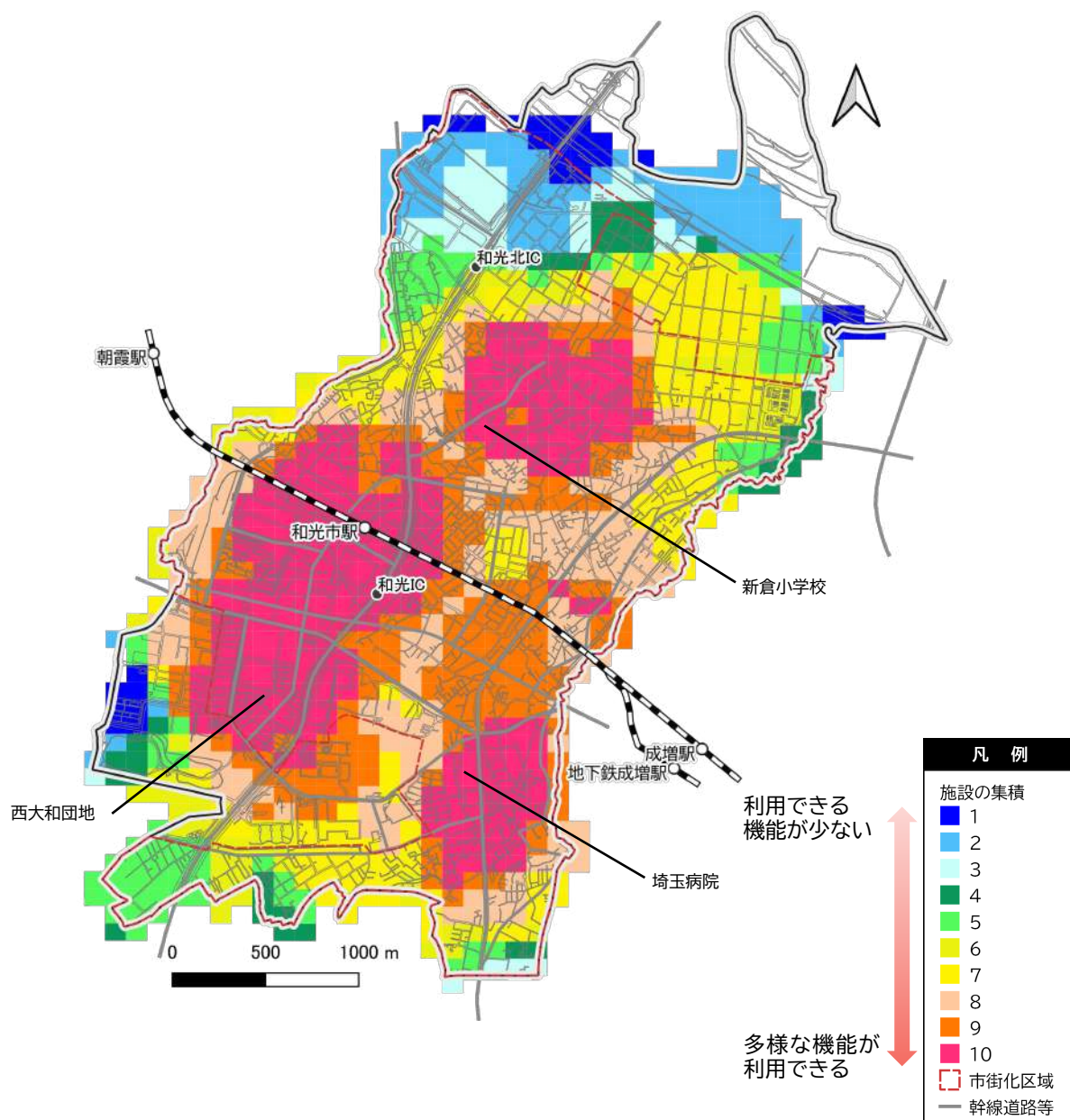
図 2-20 市内循環バスの年間利用者数の推移

資料:和光市地域公共交通計画

(5) 都市機能施設

1) 都市機能施設の集積状況

- 市街化区域内は、各都市機能施設の徒歩利用圏がおおむね全域をカバーしており、生活利便性が確保されています。
- 和光市駅から西大和団地周辺をはじめ、埼玉病院周辺、新倉小学校周辺などに都市機能の集積が見られます。



※都市機能施設ごとの立地状況(高齢者徒歩利用圏の半径 500m)を 100mメッシュごとに点数化し、集積状況を点数で示した図。対象施設の徒歩利用圏がメッシュにかかる場合に 1 点加算している。

- ①商業機能（複合商業施設、スーパーマーケット、コンビニエンスストア）
- ②医療機能 ③金融機能 ④子育て機能 ⑤高齢者福祉機能 ⑥障害者福祉機能
- ⑦教育文化機能（教育、文化・スポーツ） ⑧行政機能

図 2-21 都市機能施設の集積状況(点数化)

2) 各施設の立地状況

①商業機能

施設選定の考え方	集客力があり、まちの賑わいを生み出す商業施設を選定。また、日々の生活に必要な食料品、日用品などを提供する施設を選定。
種類・施設例	〈複合商業施設〉 エキアプレミア和光、イトーヨーカドー和光店、ヤオコー和光丸山台店 〈スーパーマーケット〉 ベルク、いなげや、サミットストア、西友、ヤオコーなど 〈コンビニエンスストア〉 ファミリーマート、セブン-イレブン、ローソン、ミニストップなど

凡 例	
商業	
■ 複合商業施設	
■ スーパーマーケット	
■ コンビニエンスストア	
■ 商業機能徒歩利用圏 (半径500m)	
■ 市街化区域	
— 幹線道路等	



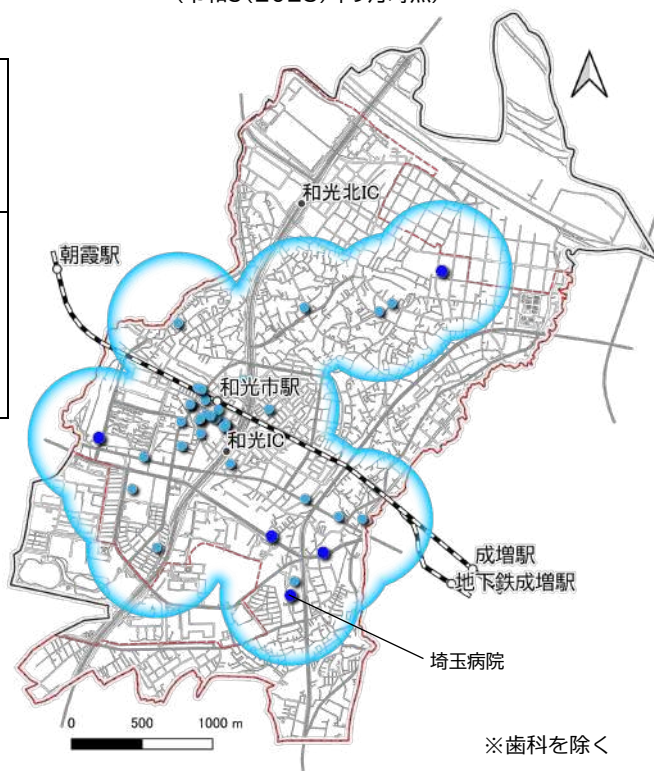
図 2-22 商業機能の配置状況

資料:埼玉県ホームページ、全国スーパーマーケットマップ、iタウンページ、コンビニエンスストア各社ホームページ (令和5(2023)年9月時点)

②医療機能

施設選定の考え方	総合的な医療サービスを提供する施設、及び日常的な医療サービスを提供する施設を選定。
種類・施設例	〈病院〉 埼玉病院などの20床以上の医療機関 〈診療所〉 内科・外科・小児科などの19床以下の医療機関(歯科以外)

凡 例	
医療	
● 病院	
● 診療所	
■ 医療機能徒歩利用圏 (半径500m)	
■ 市街化区域	
— 幹線道路等	



※歯科を除く

図 2-23 医療機能の配置状況

資料:埼玉県医療機能情報提供システム (令和5(2023)年9月時点)

③金融機能

施設選定の考え方	日常的な引き出し、預け入れや、決済、融資などの窓口業務を行う施設を選定。
種類・施設例	〈銀行・信用金庫〉 銀行、信用金庫 〈郵便局〉 郵便局

凡 例
金融
● 銀行
● 信用金庫
● 郵便局
● 金融機能徒歩利用圏(半径500m)
市街化区域
— 幹線道路等

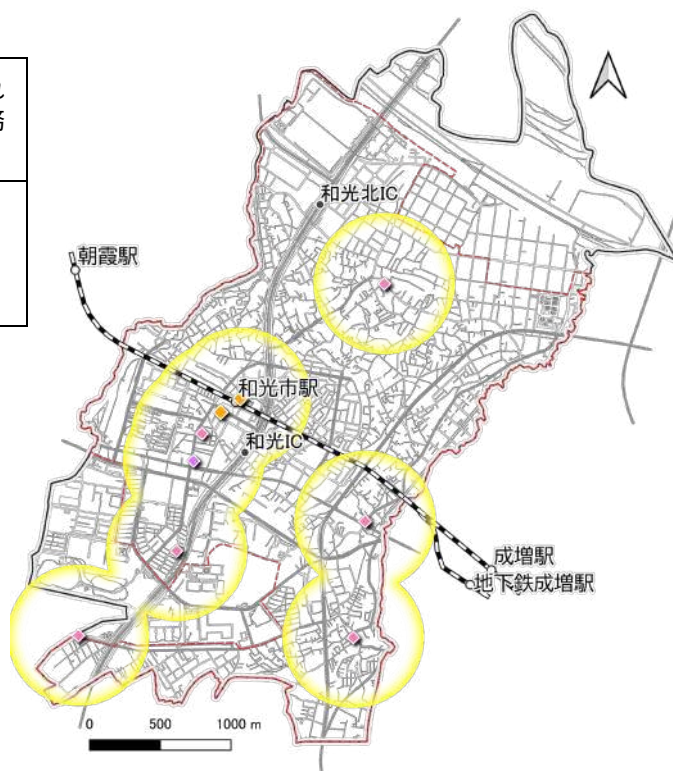


図 2-24 金融機能の配置状況

資料：日本全国銀行・ATM マップ、郵便局ホームページ
(令和5(2023)年9月時点)

④子育て機能

施設選定の考え方	子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる、日常的な子育てサービスを提供する施設を選定。
種類・施設例	〈幼稚園・保育園・認定こども園・小規模保育事業所など〉 幼稚園、保育園、認定こども園、小規模保育事業所など 〈地域子育て支援施設など〉 子育て世代包括支援センター、地域子育て支援拠点、産前・産後ケアセンター 〈一時預かり・病児病後児保育施設〉 一時保育室、一時預かりをしている保育園及び病児病後児保育事業所 〈総合児童センター・児童館〉 総合児童センター、児童館

凡 例
子育て
★ 幼稚園・保育園・認定こども園・小規模保育事業所など
★ 地域子育て支援施設など
★ 一時預かり・病児病後児保育施設
★ 総合児童センター・児童館
● 子育て機能徒歩利用圏(半径500m)
市街化区域
— 幹線道路等

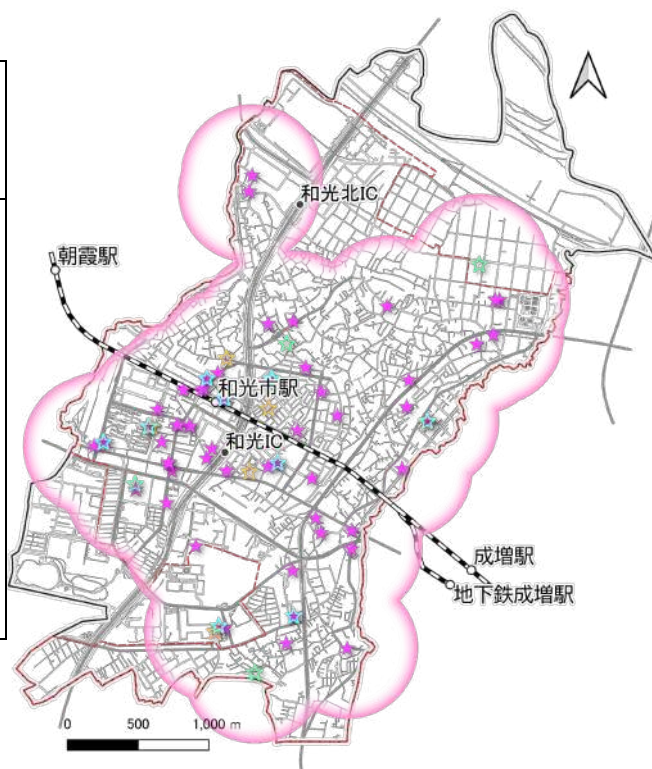


図 2-25 子育て機能の配置状況

資料：和光市資料
(令和5(2023)年9月時点)

⑤高齢者福祉機能

施設選定の考え方	高齢化の中で必要性の高まる施設のうち、日常的に利用する施設を選定。
種類・施設例	〈通所系施設〉 デイサービスなど 〈訪問系施設〉 ヘルパーさんなどが自宅に訪問しお世話をしてくれる拠点施設 〈小規模多機能施設〉 施設への「通い」を中心として、「宿泊」や「訪問」を組合せられる施設 〈入所系施設〉 グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅など 〈介護予防拠点〉 まちかど健康相談室、まちかど元気あっぱなど 〈地域包括支援センター〉 介護で困った事や問い合わせの窓口となる事務所 〈福祉センターなど〉 福祉会館、高齢者福祉センターなど

凡 例		
高齢者福祉		
▲ 通所系施設	▼ 介護予防拠点	□ 市街化区域
▲ 訪問系施設	▼ 地域包括支援センター	— 幹線道路等
▲ 小規模多機能施設	▼ 福祉センターなど	
▲ 入所系施設	■ 高齢者福祉機能 徒歩利用圏(半径500m)	

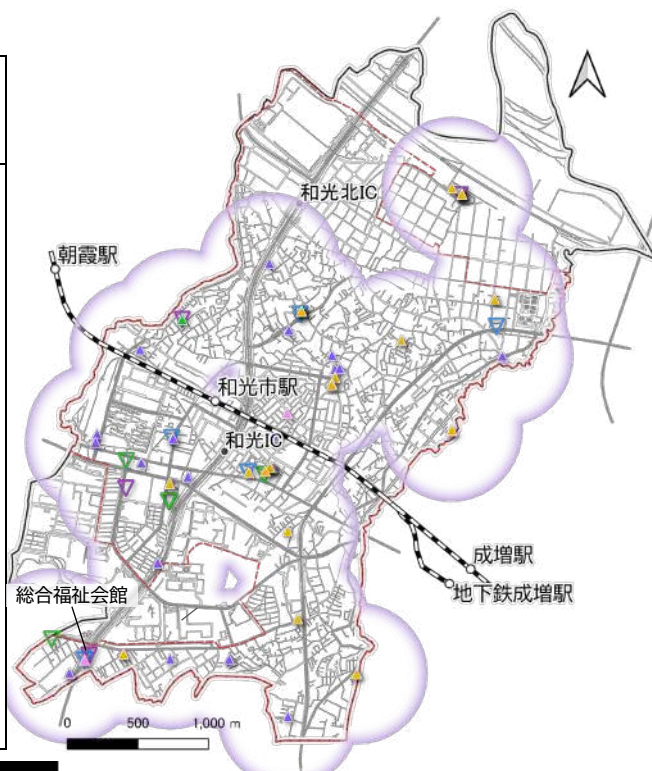


図 2-26 高齢者福祉機能の配置状況

資料：和光市資料
(令和5(2023)年9月時点)

⑥障害者福祉機能

施設選定の考え方	障害福祉サービスを提供する施設で、日常的に利用する施設を選定。
種類・施設例	〈訪問系サービス〉 居宅介護施設など 〈日中活動系サービス〉 生活介護施設、自立訓練施設、就労支援施設など 〈居住系サービス〉 共同生活援助施設、施設入所支援施設など 〈相談支援〉 地域相談支援施設など 〈障害児支援〉 放課後等デイサービス、児童発達支援施設など

凡 例	
障害者福祉	
● 訪問系サービス	■ 障害者福祉機能 徒歩利用圏(半径500m)
● 日中活動系サービス	□ 市街化区域
● 居住系サービス	— 幹線道路等
● 相談支援	
● 障害児支援	



図 2-27 障害者福祉機能の配置状況

資料：和光市資料
(令和5(2023)年9月時点)

⑦教育文化機能

施設選定の考え方	教育施設、市民の文化活動や健康増進を支える施設のうち、集客力がありまちの賑わいを生み出す施設や交流の場となる施設を選定。
種類・施設例	〈小学校〉 市立小学校 〈中学校〉 市立中学校 〈高等学校〉 和光高校、和光国際高校 〈大学〉 目白大学大学院 〈図書館〉 和光市図書館、下新倉分館 〈市民文化センター〉 市民文化センター 〈公民館・コミュニティセンター・地域センター〉 公民館・コミュニティセンター・地域センター 〈スポーツ施設〉 総合体育館、市民プール、公民館（体育室）、フィットネスジム、ゴルフ練習場、テニスクラブなど 〈活動交流スペース〉 和光理研インキュベーションプラザなど



図 2-28 教育文化機能の配置状況

資料：和光市、埼玉県、税務大学、学校法人目白大学の各ホームページ（令和5（2023）年9月時点）

凡 例		
教育文化		
● 小学校	◆ 図書館	■ 教育文化機能徒歩利用圏（半径500m）
● 中学校	◆ 市民文化センター	■ 市街化区域
● 高等学校	◆ 公民館・コミュニティセンター・地域センター	— 幹線道路等
● 大学	◆ スポーツ施設	
	◆ 活動交流スペース	

⑧行政機能

施設選定の考え方	中枢的な行政機能のほか、行政窓口を有する施設を選定。
種類・施設例	〈市役所〉 和光市役所 〈出張所〉 出張所

凡 例	
行政	
● 市役所	
● 出張所	
■ 行政機能徒歩利用圏（半径500m）	
■ 市街化区域	
— 幹線道路等	

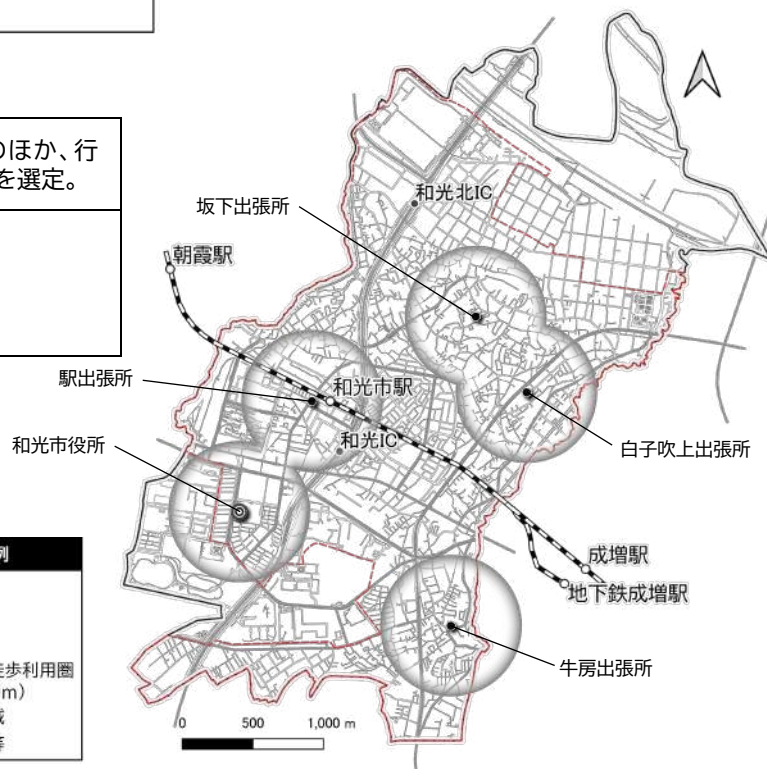


図 2-29 行政機能の配置状況

資料：和光市資料（令和5（2023）年9月時点）

(6) 災害

1) 土砂災害

①土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域

■土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域については、白子一～三丁目、新倉二・三丁目などで指定されています。

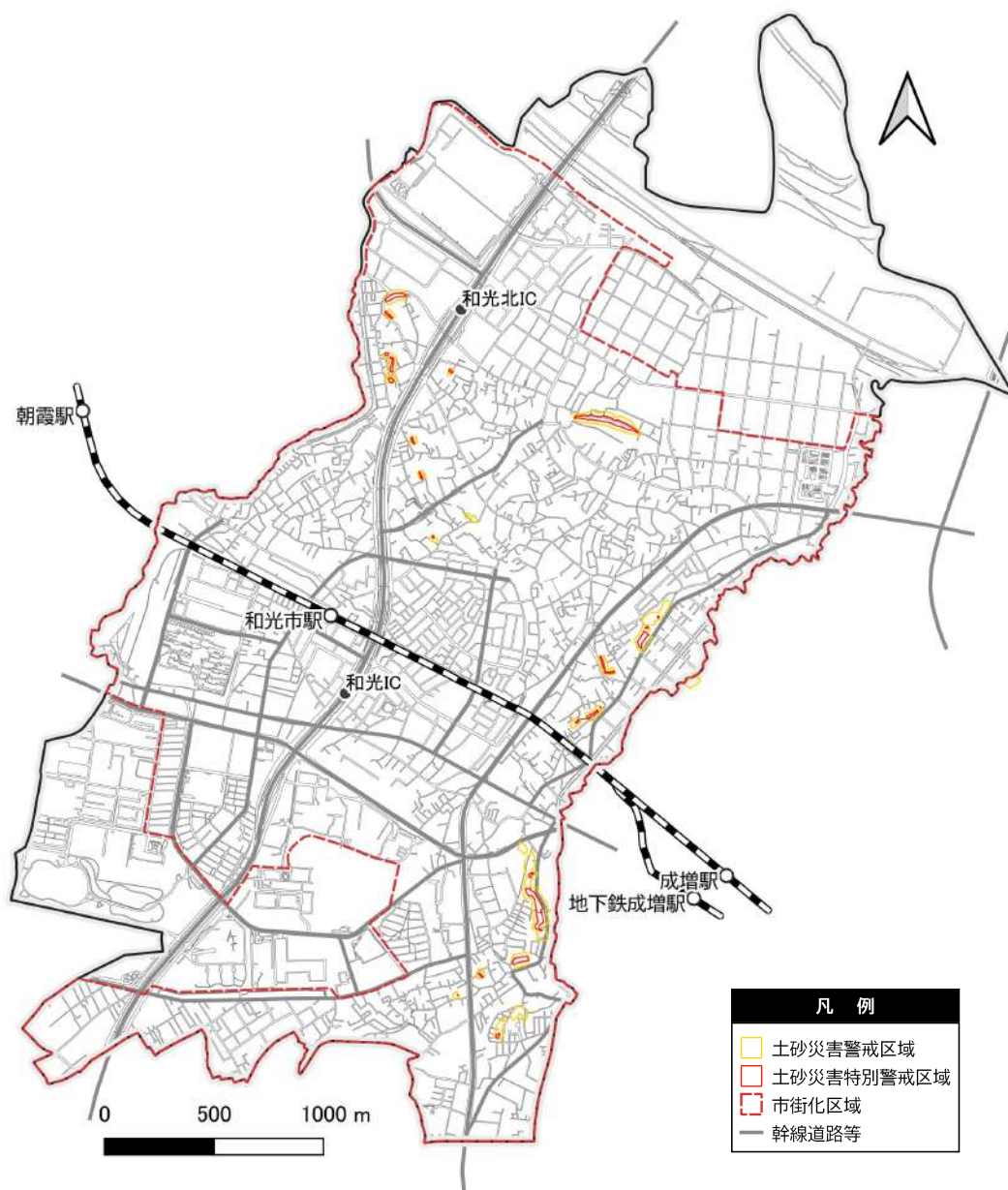


図 2-30 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域

資料:朝霞県土整備事務所提供データ

②大規模盛土造成地

- 大規模盛土造成地については、中央部と南部に合計6箇所（谷埋め型が4箇所、腹付け型が2箇所）あります。

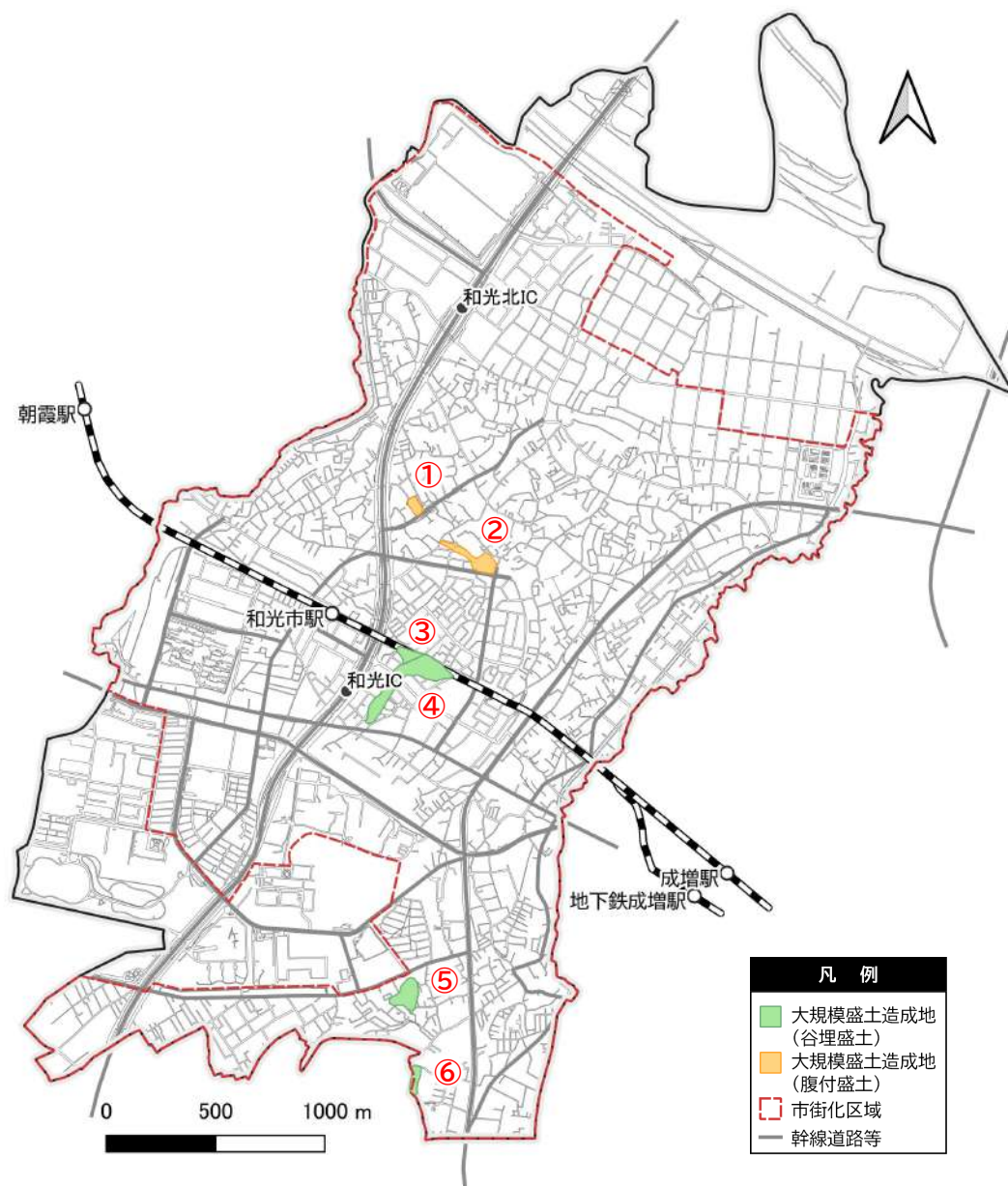


図 2-31 大規模盛土造成地

資料：和光市大規模盛土造成地マップ(和光市)

2) 洪水

①洪水浸水想定区域等（浸水深：想定最大規模降雨）

- 荒川の想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域は、市北側及び白子川沿いに指定されており、大部分が3.0～5.0m未満であり、一部5.0～10.0m未満の区域も見られます。
- 新河岸川流域の想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域等は、市北側及び越戸川沿い、谷中川沿い、白子川沿いに指定されています。浸水深は大部分が0.5～3.0m未満となっています。



図 2-32 荒川の想定最大規模降雨での洪水浸水想定区域

資料：荒川水系荒川洪水浸水想定区域図
（国土交通省荒川上流河川事務所、
荒川下流河川事務所）

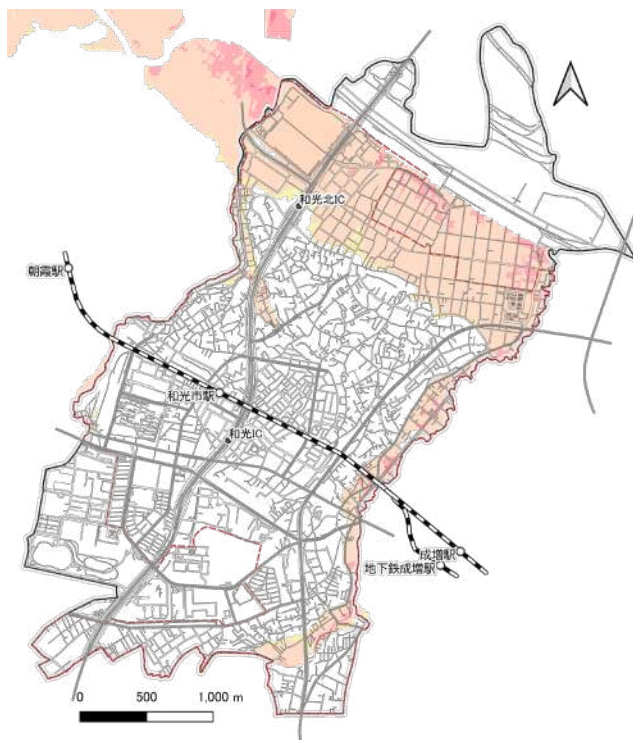


図 2-33 新河岸川流域の想定最大規模降雨での洪水浸水想定区域等

資料：荒川水系新河岸川流域洪水浸水想定区域図
・水害リスク情報図（埼玉県）

②洪水浸水想定区域等（浸水深：計画規模降雨）

- 荒川の計画規模降雨による洪水浸水想定区域は、市北側及び白子川沿いに指定されています。浸水深は、0.5～3.0m未満が多く、新倉八丁目、下新倉五・六丁目周辺では3.0～5.0m未満となっています。
- 新河岸川流域の計画規模降雨による洪水浸水想定区域等は、市北側及び白子川沿いの一部に指定されています。浸水深は大部分が0.5～3.0m未満となっています。



図 2-34 荒川の計画規模降雨での洪水浸水想定区域

資料：荒川水系荒川洪水浸水想定区域図
(国土交通省荒川上流河川事務所、
荒川下流河川事務所)

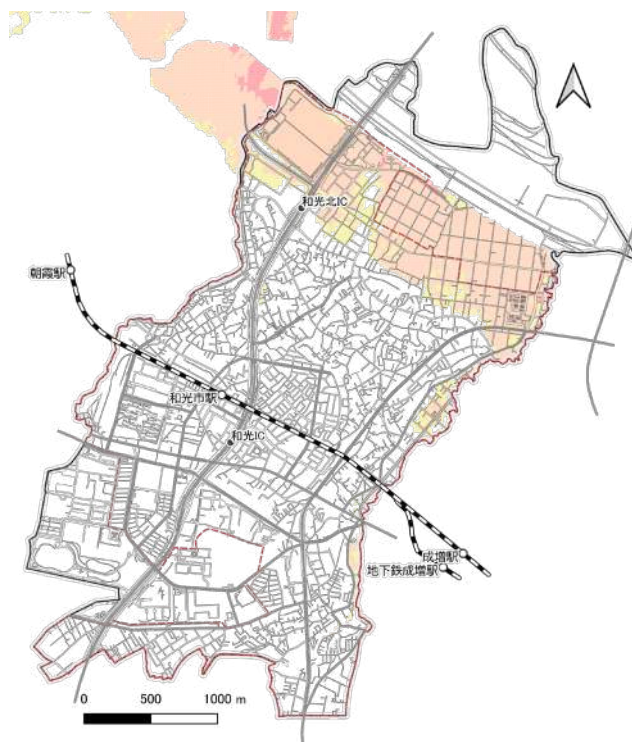


図 2-35 新河岸川流域の計画規模降雨での洪水浸水想定区域等

資料：荒川水系新河岸川流域洪水浸水想定区域図
・水害リスク情報図(埼玉県)

③洪水浸水想定区域等（浸水継続時間：想定最大規模降雨）

- 浸水継続時間は、氾濫水が到達後、一定の浸水深（0.5mを基本）に達してからその浸水深を下回るまでの時間のことです。
- 荒川の浸水継続時間は、越戸川及び白子川沿いの一部が長期の孤立に伴う飲料水や食料などの不足による健康障害の発生、生命の危機が生じるおそれがあるとされる浸水継続時間3日間以上の区域となっています。
- 新河岸川流域の浸水継続時間も同様に、越戸川及び白子川沿いの一部が3日間以上の区域となっています。

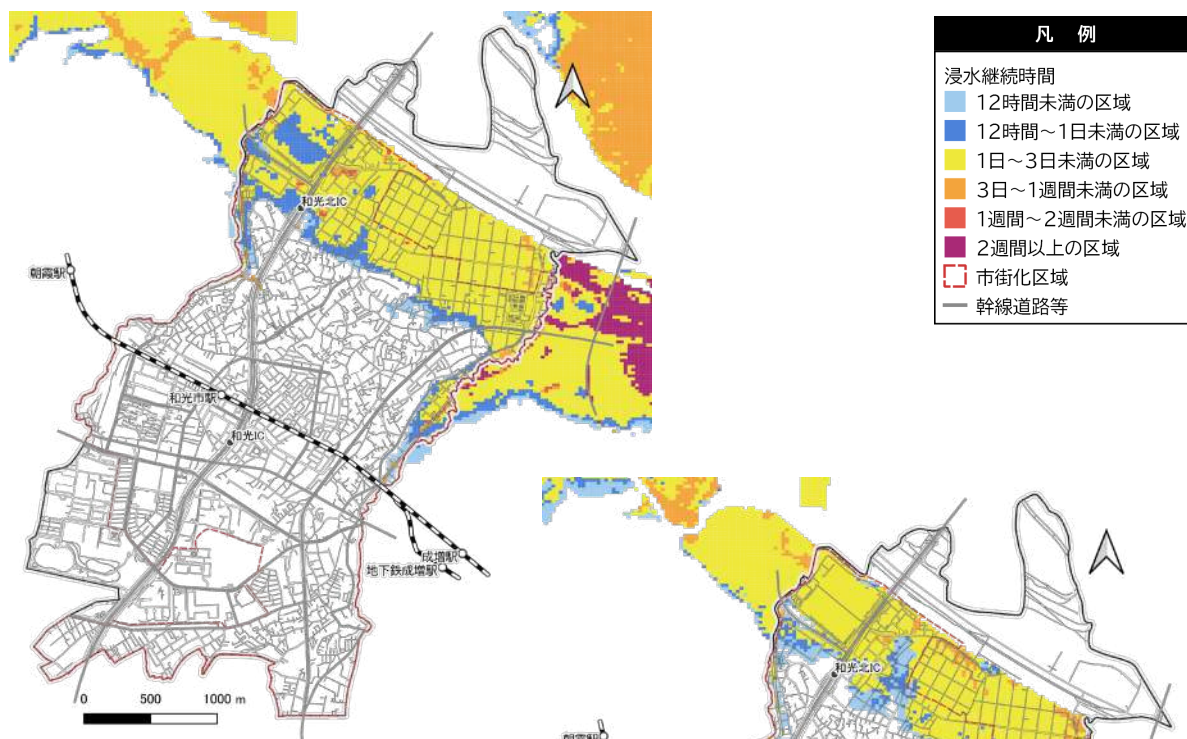


図 2-36 荒川の想定最大規模降雨での
浸水継続時間

資料：荒川水系荒川洪水浸水想定区域図
(国土交通省荒川上流河川事務所、
荒川下流河川事務所)

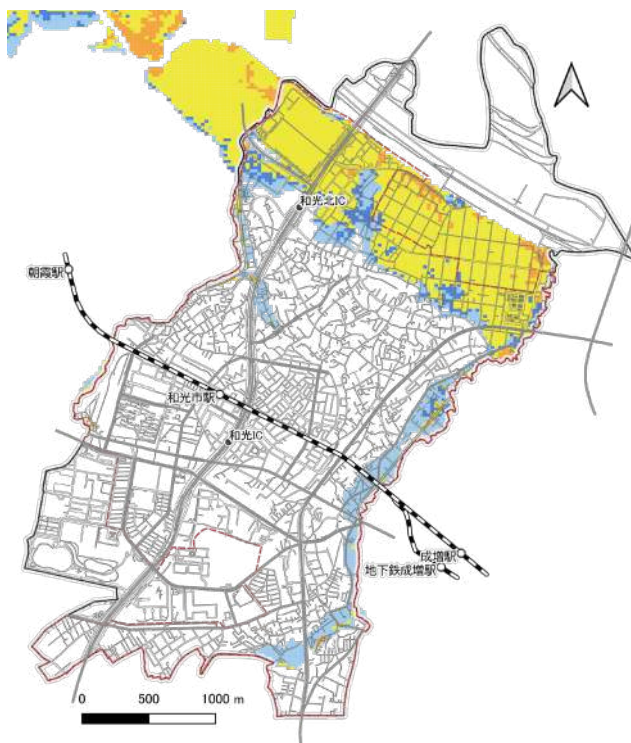


図 2-37 新河岸川流域の想定最大規模降雨での
浸水継続時間

資料：荒川水系新河岸川流域洪水浸水想定区域図
・水害リスク情報図(埼玉県)

④家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食・氾濫流）

- 家屋倒壊等氾濫想定区域は、家屋の倒壊・流出をもたらすような堤防決壊などに伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域です。
- 荒川の家屋倒壊等氾濫想定区域は、市北側一帯に氾濫流が指定されています。
- 新河岸川流域の家屋倒壊等氾濫想定区域は、新河岸川沿いの一部、越戸川沿い、谷中川沿い、白子川沿いに河岸侵食が指定されています。

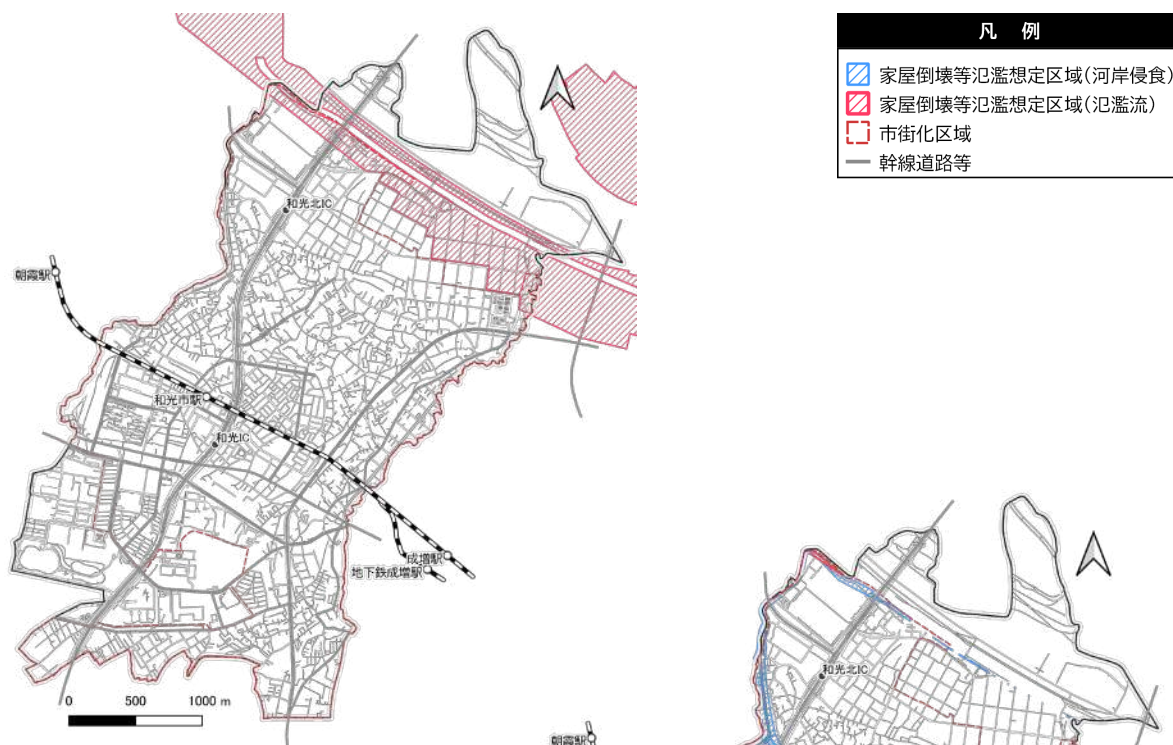


図 2-38 荒川の家屋倒壊等氾濫想定区域

資料：荒川水系荒川洪水浸水想定区域図
(国土交通省荒川上流河川事務所、
荒川下流河川事務所)

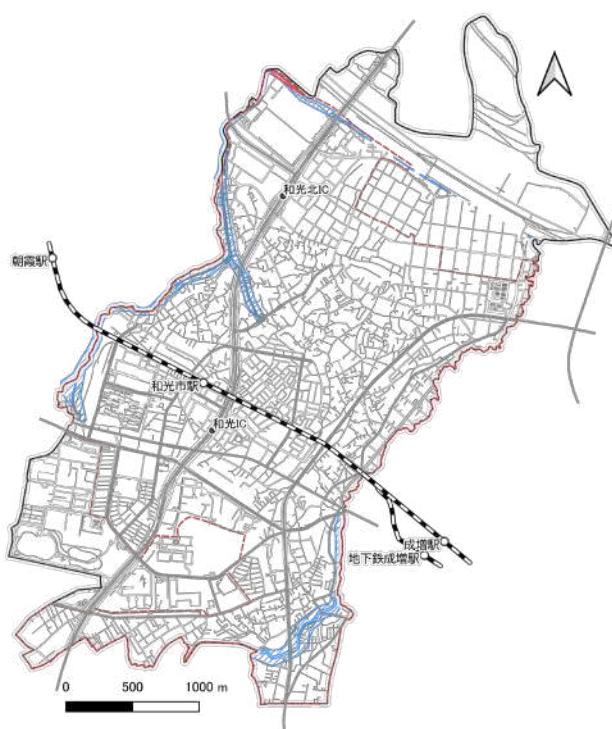


図 2-39 新河岸川流域の家屋倒壊等氾濫想定区域

資料：荒川水系新河岸川流域洪水浸水想定区域図
・水害リスク情報図(埼玉県)

3) 内水浸水想定区域（浸水深）

- 内水浸水想定区域に基づく内水（大雨で下水道や水路がいっぱいになり、マンホールなどから水があふれること）の可能性のある区域は、市内の広い範囲となっていますが、多くの浸水深が0.1～0.5m未満となっています。

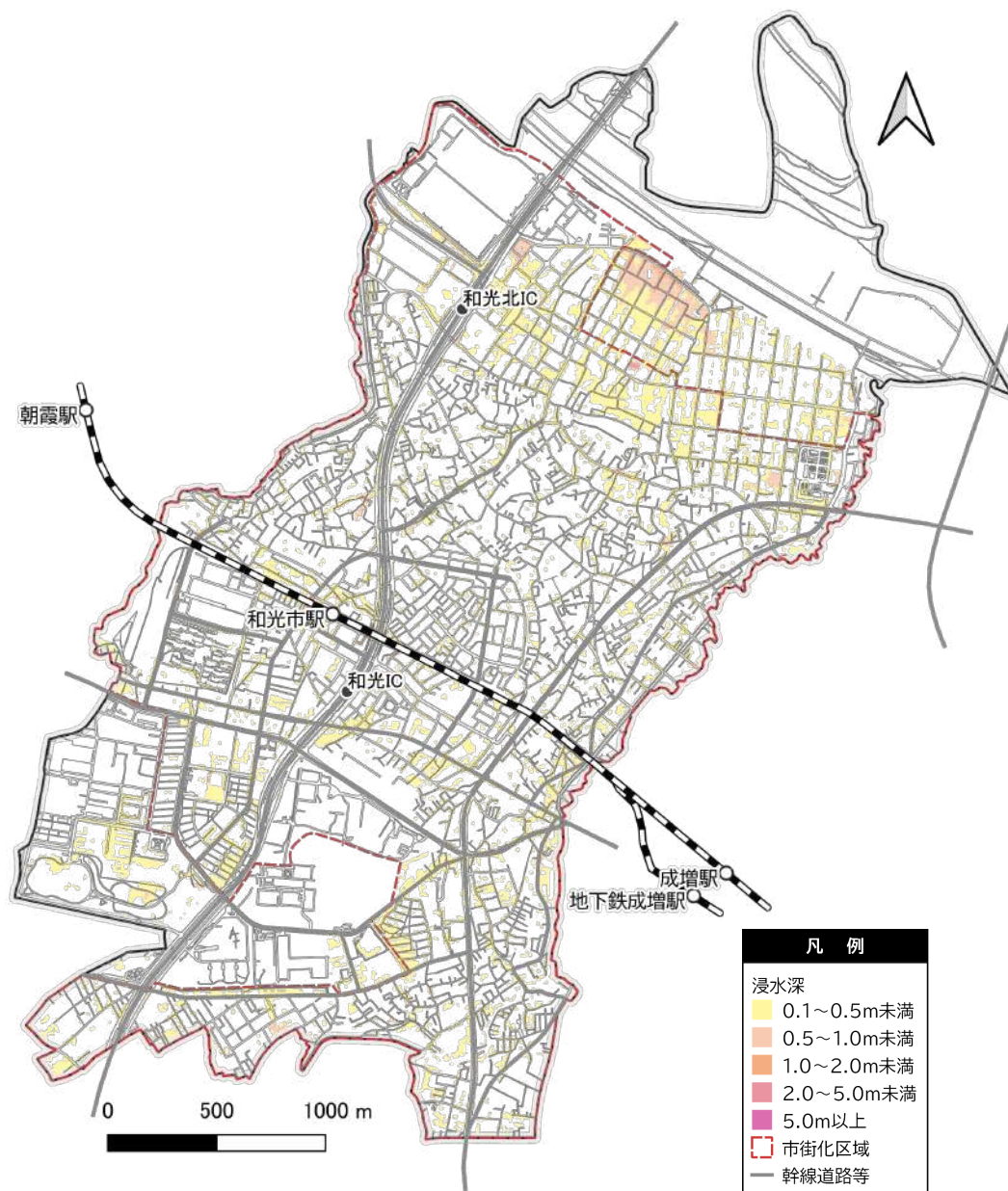


図 2-40 内水浸水想定区域

資料：内水ハザードマップ(和光市)

4) 地震・火災

①地表震度分布

- 本市に最も影響が大きいと考えられる東京湾北部地震（ $M=7.3$ ）が発生した場合の震度分布は、市北側において震度6強が想定されており、そのほかでは震度6弱が想定されています。

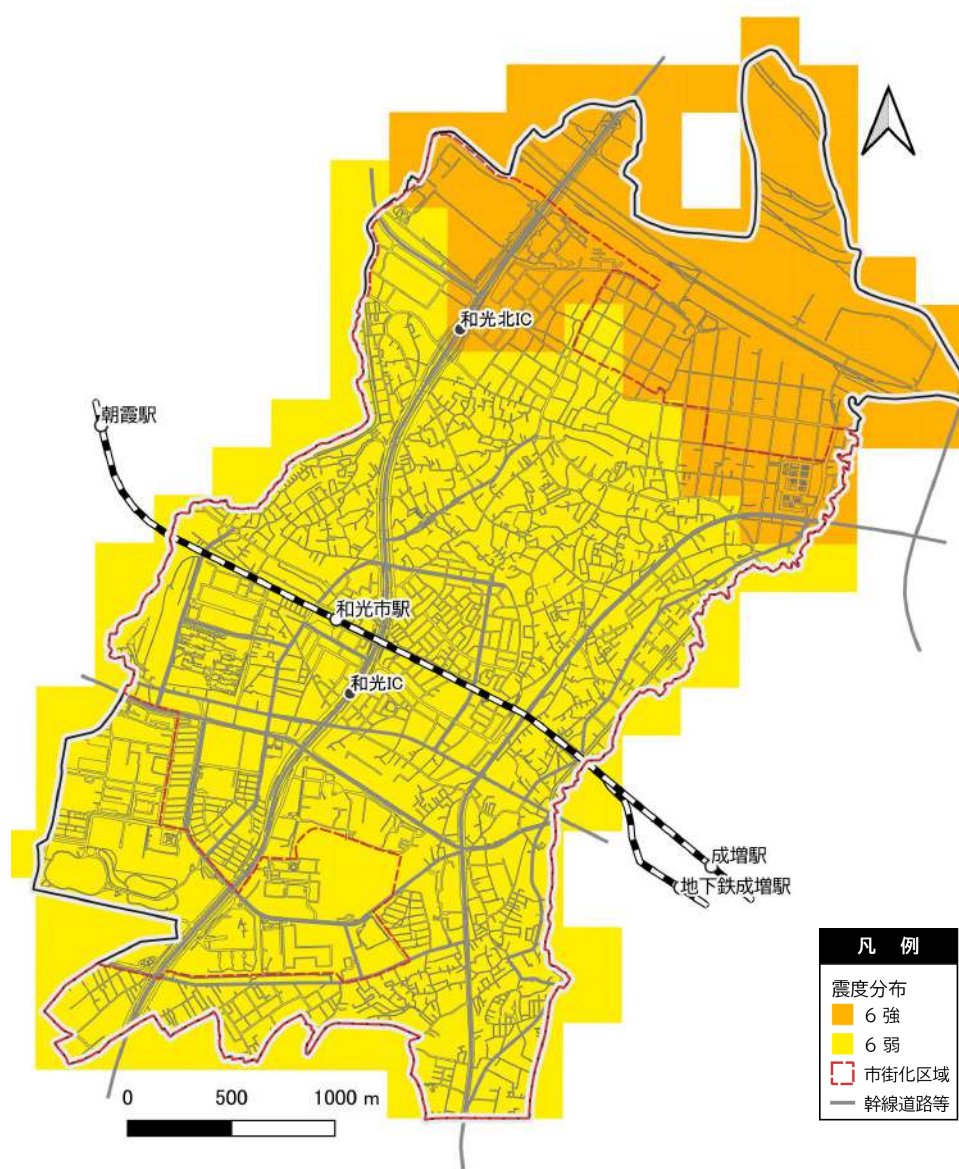
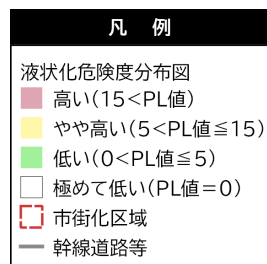


図 2-41 震度分布図(東京湾北部地震)

資料:平成24(2012)・25(2013)年度埼玉県地震被害想定調査報告書(埼玉県)

②液状化

- 本市に最も影響が大きいと考えられている東京湾北部地震（ $M=7.3$ ）が発生した場合において、市北側で液状化の可能性が高いと想定されています。



※PL 値：地盤の液状化の可能性の程度を表す指数



図 2-42 液状化危険度分布図(東京湾北部地震)

資料：平成24(2012)・25(2013)年度
埼玉県地震被害想定調査報告書(埼玉県)

③建物被害

- 本市に最も影響が大きいと考えられている東京湾北部地震（ $M=7.3$ ）が発生した場合の全壊する建物数は、市内全域で 518 棟と想定されています。
- 揺れによる全壊数の分布を見ると、市北側及び白子川周辺に分布しており、特に新倉二丁目及び下新倉五丁目は5.0棟以上の建物の全壊が想定されています。

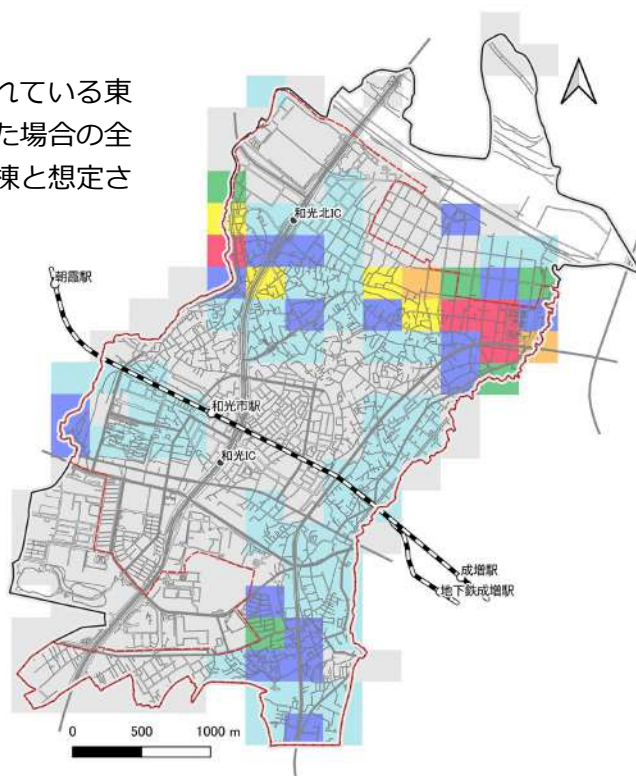
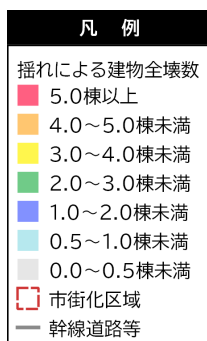


図 2-43 揺れによる建物全壊数(東京湾北部地震)

資料：平成24(2012)・25(2013)年度
埼玉県地震被害想定調査報告書(埼玉県)

④延焼危険箇所

- 市内においては、国などが示す住宅密集地の指標（住宅戸数密度 30 戸/ha 以上かつ不燃領域率 40%未満）に該当する火災延焼の危険性が著しく高い箇所はありません。

《埼玉県調査における火災延焼の危険性に関する各種数値(市内で相対的に高い箇所)》

町丁目	住宅戸数密度	不燃領域率	延焼クラスター構成建物数
下新倉三丁目	18.2戸/ha	45.5%	452棟
下新倉四丁目	20.6戸/ha	53.1%	302棟

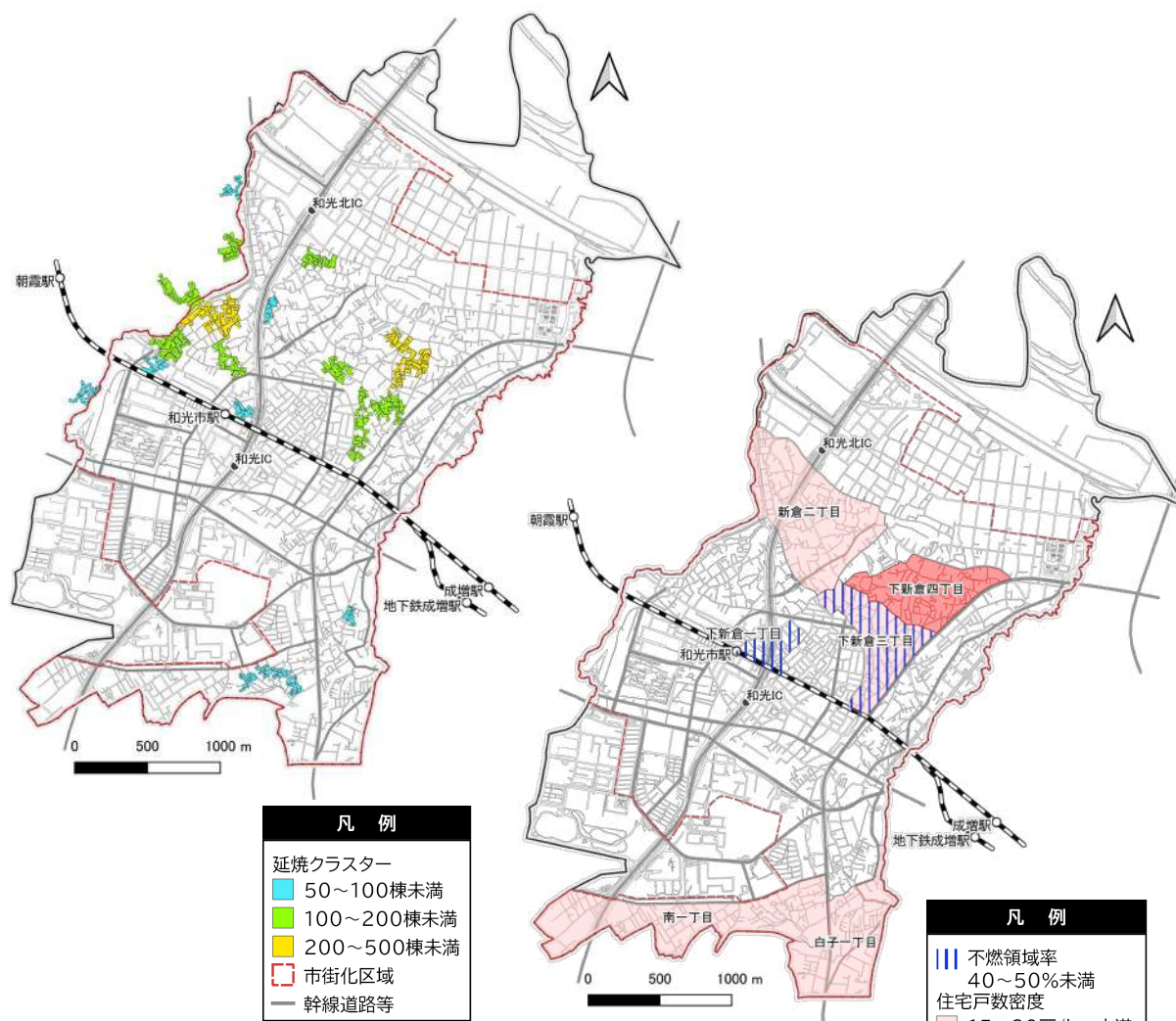


図 2-44 延焼クラスター

図 2-45 住宅密集地

資料：平成30(2018)年3月内閣府公表データ、
平成24(2012)・25(2013)年度埼玉県地震被害想定調査報告書(埼玉県)

(7) 市街地整備

1) 市街地開発事業等

- 市内においては、和光市駅北口地区、白子三丁目中央地区、越後山地区、和光北インター東部地区の4地区で土地区画整理事業が施行中です。
- 和光市駅北口において、市街地再開発事業の検討を進めています。
- 和光市駅北側は、昭和45(1970)年に中央土地区画整理事業として142haが都市計画決定されており、一部においては事業が開始され、良好な市街地が形成されていますが、残りの約105.2haについては長期未着手の状況です。

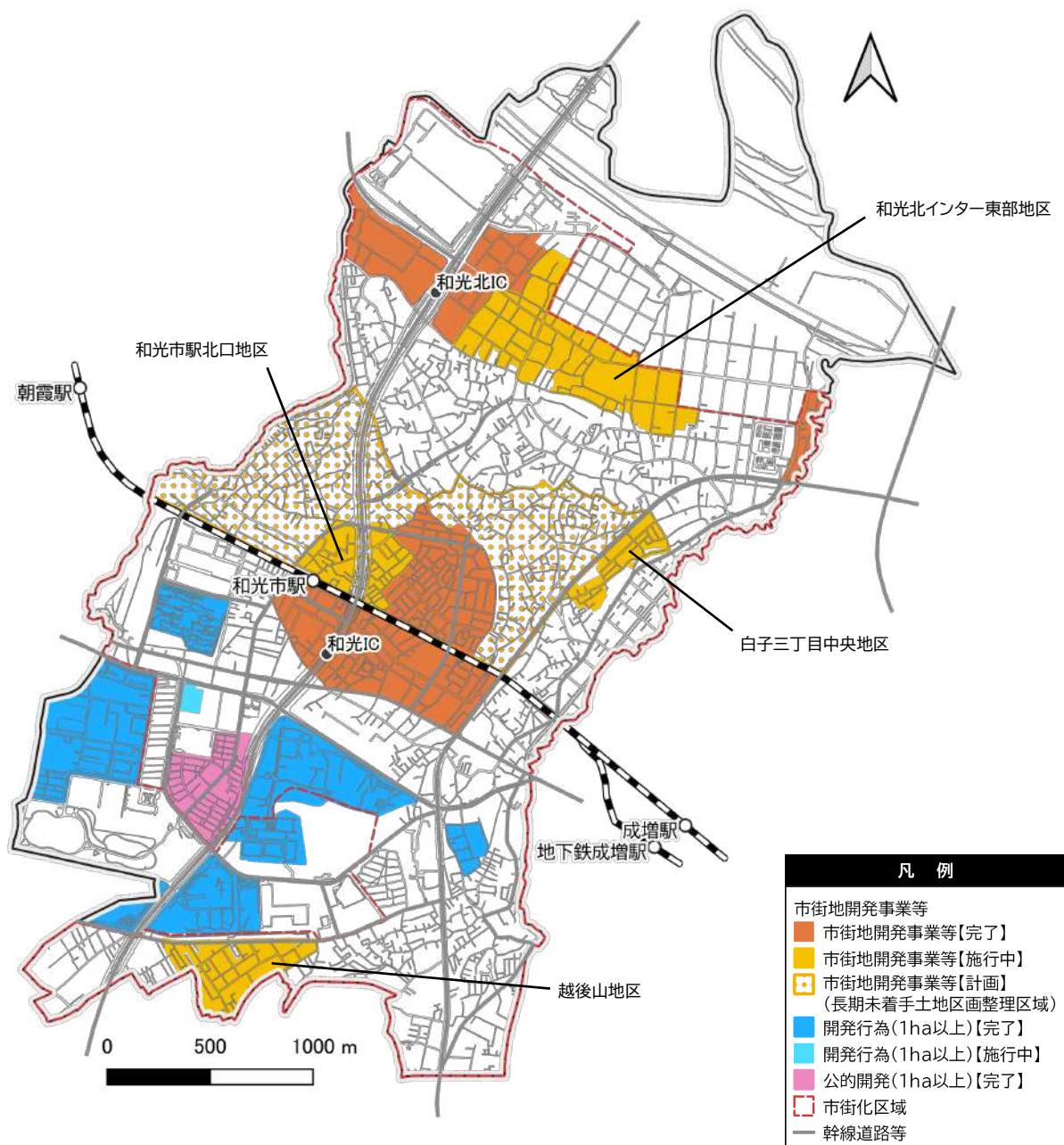


図 2-46 市街地開発等状況

資料:令和2(2020)年都市計画基礎調査(一部加工)

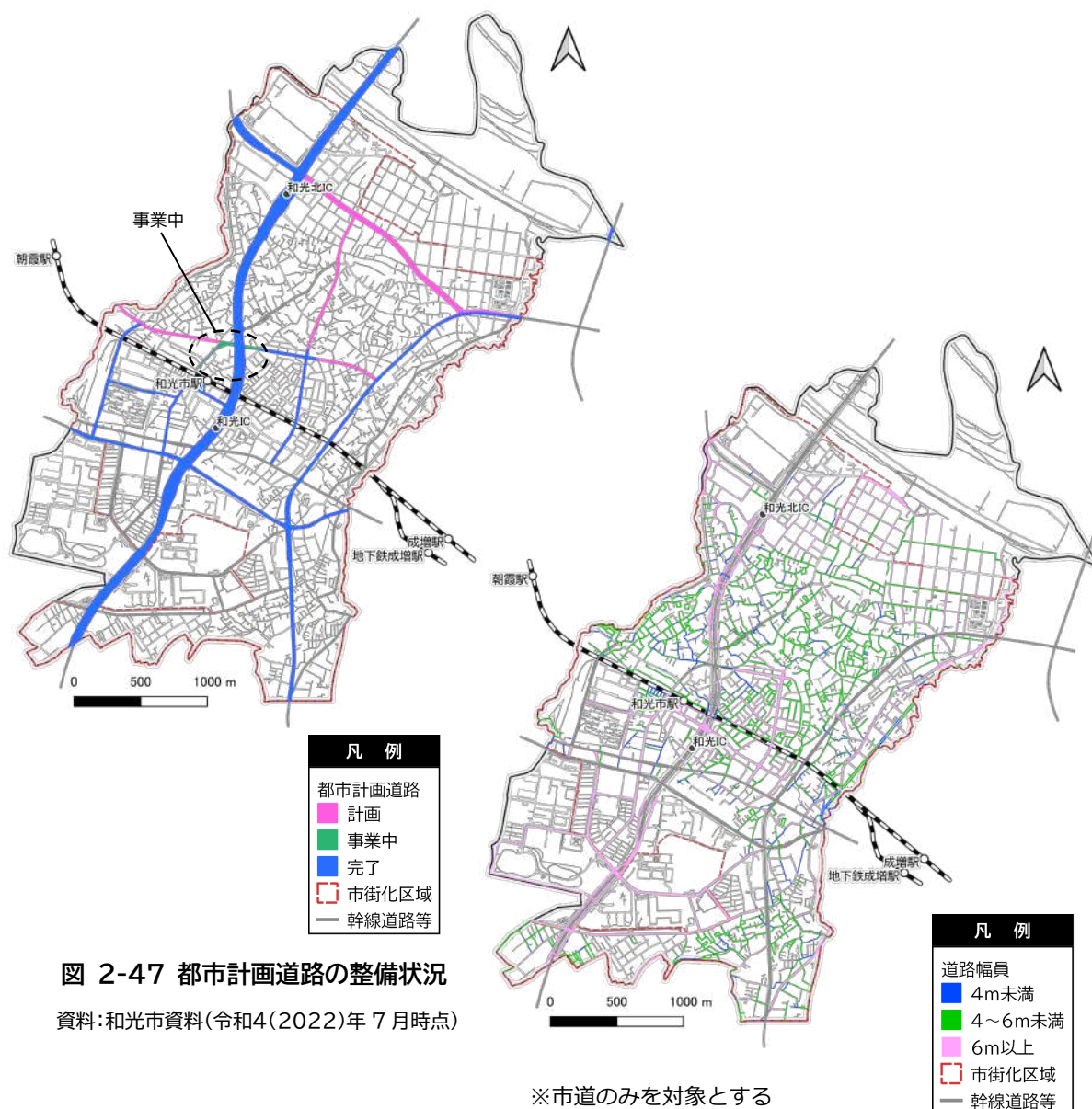
2) 道路の状況

【都市計画道路の状況】

- 都市計画道路については、都市計画道路宮本清水線と都市計画道路北口駅前線で事業中です。
- 市北部において、未整備区間がまとまってある状況です。

【道路の幅員】

- 市内全域において、幅員が6m未満の狭い道路がある状況です。

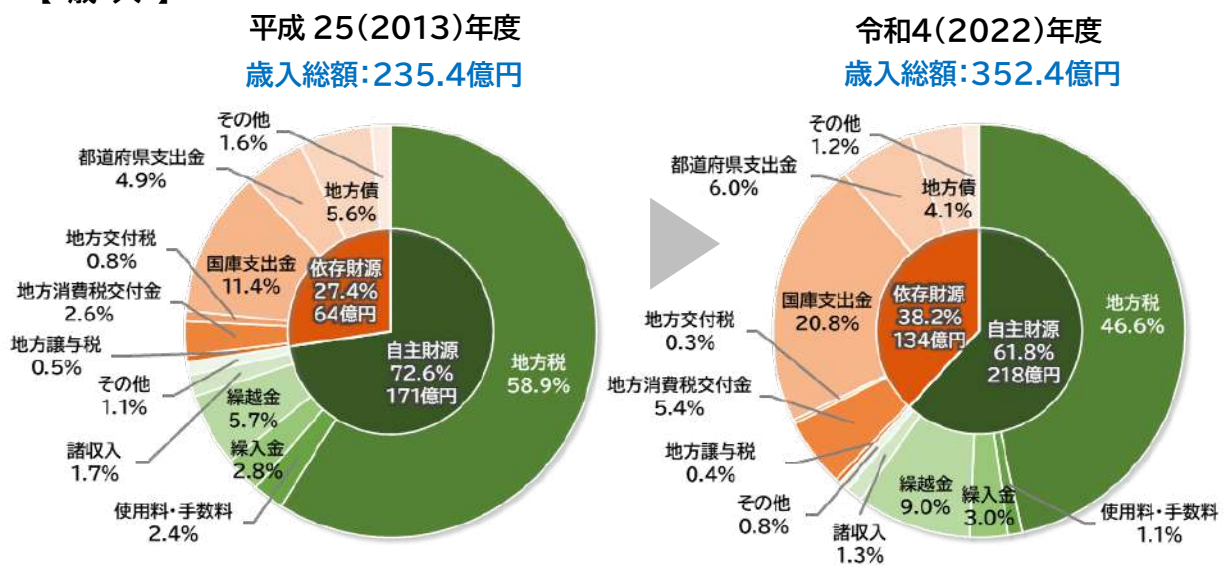


(8) 財政・地価

1) 財政状況

- 歳入については、平成25(2013)年度から令和4(2022)年度の10年間に、自主財源額、依存財源ともに金額が増加しています。
- 歳出については、高齢者などの増加に伴い、社会福祉費としての扶助費の割合が増加しています。普通建設事業費などの投資的経費の割合は減少しています。
- 公共施設などの老朽化が進行する中、施設などの安全・安心で快適な利用環境を確保するため、継続的な費用負担が見込まれます。(38 ページ 図2-50 参照)

【歳入】



【歳出(性質別)】

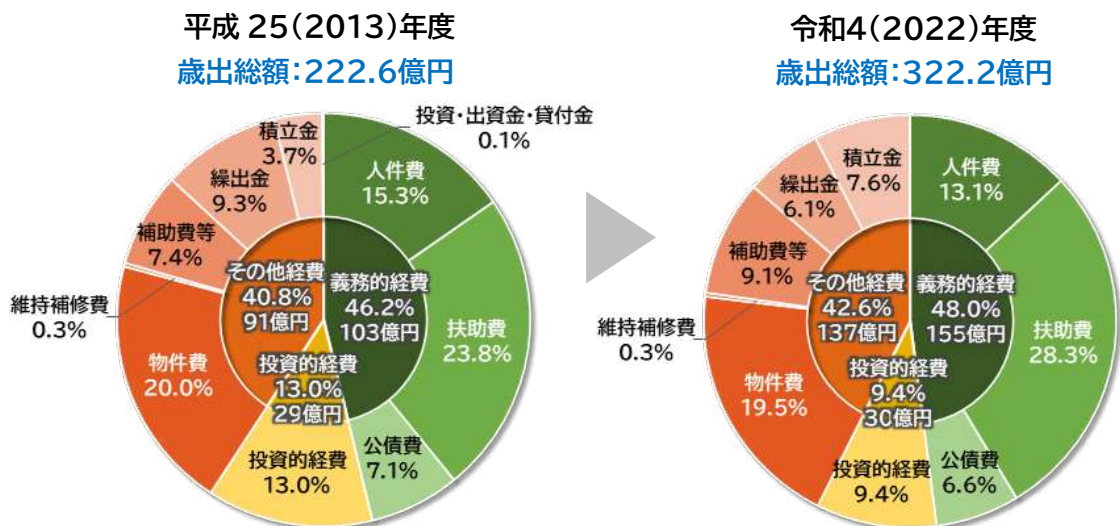


図 2-49 本市の歳入・歳出構造の変化

資料:平成25(2013)年度、令和4(2022)年度市町村決算カード

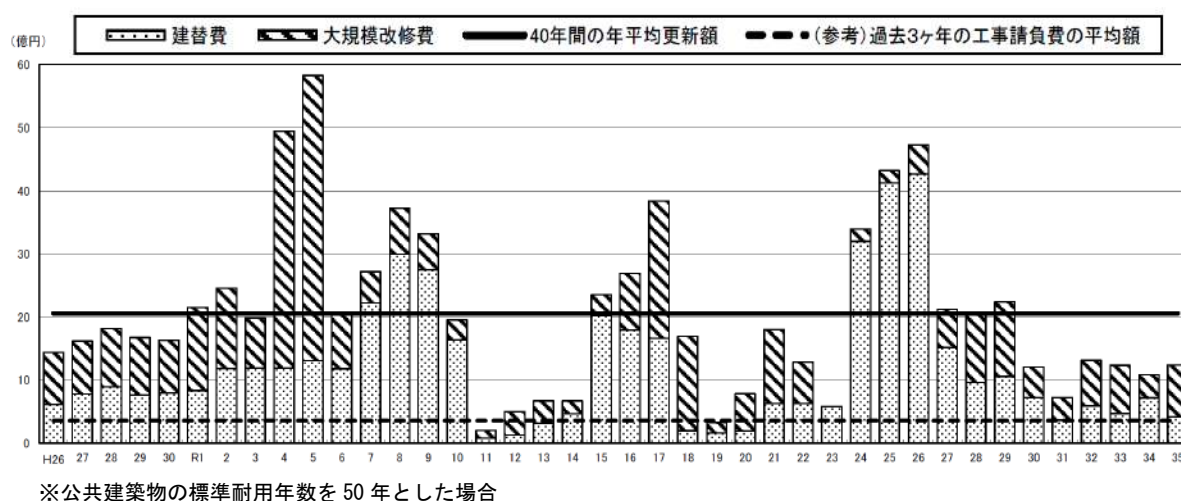


図 2-50 公共建築物の将来更新費用の試算結果

資料:和光市公共施設等総合管理計画

2) 地価の動向

- 本市の地価の動向としては増加傾向で推移しています。
- 特に、利便性の高い和光市駅周辺は、市内全域よりも増加率は高く、継続して価値が高まっていることが伺えます。



図 2-51 各エリアの地価公示(平均値)の推移

資料:平成28(2016)年～令和5(2023)年地価公示

(9) コミュニティ

1) 学区

- 本市の学区は小・中学校の立地状況などに応じて、小学校区は9学区、中学校区は3学区で設定しており、公共施設の配置や地域コミュニティの単位にも用いられています。

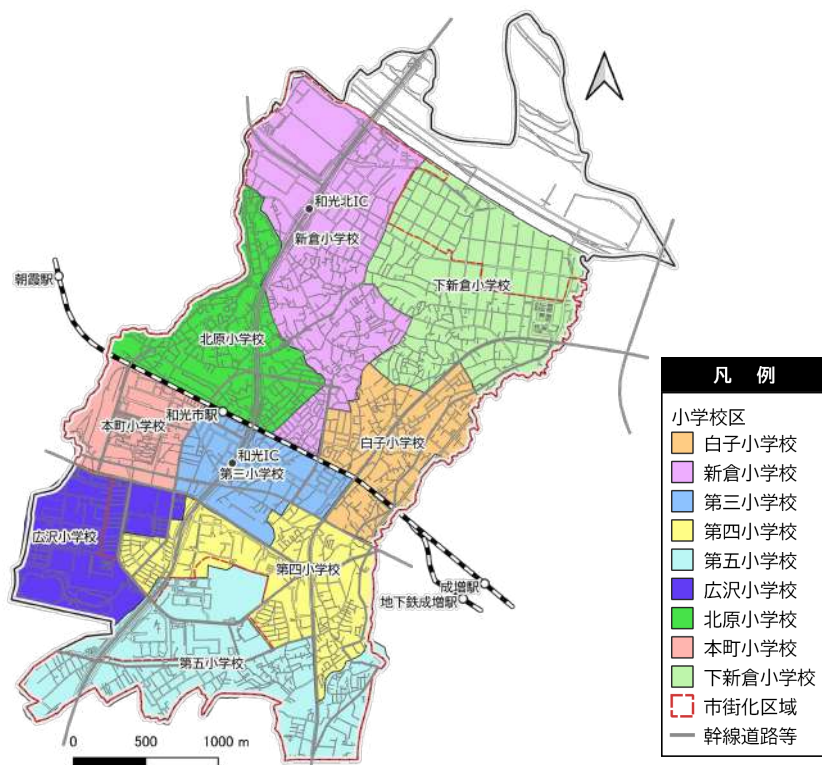


図 2-52 市内の小学校区

資料:和光市資料

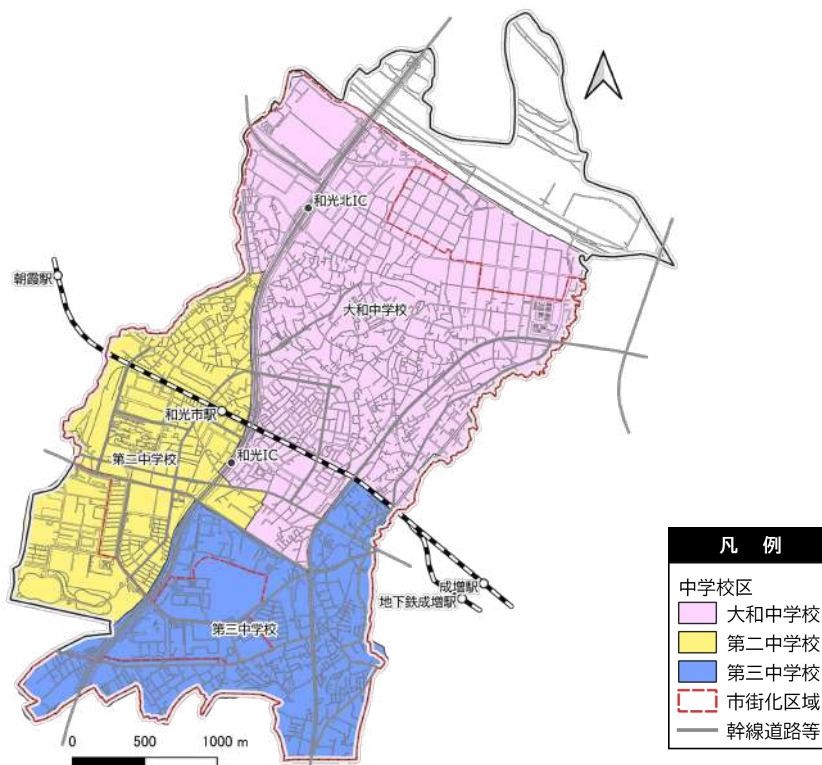


図 2-53 市内の中学校区

資料:和光市資料

2-2 本市の都市構造上の課題

本市の現況の特性や将来的な見通しを踏まえ、都市構造上の課題を整理します。

〈 現況(まとめ) 〉

位置・地形 8ページ	■ 鉄道と道路交通の幹線が市内を通過しており、都心への交通利便性が高い地域である。
人口 9～15 ページ	■ 本市の総人口は、国立社会保障・人口問題研究所(平成30(2018)年推計)によると緩やかに減少する見込みで、令和27(2045)年には約7.7万人になると推計されている。 ■ 今後、15歳未満の年少人口比率と15～64歳の生産年齢人口比率は減少傾向、65歳以上の高齢化率は増加する見込みである。 ■ 平成27(2015)年の人口密度は、100人/ha以上の地域も多く、高密度な市街地が形成されている。 ■ 平成27(2015)年から令和27(2045)年の人口増減は地域によってバラつきがある。 ■ 大規模な中高層集合住宅が立地している箇所では高齢化率が高くなっている。 ■ 公務員宿舎や集合住宅が立地している箇所では局所的に年少人口比率が高くなっている。 ■ 若者世代、子育て世帯は年々転出傾向が強まっており、子育て層向けの住宅への住み替えを契機とした転出傾向が伺える。
土地利用 16ページ	■ 市域の7割が市街化区域で、土地利用現況は住宅用地が中心で、低層住宅、商業・業務など都市機能と中高層の集合住宅が複合した地区、大規模な集合住宅など多様な住宅地がある。 ■ 和光市駅北側は、建築制限による無秩序な市街化抑制の一方で、土地活用が制限されている。 ■ 複数の大規模な工業・公益施設系の用地が存在している。
都市交通 17～19 ページ	■ 鉄道と高頻度な民間の路線バスにより、地域公共交通ネットワークが形成されている。 ■ 市内循環バスが運行しており、バス交通の徒歩利用圏は住宅地の大半をカバーしている。
都市機能施設 20～24 ページ	■ 市街化区域内は、各都市機能施設の徒歩利用圏がおおむねカバーしており、生活利便性が確保されている。 ■ 和光市駅から西大和団地周辺をはじめ、埼玉病院周辺、新倉小学校周辺などに都市機能の集積が見られる。
災害 25～34 ページ	■ 市北側及び越戸川沿い、谷中川沿い、白子川沿いには浸水リスクがあり、居住地も含まれている。 ■ 市東部、北西部を中心に市街化区域内に土砂災害の可能性があるエリアが存在している。 ■ 地震による液状化、建物倒壊・焼失の可能性が高いエリアは、市北側一帯に多く存在している。
市街地整備 35～36 ページ	■ 和光市駅北口において市街地再開発事業の検討を進めている。 ■ 和光市駅北側には土地区画整理事業が長期未着手となっている地区が存在している。 ■ 4地区で土地区画整理事業が施行中である。 ■ 市北部は、都市計画道路の未整備区間が多い。 ■ 市内全域で幅員6m未満の狭い道路が多く存在している。
財政・地価 37～38 ページ	■ 本市の歳出は、高齢者などの増加に伴い、社会福祉費としての扶助費の割合が増加している。 ■ 公共施設などの老朽化が進行する中、施設などの安全・安心で快適な利用環境を確保するため、継続的な費用負担が見込まれる。 ■ 市内の地価公示は継続して増加傾向となっている。
コミュニティ 39ページ	■ 小学校区は施設配置やコミュニティの単位となっている。

〈 想定される課題 〉

■暮らしの場として引き続き選ばれるため、都心への交通利便性が高い都市の特性を生かすことが必要。

■高齢者人口は増加する中、生産年齢人口は減少するため、地域におけるまちづくりの担い手の減少や地域コミュニティの希薄化が懸念。

■人口減少や少子高齢化により、市内の経済活動が低下することが懸念。

■地域によって世代構成バランスの偏りが大きくなることが懸念。〈①〉

■高齢化の進行に伴い、車の運転が困難な高齢者の生活利便性と外出機会の低下が懸念。

■住宅地タイプごとの特性に応じた住環境の形成・改善が必要。〈②〉

■工業・公益施設系の操業環境を維持できるよう、周辺の住宅地との土地利用のすみ分けが必要。〈③〉

■地域公共交通は引き続き、日常的な移動手段として、将来に渡り維持していくことが必要。〈④〉

■市内には急な坂もあり、運転免許を返納した高齢者など交通弱者の公共交通による移動確保が必要。〈⑤〉

■今後も生活利便性を確保するため、地域の人口構成や時代のニーズに応じた都市機能の誘導とともに、現在の都市機能の維持を図ることが必要。〈⑥〉

■集中豪雨や地震などによる災害が予想される区域が市街地内に多く存在し、人的・物的被害が懸念。〈⑦〉

■和光市駅周辺における一体的なまちの魅力の向上のため、和光市駅北口の拠点的な機能立地、交通結節機能の充実、駅前空間の形成が必要。〈⑧〉

■日常生活における安全で快適な通行や地域の防災・減災機能の改善のため、狭あい道路解消に向けた検討が必要。〈⑨〉

■高齢化の進行に伴う扶助費の増加や、老朽化などによる公共施設の維持・更新コストの増加など、行政運営は厳しさを増すことが懸念。

■小学校区を基本とした地域コミュニティを重視する考え方の考慮が必要。〈⑩〉

〈 都市構造上の課題 〉

【都市機能に関する課題】

◇市の玄関口の和光市駅周辺は多様な機能が集積していますが、駅北側は拠点性の向上、賑わいの創出が必要です。

◇高齢者や子育て世代など多様な世代のニーズやライフスタイルの変化に応え、市民の生活を支える都市機能を維持・誘導する必要があります。

◇高齢化の進行や子育てしやすい環境の確保のためには、徒歩を中心とした日常生活が成り立つようにしていくことが必要です。

【居住に関する課題】

◇高齢化の進行に伴う変化に対応し、持続可能なまちづくりを進めるため、子育て世代を中心とした定住人口を確保し、適切な世代構成バランスを保つ必要があります。

◇都心との近接性を生かしながら、多世代が住み続けられる住環境の形成が必要です。

◇西大和団地の団地再生などと合わせた、日常生活の利便性を確保する取組が必要です。

【防災に関する課題】

◇災害や地域特性に応じて、ハード(雨水排水施設の整備など)とソフト(防災体制の充実など)の両面から防災・減災対策に取り組むことが必要です。

【公共交通に関する課題】

◇運転のできない交通弱者の自動車以外の交通手段を確保する必要性は、今後の高齢化に伴い増大することから、誰もが外出しやすい交通環境の形成のため、公共交通ネットワークの維持や利便性の向上が必要です。

※番号は42ページの箇所図を参照

41 ページの「想定される課題」において、具体的な位置を示すことができる内容は、以下のとおりです。

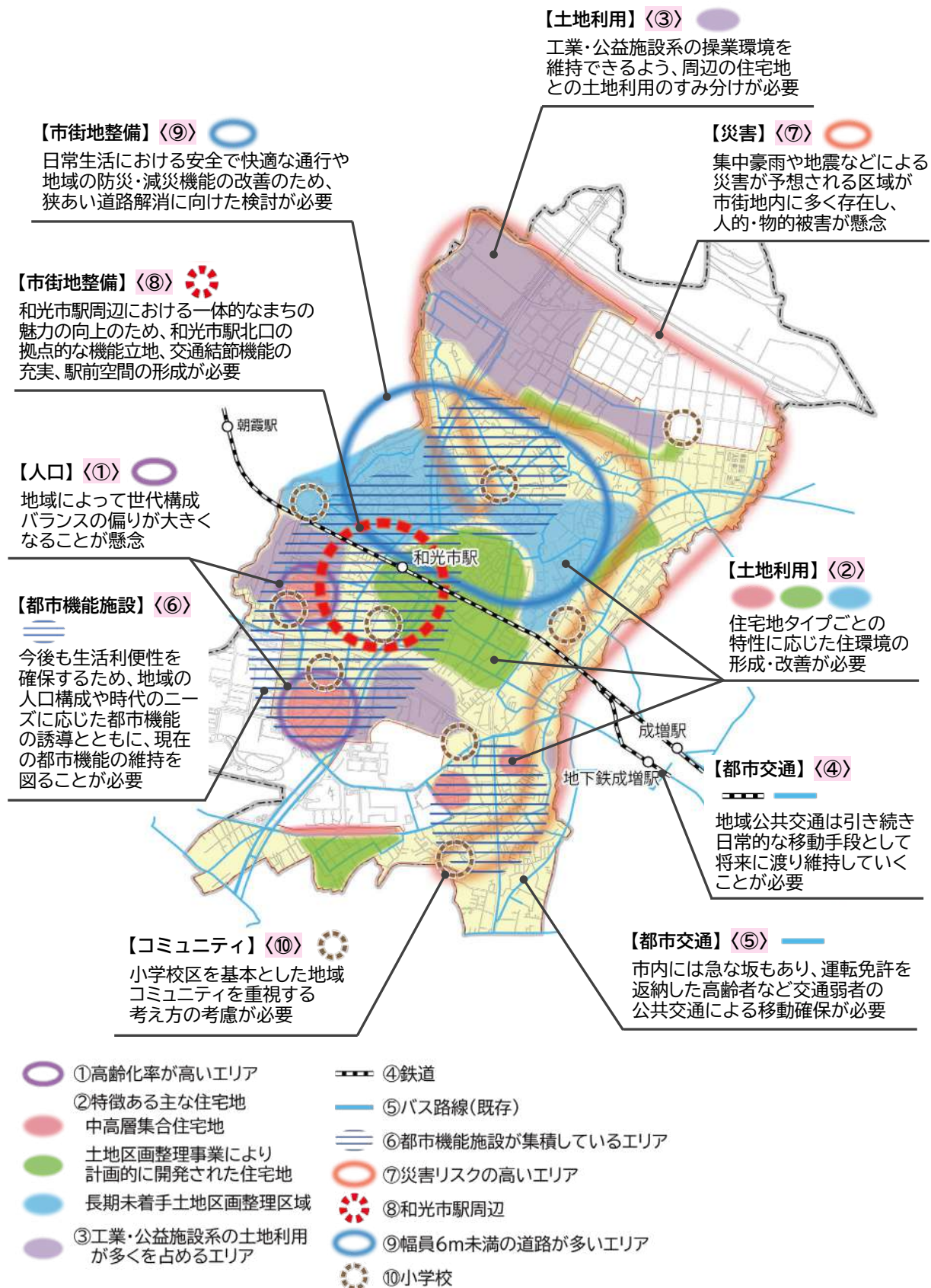


図 2-54 想定される課題の主な箇所

第3章

立地適正化計画で目指す将来の姿

- 3-1 立地適正化計画における
まちづくりの方針 44
- 3-2 都市の骨格構造 46

第3章 立地適正化計画で目指す将来の姿

本章では、本市の現況と都市構造上の課題を踏まえ、本計画が目指すべき将来の姿として、その方向性を示した立地適正化計画における「まちづくりの方針」や構造的な考え方を示した「都市の骨格構造」について整理します。

本章のポイント

- ✓ まちづくりの方針 参照 45ページ
- ✓ 都市の骨格構造 参照 46～47ページ

3-1 立地適正化計画におけるまちづくりの方針

本計画は、和光市都市計画マスタープランの将来都市像を実現するためのアクションプランでもあるため、和光市都市計画マスタープランで掲げた「まちづくりの基本理念」などを継承しつつ、「都市機能誘導」、「居住誘導」、「公共交通ネットワーク」の3つの枠組みにより立地適正化計画における「まちづくりの方針」を設定します。

《和光市都市計画マスタープランのまちづくりの基本理念など》

【基本理念】

より安心、より快適なまちづくり
～みどり豊かで暮らしやすいまちを求めて～

【将来都市像】

心和み、光輝くまち ふるさと和光

【まちづくりの目標】

①安全・安心	誰もがそれぞれのライフステージで充実した生活を送れるよう、住み慣れた地域で暮らし続けられる安全・安心なまちづくり
②生活	和光市に住んでよかったと思えるよう、快適な生活が送れるとともに、健康で、働き続けることができるまちづくり
③移動	運転免許証を返納した高齢者などの交通弱者をはじめ、すべての市民にとって移動の自由が確保されるまちづくり
④経済	和光北インターチェンジ周辺において、交通利便性を生かした産業拠点の創出によって、地域の活性化及び持続可能な都市活動につながるまちづくり
⑤デジタル技術	デジタル化の急速な進展を踏まえた都市サービスの提供など、魅力やにぎわいのあふれる和光市を次世代につなぐ、社会変化に即したまちづくり

都市機能誘導

まちづくりの方針(ターゲット)1

市全体の活力をけん引する拠点における
都市機能の集積と魅力的な空間の形成

【施策の方向性(ストーリー)】

1-1. 和光市駅周辺の拠点性の向上

和光市駅周辺は、市民生活を支える中心市街地として、子育て世代から高齢者まで便利な生活が送れるよう、都市全体の魅力や賑わいの向上を図る都市機能の充実や環境整備などにより、更なる拠点性の向上を図ります。

また、駅周辺だけの活性化に留まらず、広域的な交通結節点の特性を最大限に活用し、中心市街地の拠点性を向上させることで市内全域がその利便性を享受できるとともに、中心市街地の活力を市内全域に波及させ市全体として賑わいがあり快適に暮らせるまちを目指します。

居住誘導

まちづくりの方針(ターゲット)2

多世代が暮らし続けられる安全・快適な住環境の形成

【施策の方向性(ストーリー)】

2-1. 地域特性を生かした良好な住環境の形成

交通利便性を生かし形成されてきた人口密度の高い居住地について、持続的な生活利便性の確保のため、居住誘導を推進し人口規模を維持します。

そのため、駅周辺の都市型住宅、一般住宅、中高層集合住宅など、既存の居住地タイプに応じた居住誘導施策を展開することにより、様々なライフスタイルを受け入れることができる魅力ある住宅都市を目指します。

また、地域住民の暮らしを支え日常生活の利便性を高めるため、身近な生活圏の単位ごとに日常生活に必要な機能の適切な立地を図ります。

2-2. 防災・減災を踏まえた居住地形成

災害リスクが少ないエリアへ居住を誘導するとともに、災害リスクに応じたハード・ソフト対策の推進により、暮らしの安全性を確保し安心できる居住地の形成を誘導します。

公共交通ネットワーク

まちづくりの方針(ターゲット)3

拠点間及び居住地をつなぐ利便性の高い
公共交通ネットワークの維持・充実

【施策の方向性(ストーリー)】

3-1. 円滑な移動を実現する公共交通ネットワークの推進

拠点や主要な施設などに移動できる公共交通ネットワークの維持・充実を図ります。移動ニーズや地域特性を踏まえ、交通不便の解消を図ります。また、新たな技術を活用し、既存の交通サービスの向上や新しい交通サービスの導入により、移動の利便性を高めます。

3-2. 拠点における交通結節機能の強化

公共交通による移動のしやすさを高めるため、交通拠点における鉄道、バス、自転車などの乗り継ぎをしやすくし、公共交通が利用しやすい環境を形成します。

3-2 都市の骨格構造

(1) 都市の骨格構造

本計画の都市の骨格構造を以下のとおり設定します。

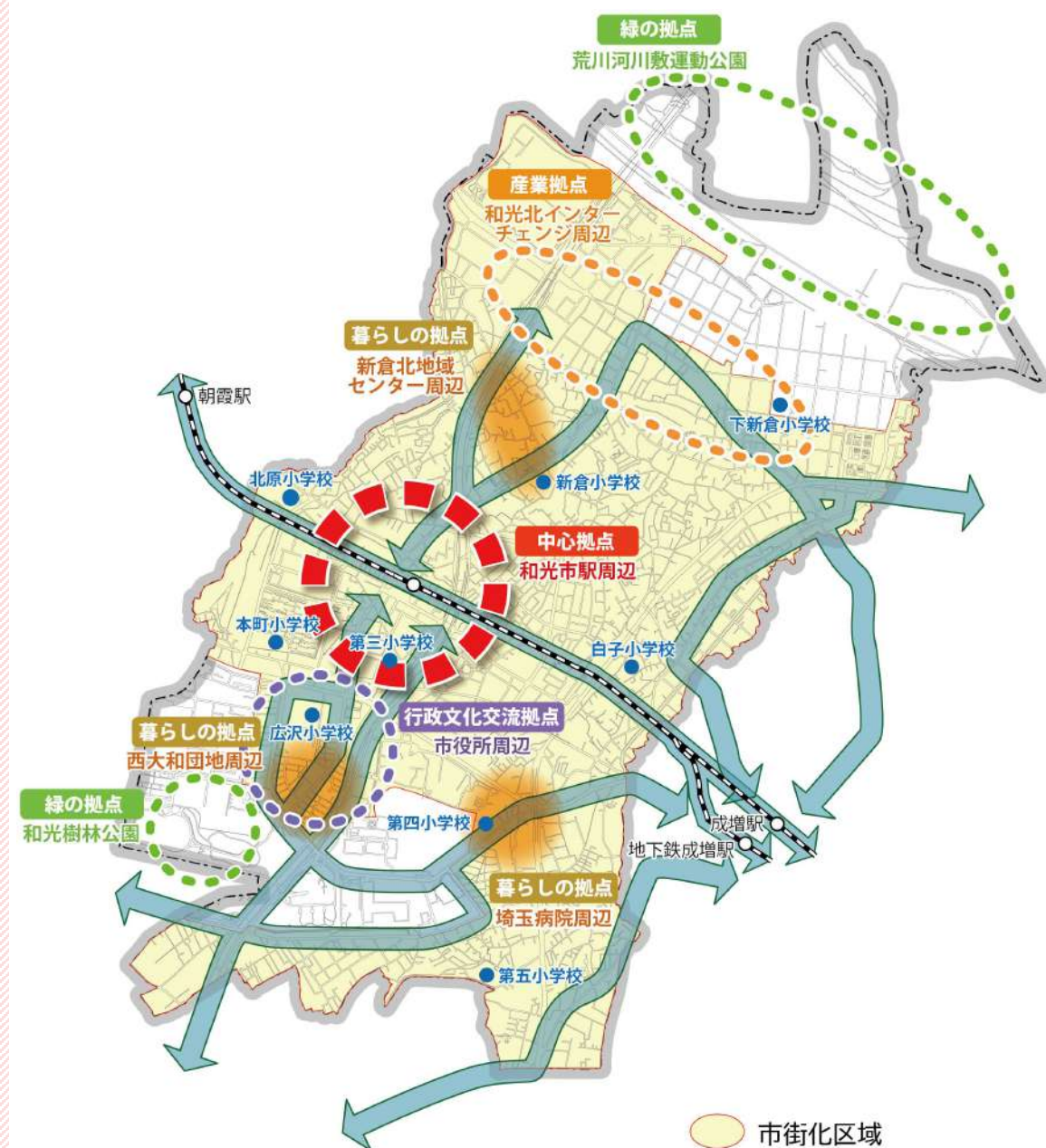


図 3-1 都市の骨格構造

本章のポイント

《各拠点及び基幹的な公共交通軸の方向性》

分類	対象地域	方向性	
中心拠点 49ページ	和光市駅周辺	土地の高度利用を推進し、都市全体の魅力や賑わいの向上を図る多様な都市機能を集積し、市民生活を支えるとともに、交通結節点として交流・滞在環境を整え、まちの顔となる拠点を形成する	
行政文化 交流拠点 49ページ	市役所周辺	核的な公共施設が集積する重要な拠点として、市民やまちを訪れる人々に憩いや交流の場を提供できる空間の形成を図る	
産業拠点 49ページ	和光北インター チェンジ周辺	環境負荷の軽減、周辺環境との調和を踏まえつつ、地域産業や都市農業の振興を図りながら、交通の利便性を生かした産業拠点の創出を図る	
緑の拠点 49ページ	和光樹林公園・ 荒川河川敷 運動公園	自然と触れ合うことができる市民の憩いの場として、機能の維持・充実と適切な維持管理を図る	
暮らしの 拠点 50～51ページ	埼玉病院周辺	周辺の小学校の複合化などを契機として地域のための施設を集積し、暮らしを支える拠点を形成する	地域住民のみならず市内外から多くの来訪者が利用する埼玉病院を核としつつ医療・福祉機能を維持する
	西大和団地周辺		都市再生機構が進める西大和団地再生事業との連携を通じ、周辺地域の一帯的な賑わいの創出を図る
	新倉北地域 センター周辺		新倉北地域センターを中心とした地域住民の交流の場づくりを推進するとともに、交通結節点としての環境を整える
基幹的な 公共交通軸 52ページ	—	新たな交通拠点や拠点間、居住地をつなぐ主要な公共交通軸として、移動快適性の向上を図る	

本計画で
都市機能誘導区域を
設定し、誘導施設の
誘導や拠点内の
環境形成を図る

都市計画
マスタープランで
実現化を目指す

都市再生特別措置法
に基づく都市機能誘導
区域には設定しない
本市独自の考えに
基づく拠点とする

居住誘導区域内に
おける誘導施策により
身近な生活圏の中でも
特に都市機能の維持・
誘導を図る

公共交通施策により
実現化を目指す

コラム

都市の骨格構造を設定する際の考え方



国土交通省が作成する「立地適正化計画作成の手引き」においては、都市の骨格構造の検討に当たり、多様な都市機能が集積しており市の中心となる拠点や地域住民の日常的な生活サービス機能を提供する拠点など、主に市民の利便性や生活を支える拠点を定める必要性を述べています。

また、コンパクト・プラス・ネットワークの観点を踏まえ、拠点とともに公共交通によるネットワーク形成を図る必要性もあることから、各拠点などをネットワークする基幹的な公共交通軸を定めることも重要視しています。

本計画における都市の骨格構造についても、この考え方を踏まえ、拠点と公共交通軸の設定を行っています。

○都市機能誘導区域、居住誘導区域の検討に先立ち、都市全体の観点から、目指すべきまちづくりの方針（ターゲット）を見据えながら、道路網等の都市施設、人口の集積状況、主要な公共交通路線、都市機能施設、公共施設の配置等をもとに、

- ・公共交通施設が集積し、主要な公共交通路線の結節点等として公共交通アクセス性の高く、人口や都市機能施設が集積している『**中心拠点、地域／生活拠点**』
- ・沿線に相当の人口集積があり、将来も一定水準以上のサービスで運行すると見込まれる公共交通路線であって、各拠点地区をネットワークしている『**基幹的な公共交通軸**』等

の将来においても持続可能な都市の骨格構造を抽出することが重要です。

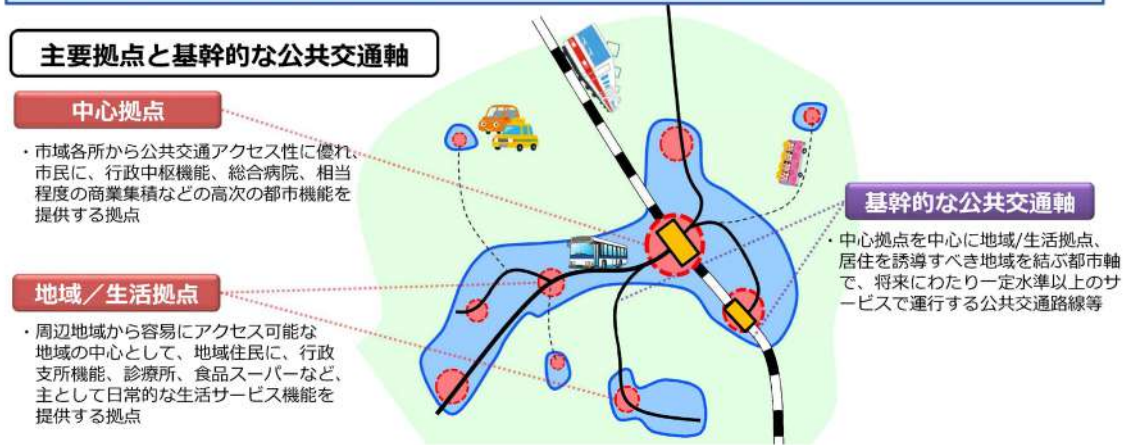


図 3-2 目指すべき都市の骨格構造の検討について

資料：立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）

(2) 拠点の設定

1) 拠点を設定する際の考え方

本計画の拠点の設定においては、上位計画である和光市都市計画マスタープランの拠点配置を基本とします。

和光市都市計画マスタープランの将来都市構成図で示す4つの拠点のうち、「中心拠点」については主に市民の利便性や生活を支える拠点であるとともに、広範囲の利用を対象にした高次の都市機能が集積しているため、都市機能誘導区域を設定する拠点とし、誘導施設を維持・誘導することによりこれらの機能の効率的で持続的な提供を図ります。

なお、「行政文化交流拠点」については高次の都市機能が集積している拠点ではありますが、現状では主に行政施設が集積しており、将来的な施設の撤退などを想定するものではないため、本計画において都市機能誘導区域を設定する拠点としては位置づけません。

また、中心拠点とほかの地域を公共交通ネットワークで結ぶことにより、市内全域で中心拠点を利用できる環境を形成します。

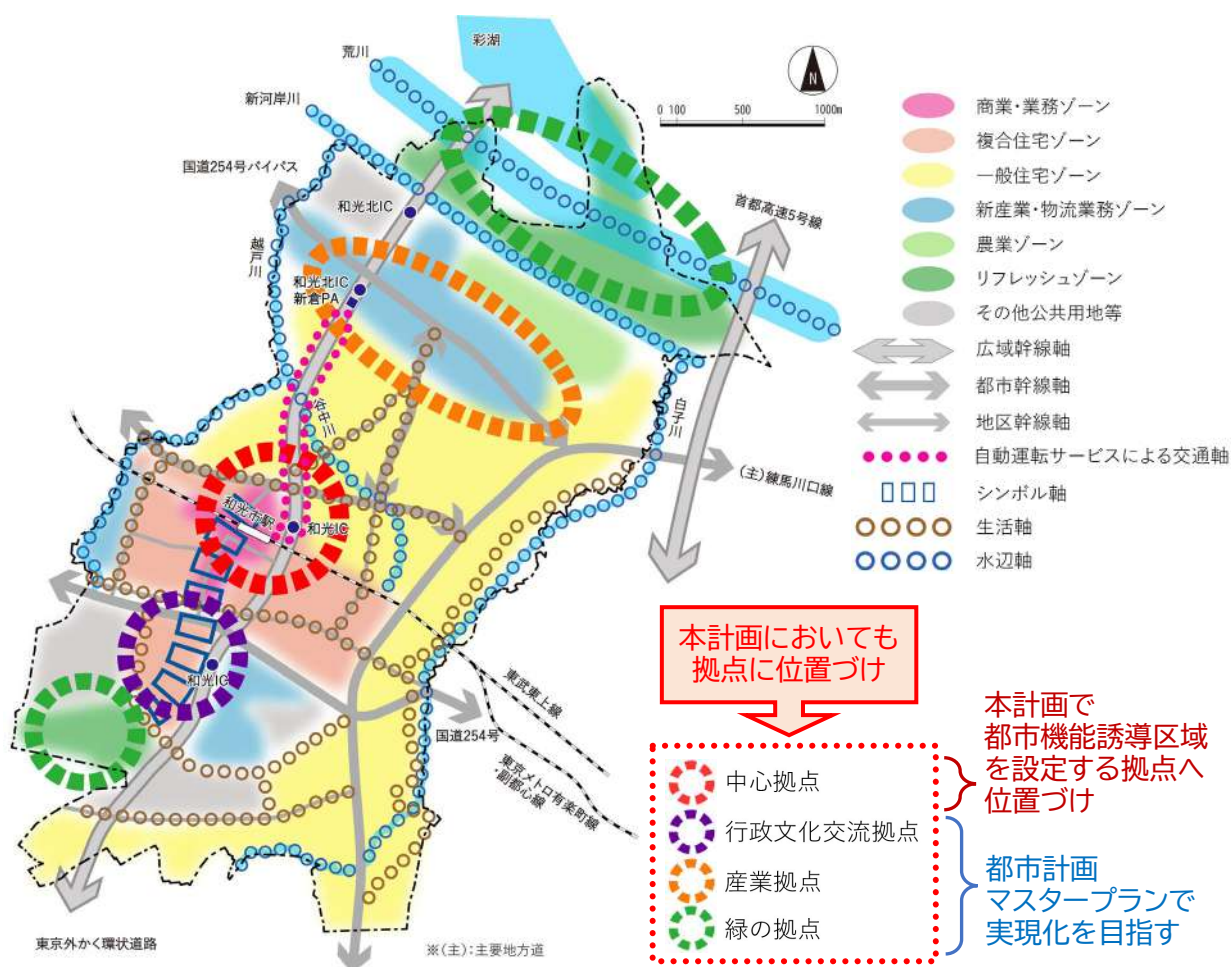


図 3-3 和光市都市計画マスタープランの将来都市構成図

資料:和光市都市計画マスタープラン

2) 暮らしの拠点の設定

都市再生特別措置法に基づく都市機能誘導区域には設定しませんが、日常生活の利便性を高めるため、身近な生活圏の中でも特に都市機能の維持・誘導を図るエリアについて、本市独自の考えに基づき「暮らしの拠点」に位置づけます。

「暮らしの拠点」の選定の視点としては、暮らしを支えるための素地（施設が集積し、公共交通のアクセス性が高く、人口集積しており、災害リスクに対して安全性を有している）がある箇所を基本とします（視点1～4）。

また、地域の住民だけでなくそのほかの多くの人々が享受できるよう、今後、拠点性を更に向上させるプロジェクトがある箇所や、市外からも多くの人々が集まる象徴的な施設がある箇所を選定します（視点5）。

《暮らしの拠点の選定の視点》

視点1 生活利便施設が集積している地区

商業・医療・福祉などの生活利便施設が効率的に提供されるように、多様な機能が集積している地区を考慮する。

視点2 基幹的な公共交通がありアクセス性が良い地区

拠点到集積する各種施設について、市内外の多くの人々が享受し交流や経済活動が可能となるよう、周辺地域からのアクセスが可能である基幹的な公共交通路線の周辺を考慮する。また、交通結節点は人の乗り降りがあり、多くの人々が交流・滞在する場であるため考慮する。

視点3 人口が集積している地区

「拠点」となる地域に集積された施設が将来においても維持されるよう、拠点及びその周辺の人口密度は、将来にわたり一定の割合を保つ必要があり、100人/ha以上（都市計画運用指針で土地の高度利用を図るべき区域とされている基準）の範囲があることを考慮する。

視点4 土砂災害特別警戒区域に該当しない地区

防災・減災の観点から、法令により居住誘導区域に含まないこととされている土砂災害特別警戒区域に該当しない地区かどうかを確認する。

視点5 拠点性向上の取組が計画されている地区

施設の複合化や再開発事業など今後のプロジェクトなどにより、地域における核となる施設の形成や利用者の交流の促進など、拠点性の向上が期待される区域を考慮する。

各視点の評価を踏まえ、「暮らしの拠点」は以下の3箇所とします。

《暮らしの拠点の設定》

暮らしの拠点	各視点の評価	
	暮らしを支える素地 視点1～4	プロジェクトや象徴的な施設 視点5
埼玉病院 周辺	- 多様な施設の集積が見られる - 埼玉病院が交通結節点になっている - 人口が集積している - 土砂災害特別警戒区域に該当しない	- 第四小学校などの複合化を見据えた準備を進めていく - 市内外から多くの人が利用する広域的な埼玉病院を核とした医療・福祉の環境が整っている
西大和団地 周辺	- 多様な施設の集積が見られる - 基幹的公共交通路線沿いでアクセス性が良い - 人口が集積している - 土砂災害特別警戒区域に該当しない	西大和団地の再生事業の推進により、地域住民をはじめ多くの人のための利便施設の誘導が想定される
新倉北地域 センター周辺	- 多様な施設の集積が見られる - 基幹的公共交通路線沿いでアクセス性が良い - 人口が集積している - 土砂災害特別警戒区域に該当しない	- 新倉小学校などの複合化を見据えた準備を進めていく - 新倉北地域センター周辺は、和光市駅から新倉パーキングエリアまでの自動運転サービスの中間地点であり、シェアサイクルなどへの乗継場に想定されている

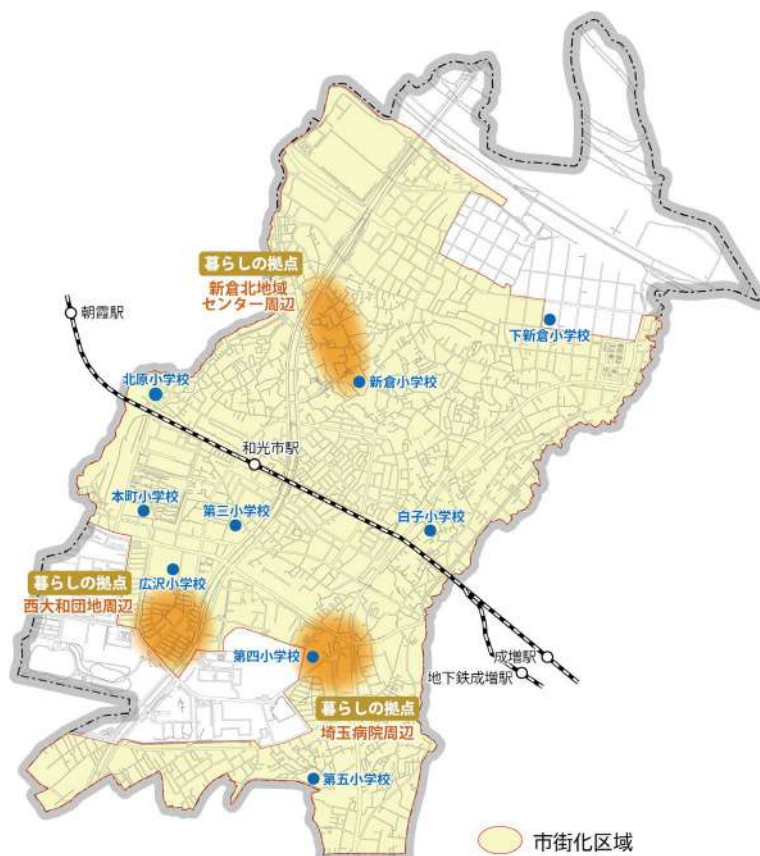


図 3-4 暮らしの拠点の設定箇所

各拠点などをネットワークする基幹的な公共交通軸は、「立地適正化計画作成の手引き」に示されている基幹的な公共交通軸の考え方により、既存の基幹的な公共交通路線を踏まえつつ、本市の地域公共交通の方向性を示した和光市地域公共交通計画における地域公共交通の将来像をもとに設定します。

公共交通軸の特性	対象となる公共交通路線の考え方
中心拠点を中心に生活拠点、居住を誘導すべき地域を結ぶ都市軸で、将来にわたり一定水準以上のサービスで運行する公共交通路線等	●一定以上のサービス水準を有する路線であり、一定の沿線人口密度があり、かつ公共交通政策でも主要路線として位置づけられるなど、サービス水準の持続性が確保されると見込まれる路線 ●中心拠点と生活拠点、各拠点と居住を誘導すべき地域とを結ぶ路線

朝霞市 戸田市

和光市駅北口
土地区画整理事業

新倉 PA

国道 254 号
和光バイパス

(仮称)和光北インター東部
地区土地区画整理事業

(仮称)和光北インター東部地区内

自動運転サービス

和光市駅

西高島平
西高島平駅方面

成増駅

市庁舎周辺

広沢複合施設

埼玉病院

橋区

大泉学園駅方面

石神井公園駅方面

大泉学園方面

石神井公園方面

馬区

交通拠点(候補案)

鉄道

主な地域公共交通軸
(市内拠点間の交通軸、広域交通)

市内循環バス等による対応地域

新たな移動手段を検討する地域

資料:和光市地域公共交通計画

第4章

都市機能誘導区域・誘導施設

- 4-1 都市機能誘導区域の設定 54
- 4-2 誘導施設の設定 58

第4章 都市機能誘導区域・誘導施設

本章では、都市の骨格構造で示した中心拠点において設定を行う「都市機能誘導区域」と都市機能誘導区域において立地の維持・誘導を図る「誘導施設」について整理します。

本章のポイント

- ✓ 都市機能誘導区域 参照 56～57ページ
- ✓ 誘導施設 参照 63～64ページ

4-1 都市機能誘導区域の設定

(1) 都市機能誘導区域とは

都市機能誘導区域は、商業・医療・福祉などの都市機能を都市の中心拠点などに誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。



図 4-1 各区域などの関係性

(2) 都市機能誘導区域として想定される区域

「都市計画運用指針」や「立地適正化計画作成の手引き」などにおいて、都市機能誘導区域を定めることが考えられる区域として、以下のような内容が示されています。

《都市機能誘導区域を定めることが考えられる区域》

○都市機能が充実し、公共交通によるアクセスの利便性が高い区域

都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務・商業などが集積する地域など、都市機能が一定程度充実している区域や周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域など、都市の拠点となるべき区域

○徒歩や自転車などにより移動できる範囲

一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車などによりそれらの間が容易に移動できる範囲

○郊外部の生活拠点

区域内の人口や経済活動のほか、公共交通へのアクセスなどを勘案して、市町村の主要な中心部のみならず、合併前旧町村の中心部や歴史的に集落の拠点としての役割を担ってきた生活拠点など、地域の実情や市街地形成の成り立ちに応じて必要な数を定め、それぞれの都市機能誘導区域に必要な誘導施設を定めることが望ましい

(3) 本市における都市機能誘導区域の設定の考え方

本市における都市機能誘導区域の設定箇所は、都市の骨格構造で中心拠点として設定した和光市駅周辺とし、以下の考え方に基づき都市機能誘導区域を設定します。

《本市における都市機能誘導区域の設定の考え方》

- 拠点形成の方向性を踏まえ、都市機能誘導や環境整備が必要な箇所について、和光市駅から高齢者の一般的な徒歩利用圏とされる半径500m圏をおおむねの範囲として設定
- 誘導施設の分布状況や個別地区のまちづくり区域、用途地域などを重ね合わせ、誘導施設の立地の可能性が高いエリアを抽出
- 道路などの地形地物や、用途地域界などにより区域界を設定

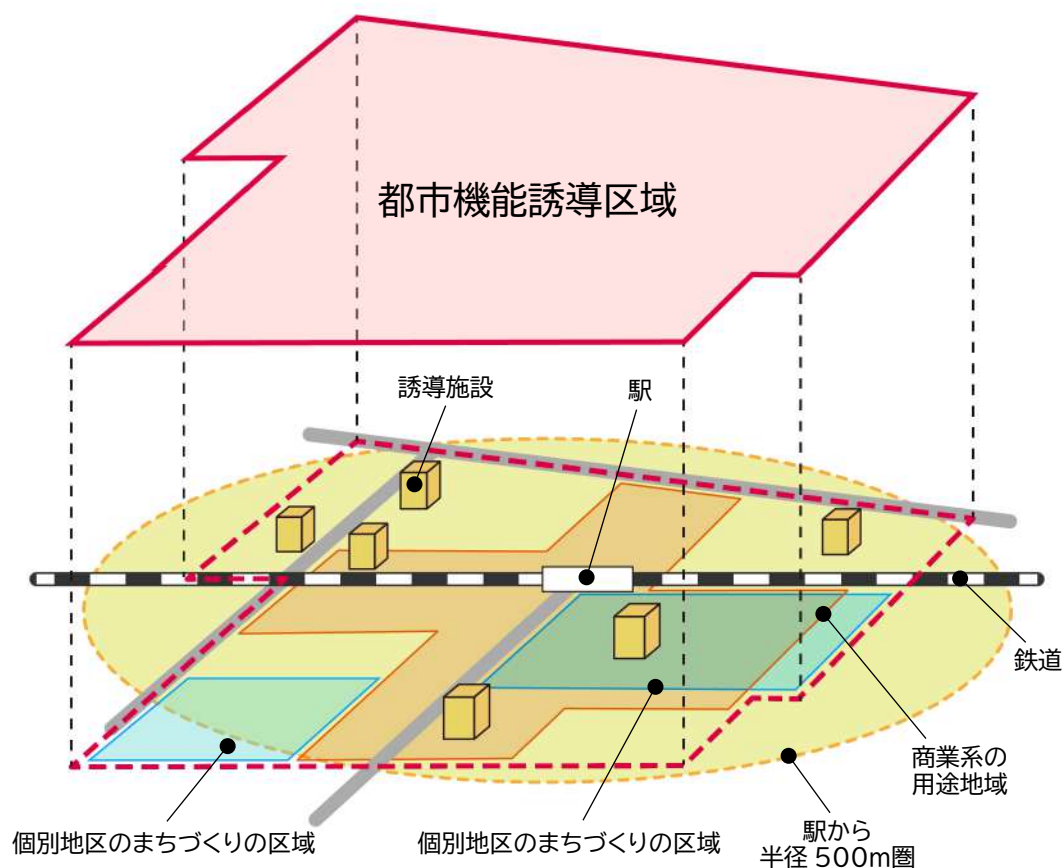
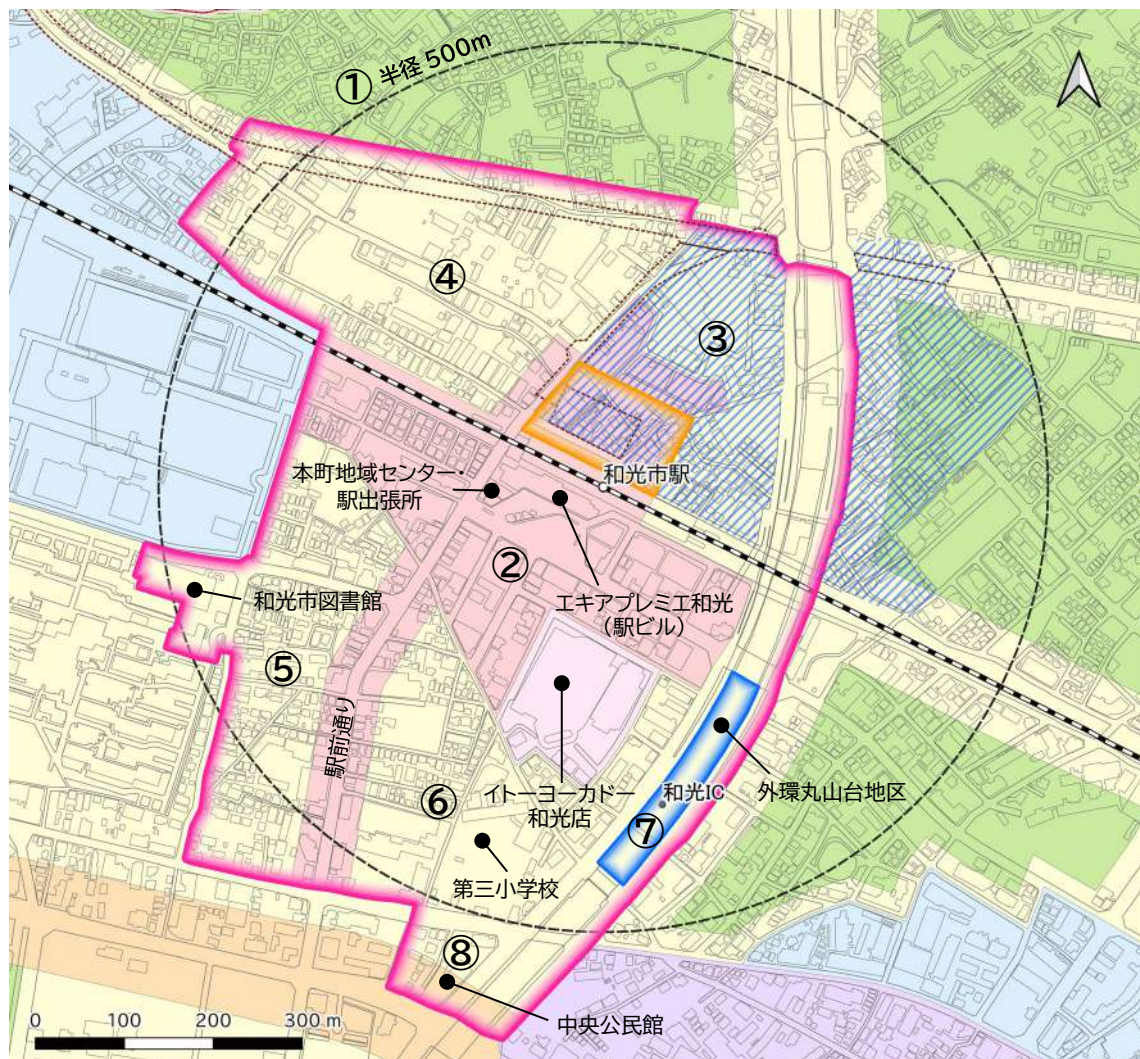


図 4-2 都市機能誘導区域の設定箇所のイメージ

(4) 都市機能誘導区域の設定

都市機能誘導区域の設定の考え方を踏まえ、都市機能誘導区域は以下のとおり設定します。



凡 例	
 都市機能誘導区域	用途地域
 和光市駅から半径500m	 第一種中高層住居専用地域
 土地区画整理事業(施行中)	 第一種住居地域
 公的未利用地	 準住居地域
 都市計画道路(未整備・整備中)	 近隣商業地域
 市街地再開発事業の推進	 商業地域
	 準工業地域
	 工業地域

都市機能誘導区域
面積 約54ha

図 4-3 都市機能誘導区域の設定範囲

【設定の考え方】 ※番号は56ページの図に対応

- ① 和光市駅から半径500m圏内を基本とします。
- ② 和光市駅北口で推進している市街地再開発事業など、南口も含めた多様な都市機能の立地を誘導するため、駅周辺に指定している商業系の用途地域(商業地域、近隣商業地域)を含みます。
- ③ 和光市駅北東側の第一種住居地域の範囲は、駅に近接しており、事業中の和光市駅北口土地区画整理事業に基づく整備により、今後の土地利用の活性化の可能性が高い範囲のため、区域を含みます。
- ④ 和光市駅北西側の第一種住居地域の範囲は、駅に近接しており、和光市駅北口土地区画整理事業や都市計画道路の整備の進展などにより、今後の土地利用の活性化の可能性が高い範囲のため、区域を含みます。
- ⑤ 駅前通り西側は、誘導施設(63～64ページ参照)が既に立地しており、今後も誘導施設の立地の可能性が高い範囲であるため、区域を含みます。また、和光市図書館については、図書館は市内に2箇所のみであり、基幹的な公共施設として多くの人が利用しやすい駅周辺において機能を維持するため、和光市図書館が立地する一帯を区域を含みます。
- ⑥ 駅前通り東側においても、誘導施設が既に立地しており、今後も誘導施設の立地の可能性が高い範囲であるため、区域を含みます。
また、将来的には第三小学校の複合化が予定されており、駅周辺の主要施設になり得るため、区域を含みます。
- ⑦ 外環丸山台地区の公的未利用地については、施設の誘導先としての活用が見込まれるため、区域を含みます。
- ⑧ 中央公民館については、基幹的な公共施設として多くの人が利用しやすい駅周辺で機能を維持するため、区域を含みます。

4-2 誘導施設の設定

(1) 誘導施設とは

誘導施設は、都市機能誘導区域に立地を維持・誘導すべき施設のことです。

都市機能誘導区域において、まちの魅力づくりや居住者の利便性などの観点から検討し、現在不足している機能（施設）や今後とも維持が求められる機能（施設）などを対象に設定します。



図 4-4 各区域などの関係性

(2) 誘導施設の基本的な考え方

「都市計画運用指針」では、誘導施設の基本的な考え方として以下のように示されています。

《誘導施設の基本的な考え方》

- 誘導施設は都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定するものであり、当該区域に必要な施設を設定
- 拠点内のプロジェクトとして既に進んでいる施設整備計画に基づき設定すること考えられる
- 当該区域及び都市全体における現在の年齢別の人口構成や将来の人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し、必要な施設を定めることが望ましい

(3) 本市における誘導施設の設定の考え方

1) 誘導施設の候補の選定

国の基本的な考え方や本市における各種施設の立地状況などを踏まえ、本市における誘導施設の候補となる施設を以下に整理します。

なお、これら施設は、都市の居住者の共同の福祉または利便のために必要な施設となるため、地域住民以外の利用が主となる施設（例：宿泊のみに特化したホテルなど）は想定しません。

《誘導施設の候補の選定》

機能	施設選定の考え方	施設の候補
商業	集客力があり、まちの賑わいを生み出す商業施設を選定。また、日々の生活に必要な食料品、日用品などを提供する施設を選定。	◇複合商業施設 ◇スーパーマーケット ◇コンビニエンスストア
医療	総合的な医療サービスを提供する施設、及び日常的な医療サービスを提供する施設を選定。	◇病院 ◇診療所
金融	日常的な引き出し、預け入れや、決済、融資などの窓口業務を行う施設を選定。	◇銀行・信用金庫 ◇郵便局
子育て	子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる、日常的な子育てサービスを提供する施設を選定。	◇幼稚園・保育園・認定こども園・小規模保育事業所など ◇地域子育て支援施設など ◇一時預かり・病児病後児保育施設 ◇総合児童センター・児童館

機能	施設選定の考え方	施設の候補	
高齢者福祉	高齢化の中で必要性の高まる施設のうち、日常的に利用する施設を選定。	◇通所系施設 ◇訪問系施設 ◇小規模多機能施設 ◇入所系施設	◇介護予防拠点 ◇地域包括支援センター ◇福祉センターなど
障害者福祉	障害福祉サービスを提供する施設で、日常的に利用する施設を選定。	◇訪問系サービス ◇日中活動系サービス ◇居住系サービス	◇相談支援 ◇障害児支援
教 育	基礎的な教育の場を担う施設や本市の学術的な魅力を高め、若い世代の流入にも貢献する施設を選定。	◇小学校 ◇中学校	◇高等学校 ◇大学
文 化	市民の学びや健康増進を支える施設のうち、集客力がありまちの賑わいを生み出す施設や交流の場となる施設を選定。	◇図書館 ◇市民文化センター ◇公民館・コミュニティセンター・地域センター	◇スポーツ施設 ◇活動交流スペース
行 政	中枢的な行政機能のほか、行政窓口を有する施設を選定。	◇市役所	◇出張所

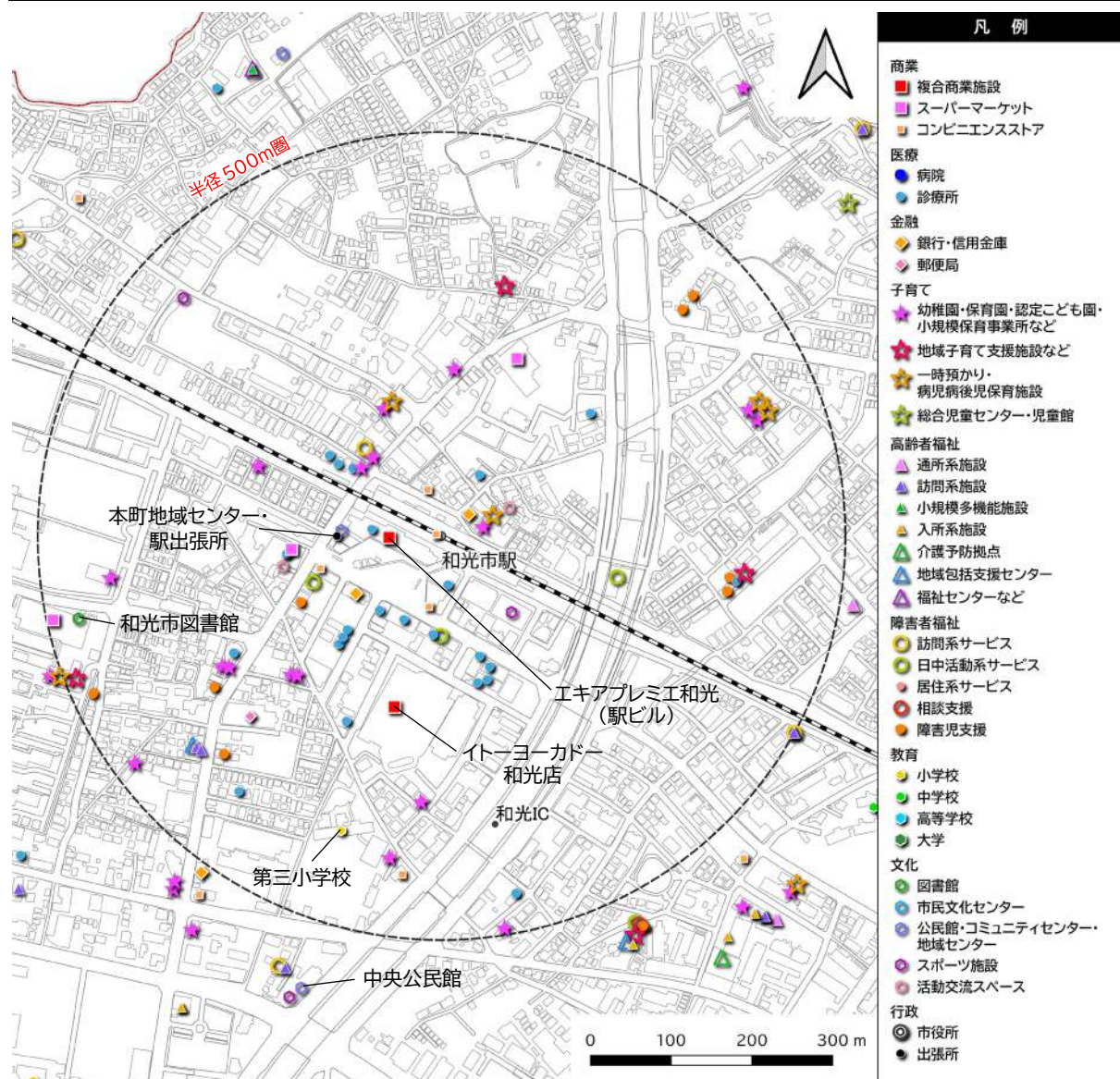


図 4-5 誘導施設の候補となる施設の立地状況(和光市駅周辺)

2) 誘導施設の選定方法

誘導施設については、「視点1」及び「視点2」に基づき設定します。

【視点1】施設配置の考え方による誘導施設の選定

各種の施設は、施設の利用頻度や商圈などから立地する際に対象とする範囲（利用圏）が異なります。

そのため、既存の施設の立地状況などを確認しつつ、誘導施設の候補となる施設の主な対象範囲（利用圏）から「市全体・来訪者など広範囲の利用を対象とした施設で中心拠点に求められる施設」と「各施設の立地の考え方や施設ごとの商圈などに応じて立地する生活に身近な施設」に分類します。

その上で、中心拠点に求められる施設については、「誘導施設」に設定します。

なお、誘導施設は、施設の新たな誘導だけではなく、既に都市機能誘導区域内に立地しており、区域外への転出・流出を防ぐために、維持の視点で設定することもあります。

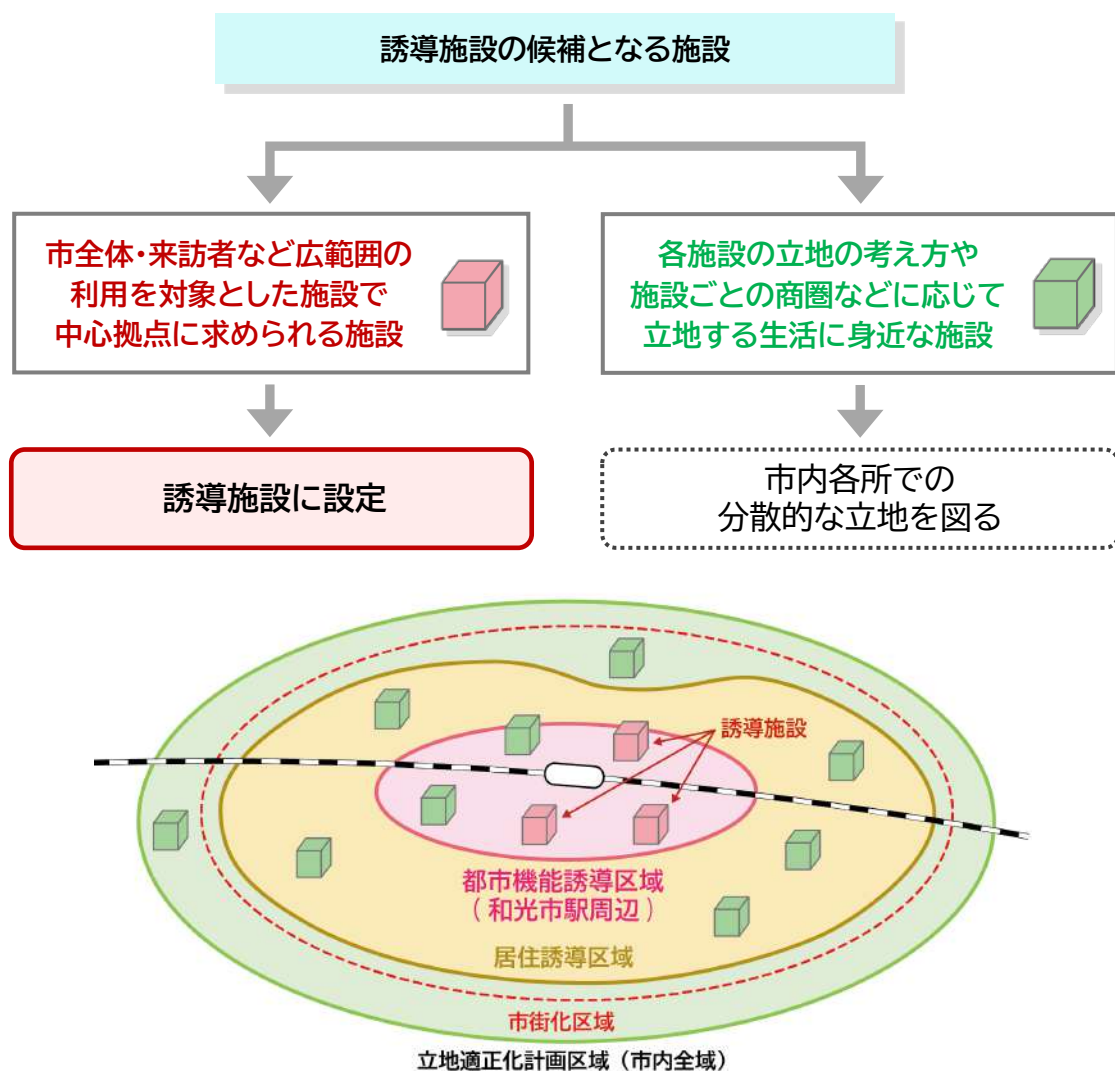
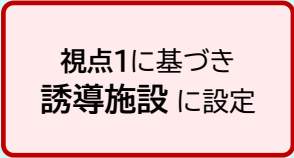
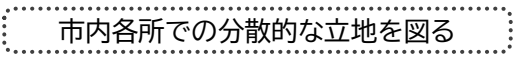


図 4-6 視点1に基づく誘導施設の選定フロー

誘導施設の候補となる施設のうち、視点1に基づき分類を行った結果が以下のとおりです。

「視点1に基づく誘導施設の設定」

機 能	中心拠点に求められる施設	生活に身近な施設
		 ⇒日常的な利用がされている施設や市民ニーズに応じて、原則として市内各所に分散的に立地していた方が望ましい施設に該当するため
商 業	複合商業施設	スーパーマーケット、コンビニエンスストア
医 療	—	病院、診療所
金 融	銀行・信用金庫	郵便局
子育て	—	幼稚園・保育園・認定こども園・小規模保育事業所など、地域子育て支援施設など、一時預かり・病児病後児保育施設、総合児童センター・児童館
高齢者福祉	—	通所系施設、訪問系施設、小規模多機能施設、入所系施設、介護予防拠点、地域包括支援センター、福祉センターなど
障害者福祉	—	訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、相談支援、障害児支援
教 育	—	小学校、中学校、高等学校、大学
文 化	図書館	市民文化センター、公民館・コミュニティセンター・地域センター、スポーツ施設
	中央公民館、本町地域センター	
	活動交流スペース	
行 政	—	市役所、出張所

【誘導施設の配置の考え方】

- 複合商業施設** : 市外を含めた広域的な集客力を持ち市内全体に賑わいをもたらすため、交通利便性を考慮し、中心拠点に配置
- 銀行・信用金庫** : 金融サービスを提供する施設として利便性の高い中心拠点に配置
- 図書館** : 図書館は市内に2つしかない施設であり、基幹的な公共施設として多くの人が利用しやすい駅周辺で機能を維持するため、中心拠点に配置
- 中央公民館、本町地域センター** : 公民館や地域センターは、現状のコミュニティ単位に即して分散的な立地を基本とするが、中央公民館や本町地域センターは基幹的な施設として多くの人が利用しやすい駅周辺で機能を維持するため、中心拠点に配置（誘導施設は「公民館・コミュニティセンター・地域センター」で設定）
- 活動交流スペース** : 駅前の利便性の活用、市内立地企業・研究所の近接性を最大限に活用するため、中心拠点に配置

【視点2】中心拠点の方針や今後のプロジェクトなどを踏まえた誘導施設の選定

視点1において、市内各所での分散的な立地を図るものとした施設のうち、視点2として、都市機能誘導区域を設定する中心拠点(和光市駅周辺)の方針や今後のプロジェクトを踏まえ、特に都市機能誘導区域に立地していることが望ましい施設について、以下のとおり「誘導施設」に設定します。ただし、視点2に基づき誘導施設とした場合においても、それら全ての施設を将来的に都市機能誘導区域内に誘導するものではなく、市内の分散的な立地を図りながら、都市機能誘導区域にも立地を誘導するものです。

《中心拠点(和光市駅周辺)の方針や今後のプロジェクトなど》

【本計画の都市機能誘導に対するまちづくりの方針】 ※第3章再掲

都市機能誘導

まちづくりの方針(ターゲット)1

市全体の活力をけん引する拠点における都市機能の集積と魅力的な空間の形成
【施策の方向性(ストーリー)】

1-1. 和光市駅周辺の拠点性の向上

和光市駅周辺は、市民生活を支える中心市街地として、子育て世代から高齢者まで便利な生活が送れるよう、都市全体の魅力や賑わいの向上を図る都市機能の充実や環境整備などにより、更なる拠点性の向上を図ります。

また、駅周辺だけの活性化に留まらず、広域的な交通結節点の特性を最大限に活用し、中心市街地の拠点性を向上させることで市内全域がその利便性を享受できるとともに、中心市街地の活力を市内全域に波及させ市全体として賑わいがあり快適に暮らせるまちを目指します。

【都市の骨格構造における中心拠点の方向性】 ※第3章再掲

分類	対象地域	方向性
中心拠点	和光市駅周辺	土地の高度利用を推進し、都市全体の魅力や賑わいの向上を図る多様な都市機能を集積し、市民生活を支えるとともに、交通結節点として交流・滞在環境を整え、まちの顔となる拠点を形成する

【駅周辺の主なプロジェクト】

- | | |
|---------------------|--------------------|
| ◇和光市駅北口土地区画整理事業 | ◇都市計画道路の整備 |
| ◇和光市駅北口における市街地再開発事業 | ◇自動運転バスの専用レーンの整備 |
| ◇第三小学校の複合化 | ◇外環丸山台地区(低未利用地)の活用 |

【関連計画】

計 画	施設整備の考え方
第2期和光市子ども・子育て支援事業計画 中間見直し	病児保育事業を実施する施設の 利用者ニーズに合った見直し検討

子育て世帯のニーズに対応した交通利便性の
高いエリアでの子育て施設の立地促進

将来的な第三小学校の複合化

視点2に基づき 誘導施設 に設定

○幼稚園・保育園・認定こども園・
小規模保育事業所など
○一時預かり・病児病後児保育施設

○小学校

(4) 誘導施設の設定

視点1及び視点2に基づき設定した誘導施設は以下のとおりです。

本章のポイント

機 能	誘導施設	選 定	
		視点1	視点2
商 業	① 複合商業施設	○	
金 融	② 銀行・信用金庫	○	
子育て	③ 幼稚園・保育園・認定こども園・小規模保育事業所など		○
	④ 一時預かり・病児病後児保育施設		○
教 育	⑤ 小学校		○
文 化	⑥ 図書館	○	
	⑦ 公民館・コミュニティセンター・地域センター	○	
	⑧ 活動交流スペース	○	

① 複合商業施設

駅周辺の複合商業施設は、市外を含めた広域的な集客力を持ち市全体に賑わいをもたらすため、駅ビルなどの既存の複合施設を維持するとともに現在検討が行われている駅北口の高度利用化による駅周辺の魅力向上につながる多様な機能の拡充を図るため、誘導施設に設定します。

〈 定 義 〉

複数の小売り・サービス・飲食・娯楽などの店舗が1箇所に集まった店舗面積 1,000m² 以上の複合型の商業施設で、1つの単位として計画・開発・管理運営されているもの

高度利用化イメージ図



② 銀行・信用金庫

市内では駅周辺にまとまって立地しており、有人での金融サービスを提供する施設として機能を維持するため、誘導施設に設定します。

〈 定 義 〉

・銀行法第2条に規定する銀行 ・信用金庫法に規定する信用金庫を行う施設

③ 幼稚園・保育園・認定こども園・小規模保育事業所など

子どもの送迎をする保護者の通勤経路などを考慮し、交通便利性の高いエリアでの子育て施設の立地を確保するため、誘導施設に設定します。

〈 定 義 〉

- ・学校教育法第1条に規定する幼稚園
- ・児童福祉法第39条第1項に規定する保育園
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園
- ・児童福祉法第59条の2に規定する認可外保育施設
- ・児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う施設
- ・児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設

④ 一時預かり・病児病後児保育施設

子育て世帯が通勤や買い物の途中に利用できるなどのアクセス性を考慮し、交通利便性の高いエリアでの子育て施設の立地を確保するため、誘導施設に設定します。

〈 定 義 〉

- ・児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を行う施設
- ・児童福祉法第6条の3第13項に規定する病児保育事業を行う施設

⑤ 小学校

小学校区の考え方に基づく立地を基本とする中で、都市機能誘導区域内においては、第三小学校の複合化を予定しているため、誘導施設に設定します。

〈 定 義 〉

- ・学校教育法第1条に規定する小学校

複合化を実施した
下新倉小学校



⑥ 図書館

市内に立地する2つの図書館のうち1つが立地しており、基幹的な公共施設として多くの人が利用しやすい駅周辺で機能を維持するため、誘導施設に設定します。

〈 定 義 〉

- ・図書館法第2条第1項に規定する図書館

⑦ 公民館・コミュニティセンター・地域センター

公民館・コミュニティセンター・地域センターは、基本的に地域それぞれに分散した配置が基本となりますが、本町地域センターや中央公民館は、基幹的な公共施設として多くの人が利用しやすい駅周辺で機能を維持するため、誘導施設に設定します。

〈 定 義 〉

- ・社会教育法第20条並びに第21条に規定する公民館
- ・和光市コミュニティセンター設置及び管理条例に規定するコミュニティセンター
- ・和光市地域センター設置及び管理条例に規定する地域センター

⑧ 活動交流スペース

市内には研究所や高等学校・大学などが立地しており、それら関係者における駅前の利便性の高い場所で仕事をする場、学習する場、交流・滞在する場のニーズに対応するため、コワーキングスペースなどを誘導施設に設定します。

また、多様な世代が集会、打合せ、学習などの場として利用できるよう、多目的室を誘導施設に設定します。

〈 定 義 〉

- ・コワーキングスペース、サテライトオフィス、インキュベーション施設その他これらに類する共同利用型オフィス
- ・集会、打合せ、学習その他これらに類する利用を目的として、屋内の壁や間仕切りなどで仕切られた多目的室（無料・有料は問わない）

活動交流スペース
のイメージ



第5章

居住誘導区域

5-1	居住誘導区域の設定	66
-----	-----------	----

第5章 居住誘導区域

本章では、居住人口の維持・誘導を特に図る居住誘導区域について、設定の考え方や設定箇所を整理します。

本章のポイント

✓ 居住誘導区域 参照 67～68ページ

5-1 居住誘導区域の設定

(1) 居住誘導区域とは

居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。

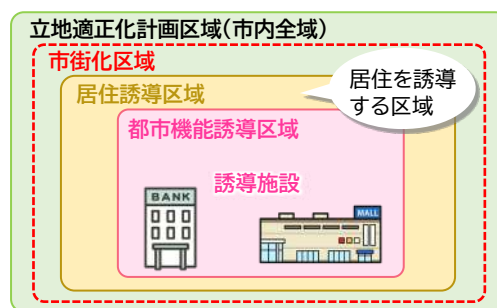


図 5-1 各区域などの関係性

(2) 居住誘導区域として想定される区域

「立地適正化計画作成の手引き」では、居住誘導区域の望ましい区域像として以下の考え方が示されています。

《居住誘導区域の望ましい区域像》

○生活利便性が確保される区域

都市機能誘導区域となるべき中心拠点、生活拠点の中心部に徒歩、自転車、端末交通などを介して容易にアクセスすることのできる区域、及び公共交通軸に存する駅、バス停の徒歩、自転車利用圏に存する区域から構成される区域

○生活サービス機能の持続的確保が可能な面積範囲内の区域

社会保障・人口問題研究所の将来推計人口などをベースに、区域外から区域内に現実的に誘導可能な人口を勘案しつつ、区域内において少なくとも現状における人口密度を維持することを基本に、商業、医療、福祉などの日常生活サービス機能の持続的な確保が可能な人口密度水準が確保される面積範囲内の区域

※生活サービス機能の持続性確保に必要な人口密度としては、計画的な市街化を図るべき区域とされる市街化区域の設定水準が一つの参考となる。

○災害に対するリスクが低い、あるいは今後低減が見込まれる区域

土砂災害、津波災害、浸水被害などにより甚大な被害を受ける危険性が少ない区域であって、土地利用の実態などに照らし、工業系用途、都市農地、深刻な空家・空地化が進行している郊外地域などには該当しない区域

(3) 本市における居住誘導区域の設定の考え方

本市における居住誘導区域は、以下の考え方に基づき設定します。

本章のポイント

市街化区域

※市街化調整区域は都市再生特別措置法に基づき居住誘導区域の設定の対象外

「居住に望ましい区域」の抽出

以下の条件のいずれかに該当する箇所は、居住誘導区域の設定が望ましい区域とします。

① 都市機能誘導区域

- ・居住誘導区域は都市機能誘導区域を原則含むこととされているため

② 既に一定の人口密度がある地区

- ・人口集中地区（DID）
※人口密度が 4,000 人/km² 以上の基本単位区が互いに隣接して人口が 5,000 人以上となる区域

③ 拠点となる場所に容易にアクセスできる区域

- ・基幹的な公共交通利用圏
※片道 30 本/日以上以上の運行頻度の鉄道駅及びバス停の徒歩利用圏（駅から半径 800m、バス停から半径 300m）

④ 計画的な市街地形成が図られてきた区域、予定区域

- ・住居・商業系の土地区画整理事業区域
- ・大規模な中高層集合住宅

「居住を考慮すべき区域」の抽出

以下の条件のいずれかに該当する箇所は、居住誘導区域から除外します。

① 災害の危険性が高い区域

〈都市再生特別措置法により「居住誘導区域に含まないこととされている区域」に該当する区域〉

- ・土砂災害特別警戒区域

〈都市計画運用指針により「居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として居住誘導区域に含まないこととすべき区域」に該当する区域〉

- ・土砂災害警戒区域
- ・大規模盛土造成地のうち、詳細な地質調査及び安定計算の未実施箇所
- ・洪水浸水想定区域（計画規模降雨で 3 m 以上）
- ・家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食・氾濫流）

第6章：防災指針の検討に基づき
災害リスクを踏まえて選定

② 工業系土地利用を維持する区域

- ・工業専用地域（用途地域）

③ 住工が混在した地域のうち、工業・公益施設系の土地利用割合が高い箇所

- ・工業地域もしくは準工業地域（用途地域）において、工業・公益施設系の土地利用割合が高く、継続的に工業・公益施設系の土地利用がなされている箇所

④ 住宅の建築が制限されている区域

- ・地区計画により住宅を制限する区域
（和光北インター地区の一部、和光北インター東部地区の一部、西大和団地地区の一部）

居住に望ましい区域 から 居住を考慮すべき区域 を除いた区域

※洪水浸水想定区域（計画規模降雨3m以上）は
範囲を考慮しながら道路などの地形地物で設定

居住誘導区域

(4) 居住誘導区域の設定

「居住に望ましい区域」から「居住を考慮すべき区域」を除いた以下の区域を居住誘導区域に設定します。

本章のポイント

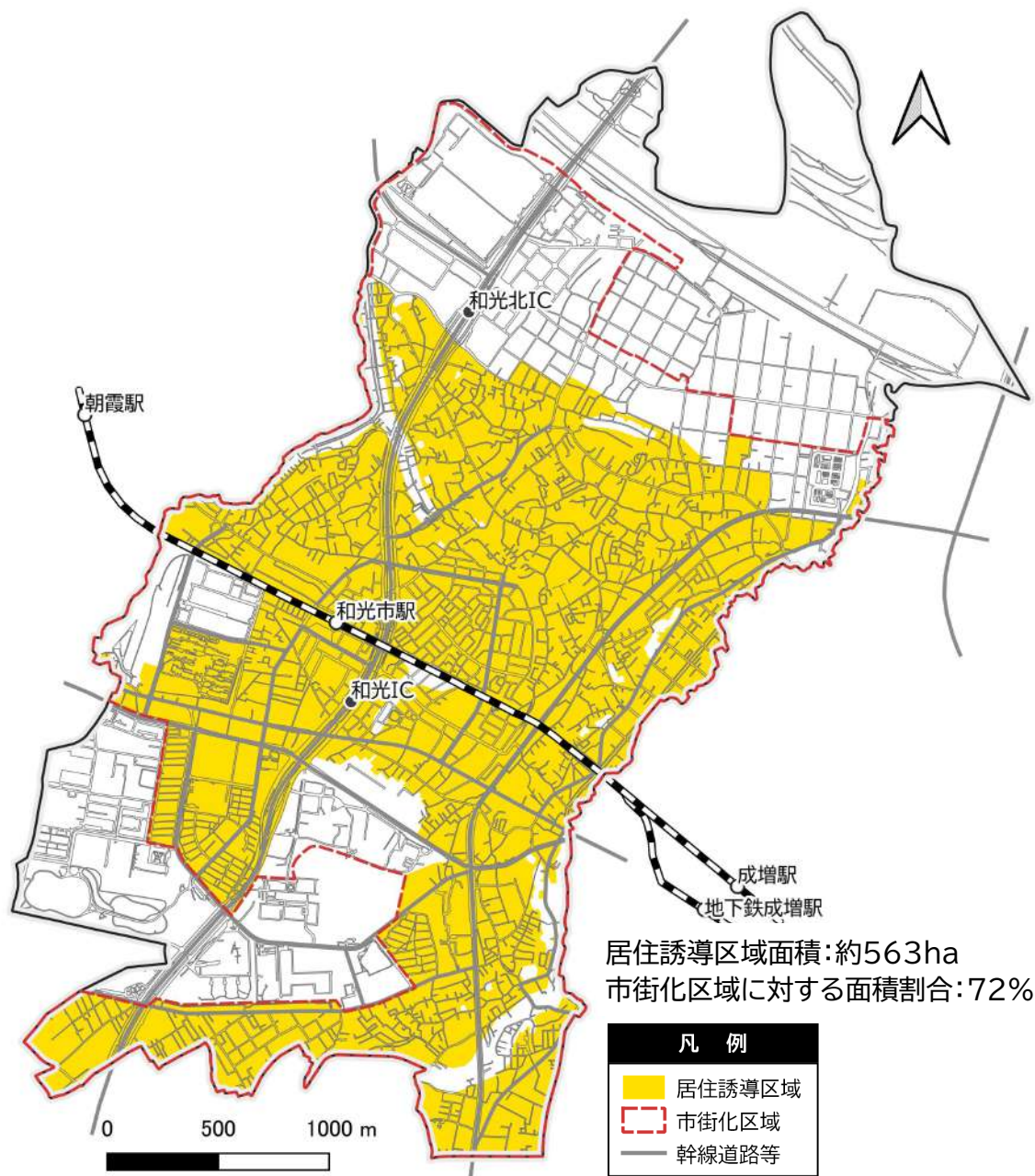


図 5-2 居住誘導区域の設定範囲

〈大規模盛土造成地について〉

・居住誘導区域から除外した「大規模盛土造成地のうち、詳細な地質調査及び安定計算の未実施箇所」については、今後の調査により安全性が確認された時点で居住誘導区域に含めることとします。

〈土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域について〉

・図5-2は、令和6(2024)年4月1日の本計画の策定時に指定されている両区域を除外した内容です。策定後に区域の追加、変更、解除がされた場合は、その内容に応じて、居住誘導区域を変更します。

「居住に望ましい区域」、「居住を考慮すべき区域」の対象範囲は 69～71 ページのとおりです。

〈 居住に望ましい区域 〉

居住に望ましい区域は以下の範囲です。

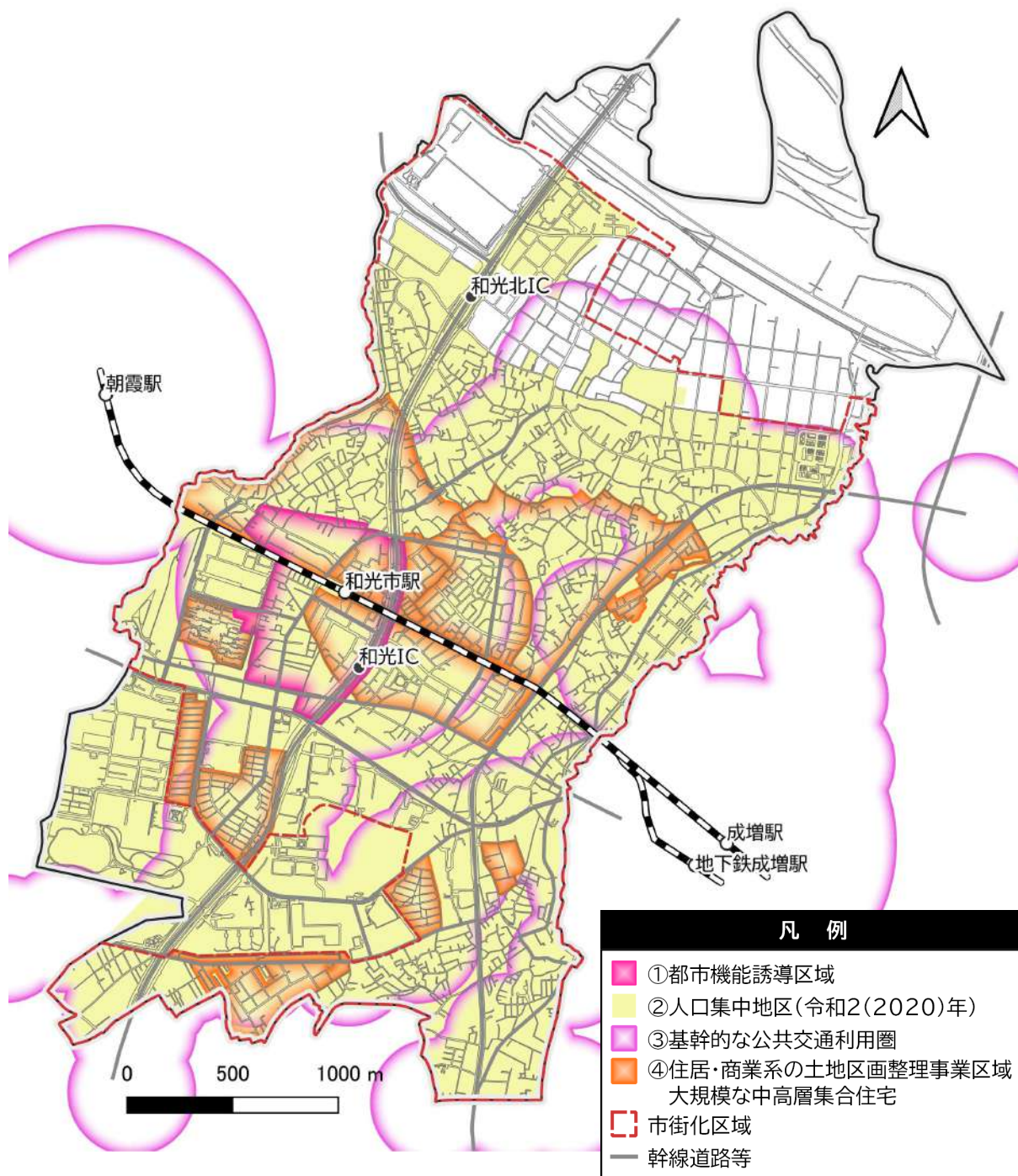


図 5-3 居住に望ましい区域

〈 居住を考慮すべき区域 〉

居住を考慮すべき区域のうち、災害の危険性が高い区域は以下の範囲です。

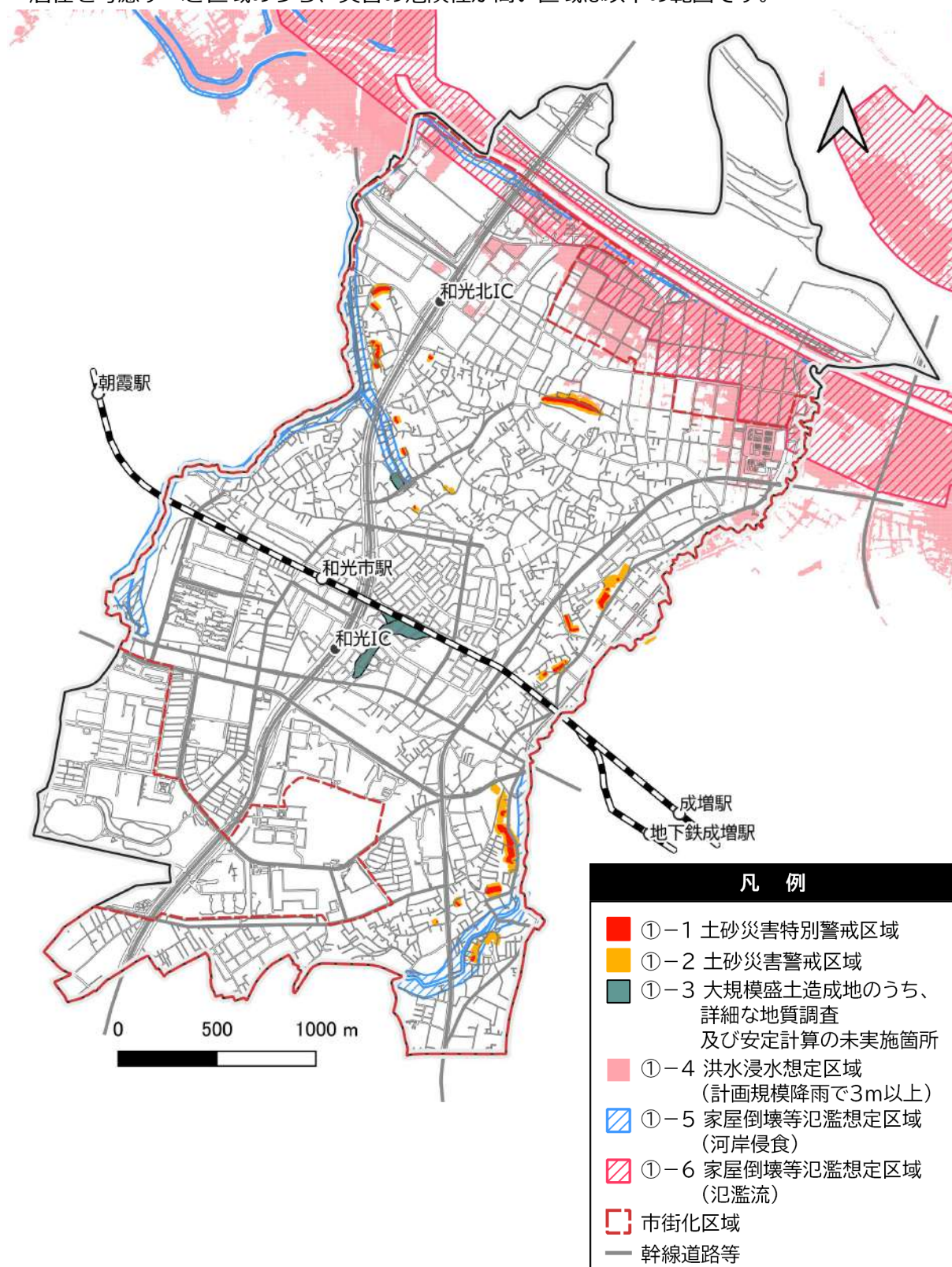
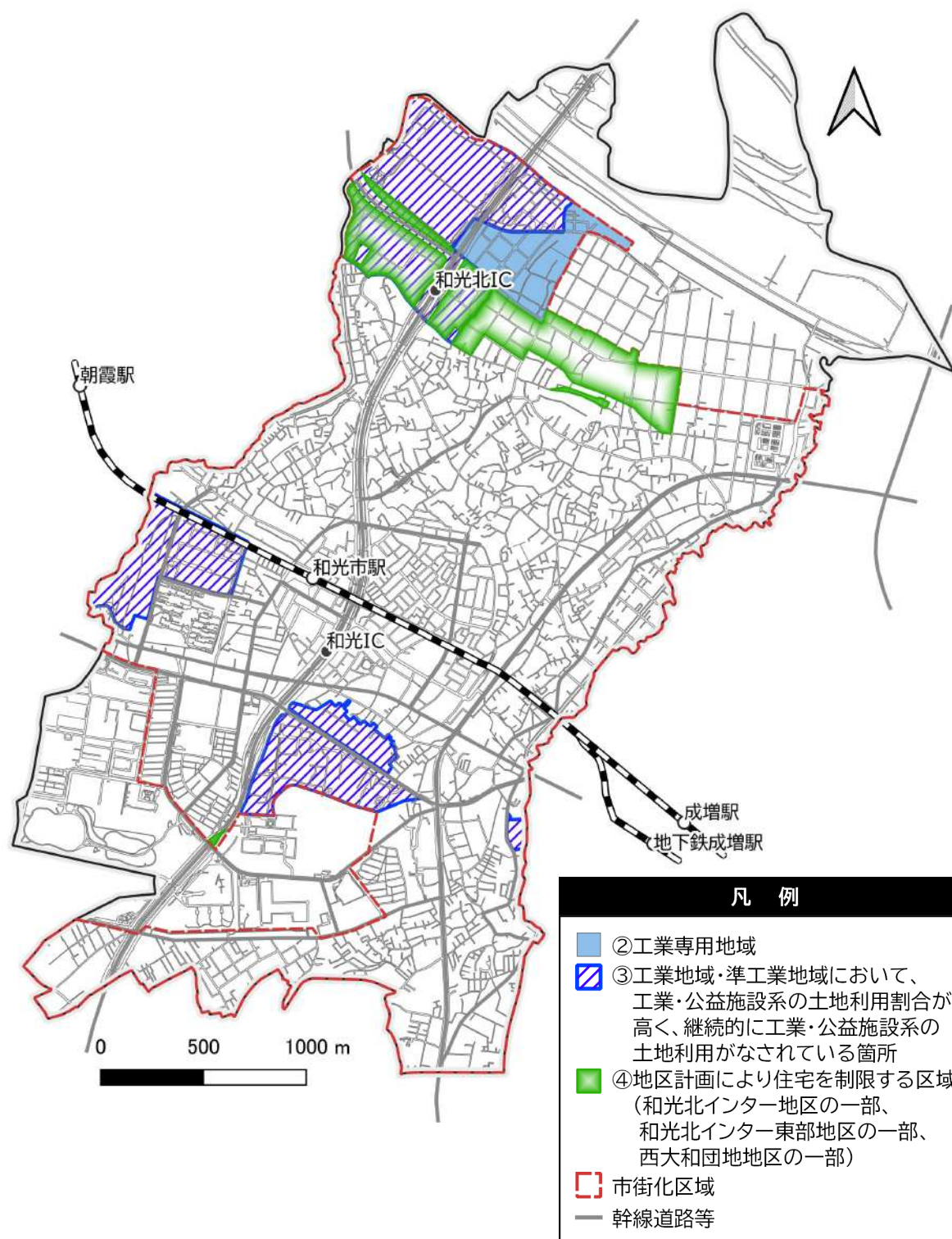


図 5-4 居住を考慮すべき区域(1/2)

居住を考慮すべき区域のうち、工業系土地利用を維持する区域などは以下の範囲です。



※72～73ページの参考5-1参照

図 5-5 居住を考慮すべき区域(2/2)

(参考 5-1) 「居住を考慮すべき区域」の「条件③：住工が混在した地域のうち、工業・公益施設系の土地利用割合が高い箇所」の選定内容

図5-6は、用途地域が工業地域または準工業地域における平成22(2010)年での工業・公益施設系の土地利用の割合を示しています(今後、計画的な整備を進める和光北インター東部地区は除く)。A・Bの箇所は60%以上あり割合が高い状況です。

また、73ページの図5-7は、令和2(2020)年での同様の割合を示しており、平成22(2010)年時点でA・Bに区分された箇所は継続して割合が高い状況です。

その変遷を踏まえ、図5-7のAの箇所は、今後も居住を誘導することは望ましくないため、居住誘導区域から除外します。

工業・公益施設系土地利用の割合

A	80%以上
B	60%以上 80%未満
C	40%以上 60%未満
D	20%以上 40%未満
E	20%未満

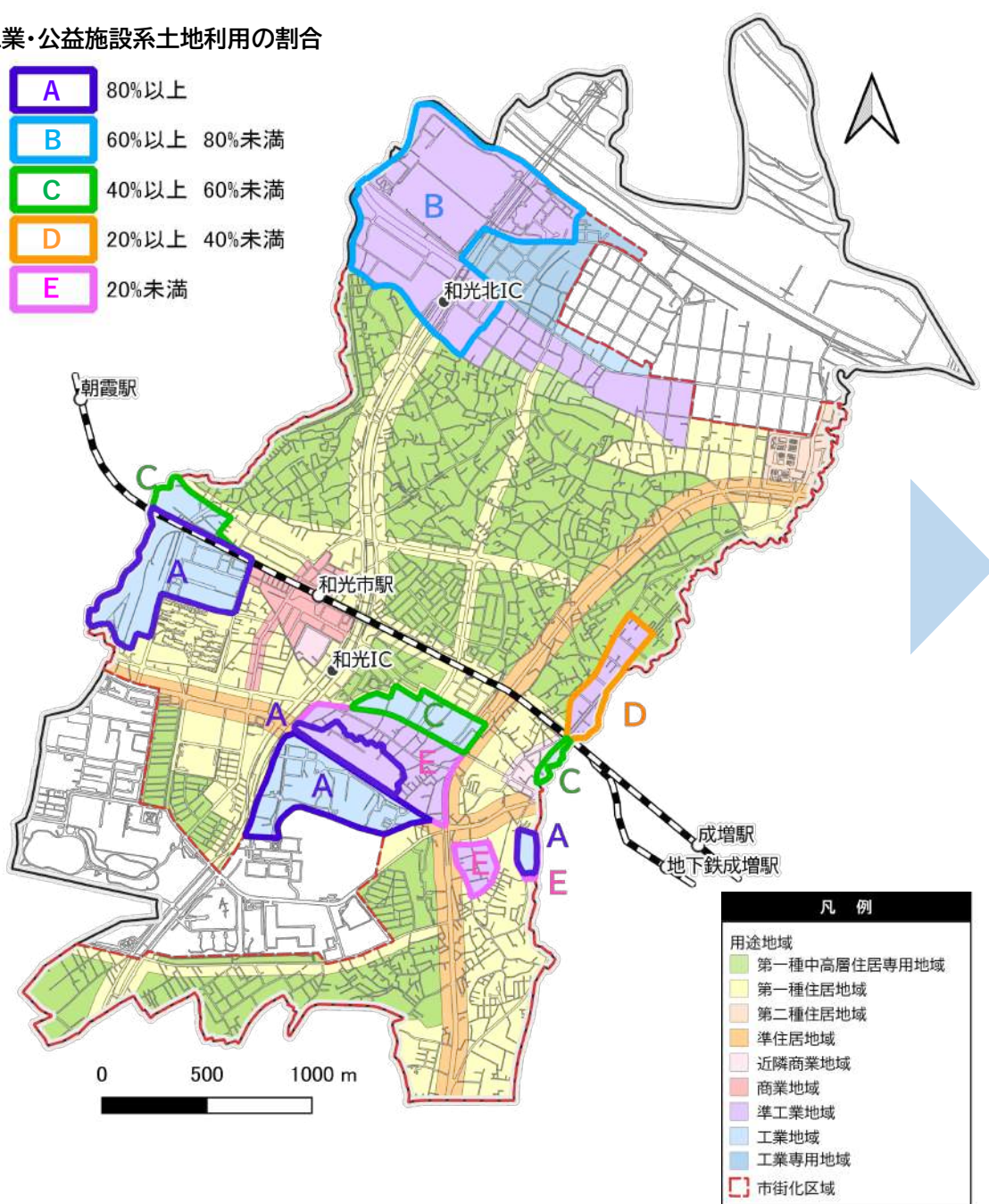
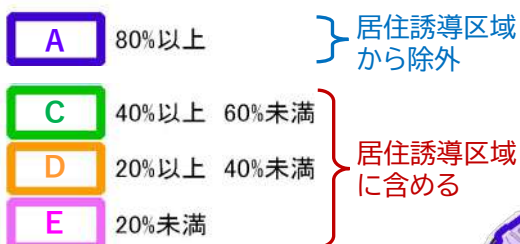


図 5-6 住工が混在した地域の工業・公益施設系土地利用の割合(平成22(2010)年)

図5-7のAの箇所のうち、鉄道車両基地、大規模事業所、大規模研究開発施設が立地する地域については、当該施設の区域のみを居住誘導区域から除外します。

また、図5-7のC・D・Eの箇所は、令和2(2020)年において工業・公益施設系の土地利用の割合が60%未満であり、和光市都市計画マスタープランと連携して、今後も住宅・商業系の土地利用の推進を図るため、居住誘導区域に含めます。

工業・公益施設系土地利用の割合



※令和2(2020)年で
B(60%以上 80%未満)は
該当なし

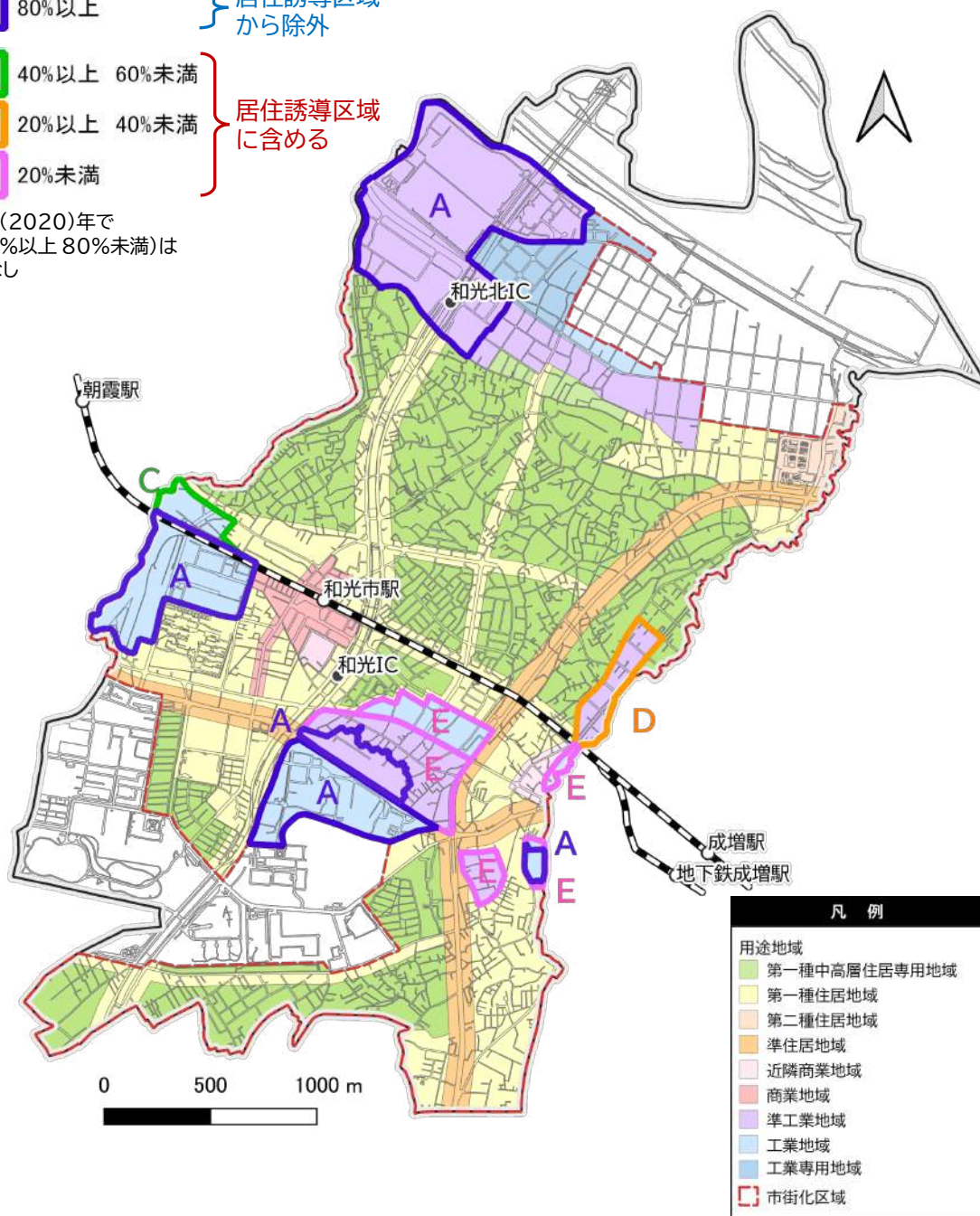


図 5-7 住工が混在した地域の工業・公益施設系土地利用の割合(令和2(2020)年)

コラム

居住誘導区域の設定を考慮すべき区域



各区域の根拠法令の趣旨に基づき、都市再生特別措置法や都市計画運用指針において、居住誘導区域を設定する際に考慮すべき区域として以下のような分類がなされています。

①法令により居住誘導区域に含まないこととされている区域

対象区域 (都市再生特別措置法第81条第19項、同法施行令第30条より)	和光市内 の有無
ア) 市街化調整区域 (都市計画法第7条第1項)	○
イ) 災害危険区域のうち、建築基準法第39条第2項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域 (建築基準法第39条第1・2項)	—
ウ) 農用地区域 (農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号) 農地もしくは採草放牧地 (※) (農地法第5条第2項第1号ロ) ※農用地区域内にある農地又は採草放牧地以外の農地又は採草放牧地で、集団的に存在する農地又は採草放牧地その他の良好な営農条件を備えている農地又は採草放牧地として政令で定めるもの	—
エ) 特別地域 (自然公園法第20条第1項) 保安林の区域 (森林法第25条もしくは第25条の2) 原生自然環境保全地域 (自然環境保全法第14条第1項) 特別地区 (自然環境保全法第25条第1項) 保安林予定森林の区域・保安施設地区・保安施設地区に予定された地区 (森林法第30条もしくは第30条の2、第41条、第44条にて準用する第30条)	—
オ) 地すべり防止区域 (地すべり等防止法第3条第1項) ※同法第2条第4項に規定する地すべり防止工事の施行その他の同条第1項に規定する地すべりを防止するための措置が講じられている土地の区域を除く。	—
カ) 急傾斜地崩壊危険区域 (急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項) ※同法第2条第3項に規定する急傾斜地崩壊防止工事の施行その他の同条第1項に規定する急傾斜地の崩壊を防止するための措置が講じられている土地の区域を除く。	—
キ) 土砂災害特別警戒区域 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項)	○
ク) 浸水被害防止区域 (特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項)	—

②原則として居住誘導区域に含まないこととすべき区域

対象区域 (都市計画運用指針より)	和光市内 の有無
ア) 津波災害特別警戒区域 (津波防災地域づくりに関する法律第72条第1項)	—
イ) 災害危険区域 ※上記①イに掲げる区域を除く	—

③それぞれの区域の災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止または軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として居住誘導区域に含まないこととすべき区域

対象区域 (都市計画運用指針より)	和光市内 の有無
ア) 土砂災害警戒区域 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項)	○
イ) 津波災害警戒区域 (津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項)	—
ウ) 浸水想定区域 (水防法第15条第1項第4号) ※洪水、雨水出水、高潮を含む。 ※洪水は、想定最大規模降雨での浸水想定区域のほか、浸水継続時間、計画規模降雨での浸水想定区域、家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流、河岸侵食)を含む。	○ (高潮は 想定なし)
エ) 土砂災害防止法に基づく基礎調査により土砂災害のおそれのある箇所に抽出された区域 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項)	—
オ) 津波浸水想定における浸水の区域 (津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項)	—
カ) 都市浸水想定における都市浸水が想定される区域 (特定都市河川浸水被害対策法第4条第2項第4号)	—
キ) その他の調査結果などにより判明した災害の発生のおそれのある区域 【本市で対象となる箇所】 ・大規模盛土造成地における詳細な地質調査及び安定計算の未実施箇所 ・地震・火災発生時の危険性や被害想定を示す情報 (地表震度分布、液状化、建物被害、延焼危険箇所)	○

④居住誘導区域に含めることについては慎重に判断を行うことが望ましい区域

対象区域 (都市計画運用指針より)	和光市内 の有無
ア) 工業専用地域 (都市計画法第8条第1項第1号)	○
イ) 流通業務地区 (都市計画法第8条第1項第13号)	—
ウ) 特別用途地区、地区計画等のうち条例により住宅の建築が制限されている区域 (都市計画法第8条第1項第2号) (都市計画法第12条の4第1項第1号) 【本市で対象となる箇所】 ・和光北インター地区地区計画の一部 ・和光北インター東部地区地区計画の一部 ・西大和団地地区地区計画の一部	○
エ) 過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空地等が散在している区域であって、人口等の将来見通しを勘案して今後は居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域	—
オ) 工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域であって、引き続き居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域	—

コラム

和光北インター東部地区のまちづくり



和光北インター東部地区においては、地区内を通過する一般国道254号和光バイパスの都市計画決定を受けて、土地区画整理事業により沿道地域を一体的に整備する計画を進めています。

東京外かく環状道路などの交通利便性を生かし、新たな産業拠点の創出を目指すとともに、良好な市街地を形成するため、道路及び公園などの公共施設を整備し、地区内に点在する住居を地区南側に集約することで、住工混在の解消を図ります。

この計画に伴い、令和5(2023)年10月には、都市計画決定により新たに41.4haが市街化区域に編入されました。合わせて、用途地域や地区計画などによる土地利用の誘導や規制について定めています。

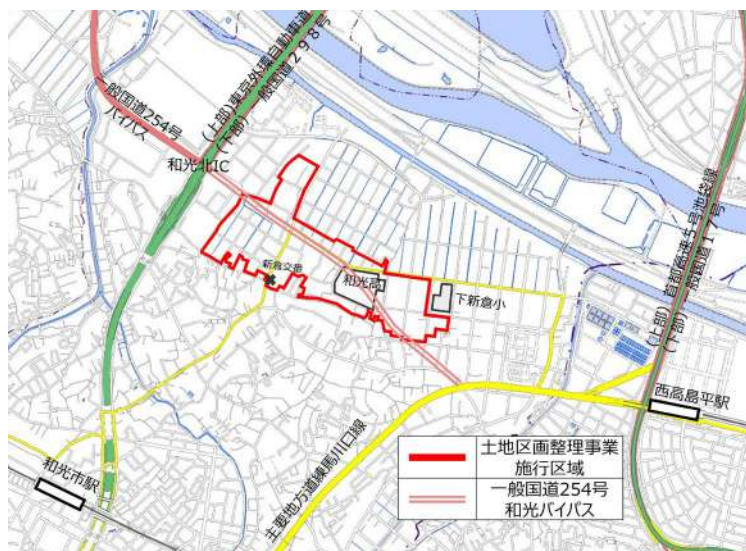


図 5-8
和光北インター東部地区の位置



図 5-9 和光北インター東部地区の市街化予想図

第6章

防災指針

6-1	防災指針とは	78
6-2	災害ハザード情報の収集・整理	92
6-3	災害リスクの高い地域等の抽出	94
6-4	地域ごとの防災上の課題	146
6-5	防災まちづくりの取組方針	151
6-6	具体的な取組施策・スケジュール	155

第6章 防災指針

本章では、居住誘導区域や都市機能誘導区域における災害リスクの評価に基づく防災・減災に資する「取組方針の方向性」や「具体的な取組施策・スケジュール」を整理します。

本章のポイント

- ✓ 取組方針の方向性 参照 152～153ページ
- ✓ 具体的な取組施策・スケジュール 参照 155～158ページ

6-1 防災指針とは

(1) 防災指針の概要

1) 防災指針の位置づけ

近年の頻発・激甚化する自然災害に対して、都市づくりの面から居住エリアの安全を確保するため、令和2(2020)年の都市再生特別措置法の改正により、立地適正化計画に「防災指針」を位置づけることになりました。

防災指針は、災害ハザード情報と都市情報を重ね合わせ、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる災害リスクを把握し、居住誘導区域や都市機能誘導区域における防災・減災対策を位置づけていきます。

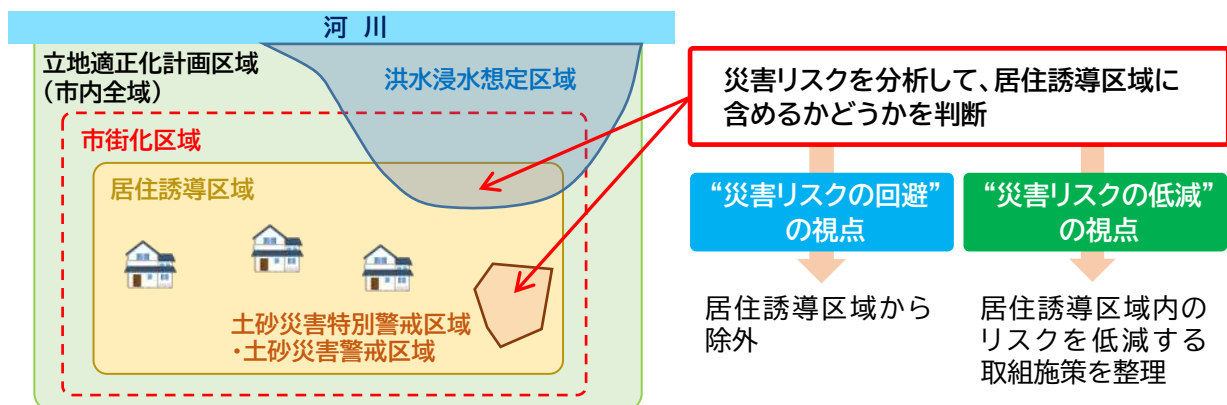


図 6-1 防災指針のイメージ

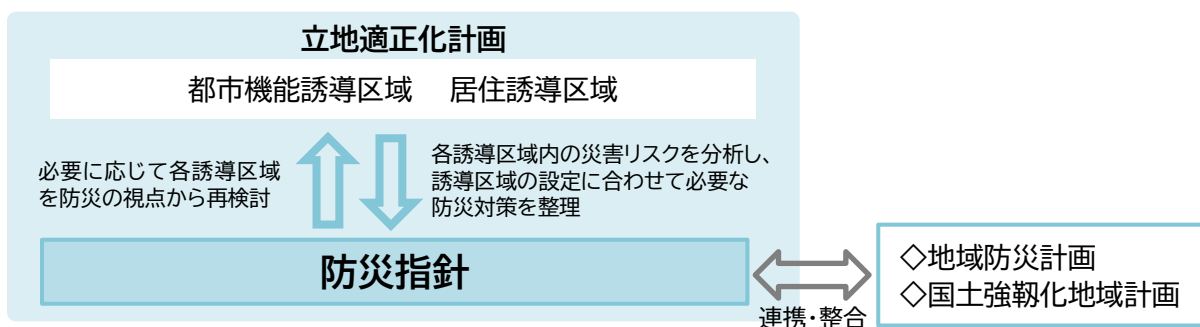


図 6-2 防災指針の位置づけ

なお、本市の防災・減災に関する計画であり、主に発災後の組織体制や関係機関との役割分担、経過時間ごとの施策などの総合的な対策をまとめた「和光市地域防災計画」や、強靱なまちづくりのための方向性を示した「和光市国土強靱化地域計画」については、この防災指針と密接に関係する計画であることから、その内容とも十分な連携・整合を図ります。

コラム

防災・減災の取組に関連した計画の主な違いについて



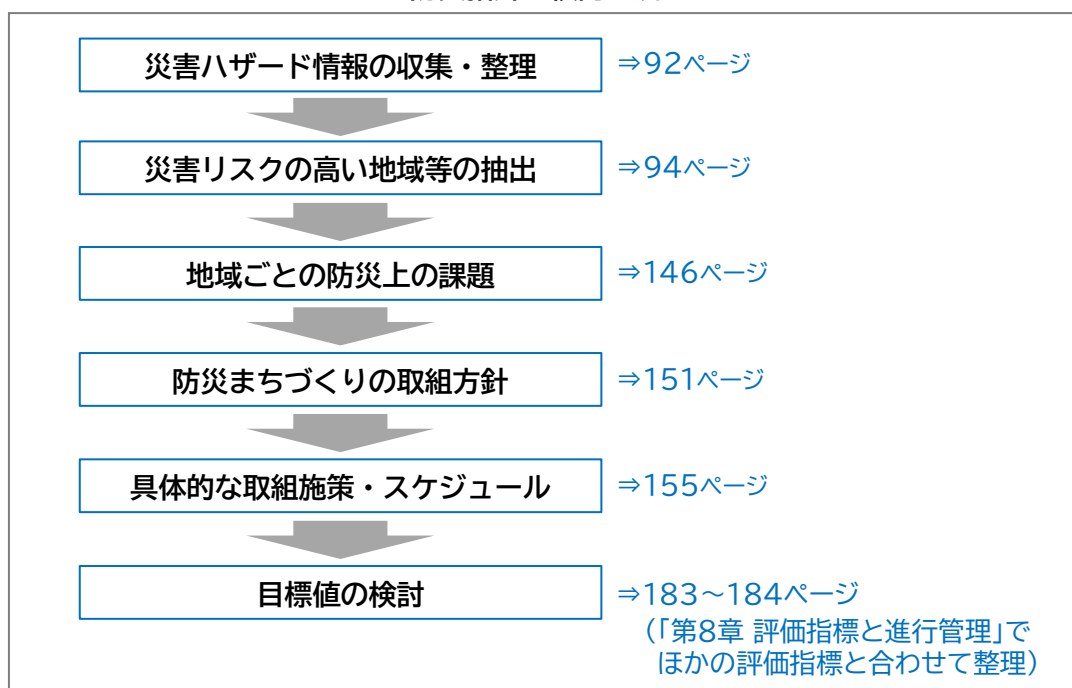
防災・減災の取組に関連する3つの計画の主な違いは以下のとおりです。

計 画	特 徴	根拠法
防災指針 (立地適正化計画)	居住誘導区域や都市機能誘導区域における災害リスクをできる限り回避あるいは低減させるために必要な防災・減災対策を位置づけた計画	都市再生特別措置法
地域防災計画	災害予防なども含めているが、主に発災後の組織体制や関係機関との役割分担、経過時間ごとの取組などの対処策を取りまとめた計画	災害対策基本法
国土強靱化地域計画	国が定める国土強靱化の考え方に基づき、地域を更に強靱な都市とするため、想定される自然災害全般を対象に、発災前の平時の備えを中心とした取組を幅広く位置づけた、強靱な地域づくりの方向性を示す計画	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法

2) 防災指針の検討の流れ

防災指針は、以下の流れで検討を行います。

《防災指針の検討の流れ》



(2) 対象とする災害ハザード情報

1) 対象とする災害ハザード情報一覧

立地適正化計画では居住誘導区域内の災害リスクを分析する観点から、本市において想定される災害のうち、ハザードマップなどにより災害の発生可能性があるエリアが明らかにされている土砂災害、洪水、内水、地震・火災に関する災害ハザード情報を対象とします。

《対象とする災害ハザード情報》

区 分	災害ハザード情報	防災指針の対象 (市内の有無)
① 土砂災害	土砂災害特別警戒区域	○
	土砂災害警戒区域	○
	大規模盛土造成地	○
	地すべり防止区域	×
	急傾斜地崩壊危険区域	×
	災害危険区域	×
② 洪水	洪水浸水想定区域等(浸水深)	○
	洪水浸水想定区域等(浸水継続時間)	○
	家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)	○
	家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)	○
	災害危険区域	×
③ 内水	内水浸水想定区域(浸水深)	○
④ 地震・火災	液状化	○
	建物被害	○
	延焼危険箇所・延焼クラスター	○

※「×」となっているものは、国において、居住誘導区域を設定する際に考慮すべき区域として示されている主な災害ハザード情報(74～75ページ参照)ですが、本市においては指定されていない状況です。

2) 対象とする災害ハザード情報の概要

①土砂災害

ア. 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域

土砂災害は、突発的な発生が想定され、避難行動の時間的猶予が短い災害のため、災害が起きた際に住民の生命への危害や建物の倒壊のおそれがあります。

土砂災害には、主にがけ崩れ（急傾斜地の崩壊）、地滑り、土石流があり、これらのリスクがある区域は土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）に基づき、土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域に指定されています。

土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域の具体的な内容は以下のとおりです。



＜土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域の違い＞

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

資料：土砂災害ハザードマップ(和光市)

図 6-3 土砂災害の種類

資料：土砂災害ハザードマップ(和光市)

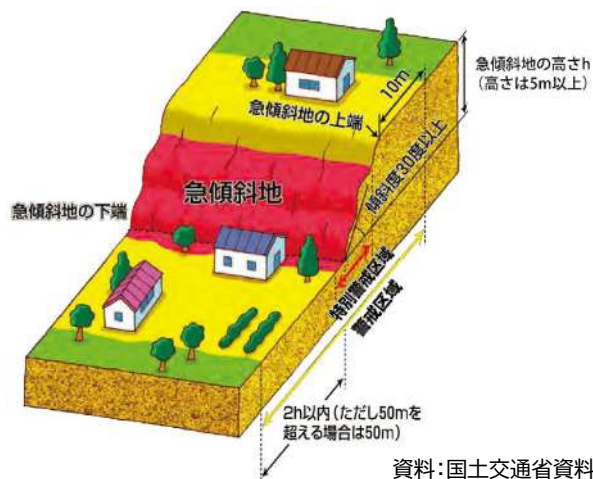
コラム

土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域の指定について

土砂災害防止法に基づき、埼玉県が斜面や渓流及びその下流など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況などの調査を実施します。

その調査を踏まえ、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域の指定基準に該当する箇所について指定が行われます。

図 6-4 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域の指定範囲（急傾斜地の場合）



資料：国土交通省資料

イ. 大規模盛土造成地

近年の大地震の際には、日本各地において大規模に谷を埋めた盛土や斜面に腹付けした盛土などが滑動・崩落を起こし、周辺の住宅や公共施設に甚大な被害が発生することがありました。

本市では、谷間や傾斜に大規模な盛土を行い宅地造成した「大規模盛土造成地」が存在しているため、それら盛土造成地が身近に存在することを住民の方々に知っていただき、防災意識を高めることを目的として「大規模盛土造成地マップ」を公表しています。

「大規模盛土造成地」には、「谷埋め型盛土」と「腹付け型盛土」の2種類があり、市内には2種類とも存在します。

大規模盛土造成地の危険性については、基礎資料整理・現地踏査・地質調査・安定計算などの詳細な調査結果により、総合的に判断します。

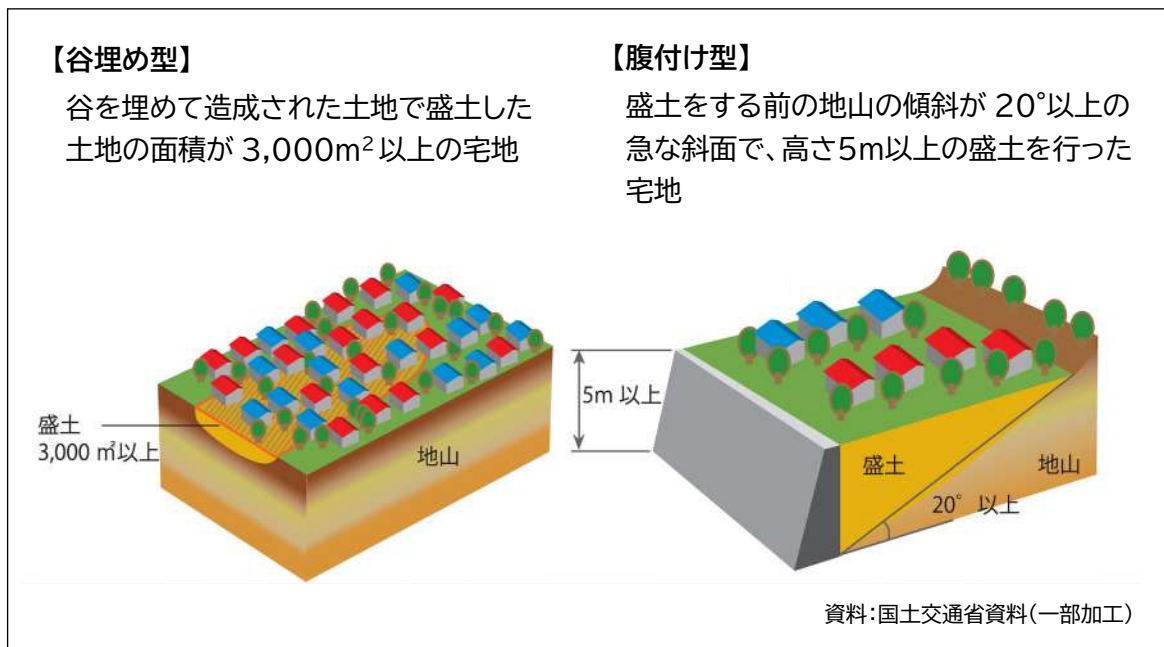


図 6-5 大規模盛土造成地の種類

②洪水

ア. 洪水浸水想定区域(浸水深・浸水継続時間)

洪水は、大雨が降り続いて河川の水位が上昇し、堤防を越えることや堤防が決壊することで河川の水があふれることであり、発生した場合は、河川の流域の建物や道路などに甚大な被害を及ぼす可能性があります。

洪水が発生した場合に想定される区域として、本市に関連するものとしては以下の3種類が国及び埼玉県より公表されています。

《和光市内で想定されている浸水想定の種類》

【洪水浸水想定区域】

作成主体：国土交通省

作成目的：洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、または浸水を防止することにより、水災による被害の低減を図る

作成内容：i) 想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域（浸水深、浸水継続時間）
ii) 計画規模降雨の洪水浸水想定区域（浸水深）

【水害リスク情報図】

作成主体：埼玉県

作成目的：水防法に基づき洪水浸水想定区域の公表が定められた洪水予報河川及び水位周知河川（埼玉県内は18河川）以外の県管理河川について、洪水浸水想定区域と同様の内容で作成

作成内容：i) 想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域（浸水深、浸水継続時間）
ii) 計画規模降雨の洪水浸水想定区域（浸水深）

【多段階の浸水想定図及び水害リスクマップ】

作成主体：国土交通省

作成目的：土地利用や住まい方の工夫の検討及び水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの検討など、流域治水の取組を推進することに活用

作成内容：多段階の浸水想定図（浸水深）及び水害リスクマップ

（多段階の浸水想定図）⇒85ページ参照

- ・洪水浸水想定区域（計画規模降雨）に加えて、高～中頻度で発生する年超過確率ごとの浸水深を表示した図

（水害リスクマップ）

- ・洪水浸水想定区域や多段階の浸水想定図を用いて、浸水深ごと（0cm 以上、50cm 以上、3.0m 以上）に年超過確率それぞれの浸水範囲を重ね合わせて表示した図

年超過確率 (発生頻度)		1/10～1/50	1/100～1/200	1/1,000
降雨の区分		高～中頻度	計画規模降雨	想定最大規模降雨
表示内容	年超過確率ごとの浸水深		洪水浸水想定区域	
			水害リスク情報図	
	多段階の浸水想定図			
表示内容	浸水深ごとに年超過確率それぞれの浸水範囲を重ね合わせ	水害リスクマップ		

(参考 6-1) 洪水の年超過確率(発生頻度)に関する考え方

洪水は、想定降雨量に基づく年超過確率(発生頻度)に応じて、その範囲と程度が変化します。

《年超過確率に応じた浸水想定の種類》

年超過確率 (発生頻度)	1/10	1/30	1/50	1/100	1/200	1/1,000
降雨の区分	高～中頻度			計画規模降雨		想定最大規模降雨
浸水想定 の種類				洪水浸水想定区域		
				水害リスク情報図		
	多段階の浸水想定図 ※和光市内では 1/10～1/50 は想定なし					
想定降雨量 (荒川流域、3日間総雨量 の場合)	299mm	380mm	417mm	467mm	516mm	632mm

年超過確率とは

◇例えば、年超過確率1/100の降雨とは、1年間のうち、“想定する雨量”を超える降雨が発生する確率が1/100(1%)の降雨のこと。100年ごとに1回発生する周期的な降雨ではなく、100年の間にその規模を超える降雨が複数発生することもある。

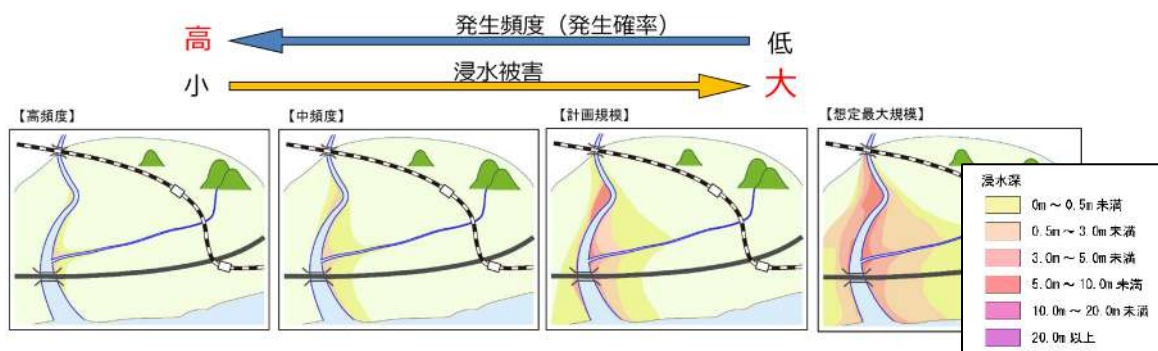


図 6-6 洪水の発生頻度と浸水被害の関係性

資料：立地適正化計画作成の手引き(国土交通省)

コラム

令和元(2019)年東日本台風における近隣の堤防決壊と降雨量

令和元(2019)年 10 月に発生した台風 19 号では、東松山市を流れる荒川水系都幾川で堤防決壊・越水が発生し、約 140ha の浸水被害をもたらしました。

令和元(2019)年台風19号における都幾川流域の48時間雨量の実績

453.8mm

荒川水系都幾川の洪水浸水想定区域における想定降雨量(3日間)

想定最大規模降雨：740mm

計画規模降雨：462mm



資料：令和元年台風19号洪水による堤防決壊調査報告書(埼玉県)、荒川水系都幾川洪水浸水想定区域図(国土交通省荒川上流河川事務所)

(参考 6-2) 多段階の浸水想定図

本市における多段階の浸水想定図は、年超過確率 1/100 において市北側の一部で浸水が想定されており、年超過確率 1/200 において市北側の低地部の一帯で浸水が想定されています。

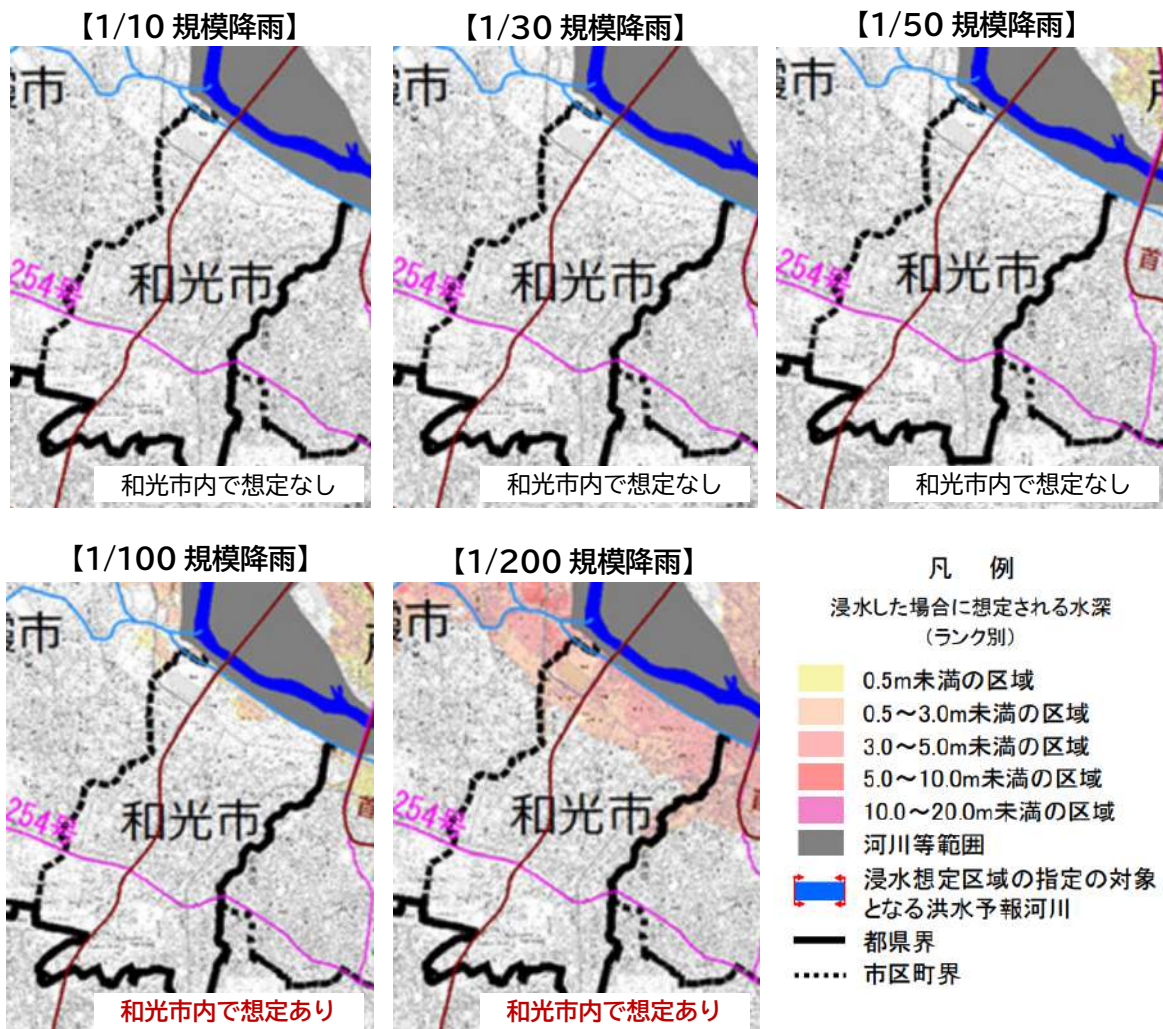


図 6-7 荒川水系荒川及び入間川流域 国管理河川の浸水想定図

《本市で想定される浸水》

対 象	作成 主体	指定の前提となる降雨			
		年超過確率	荒川流域の 3日間総雨量	入間川流域の 3日間総雨量	本市での想定
荒川水系荒川 及び入間川流域	国	1/10	299mm	300mm	—
		1/30	380mm	378mm	—
		1/50	417mm	414mm	—
		1/100	467mm	462mm ※	○
		1/200	516mm ※	511mm	○

※荒川流域の年超過確率1/200における3日間総雨量516mm、入間川流域の年超過確率1/100における3日間総雨量462mmは、洪水浸水想定区域の計画規模降雨に該当(87ページ参照)

資料:多段階の浸水想定図
(国土交通省荒川上流河川事務所、荒川下流河川事務所)

イ. 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食・氾濫流)

家屋倒壊等氾濫想定区域は、想定し得る最大規模の降雨（想定最大規模降雨）による近傍の堤防の決壊などの場合に、建築物が倒壊・流出するなどの危険性が高い区域を示したものです。

この区域は、避難所などへの立ち退き避難（水平避難）が必要な区域、屋内での待避（垂直避難）が可能な区域の判断などに有効な情報となります。

家屋倒壊等氾濫想定区域は、河岸侵食と氾濫流の2種類があります。

【河岸侵食】

洪水時の氾濫流による河岸侵食により、木造・非木造の家屋の流出・倒壊のおそれがある区域



家屋が倒壊するような河岸侵食の発生や堤防が削り取られるリスクが想定されます。

【氾濫流】

河川堤防の決壊または洪水氾濫流により、木造家屋の倒壊のおそれがある区域



木造家屋が倒壊するような堤防決壊などに伴う氾濫流の発生が想定されます。

資料：和光市防災ガイド&ハザードマップ(和光市)

図 6-8 家屋倒壊等氾濫想定区域の種類

ウ. 本市で対象とする洪水浸水想定区域等

市内の洪水浸水想定区域などの状況を踏まえ、防災指針の検討においては、範囲が広大であり深い浸水深が想定されている「荒川水系荒川」と「荒川水系新河岸川流域」を対象として、災害ハザード情報の整理を行います。

《本市で対象とする洪水浸水想定区域等》

○は本市で想定

浸水想定区域図名	河川名	作成主体	指定の前提となる降雨 上段：想定最大規模降雨 下段：計画規模降雨	公表の有無				
				想定最大規模降雨				計画規模降雨
				浸水継続時間	浸水継続時間	家屋倒壊等 氾濫想定区域 河岸 侵食	家屋倒壊等 氾濫想定区域 氾濫流	
荒川水系黒目川 洪水浸水想定区域図	黒目川	県	新河岸川流域の2日間総雨量 746mm ―― 黒目川流域の24時間総雨量 199.5mm(年超過確率 1/7.5)	○	○	―	―	○
荒川水系新河岸川流域 洪水浸水想定区域図・ 水害リスク情報図	新河岸川 流域	県	新河岸川流域の2日間雨量 746mm ―― 新河岸川流域の2日間雨量 332.6mm(年超過確率 1/100)	○	○	○	○	○
荒川水系荒川 洪水浸水想定区域図	荒川	国	荒川流域の3日間総雨量 632mm ―― 荒川流域の3日間総雨量 516mm(年超過確率 1/200)	○	○	―	○	○
荒川水系入間川 洪水浸水想定区域図	入間川	国	入間川流域の3日間総雨量 740mm ―― 入間川流域の3日間総雨量 462mm(年超過確率 1/100)	○	○	―	―	○

※新河岸川流域の対象河川：

(和光市内) 新河岸川、白子川、越戸川、谷中川

(その他) 柳瀬川、黒目川、新河岸川放水路、びん沼川、九十川、不老川、東川



図 6-9 和光市周辺の河川

(参考 6-3) 河川周辺の標高

市北側の荒川、新河岸川の河川沿いは低地となっています。越戸川、白子川の河川沿いは勾配のある谷底平野となっています。

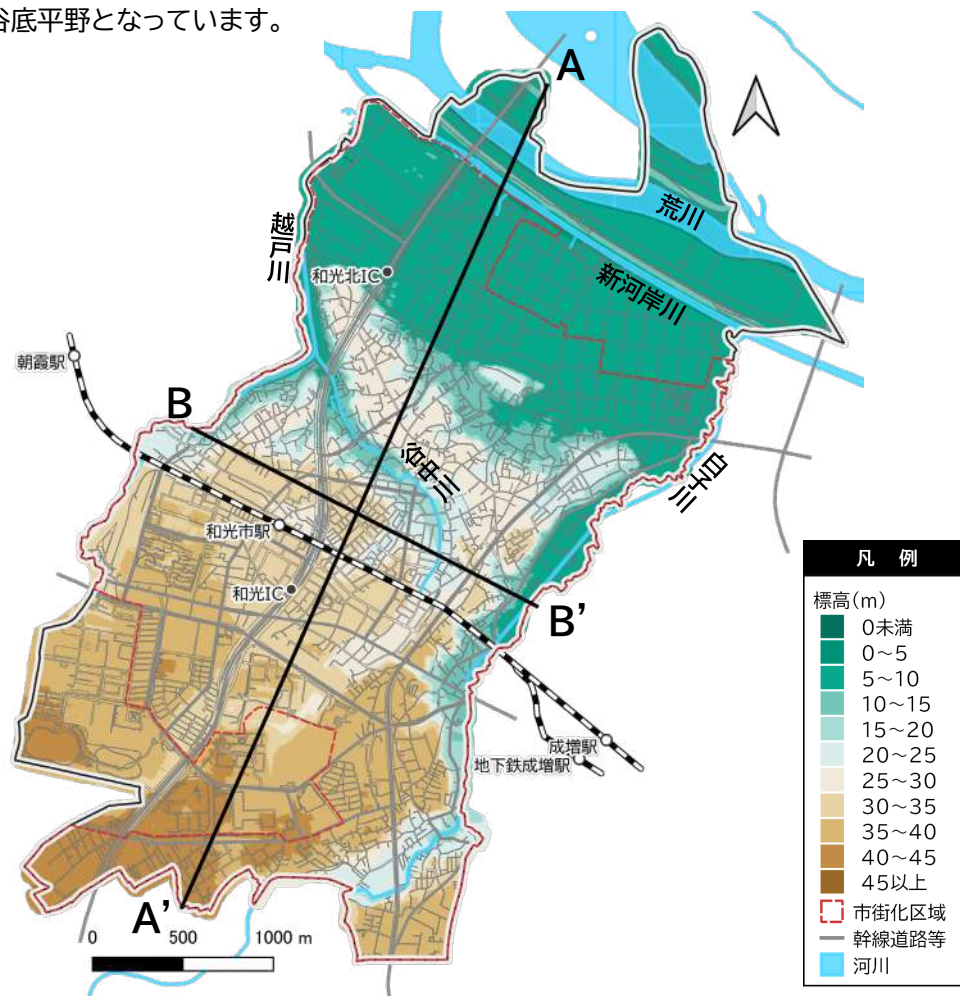


図 6-10 和光市内の標高

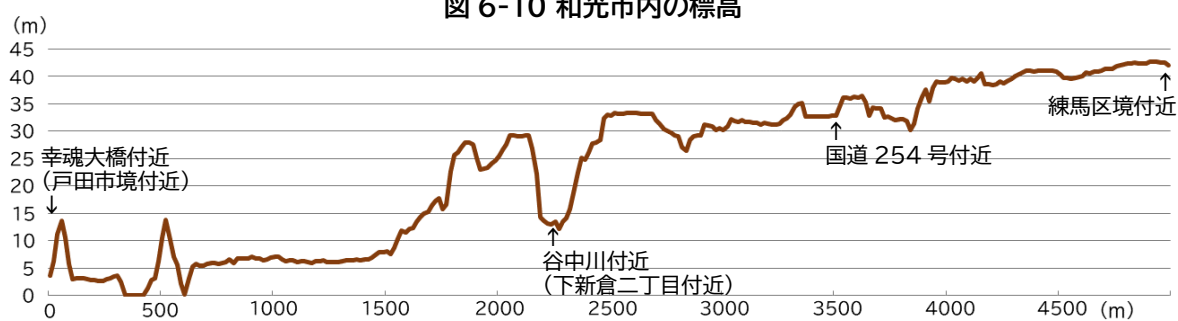


図 6-11 断面図(A-A'断面)

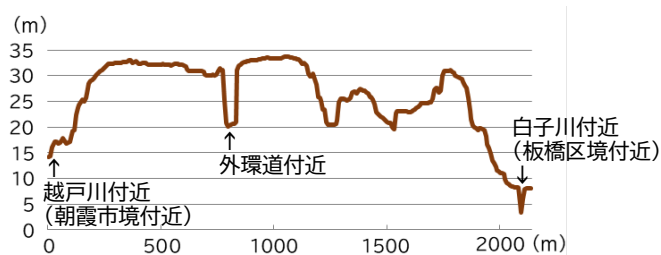


図 6-12 断面図(B-B'断面)

資料:基盤地図情報

③内水

内水は、大雨による河川の水位の上昇や排水施設の排水能力を上回る量の雨により、その地域に降った雨が排水できずに溜まって浸水に至ることを言います。

内水の浸水深は、洪水の浸水深と比較して深くはなく、浸水継続時間についても短時間の想定がされる傾向にあります。河川から離れた地域においても浸水被害が発生することや降雨から浸水被害が発生するまでの時間が短いことが特徴です。

本市では、近年の局地的な集中豪雨の増加や都市化の進展に伴い、雨水管などの排水能力を上回る雨水流出が頻発しています。そのため、内水による浸水が発生した場合に備えて、いち早く安全な場所に避難できることを目的に、被害の想定される区域と被害の程度を示した「内水ハザードマップ」を作成しています。

《内水ハザードマップの対象降雨》

対象降雨	想定最大規模降雨に伴う内水により浸水が発生した場合を想定 ※想定最大規模降雨：時間最大153mm、10分最大30mm、総雨量690mm
------	--

※『和光市内水ハザードマップ』は水防法第14条の2に規定されている「雨水出水浸水想定区域」を指定していないため、同法第15条第3項に基づくハザードマップではありません。

(参考 6-4) 和光市における主な水害被害

発生年月日	原因	土砂災害	洪水	内水	被害状況		
					床上浸水	床下浸水	その他
1958.9.26	台風22号 (狩野川台風)	○	○		219戸	179戸	家屋損壊(全壊11戸・半壊14戸)、 橋梁損壊
1966.6.28	台風4号	○	○		10戸	161戸	家屋損壊(全壊2戸)、 道路決壊2箇所、 橋の流出3箇所、 がけ崩れ8箇所
1966.9.24	台風26号 (風台風)	○	○	○	—	9戸	家屋損壊(半壊12戸・ 一部破損80戸・ 非住家18戸)、 道路冠水6箇所、 道路不通4箇所、 がけ崩れ1箇所
1969.9.2	集中豪雨	○	○		—	43戸	がけ崩れ
1982.9.13	台風18号		○		190戸等	77戸	
2005.9.4	集中豪雨		○		26戸	14戸	擁壁倒壊1箇所
2014.6.25	集中豪雨		○	○	31戸	31戸	道路冠水8箇所、 自動車浸水4台

資料：和光市地域防災計画

④地震・火災

ア. 地震

平成 26(2014)年度和光市地震被害想定調査において、本市に最も影響が大きいと考えられる東京湾北部地震が発生した場合、市内の大部分で震度 6 強の揺れ、荒川付近の低地での液状化の可能性、多くの急傾斜地崩壊危険箇所でのがけ崩れの可能性が予想されています。

地震による揺れ、液状化、がけ崩れにより、建物の倒壊や火災の発生などの被害が想定されています。

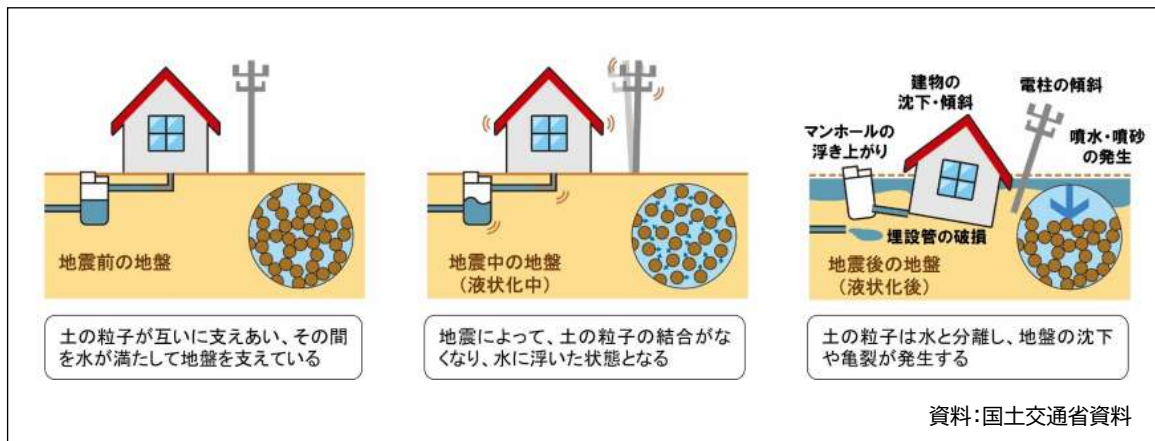


図 6-13 液状化現象

(参考 6-5) 和光市における主な地震被害

発生年月日	原因	被害状況
1923.9.1	関東大震災	新倉村で全壊1戸(坂下)、半壊1戸(新倉)、白子村で全壊2戸
2011.3.11	東北地方太平洋沖地震	本市の震度は震度5弱で、以下の被害が発生 ・和光市民文化センター(サンアゼリア)の天井が破損 ・総合体育館の武道場の壁に亀裂 ・総合児童センターのプールなどの水道配管にずれが発生 ・市庁舎の議会棟連絡通路や外壁などに亀裂

資料: 和光市地域防災計画

イ. 火災

延焼の可能性の高い地域を表現する一つとして「住宅密集地」があります。その算出については、「不燃領域率」と「住宅戸数密度」を用います。

「不燃領域率」は延焼の拡大を防ぐ要素となる不燃建築物と空地の面積の地域全体の面積に占める割合により、地域の延焼のしにくさを表す指標です。

「住宅戸数密度」はある地域内の戸建て住宅数を地域の面積で割った値（戸/ha）であり、住宅戸数密度が高いほど一棟当たりの建築面積が小さくなり隣棟間隔も狭くなる傾向があると考えられ、隣棟間隔が一定程度以上狭くなると延焼の危険性が高まるとされています。

また、延焼が遮断されることなく一度の出火で延焼する可能性のある範囲である「延焼クラスター」は延焼危険性が高い地区の参考とすることが考えられます。

本計画においては、ガイドラインなどの考え方を参考として、以下の区域を住宅密集地及び延焼クラスターの区域とします。

《住宅密集地の考え方》

住宅密集地の考え方	出典
老朽化した木造家屋が密集し、かつ狭い道路が多く敷地規模も狭小といった特徴を有し、下記指標の基準に両方該当する区域 ①住宅戸数密度30戸/ha以上 地区内の住宅戸数を地区面積[ha]で除した密度 ②不燃領域率40%未満 地区面積に対する不燃化面積の割合	以下の考え方を参考に左記の数値を算出 ◇埼玉県住宅密集地改善の手引 ◇「地震時等の電気火災の発生・延焼等の危険解消に取り組むべき地域」の指定に関する地方自治体向けガイドライン（平成30(2018)年3月内閣府）

《延焼クラスターの考え方》

延焼クラスターの考え方	出典
消防活動を行うことができないと仮定して一体的に延焼するおそれがある建物群。 建物構造別に延焼限界距離に関わる係数を用いてGISにて計算処理したもの。この定義の下で、延焼限界距離内にある建物同士を接続していくことで、同一の出火により延焼する可能性のある建物のクラスター(集団)が形成される。 (「冬18時 風速8m/s:北西」のケースを採用)	◇平成24(2012)・25(2013)年度埼玉県地震被害想定調査報告書(埼玉県)

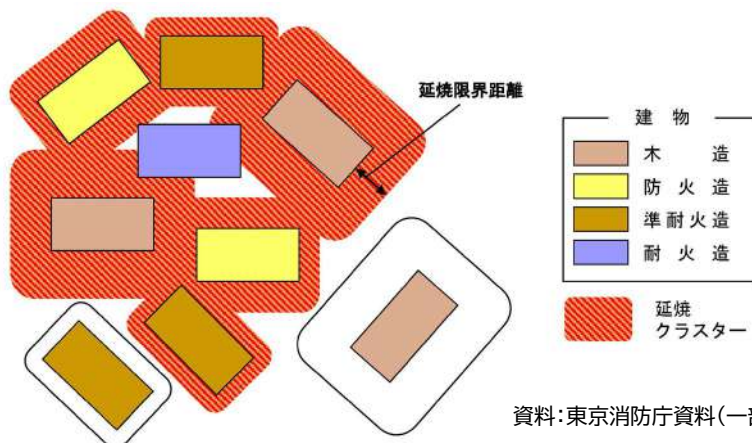


図 6-14
延焼クラスターのイメージ

資料:東京消防庁資料(一部加工)

6-2 災害ハザード情報の収集・整理

市内で発生するおそれがある災害の種類・範囲・規模を把握するため、以下のハザード情報などを整理します。

《収集・整理する災害ハザード情報の概要(1/2)》

分類	災害ハザード情報	内 容	和光市内の状況
土砂災害	土砂災害 特別警戒区域 25ページ	急傾斜地の崩壊などが発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民などの生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制などが行われる。(土砂災害防止法)	■白子一～三丁目、新倉二・三丁目などに指定されています。
	土砂災害 警戒区域 25ページ	急傾斜地の崩壊などが発生した場合に、住民などの生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。(土砂災害防止法)	
	大規模盛土 造成地 26ページ	谷間や傾斜に大規模な盛土を行い造成した宅地	■中央部と南部に合計 6 箇所 (谷埋め型が 4 箇所、腹付け型が 2 箇所) あります。
洪水	洪水浸水 想定区域等 (浸水深) 27～28ページ	河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域の浸水深を示したもの 【想定最大規模降雨】 想定し得る最大規模の降雨(1000年に1回程度) (荒川)荒川流域の3日間総雨量632mm (新河岸川流域)新河岸川流域の2日間雨量746mm	■市北側、白子川沿い、越戸川沿いなどに指定されており、荒川の想定では、大部分が3.0～5.0m未満であり、一部5.0～10.0m未満の区域もあります。
		【計画規模降雨】 河川整備において基本となる降雨 (100～200年に1回程度) (荒川)荒川流域の3日間総雨量516mm (年超過確率1/200) (新河岸川流域)新河岸川流域の2日間雨量332.6mm (年超過確率1/100)	■市北側、白子川沿い、越戸川沿いなどに指定されており、荒川の想定では、0.5～3.0m未満が多く、新倉八丁目、下新倉五・六丁目周辺は3.0～5.0m未満となっています。
	洪水浸水 想定区域等 (浸水継続時間) 29ページ	氾濫水到達後、一定の浸水深(0.5mを基本)に達してからその浸水深を下回るまでの時間 【想定最大規模降雨】 想定し得る最大規模の降雨(1000年に1回程度) (荒川)荒川流域の3日間総雨量632mm (新河岸川流域)新河岸川流域の2日間雨量746mm	■荒川及び新河岸川流域の想定では、一部が浸水継続時間3日間以上となっています。
	家屋倒壊等 氾濫想定区域 (河岸侵食) 30ページ	河岸が侵食されることにより、家屋の基礎を支える地盤が流出し、家屋本体の構造に依らず倒壊・流出のおそれがある区域 【想定最大規模降雨】 想定し得る最大規模の降雨(1000年に1回程度) (新河岸川流域)新河岸川流域の2日間雨量746mm	■新河岸川流域では、新河岸川沿いの一部、越戸川沿い、谷中川沿い、白子川沿いに河岸侵食が指定されています。
	家屋倒壊等 氾濫想定区域 (氾濫流) 30ページ	河川堤防の決壊または洪水氾濫流により、木造家屋の倒壊のおそれがある区域 【想定最大規模降雨】 想定し得る最大規模の降雨(1000年に1回程度) (荒川)荒川流域の3日間総雨量632mm (新河岸川流域)新河岸川流域の2日間雨量746mm	■荒川は、新河岸川沿い一帯に氾濫流が指定されています。

≪収集・整理する災害ハザード情報の概要(2/2)≫

分類	災害ハザード情報	内 容	和光市内の状況
内 水	内水浸水 想定区域 31ページ	想定最大規模降雨に伴う内水により浸水が発生した場合を想定した区域 (降雨)時間最大153mm、10分最大30mm、 総雨量690mm	■市内の広い範囲で内水の可能性が想定されており、多くの浸水深が0.1～0.5m未満となっています。
地震・火災	地表震度分布 32ページ	本市に最も影響が大きいと考えられる東京湾北部地震（M＝7.3）が発生した場合の震度分布	■市北側において震度6強が想定されており、そのほかでは震度6弱が想定されています。
	液状化 33ページ	本市に最も影響が大きいと考えられる東京湾北部地震（M＝7.3）が発生した場合の液状化の可能性	■市北側で液状化の可能性が高いと想定されています。
	建物被害 33ページ	本市に最も影響が大きいと考えられる東京湾北部地震（M＝7.3）が発生した場合の揺れによる全壊数	■全壊数として、市内全域で518棟と想定されています。 ■分布状況としては、市北側及び白子川周辺に分布しており、特に新倉二丁目及び下新倉五丁目は5.0棟以上の建物の全壊が想定されています。
	延焼危険箇所 34ページ	住宅が密集地した地域など延焼の可能性の高い地域 ①住宅密集地（住宅戸数密度30戸/ha以上かつ不燃領域率40%未満） ②延焼クラスター	■火災延焼の可能性が高い区域として、住宅戸数密度18.2戸/ha、不燃領域率45.5%の下新倉三丁目が挙げられ、一体的に延焼するおそれのある建物群（延焼クラスター構成建物数）は452棟あります。 ■下新倉四丁目は住宅戸数密度20.6戸/ha、不燃領域率53.1%であり、延焼クラスター構成建物数は302棟あります。

※表中のページは、第2章における掲載箇所を示す

6-3 災害リスクの高い地域等の抽出

(1) 分析の視点

本市で想定される災害ハザード情報と、住宅や都市施設などの都市情報を重ね合わせ、災害リスクの高い地域を抽出するための分析を実施します。

災害ハザード情報と都市情報の重ね合わせと分析の視点は以下のとおりです。

なお、洪水については「荒川水系荒川」と「荒川水系新河岸川流域」を対象として分析を行います。

《災害ハザード情報と都市情報の重ね合わせと分析の視点》

災害ハザード情報			都市情報	分析の視点				
土砂災害	土砂災害特別警戒区域・ 土砂災害警戒区域・ 大規模盛土造成地		×	建物	→	分析1 96～97 ページ	◇建物の倒壊や生命・人体に 影響が及ぶリスクが生じる 地域があるか	
	洪水	洪水浸水 想定区域等 (浸水深)	想定最大規模降雨 計画規模降雨 (荒川、新河岸川流域)	×	建物	→	分析2 98～105 ページ	◇建物の倒壊や生命・人体に 影響が及ぶリスクが生じる 地域があるか
×				建物階数	→	分析3 106～113 ページ	◇垂直避難が困難な地域が あるか	
洪水浸水 想定区域等 (浸水継続 時間)		想定最大規模降雨 (荒川、新河岸川流域)	×	都市施設(医療・福祉・ 防災拠点・避難 所・避難場所・アン ダーパス)	→	分析4 114～121 ページ	◇要配慮者入所施設に危険は 及ばないか ◇災害時に継続利用が可能か	
			×	建物	→	分析5 122～125 ページ	◇長期にわたり孤立する地域 があるか	
家屋倒壊等 氾濫想定区域 (河岸侵食)		想定最大規模降雨 (新河岸川流域)	×	都市施設(医療・福祉・ 防災拠点・避難 所・避難場所・アン ダーパス)	→	分析6 126～129 ページ	◇長期間孤立する要配慮者 入所施設はないか ◇長期間の浸水により継続 利用できない施設はあるか	
家屋倒壊等 氾濫想定区域 (氾濫流)	想定最大規模降雨 (荒川、新河岸川流域)	×	建物	→	分析7 130～131 ページ	◇建物が倒壊・流出する地域 があるか		
内水	内水浸水想定区域		×	建物(木造家屋)	→	分析8 132～135 ページ	◇木造家屋が倒壊する地域が あるか	
	地震・火災	液状化		×	建物階数・ 都市施設 (アンダーパス)	→	分析9 136～137 ページ	◇垂直避難が困難な地域が あるか ◇災害時に通行可能か
建物被害		×	建物	→	分析10 138～139 ページ	◇液状化による建物への被害 が生じる地域があるか		
延焼危険箇所 (延焼クラスター)		×	建物(木造家屋)・ 幅員 4m未満道路	→	分析11 140～141 ページ	◇地震時に建物が倒壊する 地域があるか		
延焼危険箇所 (延焼クラスター・住宅密集地)		×	道路幅員	→	分析12 142～143 ページ	◇火災発生時に広範囲に 延焼するおそれはあるか ◇火災発生時に消防活動が 困難になる可能性があるか		
				×	オープンスペース	→	分析13 144～145 ページ	◇延焼した際に周辺で緊急 避難できる場所があるか

96～145 ページの重ね合わせ分析の構成としては、以下のとおりです。

- ① 災害ハザード情報と都市情報の重ね合わせを基にした、説明、図面等を整理しています。
- ② 想定される災害リスクとして、被害想定建物の内訳や、和光市都市計画マスタープランの地域別構想の4地域別の災害リスクの有無や状況を整理しています。



(見開き左側のページ)



(見開き右側のページ)

(参考 6-6) 重ね合わせ分析に関するデータ内容

内 容			出 典
災害ハザード情報	土砂災害	土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域	朝霞県土整備事務所提供データ (令和 4(2022)年 10 月)
		大規模盛土造成地	和光市大規模盛土造成地マップ (令和 5(2023)年 10 月時点)
	洪水 (荒川・ 新河岸川 流域)	洪水浸水想定区域等 (浸水深)	荒川水系荒川洪水浸水想定区域図 (国土交通省荒川上流河川事務所、 荒川下流河川事務所) (指定日：平成 28(2016)年 5 月 30 日)
		洪水浸水想定区域等 (浸水継続時間)	荒川水系新河岸川流域洪水浸水想定区域図・ 水害リスク情報図 (埼玉県) (指定日：令和 2(2020)年 5 月 26 日)
		家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸侵食)	
		家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流)	
	内水	内水浸水想定区域	和光市内水ハザードマップ (令和 5(2023)年 10 月時点)
	地震・火災	液状化 (液状化による危険度：東京湾北部地震)	平成 24(2012)・25(2013)年度 埼玉県地震被害想定調査報告書 (埼玉県) (平成 26(2014)年 3 月)
		建物被害 (揺れによる建物全壊数：東京湾北部地震)	
		延焼危険箇所	延焼クラスター (「冬 18 時 風速 8 m/s：北西」のケースを採用)
都市情報	住宅・集合住宅・店舗等併用住宅・店舗等併用集合住宅・作業所併用住宅)	住宅戸数密度	内閣府公表データ (平成 30(2018)年 3 月)
		不燃領域率	
	都市施設	医療 (病院)	埼玉県医療機能情報提供システム (令和 5(2023)年 9 月時点)
		福祉 (高齢者福祉施設・障害者福祉施設のうち 入所系の施設)	和光市資料 (令和 5(2023)年 9 月時点)
		防災拠点 (主要な防災活動拠点、防災対策本部、 災害拠点病院)	和光市地域防災計画 (平成 31(2019)年 3 月)
		避難所・避難場所	和光市ホームページ (避難所等一覧) (令和 5(2023)年 10 月時点)
	アンダーパス		和光市内水ハザードマップ (令和 5(2023)年 10 月時点)
	木造家屋 (建物利用現況のうち住居系の建物 (住宅・集合住宅・店舗 等併用住宅・店舗等併用集合住宅・作業所併用住宅) で構造が木造)		令和 2 (2020)年都市計画基礎調査
オープンスペース	公園		和光しみどりの基本計画 (令和 4(2022)年 3 月)、 和光市資料 (令和 4(2022)年 8 月時点)
	避難場所		和光市ホームページ (避難所等一覧) (令和 5(2023)年 10 月時点)

(2) 災害ハザード情報と都市情報の重ね合わせ

分析1 土砂災害×建物

【分析の視点】 建物の倒壊や生命・人体に影響が及ぶリスクが生じる地域があるか

- 市内全域の土砂災害警戒区域内の住宅は 223 戸あり、そのうち土砂災害特別警戒区域内は 52 戸となっています。また、市街化区域内の戸数も同様となっています。
- 大規模盛土造成地内の住宅は 177 戸となっています。大規模盛土造成地の安全性把握のための調査を順次実施しており、3 箇所で既に詳細な地質調査及び安定計算を行い、安全率が目標値を満足する値が得られています。残りの3箇所については、順次調査を実施する予定です。

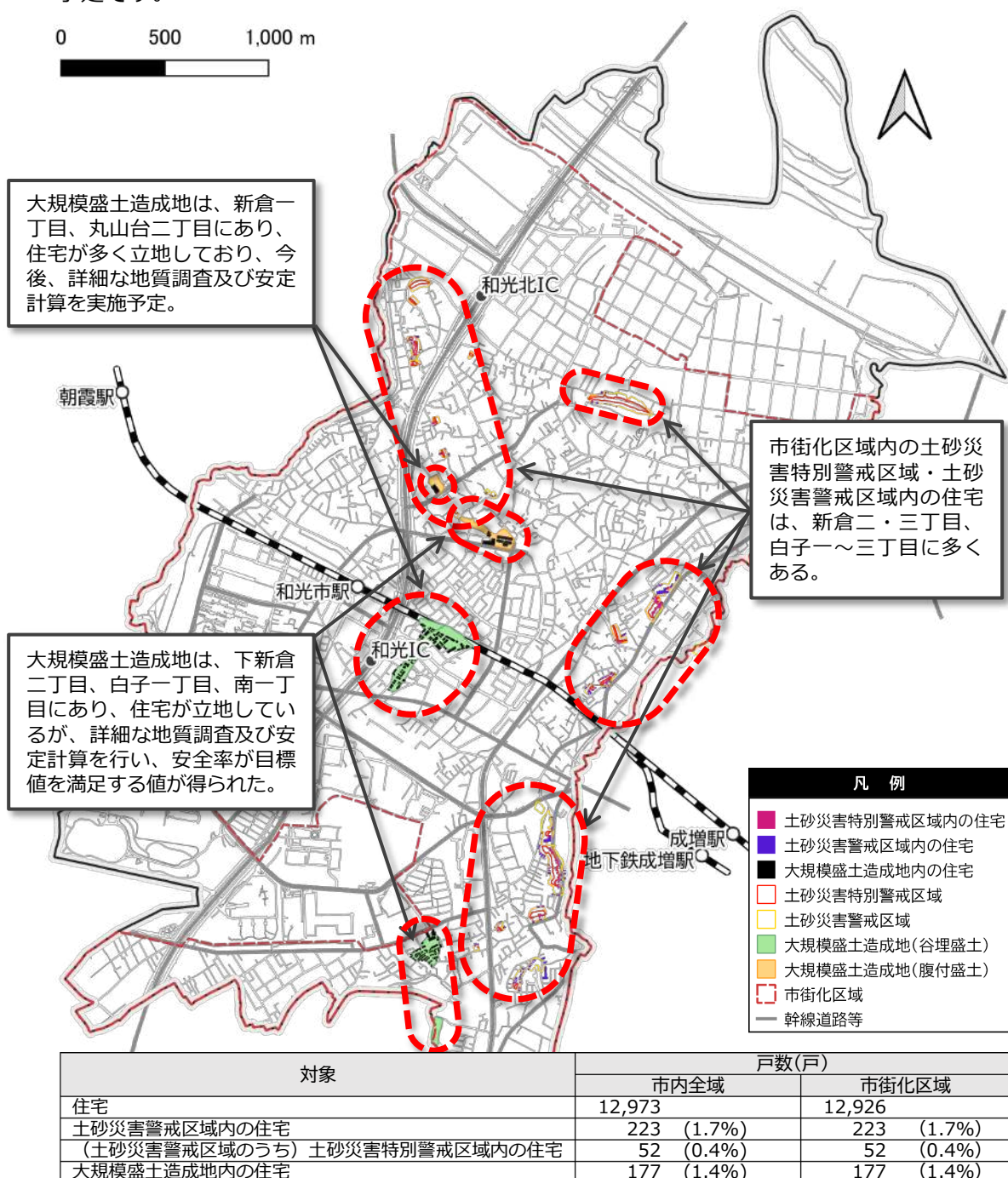


図 6-15 土砂災害(特別)警戒区域・大規模盛土造成地と建物分布の重ね図

《想定される災害リスクなど》

◇被災想定建物(市内全域)

土砂災害警戒区域内の住宅数	中央地域	26 戸	南地域	40 戸	計 223 戸
	北地域	31 戸	東地域	126 戸	

(土砂災害警戒区域のうち) 土砂災害特別警戒区域内の 住宅数	中央地域	8 戸	南地域	2 戸	計 52 戸
	北地域	6 戸	東地域	36 戸	

大規模盛土造成地内の住宅数	中央地域	108 戸	南地域	69 戸	計 177 戸
	北地域	0 戸	東地域	0 戸	

◇地域別の災害リスクの状況(: 災害リスクのある箇所が含まれる地域)

中央地域	・新倉一・二丁目において、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域内に 26 戸の住宅が立地し、一定の居住があります。土砂災害が発生した場合、住宅ががけ崩れなどに巻き込まれる可能性があります。 ・新倉一丁目、下新倉二丁目、丸山台二丁目において、大規模盛土造成地内に 108 戸の住宅が立地し、多くの居住があります。新倉一丁目、丸山台二丁目の箇所では今後、詳細な地質調査及び安定計算を行う予定です。
北地域	・新倉二・三丁目において、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域内に 31 戸の住宅が立地し、一定の居住があります。土砂災害が発生した場合、住宅ががけ崩れなどに巻き込まれる可能性があります。
南地域	・白子一丁目、南一丁目において、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域内に 40 戸の住宅が立地し、一定の居住があります。土砂災害が発生した場合、住宅ががけ崩れなどに巻き込まれる可能性があります。 ・白子一丁目、南一丁目において、大規模盛土造成地内に 69 戸の住宅が立地し、多くの居住があります。なお、この箇所では詳細な地質調査及び安定計算を行い、安全率が目標値を満足する値が得られています。
東地域	・白子二・三丁目において、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域内に 126 戸の住宅が立地し、多くの居住があります。土砂災害が発生した場合、住宅ががけ崩れなどに巻き込まれる可能性があります。

※地域区分は146ページ参照

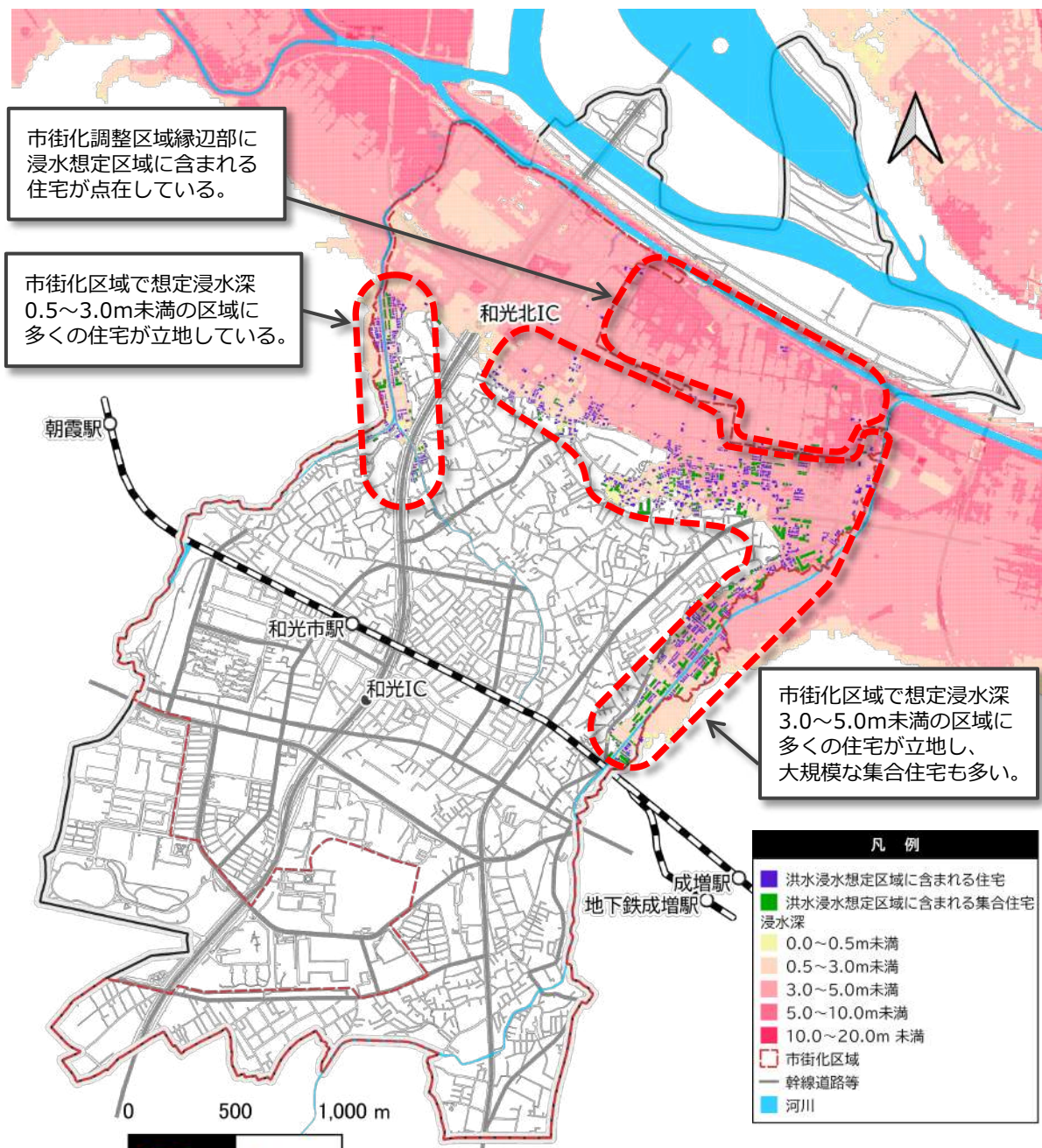
分析 2 洪水浸水想定区域等（浸水深）×建物

【分析の視点】 建物の倒壊や生命・人体に影響が及ぶリスクが生じる地域があるか

①想定最大規模降雨

【 荒 川 】

- 市内全域の浸水想定区域内には 1,775 戸の住宅が立地しており、想定浸水深が 3.0～5.0 m未満の区域に多く立地しています。
- 市街化区域の浸水想定区域内には 1,744 戸の住宅が立地しています。白子三丁目の白子川沿いに大規模な集合住宅も多く立地し、人口が集積しています。



対象	戸数(戸)	
	市内全域	市街化区域
住宅	12,973	12,926
浸水想定区域に含まれる住宅	1,775 (13.7%)	1,744 (13.5%)

図 6-16 荒川の洪水浸水想定区域(想定最大規模降雨)と建物分布の重ね図

《想定される災害リスクなど》

◇被災想定建物(市内全域)

浸水想定区域に含まれる住宅数	中央地域	283 戸	南地域	0 戸	計 1,775 戸
	北地域	1,058 戸	東地域	434 戸	

(浸水想定区域に含まれる住宅数のうち) 集合住宅数	中央地域	32 戸 うち 2 階以下 25 戸	南地域	0 戸	計 246 戸 うち 2 階以下 計 157 戸
	北地域	123 戸 うち 2 階以下 76 戸	東地域	91 戸 うち 2 階以下 56 戸	

◇地域別の災害リスクの状況(: 災害リスクのある箇所が含まれる地域)

中央地域	・新倉一・二丁目の越戸川、谷中川沿いにおいて、主に想定浸水深 0.5～3.0m 未満の区域が広がっており、多くの住宅が立地しています。洪水が発生した場合、避難行動や救助活動が困難となる可能性があります。
北地域	・新倉二～八丁目、下新倉四～六丁目、白子三・四丁目において、主に想定浸水深 3.0～5.0m 未満の区域が広がっており、多くの住宅が立地しています。その中には、集合住宅も多く立地しています。洪水が発生した場合、避難行動や救助活動が困難となる可能性があります。
南地域	・災害リスクのある箇所はありません。
東地域	・白子三丁目において、主に想定浸水深 3.0～5.0m 未満の区域が広がっており、多くの住宅が立地しています。その中には、集合住宅も多く立地しています。洪水が発生した場合、避難行動や救助活動が困難となる可能性があります。

(参考 6-7) 想定最大規模降雨と計画規模降雨の内容

降雨の区分	計画規模降雨	想定最大規模降雨
法制度	平成 13(2001)年の水防法の改正より	平成 27(2015)年の水防法の改正より
降雨の条件	河川整備において基本となる降雨	各地域で観測された最大の降雨量に基づく想定し得る最大規模の降雨
目 的	堤防整備などの洪水防御に関する計画を検討する際の基本となる降雨を前提に作成	近年での計画規模降雨を超える豪雨が多発したことを受けて、ハード対策では守り切れない事態を想定し、人命を守るための避難体制などの充実・強化の参考とするために作成
年超過確率 (和光市の場合)	1/100～1/200	1/1,000
想定降雨量 (荒川流域、3日間 総雨量の場合)	467～516mm	632mm

【新河岸川流域】

- 市内全域の浸水想定区域内には 2,150 戸の住宅が立地しており、想定浸水深が 0.5～3.0 m未満の区域に多く立地しています。
- 市街化区域の浸水想定区域内には 2,119 戸の住宅が立地しています。白子二・三丁目の白子川沿いに大規模な集合住宅も多く立地し、人口が集積しています。

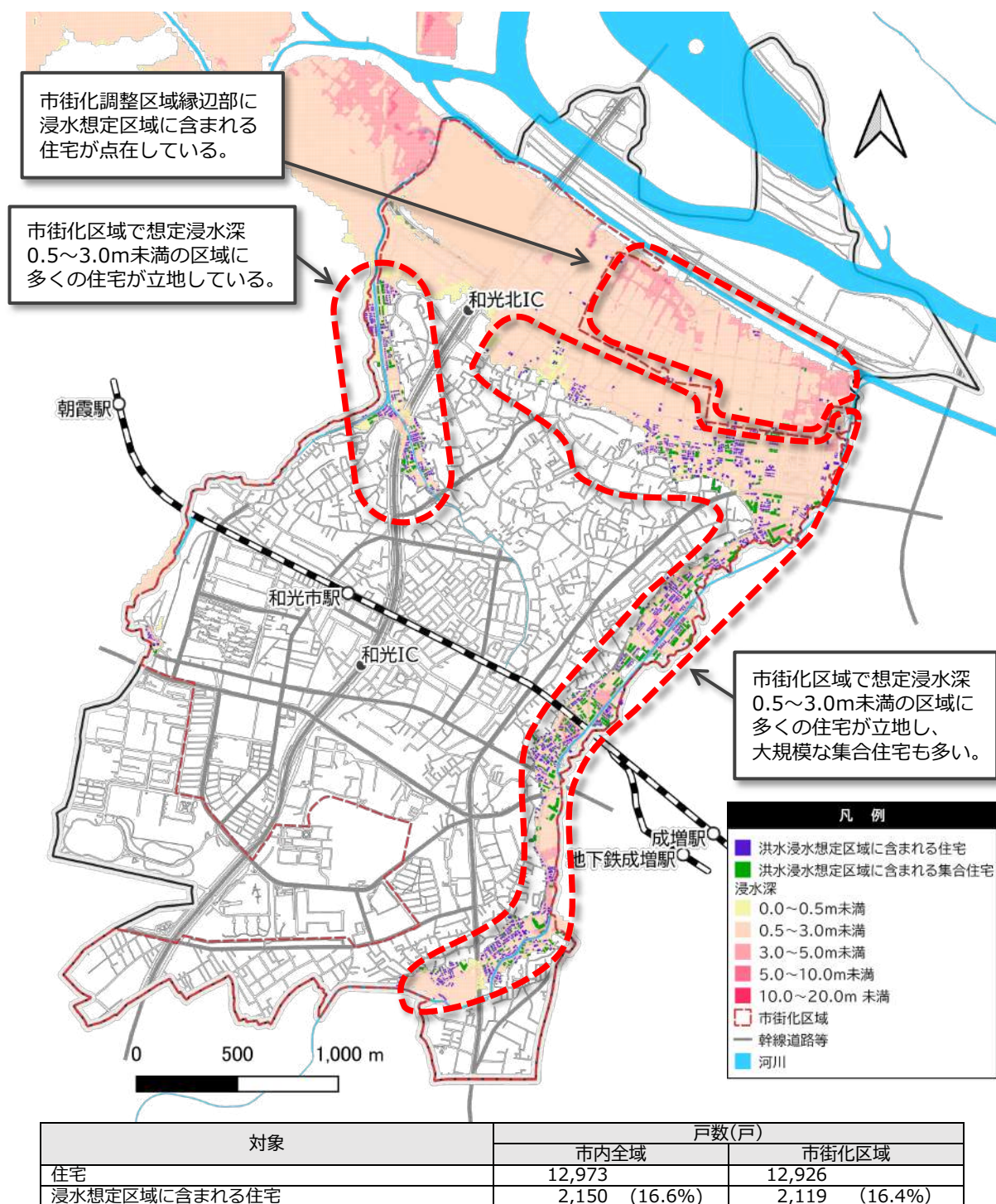


図 6-17 新河岸川流域の洪水浸水想定区域等(想定最大規模降雨)と建物分布の重ね図

《想定される災害リスクなど》

◇被災想定建物(市内全域)

浸水想定区域に含まれる住宅数	中央地域	288 戸	南地域	355 戸	計 2,150 戸
	北地域	797 戸	東地域	710 戸	

(浸水想定区域に含まれる住宅数のうち) 集合住宅数	中央地域	37 戸 うち 2 階以下 29 戸	南地域	41 戸 うち 2 階以下 29 戸	計 347 戸 うち 2 階以下 計 228 戸
	北地域	98 戸 うち 2 階以下 63 戸	東地域	171 戸 うち 2 階以下 107 戸	

◇地域別の災害リスクの状況(: 災害リスクのある箇所が含まれる地域)

中央地域	・新倉一・二丁目の越戸川、谷中川沿いにおいて、主に想定浸水深 0.5～3.0m 未満の区域が広がっており、多くの住宅が立地しています。また、本町の西側の越戸川の開渠部分においても主に想定浸水深 0.5～3.0m 未満の区域があり、住宅が立地しています。洪水が発生した場合、避難行動や救助活動が困難となる可能性があります。
北地域	・新倉二～八丁目、下新倉四～六丁目、白子三・四丁目において、主に想定浸水深 0.5～3.0m 未満の区域が広がっており、多くの住宅が立地しています。その中には、集合住宅も多く立地しています。洪水が発生した場合、避難行動や救助活動が困難となる可能性があります。
南地域	・南一丁目、白子一丁目において、主に想定浸水深 0.5～3.0m 未満の区域が広がっており、多くの住宅が立地しています。洪水が発生した場合、避難行動や救助活動が困難となる可能性があります。
東地域	・白子二・三丁目において、主に想定浸水深 0.5～3.0m 未満の区域が広がっており、多くの住宅が立地しています。その中には、集合住宅も多く立地しています。洪水が発生した場合、避難行動や救助活動が困難となる可能性があります。

(参考 6-8) 対象河川ごとの洪水浸水想定区域等の特徴

分析2～4で用いている洪水浸水想定区域等の浸水深について、対象河川が「荒川」と「新河岸川流域」の違いによる特徴としては、主に以下のことが挙げられます。

範 囲	・「新河岸川流域」の方が白子川沿いの上流部で広く想定されていることなどにより、範囲は広い傾向にあります。 ・そのため分析2のように、洪水浸水想定区域内に含まれる戸数を確認する視点では、「新河岸川流域」の方が戸数は多い傾向にあります。(計画規模降雨では、新河岸川流域の方が範囲は狭くなるため、荒川の方が戸数は多くなります)
浸水深	・「荒川」の方が浸水深は高い傾向にあります。 ・そのため分析3のように、垂直避難が困難な戸数を確認する視点では、「荒川」の方が戸数は多い傾向にあります。

②計画規模降雨

【 荒 川 】

- 市内全域の浸水想定区域内には 1,322 戸の住宅が立地しており、想定浸水深が 0.5～3.0 m未満の区域に多く立地しています。
- 市街化区域の浸水想定区域内には 1,291 戸の住宅が立地しています。白子三丁目の白子川沿いに大規模な集合住宅も多く立地し、人口が集積しています。

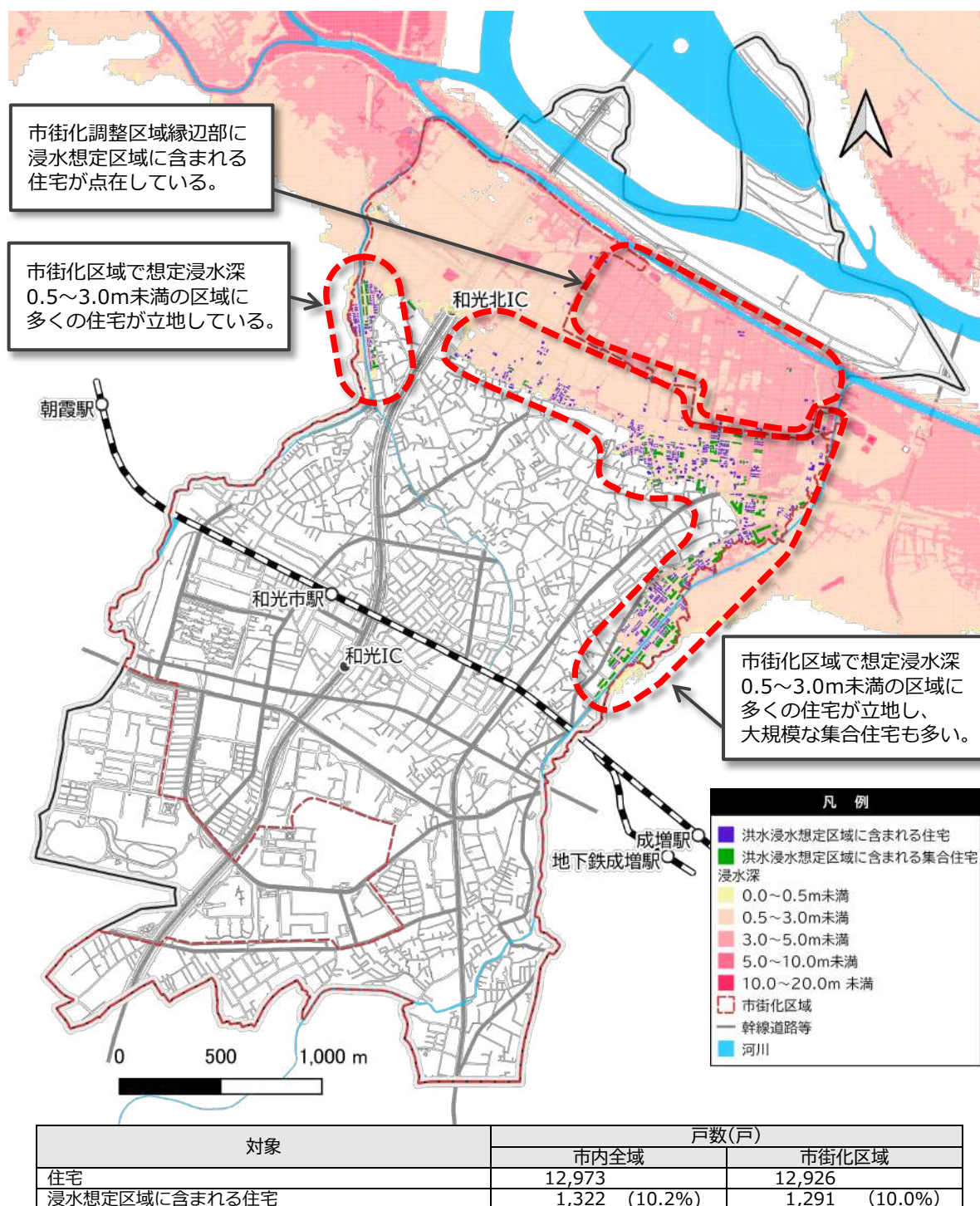


図 6-18 荒川の洪水浸水想定区域(計画規模降雨)と建物分布の重ね図

《想定される災害リスクなど》

◇被災想定建物(市内全域)

浸水想定区域に含まれる住宅数	中央地域	172 戸	南地域	0 戸	計 1,322 戸
	北地域	797 戸	東地域	353 戸	

(浸水想定区域に含まれる住宅数のうち)集合住宅数	中央地域	17 戸 うち 2 階以下 14 戸	南地域	0 戸	計 178 戸 うち 2 階以下 計 106 戸
	北地域	96 戸 うち 2 階以下 56 戸	東地域	65 戸 うち 2 階以下 36 戸	

◇地域別の災害リスクの状況(: 災害リスクのある箇所が含まれる地域)

中央地域	・新倉一・二丁目の越戸川、谷中川沿いにおいて、主に想定浸水深 0.5～3.0m 未満の区域が広がっており、多くの住宅が立地しています。洪水が発生した場合、避難行動や救助活動が困難となる可能性があります。
北地域	・新倉二～八丁目、下新倉四～六丁目、白子三・四丁目において、主に想定浸水深 0.5～3.0m 未満の区域が広がっており、多くの住宅が立地しています。その中には、集合住宅も多く立地しています。洪水が発生した場合、避難行動や救助活動が困難となる可能性があります。
南地域	・災害リスクのある箇所はありません。
東地域	・白子三丁目において、主に想定浸水深 0.5～3.0m 未満の区域が広がっており、多くの住宅が立地しています。その中には、集合住宅も多く立地しています。洪水が発生した場合、避難行動や救助活動が困難となる可能性があります。

(参考 6-9) 高台への避難に要する距離と時間

本市で想定される洪水浸水想定区域からの避難先としては丘陵地の高台が想定されます。

居住誘導区域の設定の前提となる市街化区域内において、高台から遠い居住地付近より高台へ向かい洪水浸水想定区域外となる箇所までの距離は約 830m、時間は徒歩で約10分となっています。

そのため、高台へ向かう避難路の確保や多様な媒体を活用した早期の避難に関する情報発信などの取組が必要です。

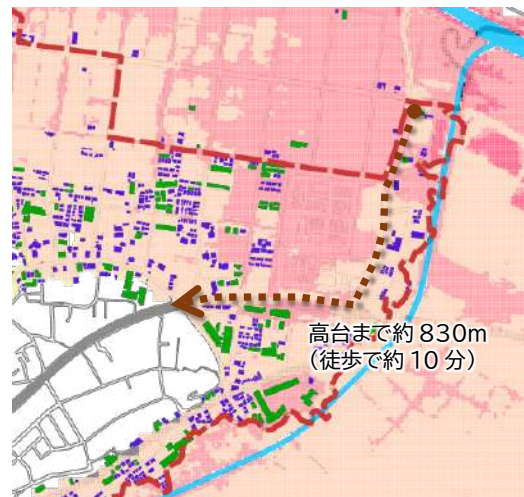


図 6-19 高台への避難に要する距離と時間

【新河岸川流域】

- 市内全域の浸水想定区域内には 923 戸の住宅が立地しており、想定浸水深が 0.5～3.0m 未満の区域に多く立地しています。
- 市街化区域の浸水想定区域内には 892 戸の住宅が立地しています。白子二・三丁目の白子川沿いに大規模な集合住宅も多く立地し、人口が集積しています。

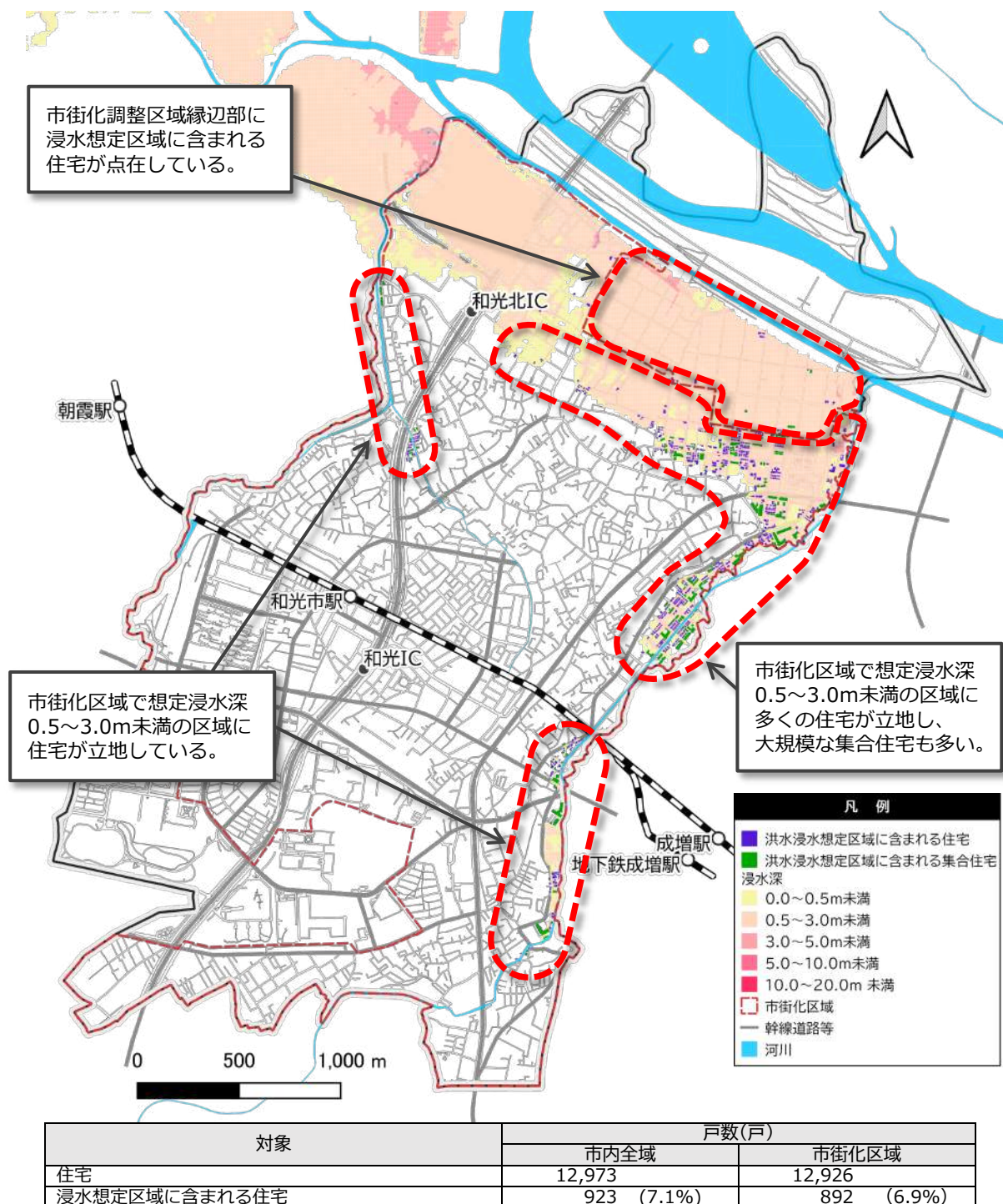


図 6-20 新河岸川流域の洪水浸水想定区域等(計画規模降雨)と建物分布の重ね図

《想定される災害リスクなど》

◇被災想定建物(市内全域)

浸水想定区域に含まれる住宅数	中央地域	28 戸	南地域	38 戸	計 923 戸
	北地域	572 戸	東地域	285 戸	

(浸水想定区域に含まれる住宅数のうち) 集合住宅数	中央地域	7 戸 うち 2 階以下 7 戸	南地域	7 戸 うち 2 階以下 4 戸	計 142 戸 うち 2 階以下 計 89 戸
	北地域	72 戸 うち 2 階以下 43 戸	東地域	56 戸 うち 2 階以下 35 戸	

◇地域別の災害リスクの状況(: 災害リスクのある箇所が含まれる地域)

中央地域	・新倉一・二丁目の越戸川、谷中川沿いにおいて、主に想定浸水深 0.5～3.0m 未満の区域が広がっており、一定の住宅が立地しています。洪水が発生した場合、避難行動や救助活動が困難となる可能性があります。
北地域	・新倉三～八丁目、下新倉五・六丁目、白子三・四丁目において、主に想定浸水深 0.5～3.0m 未満の区域が広がっており、多くの住宅が立地しています。その中には、集合住宅も多く立地しています。洪水が発生した場合、避難行動や救助活動が困難となる可能性があります。
南地域	・白子一丁目において、主に想定浸水深 0.5～3.0m 未満の区域が広がっており、一定の住宅が立地しています。洪水が発生した場合、避難行動や救助活動が困難となる可能性があります。
東地域	・白子二・三丁目において、主に想定浸水深 0.5～3.0m 未満の区域が広がっており、多くの住宅が立地しています。その中には、集合住宅も多く立地しています。洪水が発生した場合、避難行動や救助活動が困難となる可能性があります。

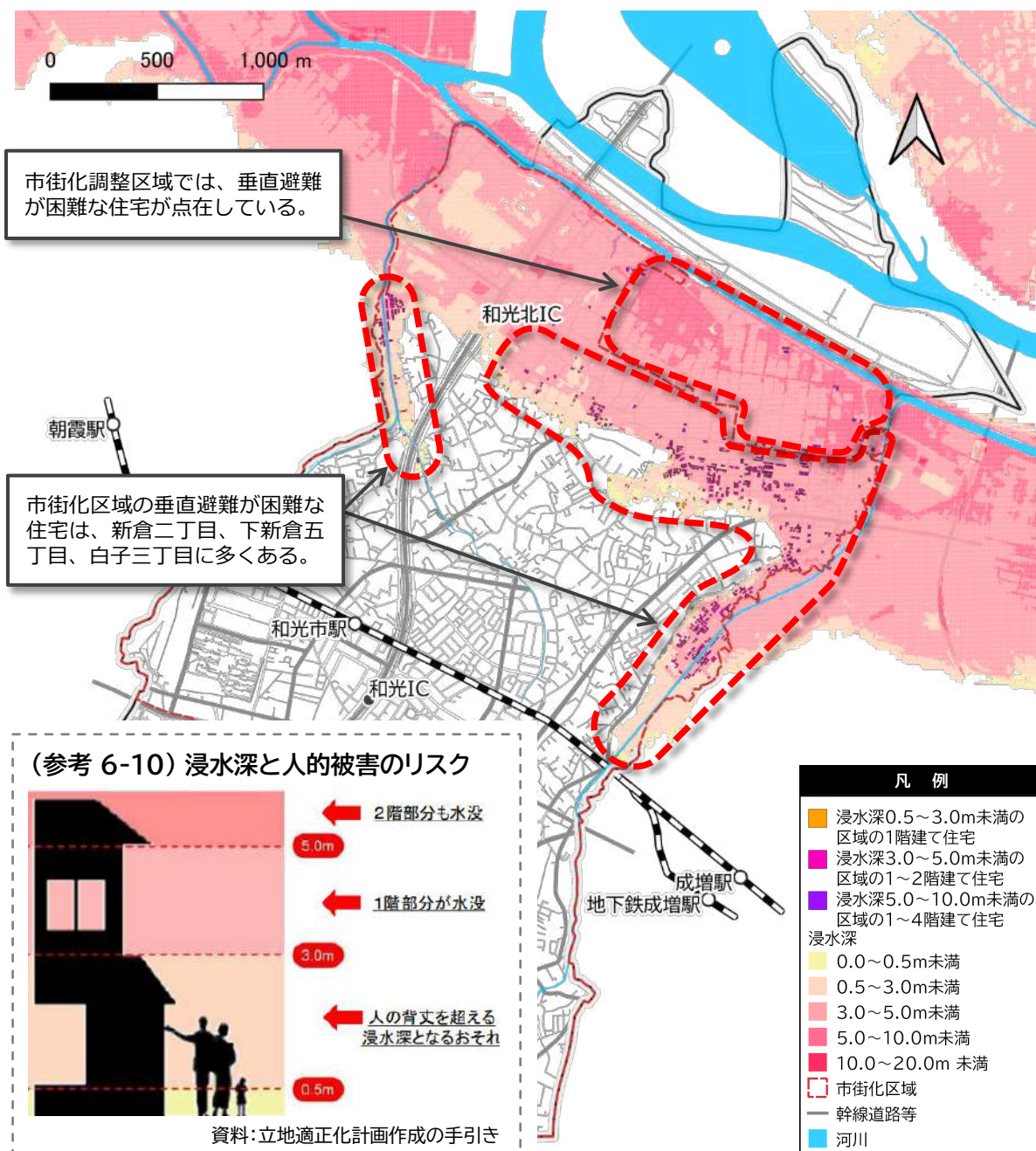
分析3 洪水浸水想定区域等（浸水深）×建物階数

【分析の視点】 垂直避難が困難な地域があるか

①想定最大規模降雨

【荒川】

- 市内全域の垂直避難が困難な住宅は 793 戸あります。
- 市街化区域の垂直避難が困難な住宅は 763 戸あり、新倉二丁目、下新倉五丁目、白子三丁目に多くあります。市街化調整区域においても、垂直避難が困難な住宅が点在しています。



対象	戸数(戸)	
	市内全域	市街化区域
住宅	12,973	12,926
垂直避難が困難な住宅	793 (6.1%)	763 (5.9%)

図 6-21 荒川の洪水浸水想定区域(想定最大規模降雨)と建物階数の重ね図

《想定される災害リスクなど》

◇被災想定建物(市内全域)

浸水深 0.5～3.0m未満の 区域の 1 階建て住宅数	中央地域	12 戸	南地域	0 戸	計 78 戸
	北地域	62 戸	東地域	4 戸	

→浸水深が 0.5m以上になると、一般的な 1 階建ての住宅で床上浸水し、屋内に留まることが困難となる可能性が高くなります。

浸水深 3.0～5.0m未満の 区域の 1～2 階建て住宅数	中央地域	59 戸	南地域	0 戸	計 684 戸
	北地域	459 戸	東地域	166 戸	

→浸水深が 3.0m以上になると、一般的な 2 階建ての住宅の 2 階も浸水し、屋内に留まっの垂直避難が困難となる可能性が高くなります。

浸水深 5.0～10.0m未満の 区域の 1～4 階建て住宅数	中央地域	0 戸	南地域	0 戸	計 31 戸
	北地域	30 戸	東地域	1 戸	

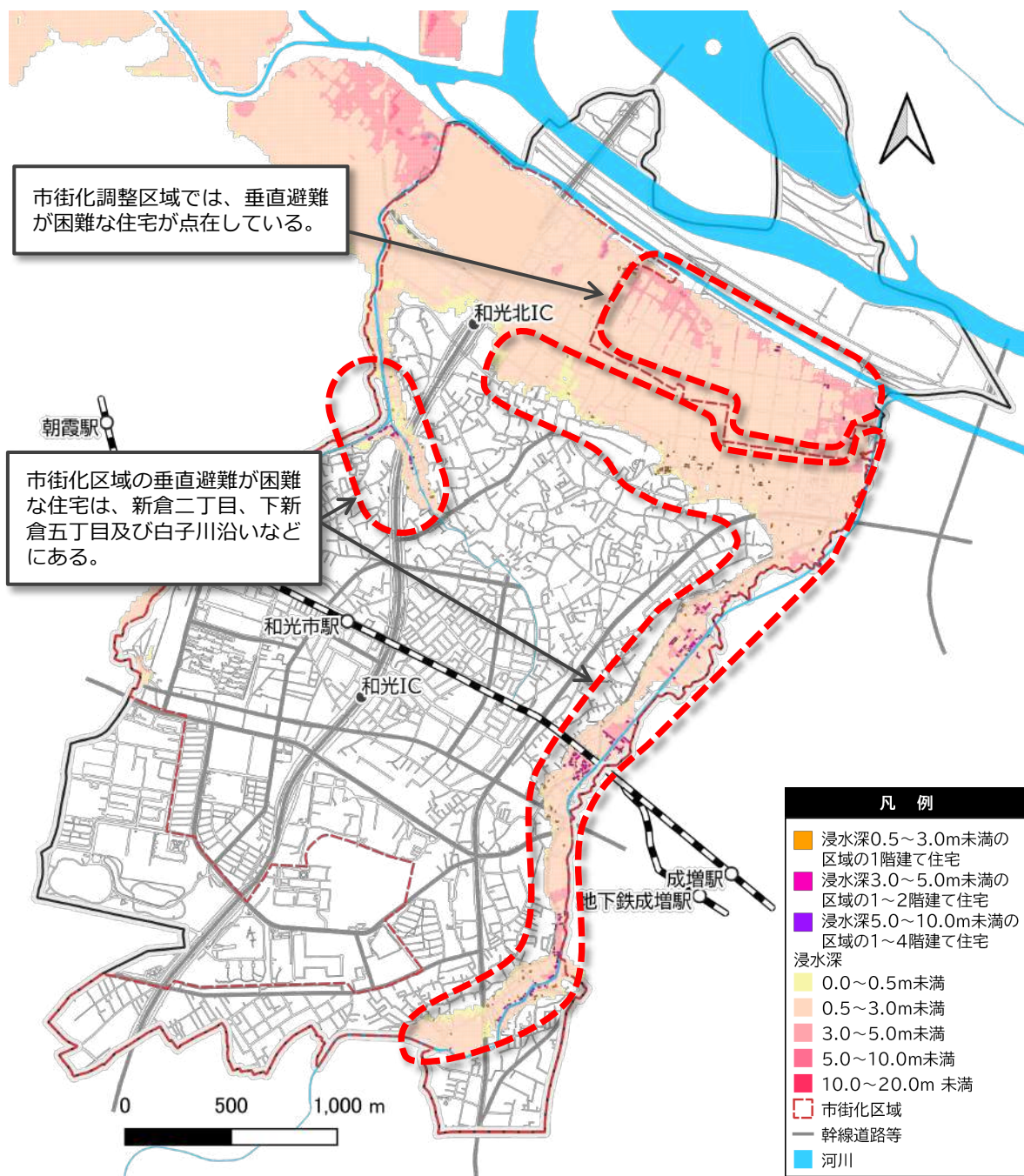
→浸水深が 5.0m以上となると、一般的な 3～4 階建ての住宅の 3 階以上も浸水し、屋内に留まっの垂直避難が困難となる可能性が高くなります。

◇地域別の災害リスクの状況(: 災害リスクのある箇所が含まれる地域)

中央地域	・新倉一・二丁目において、屋内に留まっの垂直避難が困難となる住宅が 71 戸立地し、多くの居住があります。多くの立退き避難者が発生する可能性があります。
北地域	・新倉二～八丁目、下新倉四～六丁目、白子三・四丁目において、屋内に留まっの垂直避難が困難となる住宅が 551 戸立地し、多くの居住があります。下新倉五丁目、白子三丁目は特にまとまって立地しています。多くの立退き避難者が発生する可能性があります。
南地域	・災害リスクのある箇所はありません。
東地域	・白子三丁目において、屋内に留まっの垂直避難が困難となる住宅が 171 戸立地し、多くの居住があります。多くの立退き避難者が発生する可能性があります。

【新河岸川流域】

- 市内全域の垂直避難が困難な住宅は 360 戸あります。
- 市街化区域の垂直避難が困難な住宅は 345 戸あり、新倉二丁目、下新倉五丁目、白子川沿いに多くあります。市街化調整区域においても、垂直避難が困難な住宅が点在しています。



対象	戸数(戸)	
	市内全域	市街化区域
住宅	12,973	12,926
垂直避難が困難な住宅	360 (2.8%)	345 (2.7%)

図 6-22 新河岸川流域の洪水浸水想定区域等(想定最大規模降雨)と建物階数の重ね図

《想定される災害リスクなど》

◇被災想定建物(市内全域)

浸水深 0.5～3.0m未満の 区域の 1 階建て住宅数	中央地域	5 戸	南地域	31 戸	計 185 戸
	北地域	111 戸	東地域	38 戸	

→浸水深が 0.5m以上になると、一般的な 1 階建ての住宅で床上浸水し、屋内に留まることが困難となる可能性が高くなります。

浸水深 3.0～5.0m未満の 区域の 1～2 階建て住宅数	中央地域	20 戸	南地域	34 戸	計 170 戸
	北地域	15 戸	東地域	101 戸	

→浸水深が 3.0m以上になると、一般的な 2 階建ての住宅の 2 階も浸水し、屋内に留まっの垂直避難が困難となる可能性が高くなります。

浸水深 5.0～10.0m未満の 区域の 1～4 階建て住宅数	中央地域	0 戸	南地域	4 戸	計 5 戸
	北地域	0 戸	東地域	1 戸	

→浸水深が 5.0m以上となると、一般的な 3～4 階建ての住宅の 3 階以上も浸水し、屋内に留まっの垂直避難が困難となる可能性が高くなります。

◇地域別の災害リスクの状況(: 災害リスクのある箇所が含まれる地域)

中央地域	・新倉一・二丁目において、屋内に留まっの垂直避難が困難となる住宅が 25 戸立地し、一定の居住があります。立退き避難者が発生する可能性があります。
北地域	・新倉三～八丁目、下新倉四～六丁目、白子三・四丁目において、屋内に留まっの垂直避難が困難となる住宅が 126 戸立地し、多くの居住があります。多くの立退き避難者が発生する可能性があります。
南地域	・南一丁目、白子一丁目において、屋内に留まっの垂直避難が困難となる住宅が 69 戸立地し、多くの居住があります。多くの立退き避難者が発生する可能性があります。
東地域	・白子二・三丁目において、屋内に留まっの垂直避難が困難となる住宅が 140 戸立地し、多くの居住があります。多くの立退き避難者が発生する可能性があります。

②計画規模降雨

【荒川】

- 市内全域の垂直避難が困難な住宅は 250 戸あります。
- 市街化区域の垂直避難が困難な住宅は 225 戸あり、新倉二丁目、下新倉五丁目、白子三丁目に多くあります。市街化調整区域においても、垂直避難が困難な住宅が点在しています。

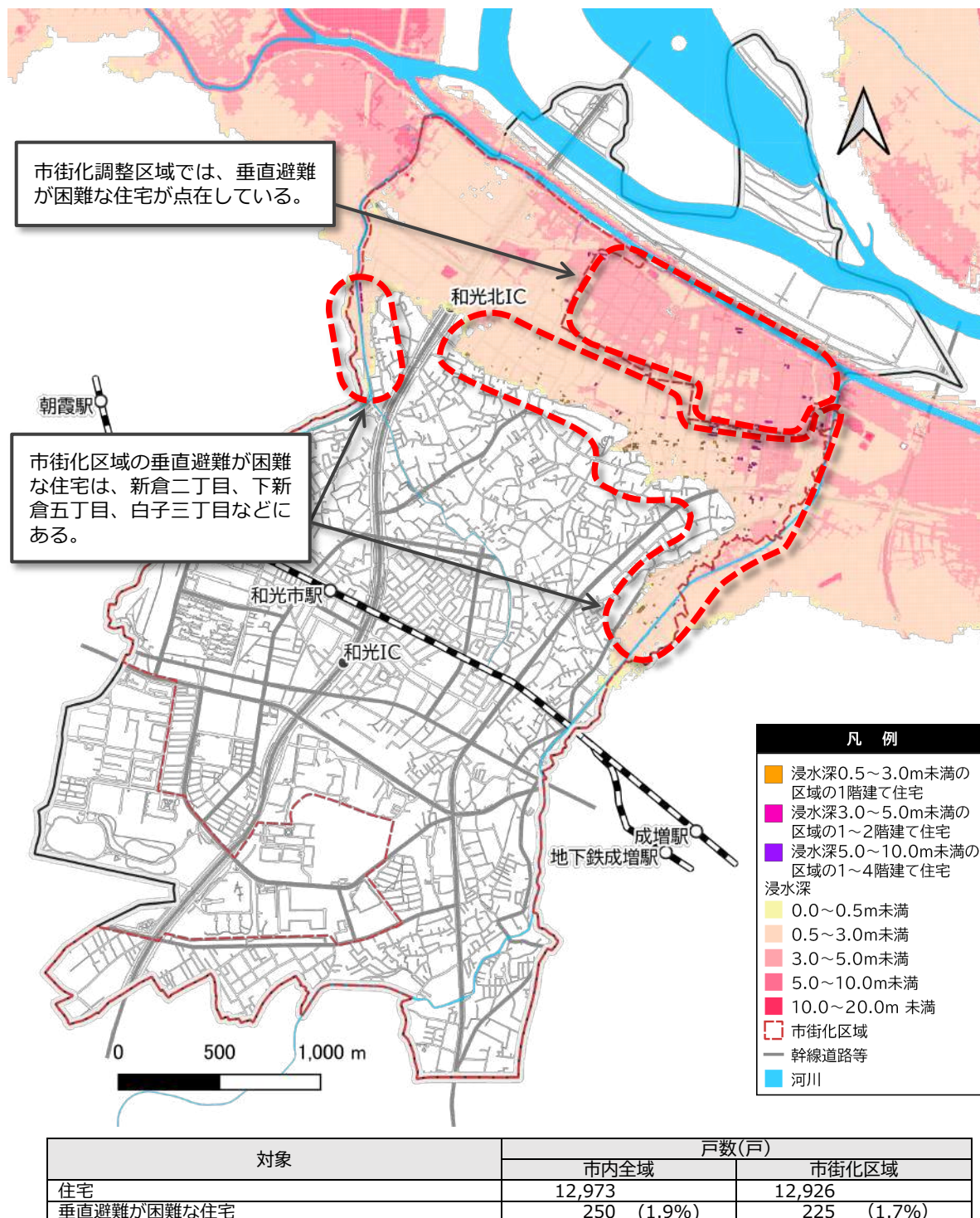


図 6-23 荒川の洪水浸水想定区域(計画規模降雨)と建物階数の重ね図

《想定される災害リスクなど》

◇被災想定建物(市内全域)

浸水深 0.5～3.0m未満の 区域の 1 階建て住宅数	中央地域	2 戸	南地域	0 戸	計 138 戸
	北地域	114 戸	東地域	22 戸	

→浸水深が 0.5m以上になると、一般的な 1 階建ての住宅で床上浸水し、屋内に留まることが困難となる可能性が高くなります。

浸水深 3.0～5.0m未満の 区域の 1～2 階建て住宅数	中央地域	3 戸	南地域	0 戸	計 110 戸
	北地域	104 戸	東地域	3 戸	

→浸水深が 3.0m以上になると、一般的な 2 階建ての住宅の 2 階も浸水し、屋内に留まっの垂直避難が困難となる可能性が高くなります。

浸水深 5.0～10.0m未満の 区域の 1～4 階建て住宅数	中央地域	0 戸	南地域	0 戸	計 2 戸
	北地域	1 戸	東地域	1 戸	

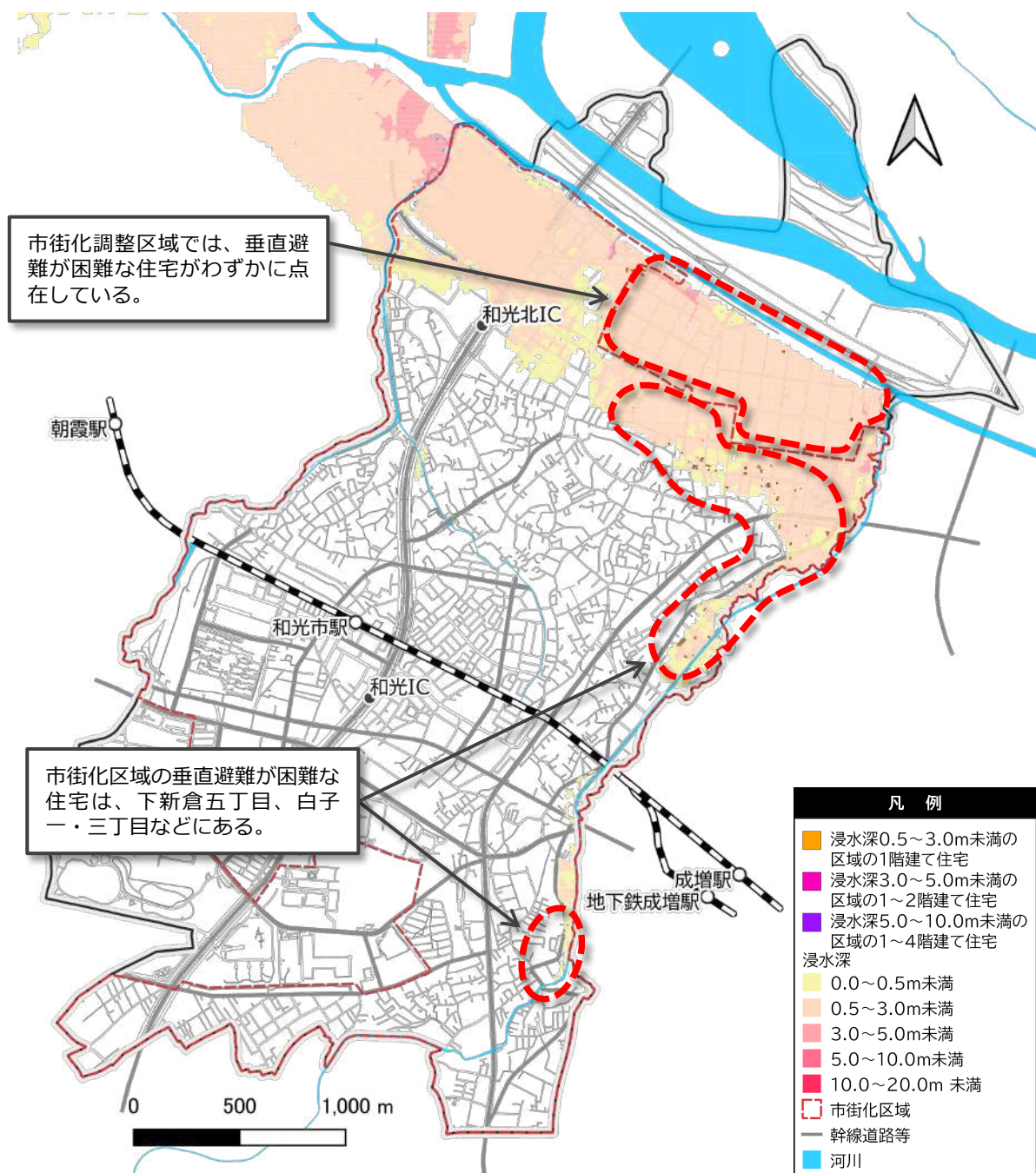
→浸水深が 5.0m以上となると、一般的な 3～4 階建ての住宅の 3 階以上も浸水し、屋内に留まっの垂直避難が困難となる可能性が高くなります。

◇地域別の災害リスクの状況(: 災害リスクのある箇所が含まれる地域)

中央地域	・新倉二丁目において、屋内に留まっの垂直避難が困難となる住宅が 5 戸立地し、一定の居住があります。立退き避難者が発生する可能性があります。
北地域	・新倉三～八丁目、下新倉四～六丁目、白子三・四丁目において、屋内に留まっの垂直避難が困難となる住宅が 219 戸立地し、多くの居住があります。多くの立退き避難者が発生する可能性があります。
南地域	・災害リスクのある箇所はありません。
東地域	・白子三丁目において、屋内に留まっの垂直避難が困難となる住宅が 26 戸立地し、一定の居住があります。立退き避難者が発生する可能性があります。

【新河岸川流域】

- 市内全域の垂直避難が困難な住宅は 88 戸あります。
- 市街化区域の垂直避難が困難な住宅は 77 戸あり、下新倉五丁目、白子三丁目に多くあります。市街化調整区域では、垂直避難が困難な住宅が 11 戸点在しています。



対象	戸数(戸)	
	市内全域	市街化区域
住宅	12,973	12,926
垂直避難が困難な住宅	88 (0.7%)	77 (0.6%)

図 6-24 新河岸川流域の洪水浸水想定区域等(計画規模降雨)と建物階数の重ね図

≪想定される災害リスクなど≫

◇被災想定建物(市内全域)

浸水深 0.5～3.0m未満の区域の1階建て住宅数	中央地域	0戸	南地域	2戸	計 87戸
	北地域	69戸	東地域	16戸	

→浸水深が 0.5m以上になると、一般的な 1 階建ての住宅で床上浸水し、屋内に留まることが困難となる可能性が高くなります。

浸水深 3.0～5.0m未満の区域の1～2階建て住宅数	中央地域	0戸	南地域	0戸	計 1戸
	北地域	0戸	東地域	1戸	

→浸水深が 3.0m以上になると、一般的な 2 階建ての住宅の 2 階も浸水し、屋内に留まっの垂直避難が困難となる可能性が高くなります。

浸水深 5.0～10.0m未満の区域の1～4階建て住宅数	中央地域	0戸	南地域	0戸	計 0戸
	北地域	0戸	東地域	0戸	

→浸水深が 5.0m以上となると、一般的な 3～4 階建ての住宅の 3 階以上も浸水し、屋内に留まっの垂直避難が困難となる可能性が高くなります。

◇地域別の災害リスクの状況(: 災害リスクのある箇所が含まれる地域)

中央地域	・災害リスクのある箇所はありません。
北地域	・新倉三・七・八丁目、下新倉五・六丁目、白子三丁目において、屋内に留まっの垂直避難が困難となる住宅が 69 戸立地し、多くの居住があります。多くの立退き避難者が発生する可能性があります。
南地域	・白子一丁目において、屋内に留まっの垂直避難が困難となる住宅が 2 戸立地し、一定の居住があります。立退き避難者が発生する可能性があります。
東地域	・白子三丁目において、屋内に留まっの垂直避難が困難となる住宅が 17 戸立地し、一定の居住があります。立退き避難者が発生する可能性があります。

分析 4

洪水浸水想定区域等（浸水深）×都市施設（医療・福祉・防災拠点・避難所・避難場所・アンダーパス）

【分析の視点】 要配慮者入所施設に危険は及ばないか／災害時に継続利用が可能な

①想定最大規模降雨

【荒川】

- 自動車の走行や避難行動要支援者の避難が困難となるといわれる 0.3m以上浸水する区域には、市街化区域では病院、入所系の高齢者福祉施設、防災拠点が立地しています。市街化調整区域では入所系の高齢者福祉施設が立地しています。

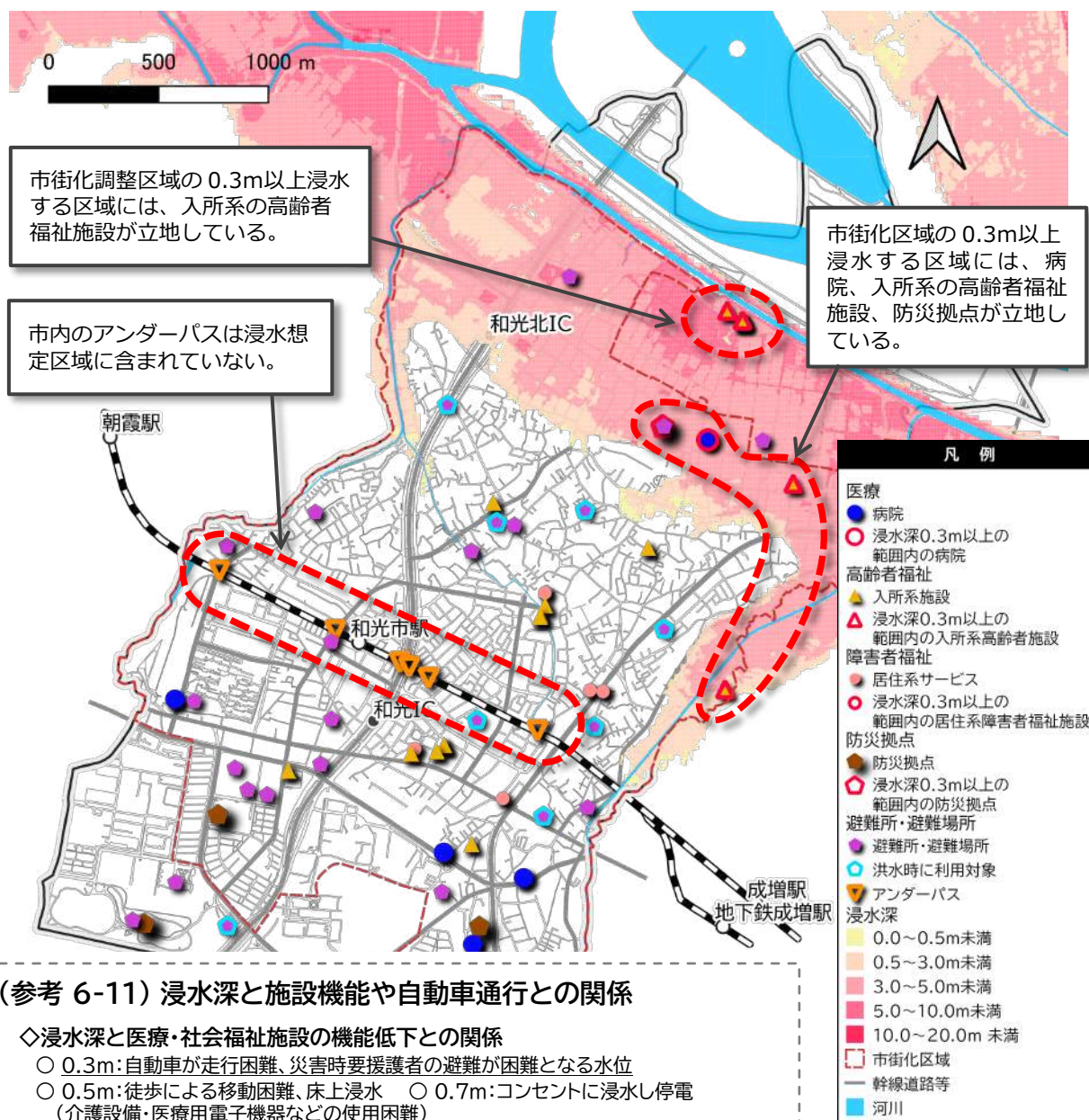
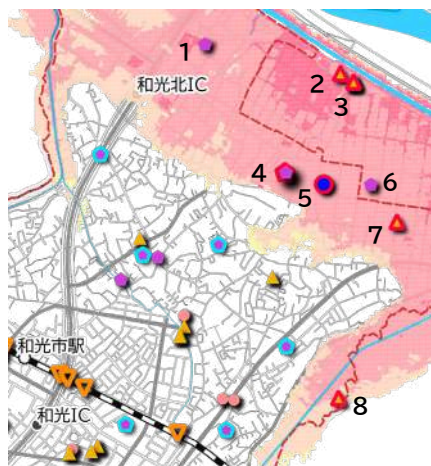


図 6-25 荒川の洪水浸水想定区域(想定最大規模降雨)と都市施設の重ね図

《想定される災害リスクなど》

◇浸水想定区域内の施設の建物階数



番号	分類	施設名称	階数	最大浸水深
1	避難所・避難場所	勤労福祉センター	3階	7.9m
2	高齢者福祉施設	ケアハウス桜の里	2階	4.4m
3	高齢者福祉施設	ナーシングホーム和光	3階	4.7m
4	防災拠点／避難所・避難場所	和光高校	5階	4.4m
5	病院	和光病院	7階	4.7m
6	避難所・避難場所	下新倉小学校	3階	4.6m
7	高齢者福祉施設	ホーム下新倉	3階	4.3m
8	高齢者福祉施設	エスケアステーション 和光ショートステイ	3階	3.1m

※1.4.6の避難所・避難場所は洪水時利用不可

◇地域別の災害リスクの状況(: 災害リスクのある箇所が含まれる地域)

【医療(病院)】

北地域	・1施設が3.0～5.0m未満浸水する区域に立地し、早期に要配慮者の避難方法の判断が必要です。
中央・南 ・東地域	・中央・東地域は災害リスクのある医療施設はありません。南地域は病院の立地はありません。

【福祉(高齢者福祉施設・障害者福祉施設のうち入所系の施設)】

北・東 地域	・北地域は3施設、東地域は1施設が3.0～5.0m未満浸水する区域に立地し、早期に要配慮者の避難方法の判断が必要です。
中央・ 南地域	・災害リスクのある福祉施設はありません。

【防災拠点(主要な防災活動拠点、防災対策本部、災害拠点病院)】

北地域	・和光高校が3.0～5.0m未満浸水する区域に立地し、洪水時に救援活動が困難となる可能性があります。(なお、令和8(2026)年度に和光国際高校と統合し、現在の和光国際高校の場所に新校が設置される予定です。)
中央・南 ・東地域	・中央地域は防災拠点の立地はありません。南・東地域は、災害リスクのある防災拠点はあります。

【避難所・避難場所】

中央・北 ・東地域	・洪水時の利用を想定した避難所・避難場所は被災するリスクが少ないエリアに位置しています。ただし、中央地域では新倉二丁目、北地域では新倉二～八丁目、下新倉四～六丁目、白子三・四丁目、東地域では白子三丁目において0.3m以上浸水する区域が想定されており、避難所・避難場所への移動が困難となるおそれがあるため、早期の避難が必要です。
南地域	・洪水時の利用を想定した避難所・避難場所はありません。

【アンダーパス】

中央・北・ 南・東 地域	・中央地域は災害リスクのあるアンダーパスはありません。北・南・東地域はアンダーパスはありません。
--------------------	--

【新河岸川流域】

■0.3m以上浸水する区域には、市街化区域では病院、入所系の高齢者福祉施設、防災拠点
が立地しています。市街化調整区域では入所系の高齢者福祉施設が立地しています。

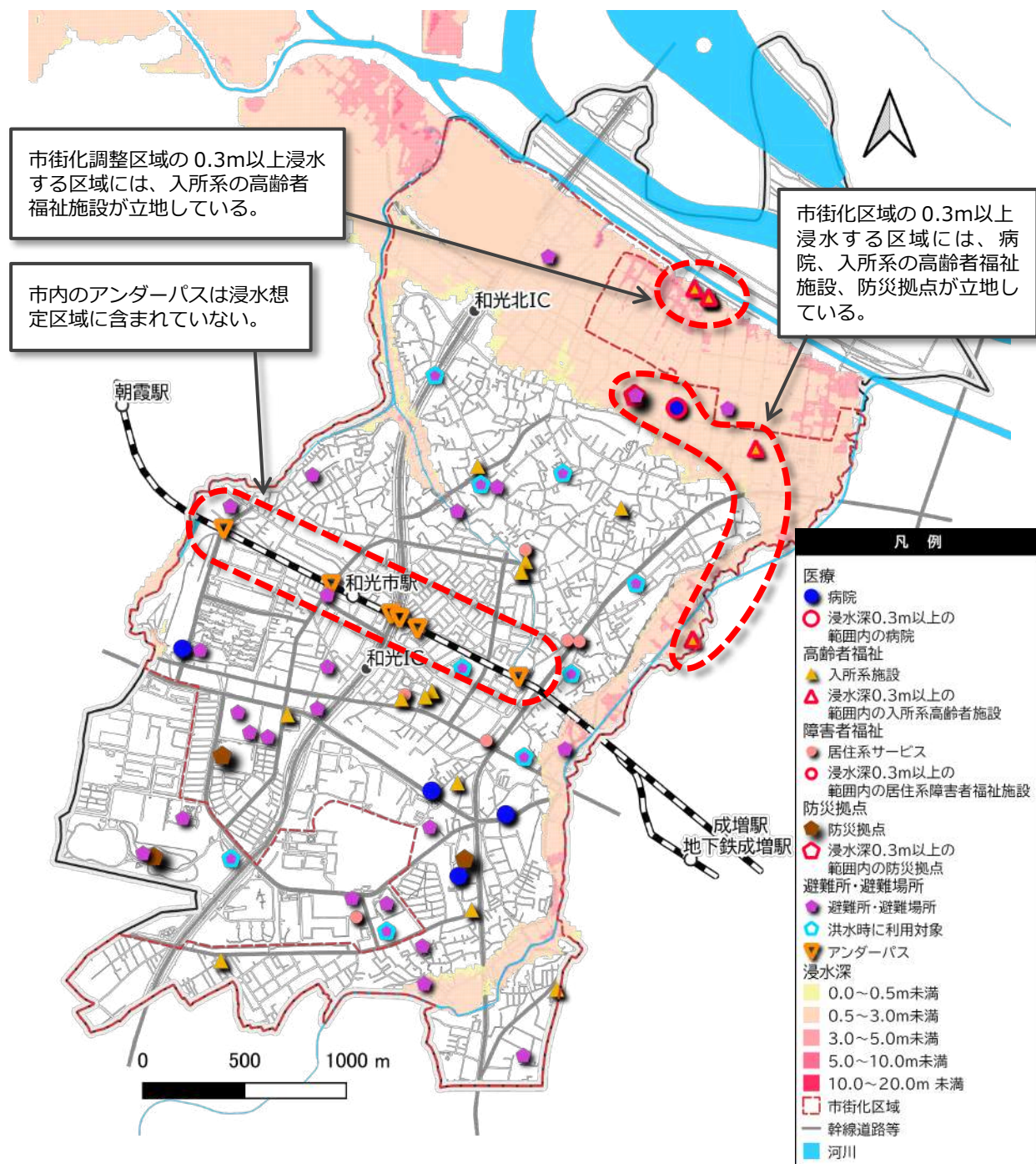
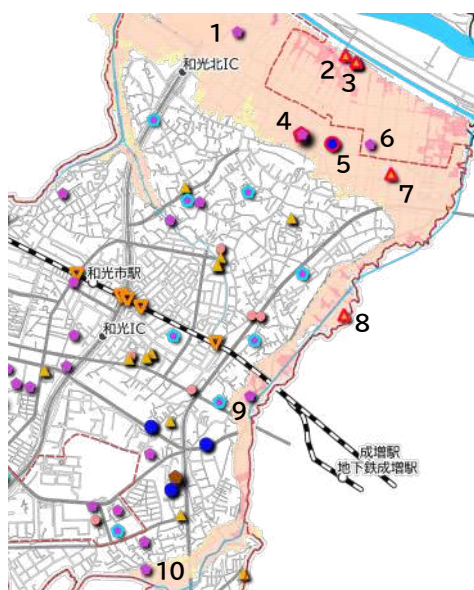


図 6-26 新河岸川流域の洪水浸水想定区域等(想定最大規模降雨)と都市施設の重ね図

《想定される災害リスクなど》

◇浸水想定区域内の施設の建物階数



番号	分類	施設名称	階数	最大浸水深
1	避難所・避難場所	勤労福祉センター	3階	3.4m
2	高齢者福祉施設	ケアハウス桜の里	2階	2.5m
3	高齢者福祉施設	ナーシングホーム和光	3階	2.2m
4	防災拠点／避難所・避難場所	和光高校	5階	2.0m
5	病院	和光病院	7階	2.0m
6	避難所・避難場所	下新倉小学校	3階	2.4m
7	高齢者福祉施設	ホーム下新倉	3階	2.0m
8	高齢者福祉施設	エスケアステーション 和光ショートステイ	3階	2.3m
9	避難所・避難場所	白子宿地域センター	2階	3.0m
10	避難所・避難場所	第五小学校	4階	1.4m

※1.4.6.9.10の避難所・避難場所は洪水時利用不可

◇地域別の災害リスクの状況(: 災害リスクのある箇所が含まれる地域)

【医療(病院)】

北地域	・1施設が0.5～3.0m未満浸水する区域に立地し、早期に要配慮者の避難方法の判断が必要です。
中央・南・東地域	・中央・東地域は災害リスクのある医療施設はありません。南地域は病院の立地はありません。

【福祉(高齢者福祉施設・障害者福祉施設のうち入所系の施設)】

北・東地域	・北地域は3施設、東地域は1施設が0.5～3.0m未満浸水する区域に立地し、早期に要配慮者の避難方法の判断が必要です。
中央・南地域	・災害リスクのある福祉施設はありません。

【防災拠点(主要な防災活動拠点、防災対策本部、災害拠点病院)】

北地域	・和光高校が0.5～3.0m未満浸水する区域にあり、洪水時に救援活動が困難となる可能性があります。
中央・南・東地域	・中央地域は防災拠点の立地はありません。南・東地域は、災害リスクのある防災拠点はあります。

【避難所・避難場所】

中央・北・南・東地域	・洪水時の利用を想定した避難所・避難場所は被災するリスクが少ないエリアに位置しています。ただし、中央地域では新倉一・二丁目、北地域では、新倉二～八丁目、下新倉四～六丁目、白子三・四丁目、南地域では南一丁目、白子一丁目、東地域では白子二・三丁目において0.3m以上浸水する区域が想定されており、避難所・避難場所への移動が困難となるおそれがあるため、早期の避難が必要です。
------------	--

【アンダーパス】

中央・北・南・東地域	・中央地域は災害リスクのあるアンダーパスはありません。北・南・東地域はアンダーパスはありません。
------------	--

②計画規模降雨

【荒川】

- 0.3m以上浸水する区域には、市街化区域では病院、入所系の高齢者福祉施設、防災拠点
が立地しています。市街化調整区域では入所系の高齢者福祉施設が立地しています。

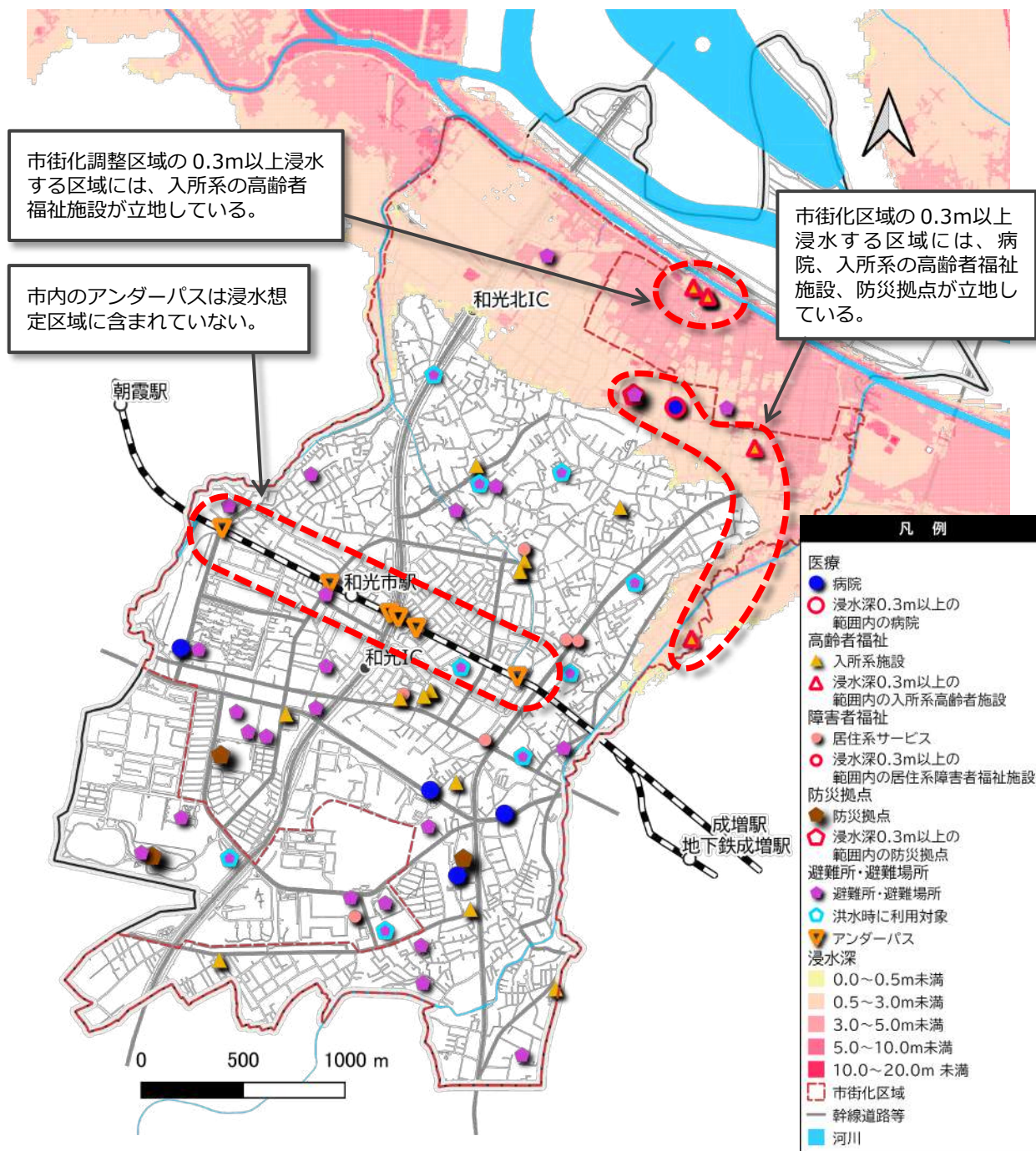
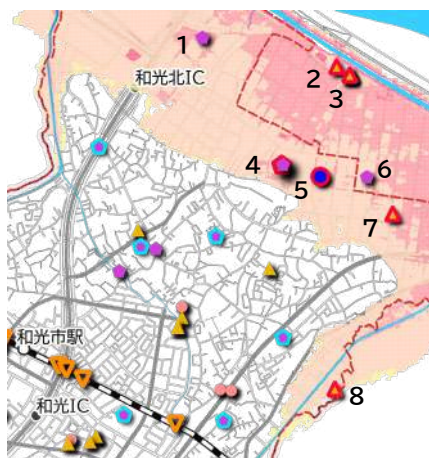


図 6-27 荒川の洪水浸水想定区域(計画規模降雨)と都市施設の重ね図

≪想定される災害リスクなど≫

◇浸水想定区域内の施設の建物階数



番号	分類	施設名称	階数	最大浸水深
1	避難所・避難場所	勤労福祉センター	3 階	6.3m
2	高齢者福祉施設	ケアハウス桜の里	2 階	2.7m
3	高齢者福祉施設	ナーシングホーム和光	3 階	2.9m
4	防災拠点／避難所・避難場所	和光高校	5 階	2.9m
5	病院	和光病院	7 階	2.8m
6	避難所・避難場所	下新倉小学校	3 階	3.3m
7	高齢者福祉施設	ホーム下新倉	3 階	2.9m
8	高齢者福祉施設	エスケアステーション和光ショートステイ	3 階	1.7m

※1.4.6 の避難所・避難場所は洪水時利用不可

◇地域別の災害リスクの状況(: 災害リスクのある箇所が含まれる地域)

【医療(病院)】

北地域	・ 1 施設が 0.5～3.0m未満浸水する区域に立地し、早期に要配慮者の避難方法の判断が必要です。
中央・南・東地域	・ 中央・東地域は災害リスクのある医療施設はありません。南地域は病院の立地はありません。

【福祉(高齢者福祉施設・障害者福祉施設のうち入所系の施設)】

北・東地域	・ 北地域は 3 施設、東地域は 1 施設が 0.5～3.0m未満浸水する区域に立地し、早期に要配慮者の避難方法の判断が必要です。
中央・南地域	・ 災害リスクのある福祉施設はありません。

【防災拠点(主要な防災活動拠点、防災対策本部、災害拠点病院)】

北地域	・ 和光高校が 0.5～3.0m未満浸水する区域に立地し、洪水時に救援活動が困難となる可能性があります。
中央・南・東地域	・ 中央地域は防災拠点の立地はありません。南・東地域は、災害リスクのある防災拠点はあります。

【避難所・避難場所】

中央・北・東地域	・ 洪水時の利用を想定した避難所・避難場所は被災するリスクが少ないエリアに位置しています。ただし、中央地域では新倉二丁目、北地域では新倉二～八丁目、下新倉四～六丁目、白子三・四丁目、東地域では白子三丁目において 0.3m以上浸水する区域が想定されており、避難所・避難場所への移動が困難となるおそれがあるため、早期の避難が必要です。
南地域	・ 災害リスクのある洪水時の利用を想定した避難所・避難場所はありません。

【アンダーパス】

中央・北・南・東地域	・ 中央地域は災害リスクのあるアンダーパスはありません。北・南・東地域はアンダーパスはありません。
------------	---

【新河岸川流域】

■0.3m以上浸水する区域には、市街化区域では病院、入所系の高齢者福祉施設、防災拠点
が立地しています。市街化調整区域では入所系の高齢者福祉施設が立地しています。

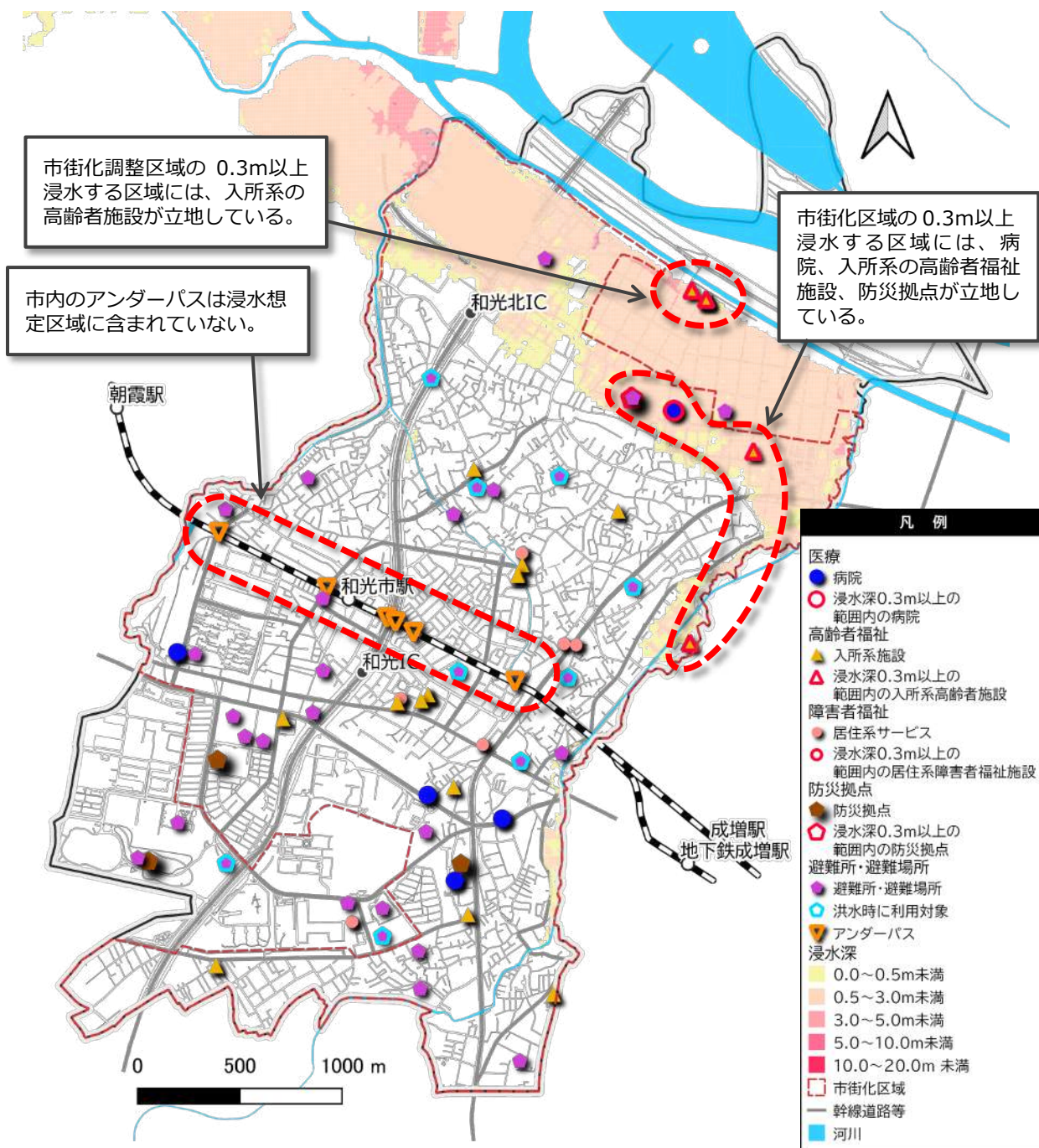
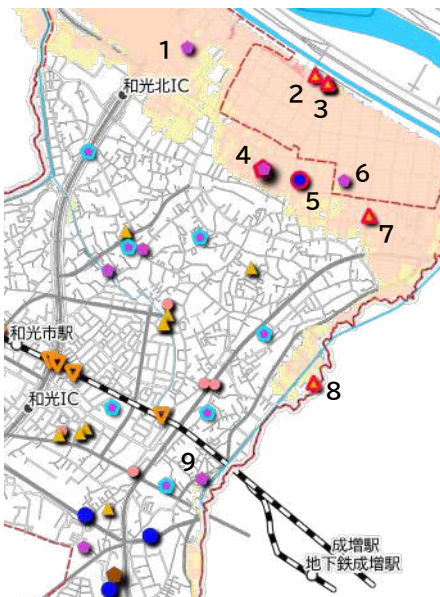


図 6-28 新河岸川流域の洪水浸水想定区域等(計画規模降雨)と都市施設の重ね図

「想定される災害リスクなど」

◇浸水想定区域内の施設の建物階数



番号	分類	施設名称	階数	最大浸水深
1	避難所・避難場所	勤労福祉センター	3階	2.5m
2	高齢者福祉施設	ケアハウス桜の里	2階	1.6m
3	高齢者福祉施設	ナーシングホーム和光	3階	1.4m
4	防災拠点／避難所・避難場所	和光高校	5階	1.0m
5	病院	和光病院	7階	1.1m
6	避難所・避難場所	下新倉小学校	3階	1.5m
7	高齢者福祉施設	ホーム下新倉	3階	1.0m
8	高齢者福祉施設	エスケーステーション 和光ショートステイ	3階	0.3m
9	避難所・避難場所	白子宿地域センター	2階	0.2m

※1.4.6.9の避難所・避難場所は洪水時利用不可

◇地域別の災害リスクの状況(: 災害リスクのある箇所が含まれる地域)

【医療(病院)】

北地域	・1施設が0.5～3.0m未満浸水する区域に立地し、早期に要配慮者の避難方法の判断が必要です。
中央・南・東地域	・中央・東地域は災害リスクのある医療施設はありません。南地域は病院の立地はありません。

【福祉(高齢者福祉施設・障害者福祉施設のうち入所系の施設)】

北・東地域	・北地域は3施設が0.5～3.0m未満浸水する区域、東地域は1施設が0.0～0.5m浸水する区域に立地し、早期に要配慮者の避難方法の判断が必要です。
中央・南地域	・災害リスクのある福祉施設はありません。

【防災拠点(主要な防災活動拠点、防災対策本部、災害拠点病院)】

北地域	・和光高校が0.5～3.0m未満浸水する区域に立地し、洪水時に救援活動が困難となる可能性があります。
中央・南・東地域	・中央地域は防災拠点の立地はありません。南・東地域は、災害リスクのある防災拠点はあります。

【避難所・避難場所】

中央・北・南・東地域	・洪水時の利用を想定した避難所・避難場所は被災するリスクが少ないエリアに位置しています。ただし、中央地域では新倉一～二丁目、北地域では新倉三～八丁目、下新倉五・六丁目、白子三・四丁目、南地域では白子一丁目、東地域では白子二・三丁目において0.3m以上浸水する区域が想定されており、避難所・避難場所への移動が困難となるおそれがあり、早期の避難が必要です。
------------	--

【アンダーパス】

中央・北・南・東地域	・中央地域は洪水時に災害リスクのあるアンダーパスはありません。北・南・東地域はアンダーパスはありません。
------------	--

分析 5 洪水浸水想定区域等（浸水継続時間）×建物

【分析の視点】 長期にわたり孤立する地域があるか

【 荒 川 】

- 長期の孤立に伴う飲料水や食料などの不足による健康障害の発生、生命の危機が生じるおそれがあるとされる浸水継続時間 3 日以上 の区域 内の住宅は、市内全域で 112 戸あります。
- 市街化区域では 109 戸あり、新倉一・二丁目、白子三丁目に多くあります。

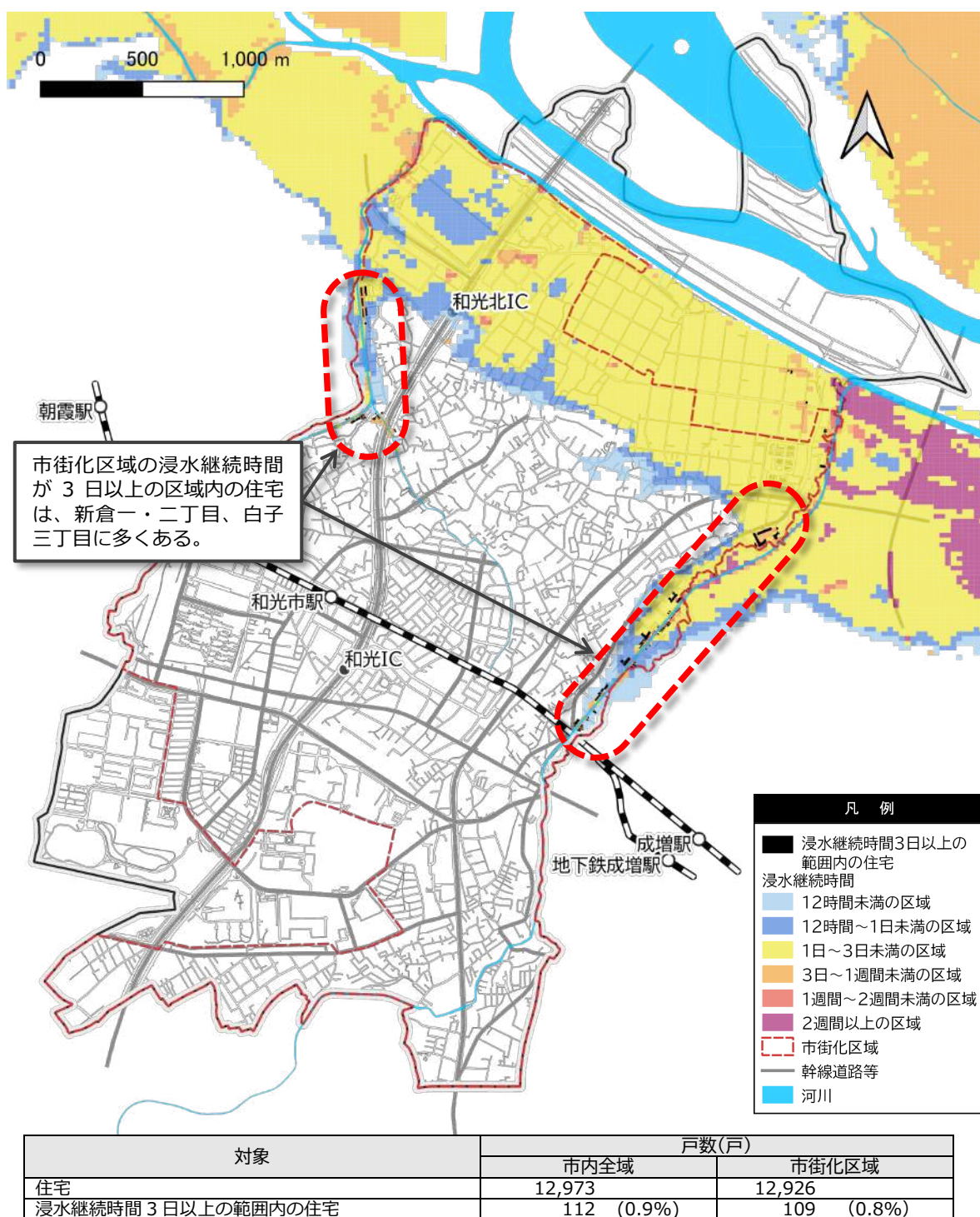


図 6-29 荒川の浸水継続時間と建物分布の重ね図

《想定される災害リスクなど》

◇被災想定建物(市内全域)

浸水継続時間3日以上の区域 の住宅数	中央地域	23 戸	南地域	0 戸	計 112 戸
	北地域	17 戸	東地域	72 戸	

◇地域別の災害リスクの状況(: 災害リスクのある箇所が含まれる地域)

中央地域	・新倉一・二丁目において、浸水継続時間が 3 日以上続く住宅が 23 戸立地しており、孤立に伴い飲料水や食料が不足し健康障害が生じるおそれがあります。
北地域	・新倉二丁目、下新倉六丁目、白子三・四丁目において、浸水継続時間が 3 日以上続く住宅が 17 戸立地しており、孤立に伴い飲料水や食料が不足し健康障害が生じるおそれがあります。
南地域	・災害リスクのある箇所は含まれません。
東地域	・白子三丁目において、浸水継続時間が 3 日以上続く住宅が 72 戸立地しており、孤立に伴い飲料水や食料が不足し健康障害が生じるおそれがあります。

(参考 6-12) 災害に備えた飲料水や食料の備蓄量

国土交通省が示す資料においては、以下のとおり、災害時に3日以上孤立すると健康障害の発生や生命の危機の可能性のあることを述べています。

◇大規模な水害が発生すると、上下水道、電気、ガスなどのライフラインの機能が停止するおそれがあり、各家庭における飲料水や食料などの備蓄は 3 日分以内の家庭が多いものと推察され、3日以上孤立すると飲料水や食料などが不足し、健康障害の発生や最悪の場合は生命の危機が生ずるおそれがある。

資料:水害の被害指標分析の手引(平成 25(2013)年試行版)(国土交通省)

【新河岸川流域】

- 浸水継続時間3日以上の区域内の住宅は、市内全域では57戸あります。
- 市街化区域では51戸あり、新倉一丁目、白子一・三丁目に多くあります。

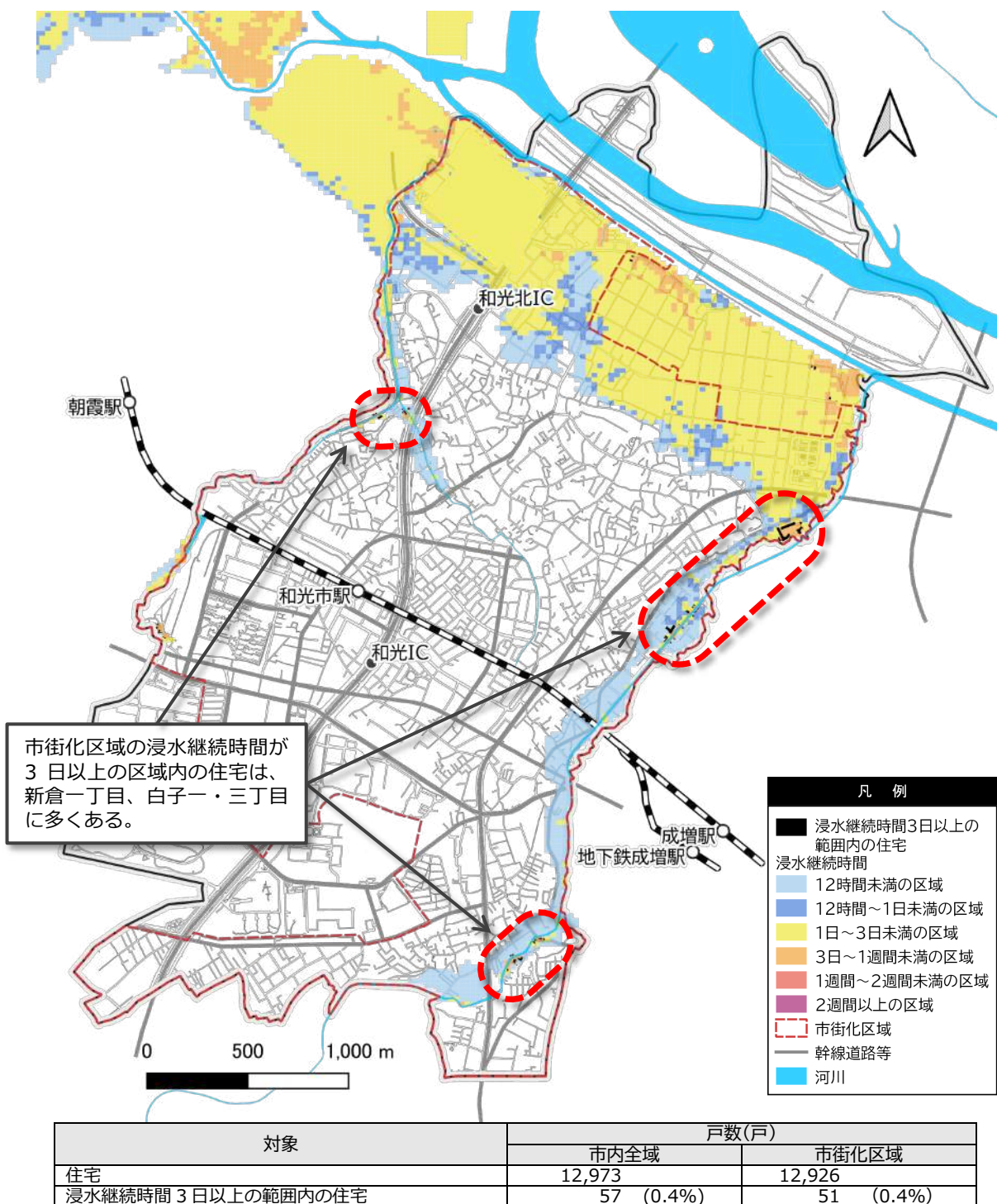


図 6-30 新河岸川流域の浸水継続時間と建物分布の重ね図

《想定される災害リスクなど》

◇被災想定建物(市内全域)

浸水継続時間3日以上の区域 の住宅数	中央地域	18 戸	南地域	9 戸	計 57 戸
	北地域	14 戸	東地域	16 戸	

◇地域別の災害リスクの状況(: 災害リスクのある箇所が含まれる地域)

中央地域	・新倉一・二丁目において、浸水継続時間が 3 日以上続く住宅が 18 戸立地しており、孤立に伴い飲料水や食料が不足し健康障害が生じるおそれがあります。
北地域	・新倉八丁目、下新倉六丁目、白子三・四丁目において、浸水継続時間が 3 日以上続く住宅が 14 戸立地しており、孤立に伴い飲料水や食料が不足し健康障害が生じるおそれがあります。
南地域	・白子一丁目において、浸水継続時間が 3 日以上続く住宅が 9 戸立地しており、孤立に伴い飲料水や食料が不足し健康障害が生じるおそれがあります。
東地域	・白子三丁目において、浸水継続時間が 3 日以上続く住宅が 16 戸立地しており、孤立に伴い飲料水や食料が不足し健康障害が生じるおそれがあります。

分析 6

洪水浸水想定区域等（浸水継続時間）×都市施設（医療・福祉・防災拠点・避難所・避難場所・アンダーパス）

【分析の視点】 長期間孤立する要配慮者入所施設はないか／
長期間の浸水により継続利用できない施設はあるか

【荒川】

■ 浸水継続時間3日以上区域には対象とする都市施設は立地していませんが、1日～3日未満の区域には病院、入所系の高齢者福祉施設、防災拠点が立地しています。

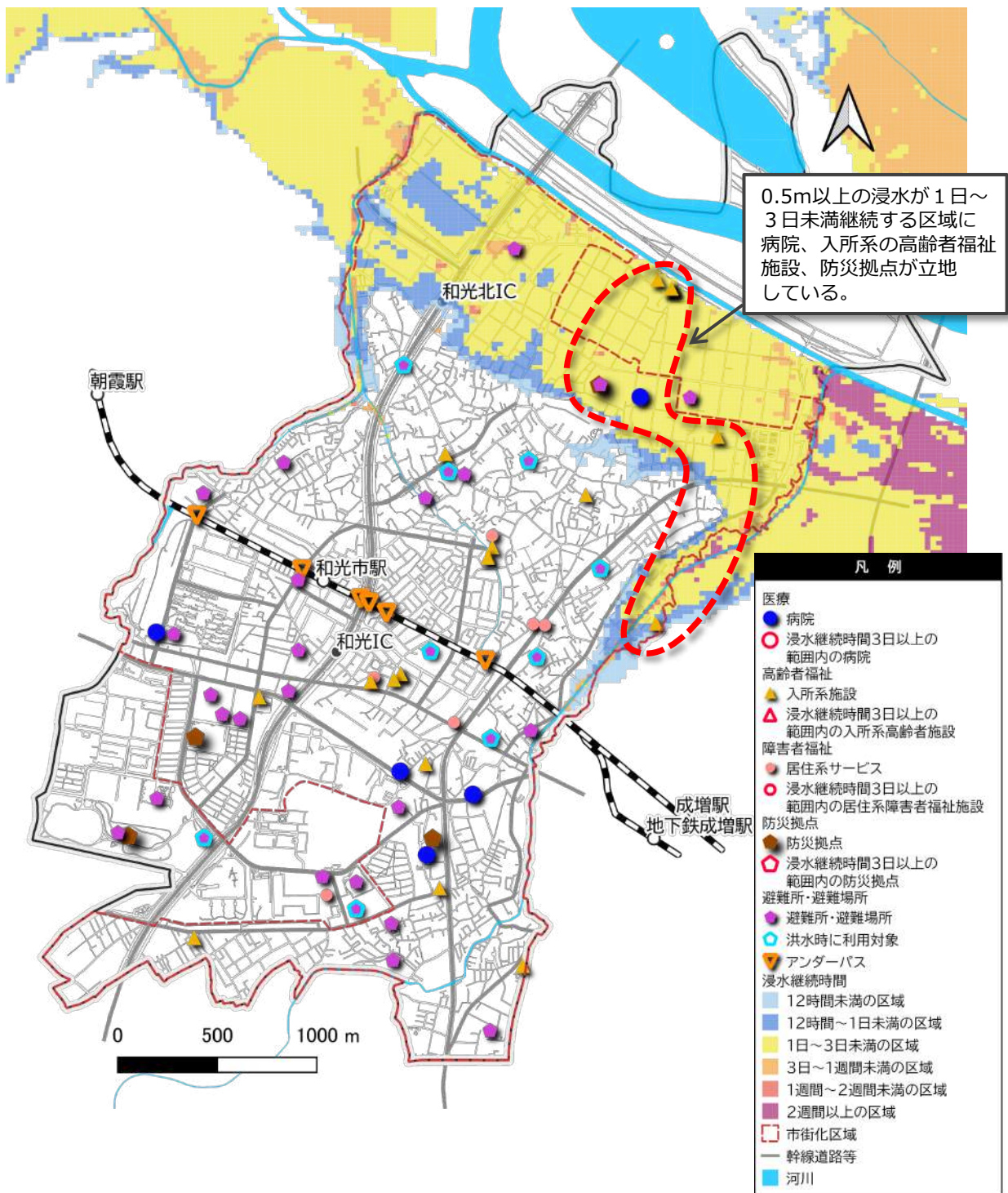
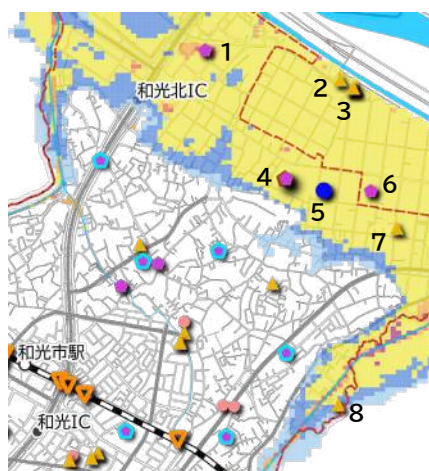


図 6-31 荒川の浸水継続時間と都市施設の重ね図

《想定される災害リスクなど》

◇浸水継続時間内の施設の建物階数



番号	分類	施設名称	階数	最大浸水継続時間
1	避難所・避難場所	勤労福祉センター	3階	1週間～2週間未満
2	高齢者福祉施設	ケアハウス桜の里	2階	1日～3日未満
3	高齢者福祉施設	ナーシングホーム和光	3階	
4	防災拠点／避難所・避難場所	和光高校	5階	
5	病院	和光病院	7階	
6	避難所・避難場所	下新倉小学校	3階	
7	高齢者福祉施設	ホーム下新倉	3階	
8	高齢者福祉施設	ケアステーション和光ショートステイ	3階	

※1.4.6の避難所・避難場所は洪水時利用不可

◇地域別の災害リスクの状況(: 災害リスクのある箇所が含まれる地域)

【医療(病院)】

北地域	・1施設が0.5m以上の浸水が1日～3日未満継続する区域に立地し、その間は機能低下に陥る可能性があります。
中央・南・東地域	・中央・東地域は災害リスクのある医療施設はありません。南地域は病院の立地はありません。

【福祉(高齢者福祉施設・障害者福祉施設のうち入所系の施設)】

北・東地域	・北地域は3施設、東地域は1施設が0.5m以上の浸水が1日～3日未満継続する区域に立地し、その間は機能低下に陥る可能性があります。
中央・南地域	・災害リスクのある福祉施設はありません。

【防災拠点(主要な防災活動拠点、防災対策本部、災害拠点病院)】

北地域	・和光高校が0.5m以上の浸水が1日～3日継続する区域に立地し、その間は機能低下に陥る可能性があります。
中央・南・東地域	・中央地域は防災拠点の立地はありません。南・東地域は、災害リスクのある防災拠点はあります。

【避難所・避難場所】

中央・北・南・東地域	・洪水時の利用を想定した避難所・避難場所は被災するリスクが少ないエリアに位置しています。
------------	--

【アンダーパス】

中央・北・南・東地域	・中央地域は洪水時に災害リスクのあるアンダーパスはありません。北・南・東地域はアンダーパスがありません。
------------	--

【新河岸川流域】

- 浸水継続時間 3 日以上の区域には対象とする都市施設は立地していませんが、1 日～3 日未満の区域には病院、入所系の高齢者福祉施設、防災拠点が立地しています。

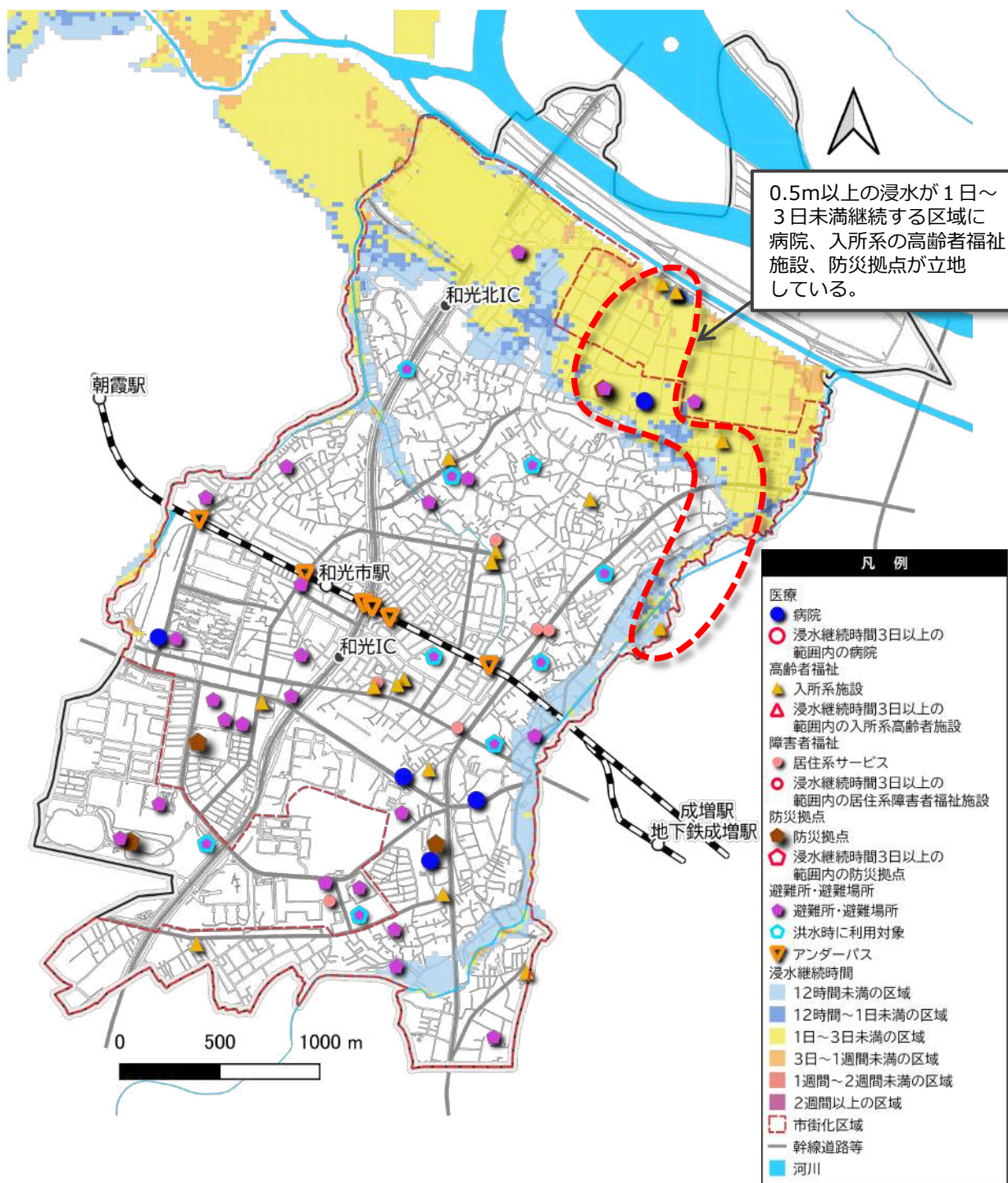
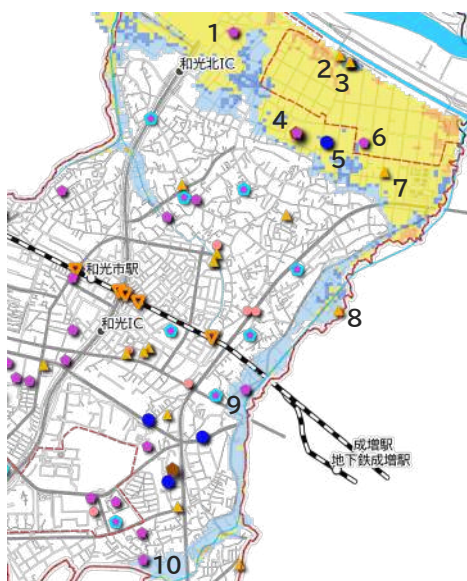


図 6-32 新河岸川流域の浸水継続時間と都市施設の重ね図

《想定される災害リスクなど》

◇浸水継続時間内の施設の建物階数



番号	分類	施設名称	階数	最大浸水継続時間
1	避難所・避難場所	勤労福祉センター	3 階	3 日～1 週間未満
2	高齢者福祉施設	ケアハウス桜の里	2 階	1 日～3 日未満
3	高齢者福祉施設	ナーシングホーム和光	3 階	
4	防災拠点／避難所・避難場所	和光高校	5 階	
5	病院	和光病院	7 階	
6	避難所・避難場所	下新倉小学校	3 階	
7	高齢者福祉施設	ホーム下新倉	3 階	12 時間未満
8	高齢者福祉施設	ケアステーション和光ショートステイ	3 階	
9	避難所・避難場所	白子宿地域センター	2 階	
10	避難所・避難場所	第五小学校	4 階	

※1.4.6.9.10 の避難所・避難場所は洪水時利用不可

◇地域別の災害リスクの状況(: 災害リスクのある箇所が含まれる地域)

【医療(病院)】

北地域	・ 1 施設が 0.5m 以上の浸水が 1 日～3 日未満継続する区域に立地し、その間は機能低下に陥る可能性があります。
中央・南・東地域	・ 中央・東地域は災害リスクのある医療施設はありません。南地域は病院の立地はありません。

【福祉(高齢者福祉施設・障害者福祉施設のうち入所系の施設)】

北・東地域	・ 北地域は 3 施設が 0.5m 以上の浸水が 1 日～3 日未満継続する区域、東地域は 0.5m 以上の浸水が 12 時間未満継続する区域に立地し、その間は機能低下に陥る可能性があります。
中央・南地域	・ 災害リスクのある福祉施設はありません。

【防災拠点(主要な防災活動拠点、防災対策本部、災害拠点病院)】

北地域	・ 和光高校が 0.5m 以上の浸水が 1 日～3 日継続する区域に立地し、その間は機能低下に陥る可能性があります。
中央・南・東地域	・ 中央地域は防災拠点の立地はありません。南・東地域は、災害リスクのある防災拠点はあります。

【避難所・避難場所】

中央・北・南・東地域	・ 洪水時の利用を想定した避難所・避難場所は被災するリスクが少ないエリアに位置しています。
------------	---

【アンダーパス】

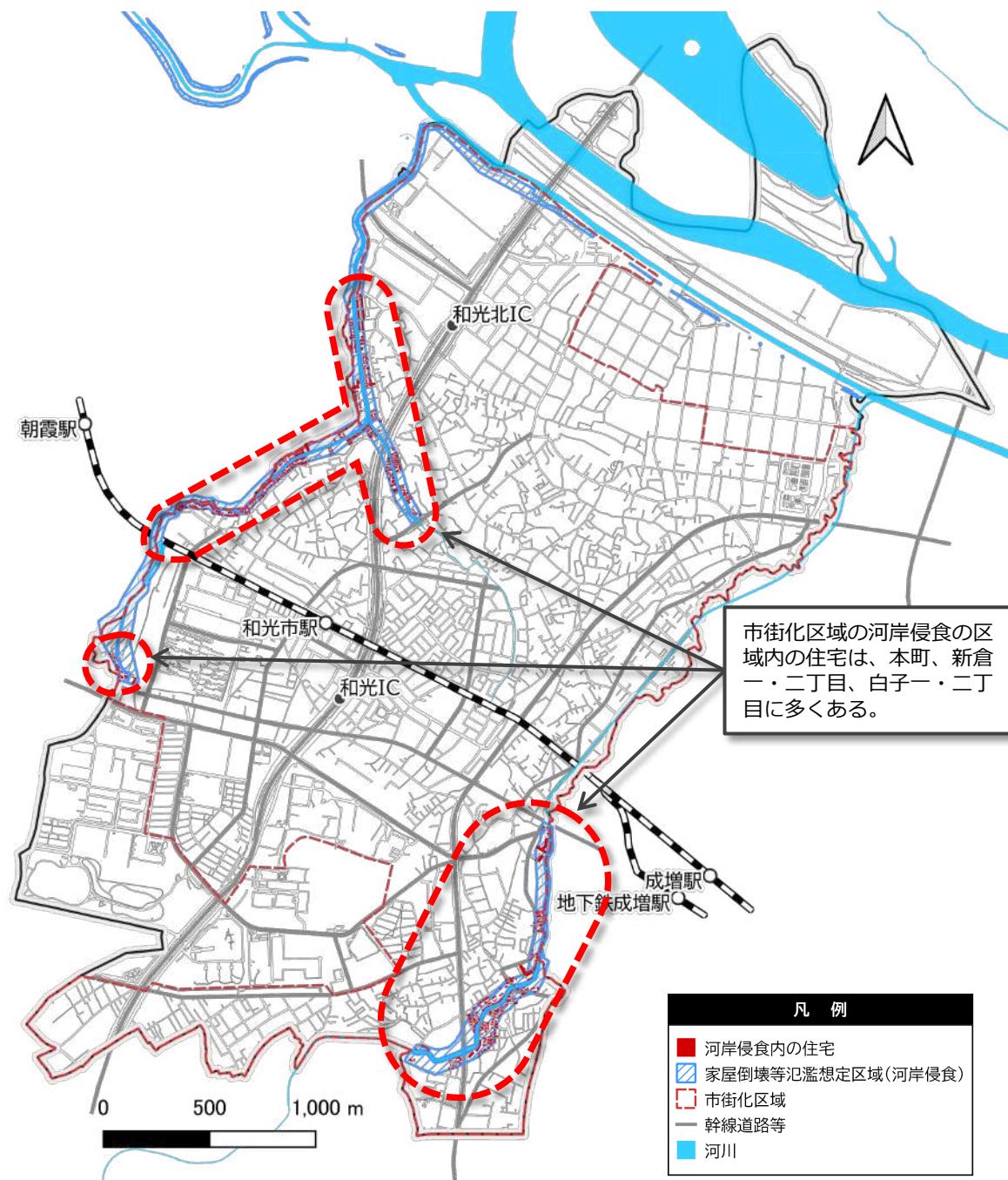
中央・北・南・東地域	・ 中央地域は洪水時に災害リスクのあるアンダーパスはありません。北・南・東地域はアンダーパスはありません。
------------	---

分析 7 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)×建物

【分析の視点】 建物が倒壊・流出する地域があるか

【新河岸川流域】

- 河岸が侵食されることによる家屋の倒壊・流出のおそれがある河岸侵食の区域内にある住宅は、市内全域では 681 戸あり、全て市街化区域に立地しています。本町、新倉一・二丁目、白子一・二丁目に多くあります。



対象	戸数(戸)	
	市内全域	市街化区域
住宅	12,973	12,926
家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)内の住宅	681 (5.2%)	681 (5.3%)

図 6-33 新河岸川流域の家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)と建物分布の重ね図

《想定される災害リスクなど》

◇被災想定建物(市内全域)

家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸侵食)内の住宅数	中央地域	374 戸	南地域	242 戸	計 681 戸
	北地域	54 戸	東地域	11 戸	

◇地域別の災害リスクの状況(: 災害リスクのある箇所が含まれる地域)

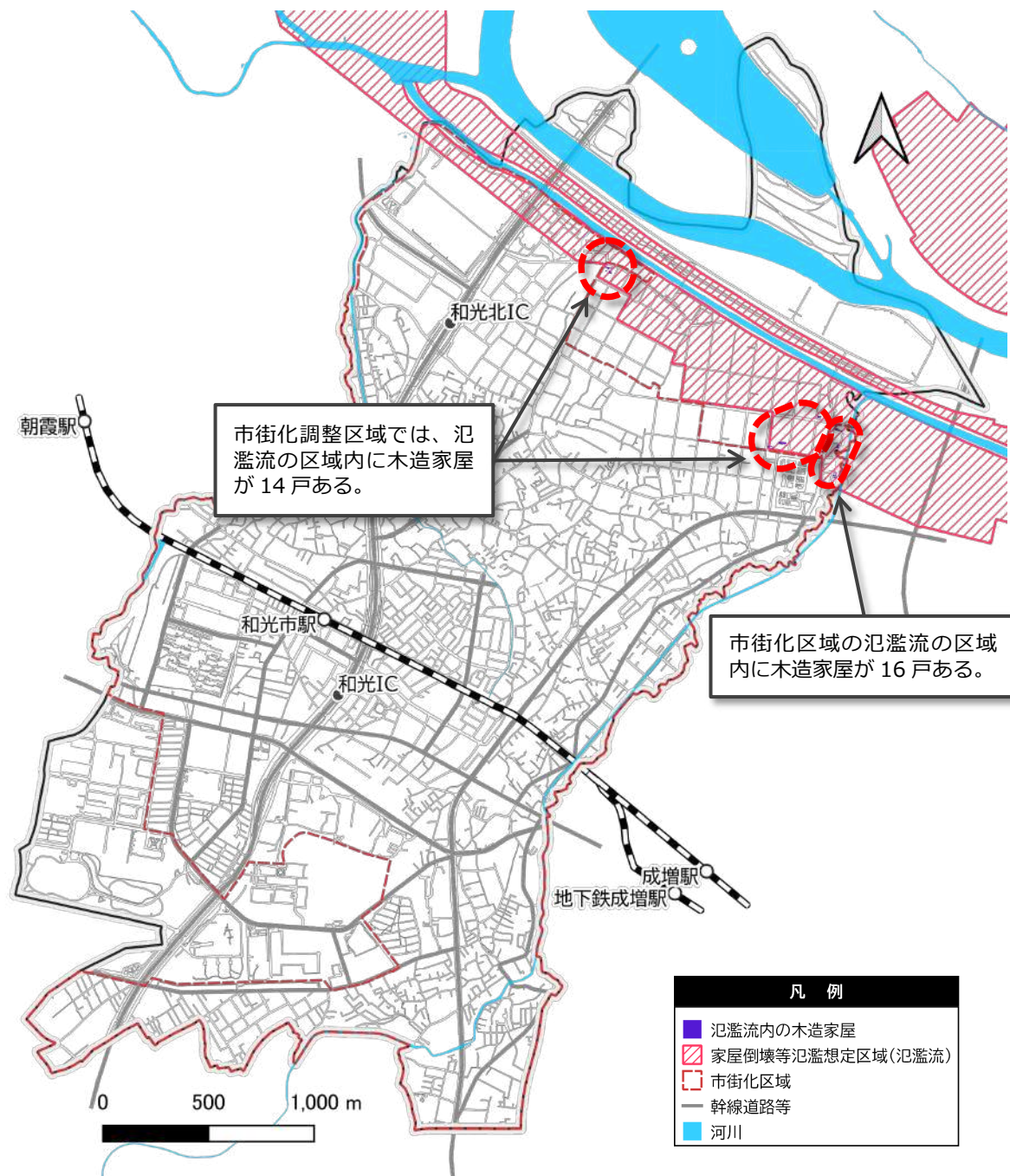
中央地域	・本町、新倉一・二丁目において、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）内に住宅が 374 戸立地し、多くの居住があります。河岸が侵食され土地が流出した場合、住宅が倒壊・流出するおそれがあります。
北地域	・新倉二丁目において、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）内に住宅が 54 戸立地し、多くの居住があります。河岸が侵食され土地が流出した場合、住宅が倒壊・流出するおそれがあります。
南地域	・南一丁目、白子一丁目において、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）内に住宅が 242 戸立地し、多くの居住があります。河岸が侵食され土地が流出した場合、住宅が倒壊・流出するおそれがあります。
東地域	・白子二丁目において、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）内に住宅が 11 戸立地し、一定の居住があります。河岸が侵食され土地が流出した場合、住宅が倒壊・流出するおそれがあります。

分析 8 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)×建物(木造家屋)

【分析の視点】 木造家屋が倒壊する地域があるか

【 荒 川 】

- 河川堤防の決壊または洪水氾濫流により倒壊のおそれがある氾濫流の区域内にある木造家屋は、市内全域では 30 戸あります。
- 市街化区域内では白子四丁目に 16 戸あります。市街化調整区域では 14 戸あります。



対象	戸数(戸)	
	市内全域	市街化区域
住宅	12,973	12,926
家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)内の木造家屋	30 (0.2%)	16 (0.1%)

図 6-34 荒川の家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)と建物分布の重ね図

《想定される災害リスクなど》

◇被災想定建物(市内全域)

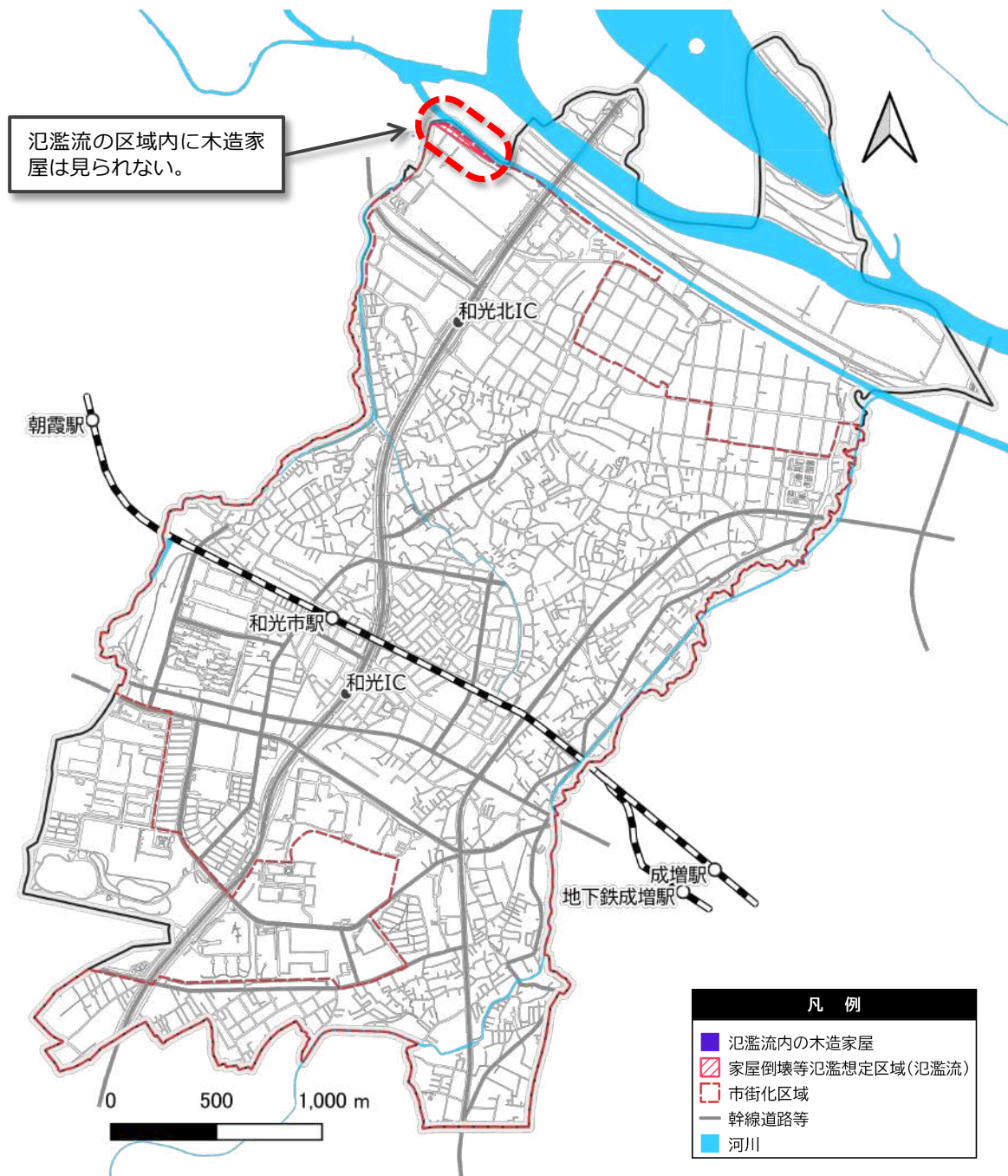
家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流)内の木造家屋数	中央地域	0 戸	南地域	0 戸	計 30 戸
	北地域	30 戸	東地域	0 戸	

◇地域別の災害リスクの状況(: 災害リスクのある箇所が含まれる地域)

北地域	・新倉八丁目、下新倉五・六丁目、白子四丁目において、荒川の家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）内に木造家屋が 30 戸立地し、一定の居住があります。堤防が決壊した場合、木造家屋は倒壊・流出するおそれがあります。
中央地域	・災害リスクのある箇所は含まれません。
南地域	
東地域	

【 新河岸川流域 】

■ 氾濫流の区域内にある木造家屋は見られません。



対象	戸数(戸)	
	市内全域	市街化区域
住宅	12,973	12,926
家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)内の木造家屋	0 (0.0%)	0 (0.0%)

図 6-35 新河岸川流域の家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)と建物分布の重ね図

《想定される災害リスクなど》

◇被災想定建物(市内全域)

家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流)内の木造家屋数	中央地域	0 戸	南地域	0 戸	計 0 戸
	北地域	0 戸	東地域	0 戸	

◇地域別の災害リスクの状況(: 災害リスクのある箇所が含まれる地域)

中央地域	・災害リスクのある箇所はありません。
北地域	
南地域	
東地域	

分析 9 内水浸水想定区域×建物階数・都市施設(アンダーパス)

【分析の視点】 垂直避難が困難な地域があるか／災害時に通行可能か

- 内水において、垂直避難が困難な住宅は市内全域では22戸あります。
- 市街化区域では各地に点在しており18戸あります。市街化調整区域では4戸あります。
- 鉄道と交差するアンダーパスが6箇所あり、想定される浸水深も周囲と比べて深い状況です。5箇所については、想定される浸水に対する排水能力を満たしたポンプ施設などを設置しています。残りの1箇所についても、水深ラインによる注意喚起などを行っています。



対象	戸数(戸)	
	市内全域	市街化区域
住宅	12,973	12,926
垂直避難が困難な住宅	22 (0.2%)	18 (0.1%)

図 6-36 内水浸水想定区域と建物分布の重ね図

《想定される災害リスクなど》

◇被災想定建物(市内全域)

浸水深 0.5～3.0m未満の 区域の1階建て住宅数	中央地域	5戸	南地域	3戸	計 21戸
	北地域	12戸	東地域	1戸	

→浸水深が 0.5m以上になると、一般的な 1 階建ての住宅で床上浸水し、屋内に留まることが困難となる可能性が高くなります。

浸水深 3.0～5.0m未満の 区域の1～2 階建て住宅数	中央地域	1戸	南地域	0戸	計 1戸
	北地域	0戸	東地域	0戸	

→浸水深が 3.0m以上になると、一般的な 2 階建ての住宅の 2 階も浸水し、屋内に留まっの垂直避難が困難となる可能性が高くなります。

◇地域別の災害リスクの状況(: 災害リスクのある箇所が含まれる地域)

中央地域	・本町、新倉一丁目、丸山台一丁目において、屋内に留まっの垂直避難が困難となる住宅が 6 戸立地し、一定の居住があります。立退き避難者が発生する可能性があります。 ・鉄道と幹線道路などが交差する箇所において、6 箇所のアンダーパスが存在し、内水が溜まりやすい形状のため、周囲と比べて深い浸水深が想定されており、歩行者・自動車ともに通行が困難となる可能性があります。
北地域	・新倉二・三・七・八丁目、下新倉四・五丁目において、屋内に留まっの垂直避難が困難となる住宅が 12 戸立地し、一定の居住があります。立退き避難者が発生する可能性があります。
南地域	・広沢、南一丁目において、屋内に留まっの垂直避難が困難となる住宅が 3 戸立地し、一定の居住があります。立退き避難者が発生する可能性があります。
東地域	・白子二丁目において、屋内に留まっの垂直避難が困難となる住宅が 1 戸立地し、一定の居住があります。立退き避難者が発生する可能性があります。

鉄道と交差する 6 箇所のアンダーパス部について、内水対策として、ポンプ施設や水深ライン表示などを実施済み。(カッコ書きは管理者)



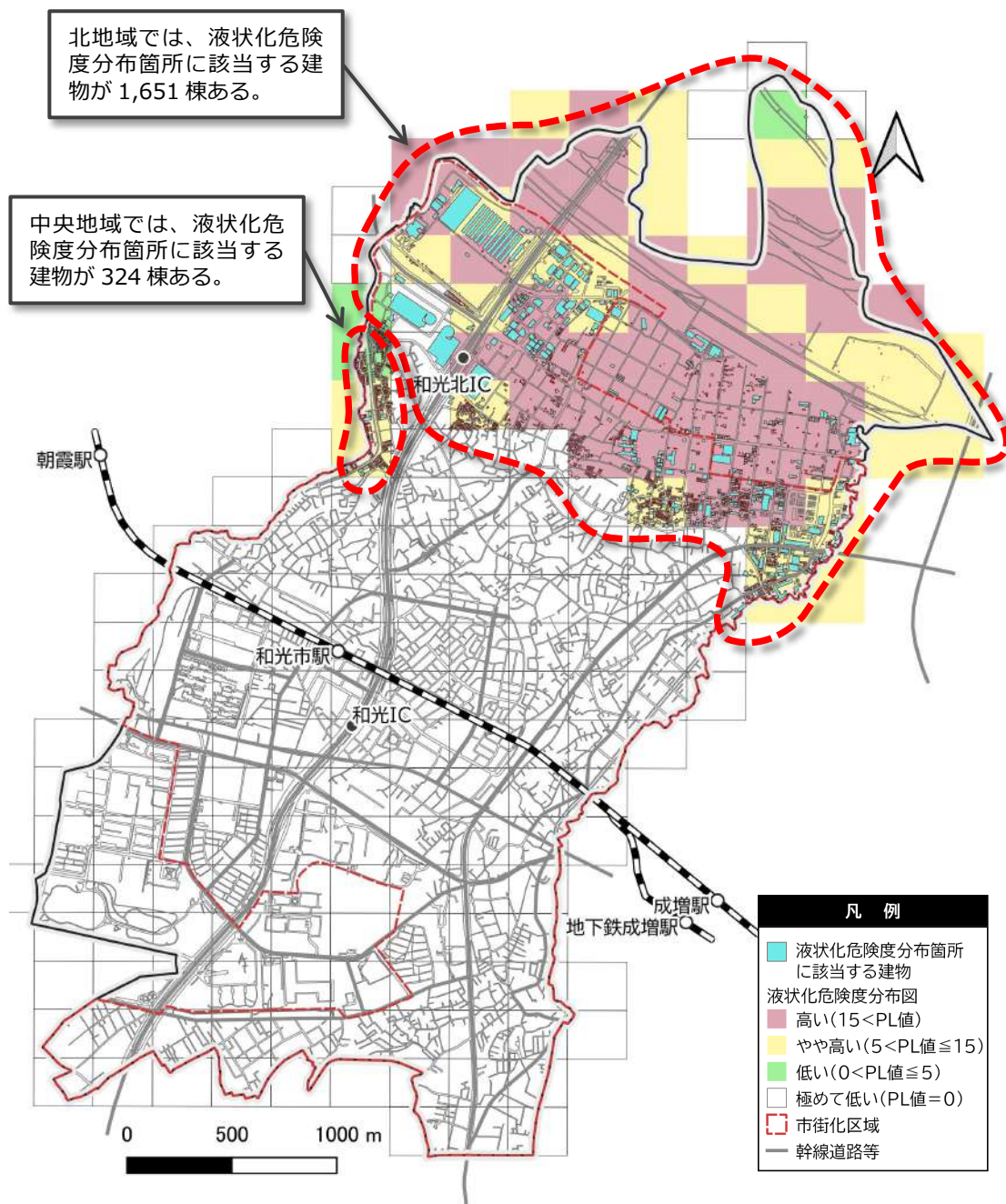
図 6-37 ポンプ施設などを設置したアンダーパス部の位置

資料:国土地理院、和光市資料

分析 10 液状化×建物

【分析の視点】液状化による建物への被害が生じる地域があるか

- 液状化危険度分布と建物の関係を見ると、液状化の危険性がある箇所（高い・やや高い・低い）に1,975棟の建物が立地しています。建物の立地数は市街化区域内で1,651棟、市街化調整区域で324棟となっています。
- 液状化危険度が高いと想定されている区域内には、984棟の建物が立地しています。



対象	棟数(棟)	
	市内全域	市街化区域
建物	15,869	15,246
液状化危険度分布箇所に立地する建物	1,975 (12.4%)	1,651 (10.8%)

図 6-38 液状化危険度分布と建物の重ね図

《想定される災害リスクなど》

◇被災想定建物(市内全域)

液状化危険度分布箇所に該当する建物数	中央地域	324 棟	南地域	0 棟	計 1,975 棟
	北地域	1,651 棟	東地域	0 棟	

◇地域別の災害リスクの状況(: 災害リスクのある箇所が含まれる地域)

中央地域	・新倉一・二丁目において、液状化危険度分布箇所に該当する建物が 324 棟立地しています。液状化の危険性が高い区域ではないものの、地盤沈下による道路の陥没や電柱の傾斜により、救助・救急活動を阻害するおそれがあります。
北地域	・新倉二～八丁目、下新倉四～六丁目、白子三・四丁目、大字新倉、大字下新倉において、液状化危険度分布箇所に該当する建物が 1,651 棟立地しています。液状化の危険性が高い区域が大部分を占めており、地盤沈下による道路の陥没や電柱の傾斜により、救助・救急活動を阻害するおそれがあります。
南地域	・災害リスクのある箇所はありません。
東地域	

分析 11 建物被害×建物(木造家屋)・幅員 4 m未満道路

【分析の視点】地震時に建物が倒壊する地域があるか

■市内で地震による震度が高いことが想定されている市北側においては、建物全壊数の値も高い傾向となっており、木造家屋も密集しています。また、幅員 4 m未満の狭あい道路も多く存在しており、地震時に建物が倒壊することにより救出活動が困難となることが想定されます。

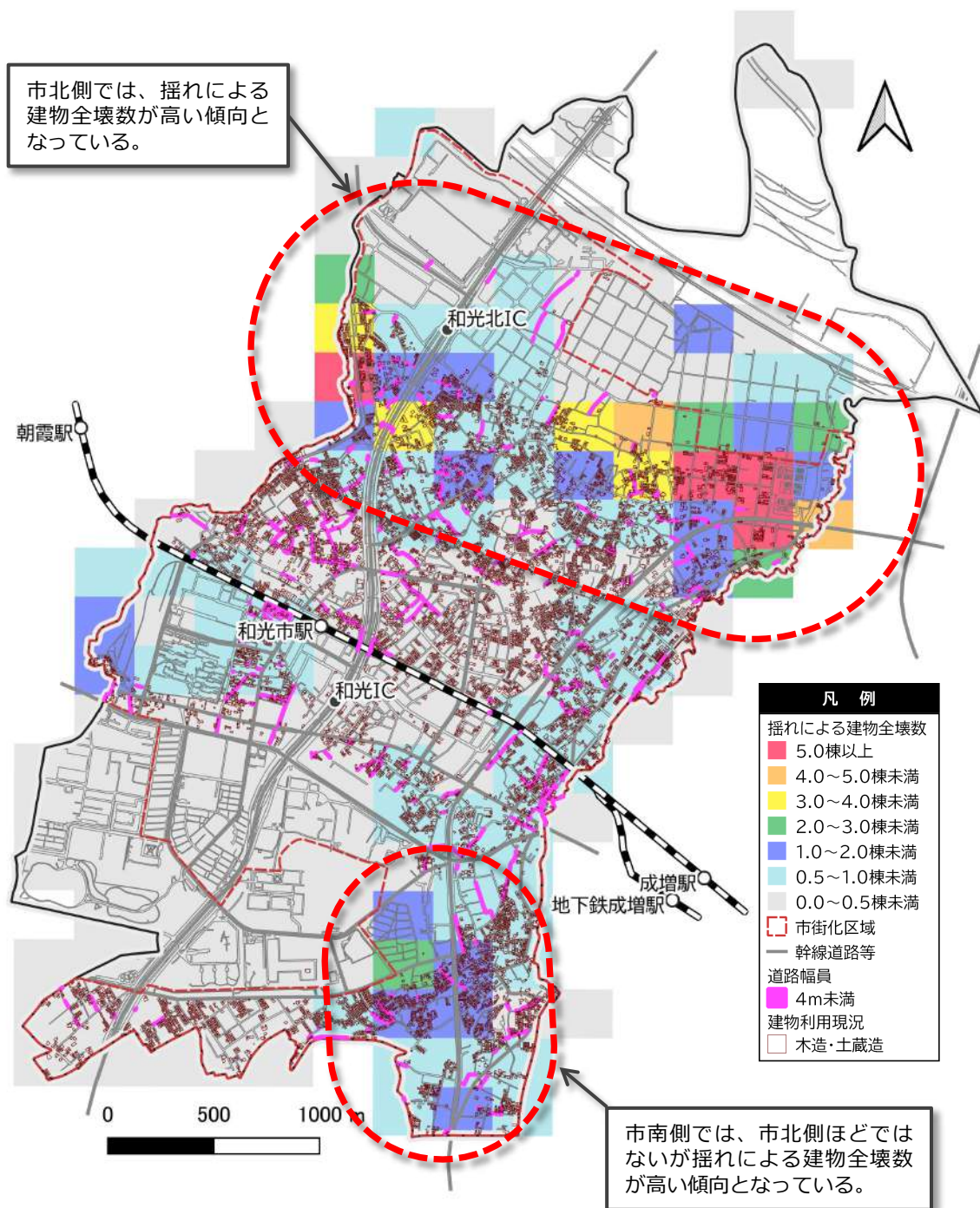


図 6-39 揺れによる建物全壊数(東京湾北部地震)と木造家屋・幅員 4m未満道路の重ね図

《想定される災害リスクなど》

◇地域別の災害リスクの状況(: 災害リスクのある箇所が含まれる地域)

中央地域	・新倉一・二丁目、下新倉一・三丁目、本町、中央一・二丁目において、建物倒壊の危険性があり、木造家屋が相対的に密集しています。所有者の被災のみならず道路を閉塞することにより救出活動が困難となることが想定されます。
北地域	・新倉二～五丁目、下新倉四・五丁目、白子三・四丁目において、市内の中では特に建物倒壊の危険性があり、木造家屋が相対的に密集しています。所有者の被災のみならず道路を閉塞することにより救出活動が困難となることが想定されます。
南地域	・南一丁目、白子一丁目において、建物倒壊の危険性があり、木造家屋が相対的に密集しています。所有者の被災のみならず道路を閉塞することにより救出活動が困難となることが想定されます。
東地域	・白子二・三丁目において、建物倒壊の危険性があり、木造家屋が相対的に密集しています。所有者の被災のみならず道路を閉塞することにより救出活動が困難となることが想定されます。

分析 12 延焼危険箇所（延焼クラスター）×道路幅員

【分析の視点】 火災発生時に広範囲に延焼するおそれはあるか／
火災発生時に消防活動が困難になる可能性があるか

- 市内においては、国などが示す住宅密集地の指標（住宅戸数密度 30 戸/ha 以上かつ不燃領域率 40%未満）に該当する火災延焼の危険性が著しく高い箇所はありません。
- その中、埼玉県調査においては、火災発生時に延焼のおそれがある箇所（延焼クラスター）として、新倉一・二丁目、下新倉一・三・四丁目、南一丁目、白子二丁目が示されています。そのような箇所では、幅員 4 m 未満の狭あい道路や 4～6 m 未満の道路が多く存在し、火災時には消防活動が困難となる可能性があります。

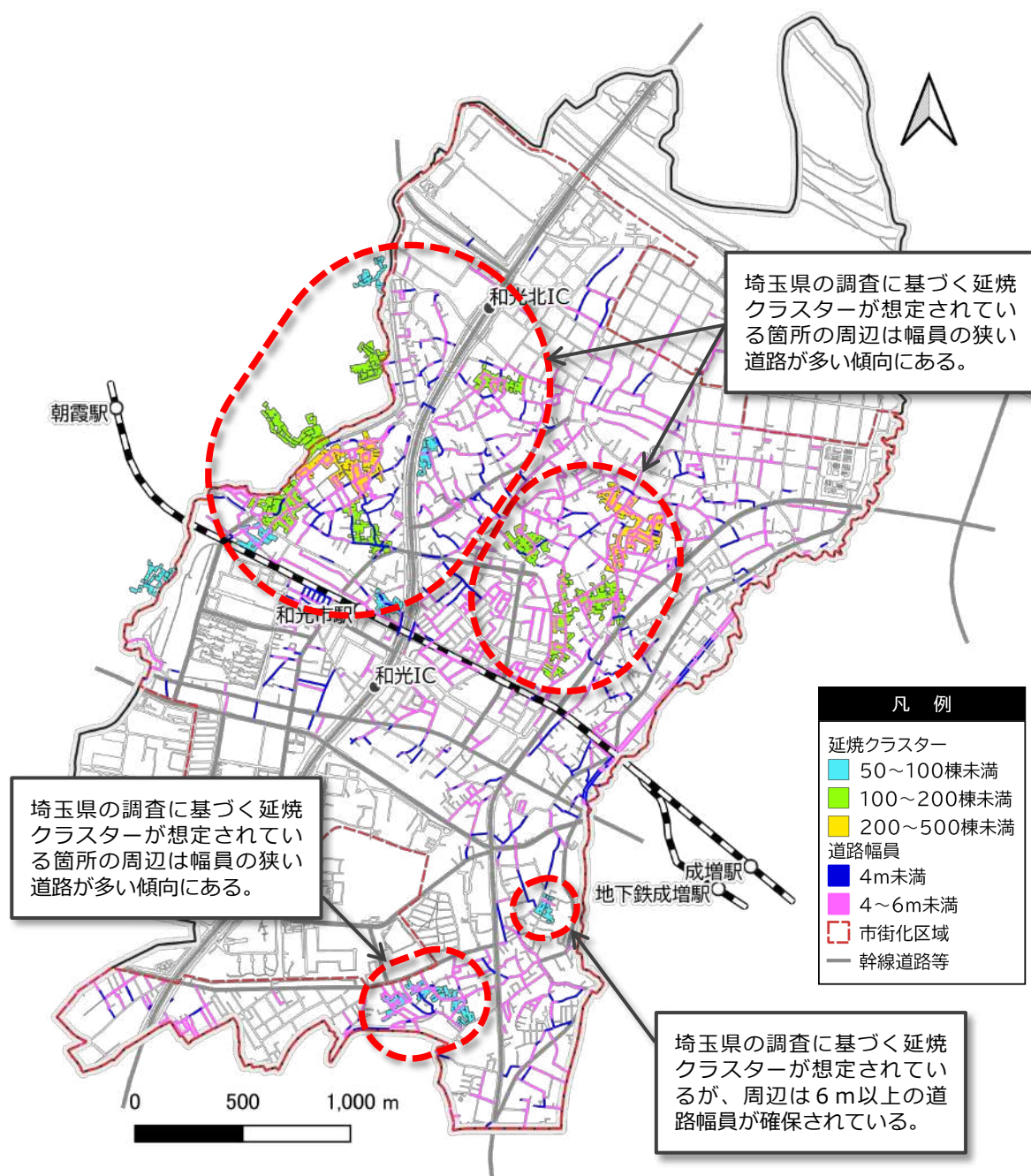


図 6-40 延焼クラスターと道路幅員の重ね図

《想定される災害リスクなど》

◇地域別の災害リスクの状況(: 災害リスクのある箇所が含まれる地域)

中央地域	・新倉一・二丁目、下新倉一・三丁目において、埼玉県の調査に基づく延焼クラスターが想定されており、幅員4m未満の狭あい道路や4～6m未満の道路が多く存在しています。火災時には消防活動が困難となる可能性があります。
北地域	・新倉二丁目、下新倉四丁目において、埼玉県の調査に基づく延焼クラスターが想定されており、幅員4m未満の狭あい道路や4～6m未満の道路が多く存在しています。火災時には消防活動が困難となる可能性があります。
南地域	・南一丁目において、埼玉県の調査に基づく延焼クラスターが想定されており、幅員4m未満の狭あい道路や4～6m未満の道路が多く存在しています。火災時には消防活動が困難となる可能性があります。
東地域	・白子二丁目において、埼玉県の調査に基づく延焼クラスターが想定されていますが、周辺の道路においては、消火活動や救援活動を実施するために必要な幅員6m以上の道路が確保されています。

分析 13 延焼危険箇所（延焼クラスター・住宅密集地）×オープンスペース

【分析の視点】延焼した際に周辺で緊急避難できる場所があるか

- 市内においては、国などが示す住宅密集地の指標（住宅戸数密度 30 戸/ha 以上かつ不燃領域率 40%未満）に該当する火災延焼の危険性が著しく高い箇所はありません。
- その中、埼玉県の調査に基づくデータを踏まえると、市内で相対的に不燃領域率が低いことや、住宅戸数密度の高い箇所として、下新倉三・四丁目があります。
- 延焼火災が発生した場合、市が指定する避難場所や公園などのオープンスペースが一時的な避難先として想定され、下新倉三・四丁目においては、区域内には市が指定する避難場所はありませんが、周囲も含めた徒歩利用圏内（高齢者の場合は 500m）に避難場所や公園が立地しています。

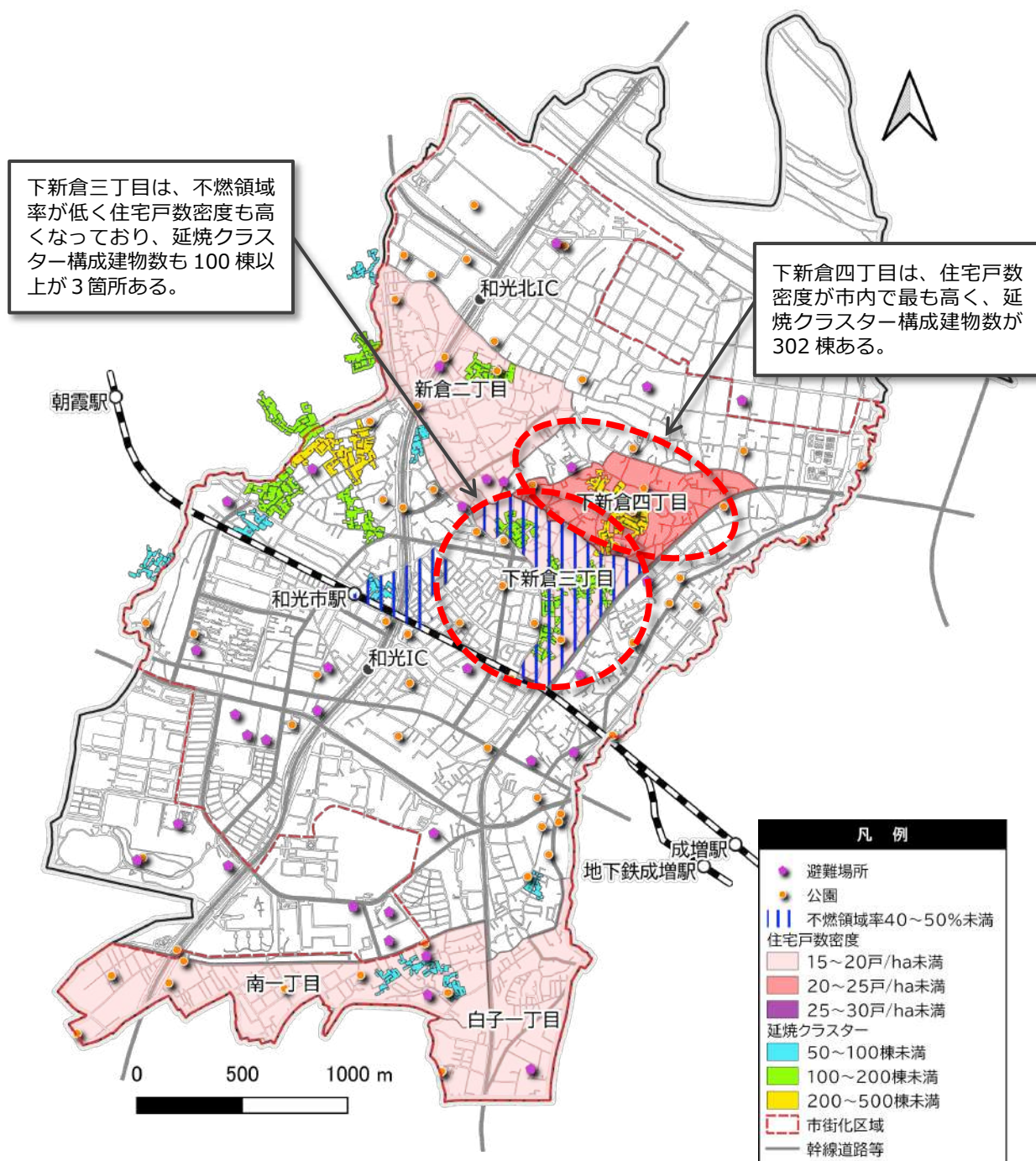


図 6-41 延焼危険箇所とオープンスペースの重ね図

《想定される災害リスクなど》

◇市内で火災延焼の危険性が相対的に高い町丁目(埼玉県の調査に基づく)

地域	町丁目	住宅戸数密度	不燃領域率	延焼クラスター構成建物数
中央地域	下新倉三丁目	18.2 戸/ha	45.5%	452 棟
北地域	下新倉四丁目	20.6 戸/ha	53.1%	302 棟

◇地域別の災害リスクの状況(: 災害リスクのある箇所が含まれる地域)

中央地域	下新倉三丁目は、埼玉県の調査に基づき、住宅戸数密度及び不燃領域率が市内で相対的に高い箇所となっています。周囲には避難場所や公園などのオープンスペースが立地しているため、それらの箇所が避難先として想定されます。
北地域	下新倉四丁目は、埼玉県の調査に基づき、住宅戸数密度が市内で最も高い箇所となっています。また、新倉二丁目は、住宅戸数密度が市内で相対的に高い箇所となっています。周囲には避難場所や公園などのオープンスペースが立地しているため、それらの箇所が避難先として想定されます。
南地域	南一丁目、白子一丁目は、埼玉県の調査に基づき、住宅戸数密度が市内で相対的に高い箇所となっています。周囲には避難場所や公園などのオープンスペースが立地しているため、それらの箇所が避難先として想定されます。
東地域	埼玉県の調査に基づく、住宅戸数密度、不燃領域率が高い箇所はありません。

6-4 地域ごとの防災上の課題

地域ごとの災害リスクをもとに現況と課題の整理を行います。区分は上位計画である和光市都市計画マスタープランの地域別構想で用いている4地域で整理します。

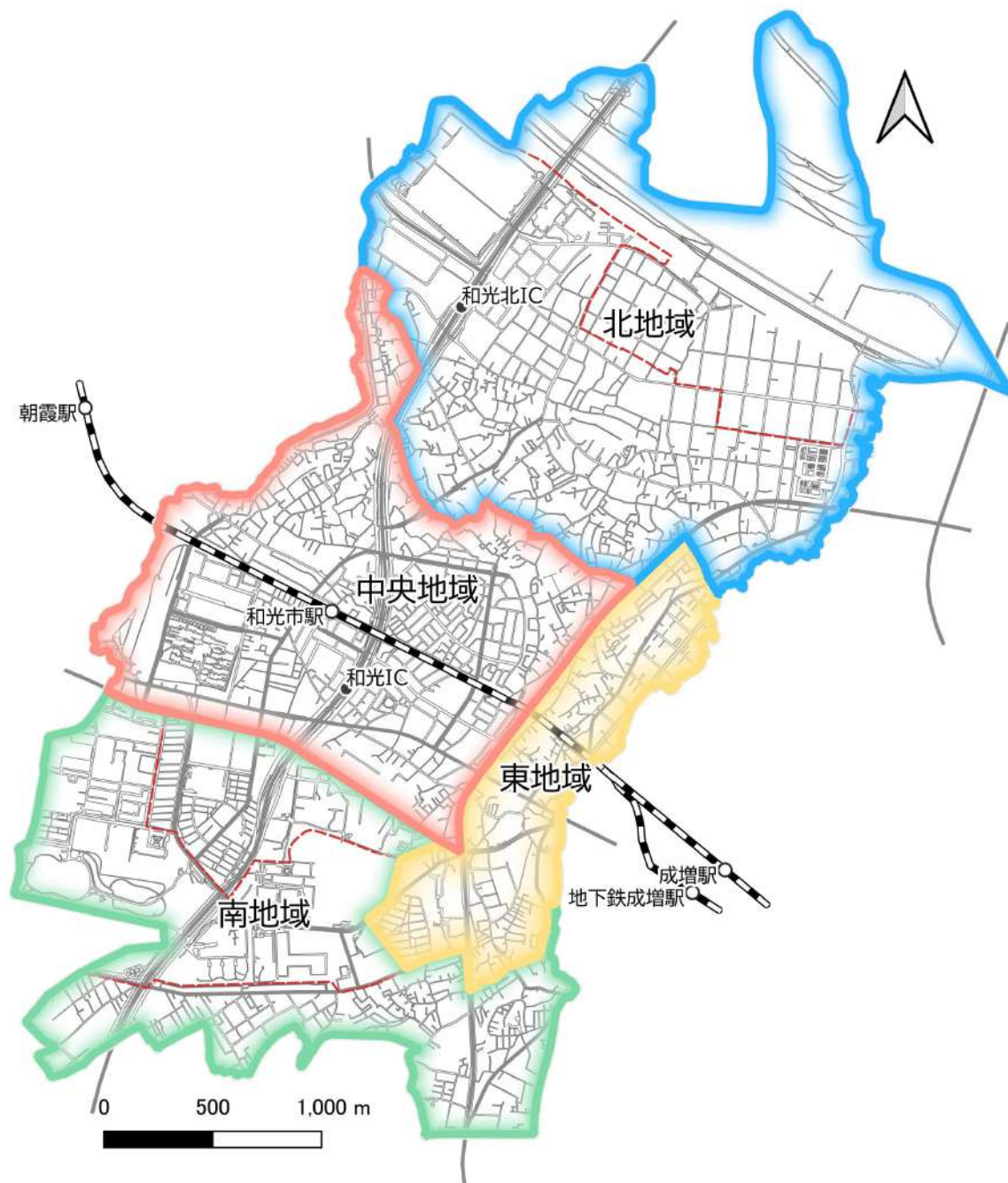


図 6-42 地域区分

中央地域の現状と課題

【地域全域】

内水【内水浸水想定区域】

中央地域の多くで床下浸水の可能性が懸念され、垂直避難が困難な住宅が一部あるため、雨水貯留機能を高めるなど浸水リスクを低減する取組が必要。また、アンダーパスが冠水し通行不可となることが懸念され、注意喚起や事故防止の取組が必要。

地震・火災【建物被害】

地震発生時に建物倒壊の可能性が高く、木造家屋が相対的に密集。狭あい道路も多いため、災害時の避難や救出活動に問題が生じることが懸念される。そのため、建物の耐震化や避難体制の充実などハード・ソフト両面での対策が必要。

土砂災害【土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域】

区域内に一定の住宅が立地しており、災害時にリスクが高いため、がけ崩れを防止するための対策工事や安全なエリアへの居住誘導の取組を市民等と協力して行う必要がある。

土砂災害

【大規模盛土造成地】①

大規模盛土造成地に多くの住宅が立地しているが、地質調査などにより安全率が高い結果となった。

土砂災害

【大規模盛土造成地】②

大規模盛土造成地に多くの住宅が立地しており、今後詳細な地質調査などをもとに各大規模盛土造成地の特性の把握が必要。

洪水【家屋倒壊】

本町・新倉一・二丁目の家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）内に多くの住宅が立地しており、家屋倒壊の可能性が懸念されるため、早期避難の体制強化などのソフト対策や安全なエリアへの居住誘導の取組が必要。

地震・火災【延焼危険箇所】

火災延焼の危険性がある地域では火災や地震の発生時に避難や消火活動が困難になることが懸念される。そのため、防災上有効なオープンスペースの確保や初期消火活動の体制の充実などハード・ソフト両面での対策が必要。

凡 例			
洪水浸水想定区域 (浸水深)	家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)	土砂災害	避難所・避難場所
0.5～3.0m未満	家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫)	土砂災害特別警戒区域	避難所・避難場所
3.0～5.0m未満	内水浸水想定区域	土砂災害警戒区域	洪水時に利用対象
5.0～10.0m未満	浸水が0.5m～3.0m未満の区域	大規模盛土造成地	防災拠点
10.0～20.0m未満	浸水が3.0m～5.0m未満の区域	谷埋盛土	市街化区域
	浸水が5.0m以上の区域	腹付盛土	幹線道路等
			河川

※地域ごとの災害ハザード情報は、マップの見やすさの点から一部に限ったものとしています。
洪水浸水想定区域は、荒川・新河岸川流域の両河川の浸水深を重ねて想定最大規模降雨を表示しています。
(両河川の浸水が想定される箇所は浸水深が深い方を色付け)

図 6-43 中央地域の現状と課題

≪北地域の現状と課題≫

【最大】想定最大規模降雨【計画】計画規模降雨

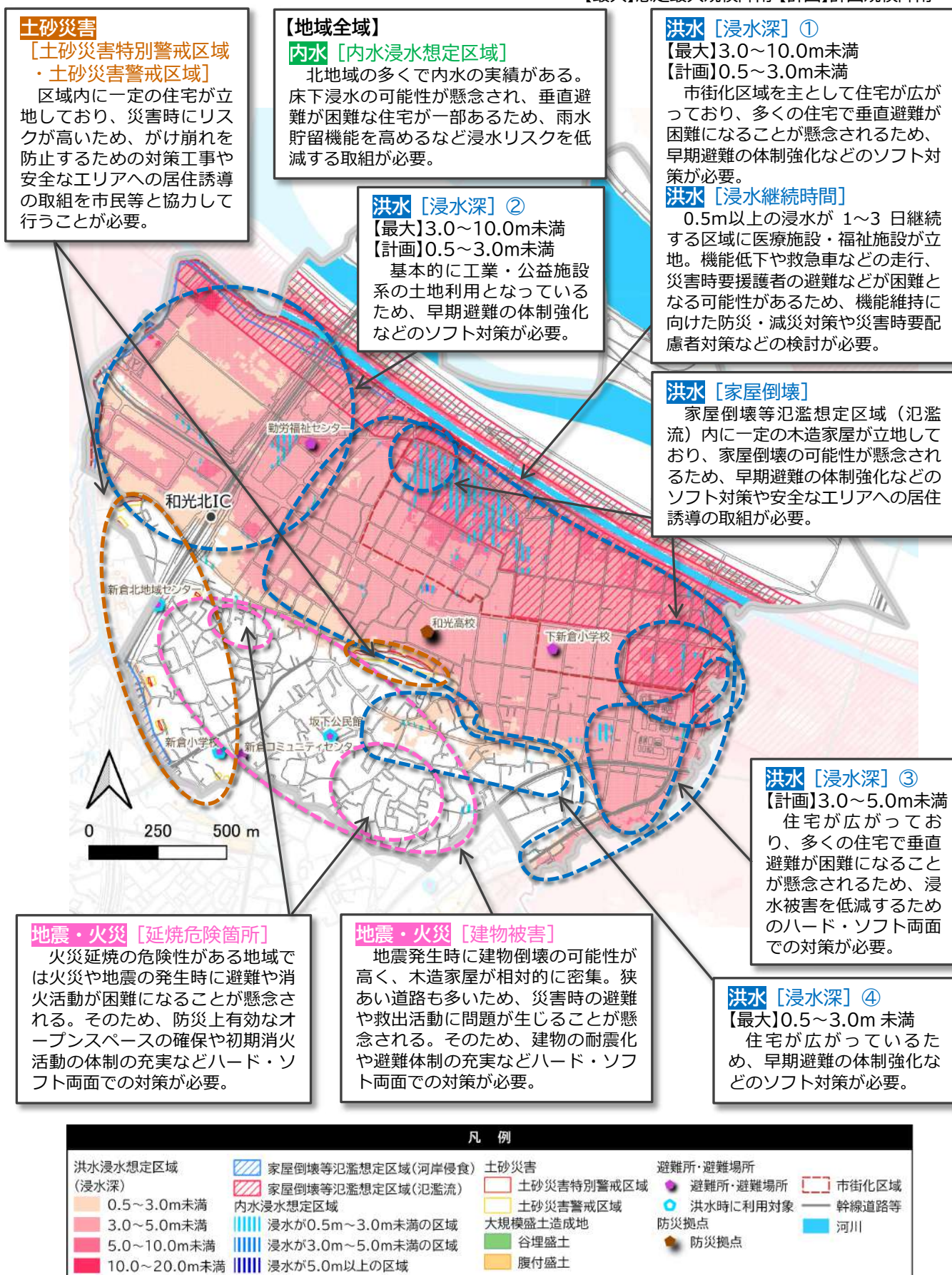


図 6-44 北地域の現状と課題

<<南地域の現状と課題>>

【最大】想定最大規模降雨【計画】計画規模降雨

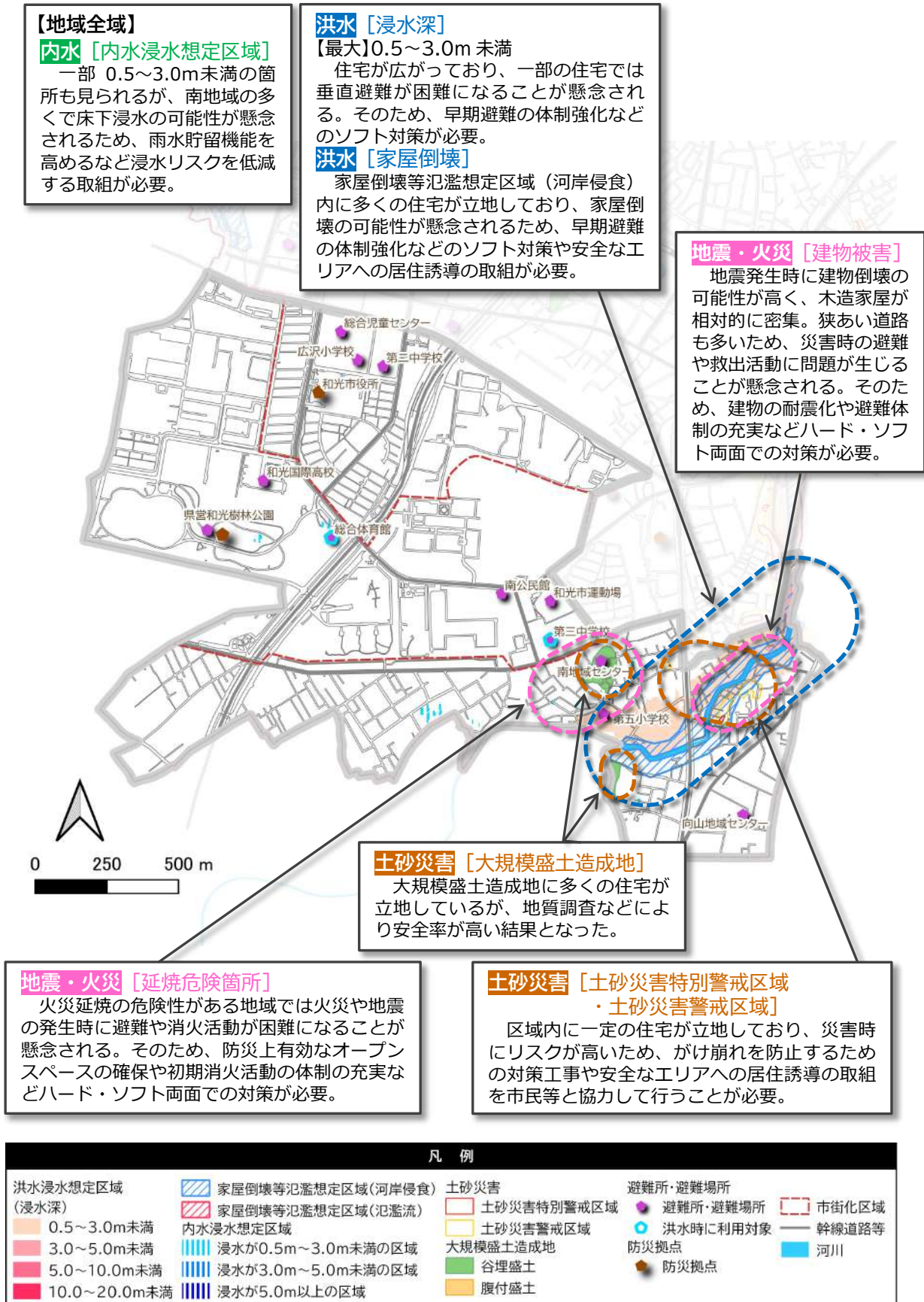


図 6-45 南地域の現状と課題

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

防災指針

第7章

第8章

巻末資料

≪東地域の現状と課題≫

【最大】想定最大規模降雨 【計画】計画規模降雨

【地域全域】

内水【内水浸水想定区域】

東地域の多くで床下浸水の可能性が懸念されるため、雨水貯留機能を高めるなど浸水リスクを低減する取組が必要。

地震・火災【建物被害】

地震発生時に建物倒壊の可能性が高く木造家屋が相対的に密集。狭あい道路も多いため、災害時の避難や救出活動に問題が生じることが懸念される。そのため、建物の耐震化や避難体制の充実などハード・ソフト両面での対策が必要。

土砂災害【土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域】

区域内に多くの住宅が立地しており、災害時にリスクが高いため、がけ崩れを防止するための対策工事や安全なエリアへの居住誘導の取組を市民等と協力して行うことが必要。

洪水【浸水継続時間】①

0.5m以上の浸水が 1～3 日継続する区域に福祉施設が立地。機能低下や救急車などの走行、災害時要援護者の避難などが困難となる可能性があるため、機能維持に向けた防災・減災対策や災害時要配慮者対策などの検討が必要。

洪水【浸水深】①

【最大】3.0～5.0m未満

住宅が広がっており、多くの住宅で垂直避難が困難になることが懸念されるため、早期避難の体制強化などのソフト対策が必要。

洪水【浸水深】②

【最大】0.5～3.0m未満

【計画】0.5～3.0m未満

住宅が多く立地しており、高台まで距離は短いものの高低差があるため、移動に配慮を要することが懸念され、早期避難の体制強化などのソフト対策が必要。

洪水【浸水継続時間】②

白子川沿いの一部では 3 日以上浸水が継続する地域があり、一部住宅で長期的に孤立する可能性が懸念されるため、早期避難の体制強化などのソフト対策が必要。

洪水【家屋倒壊】

家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）内に一部住宅が立地しており、家屋倒壊の可能性が懸念されるため、早期避難の体制強化などのソフト対策や安全なエリアへの居住誘導の取組が必要。

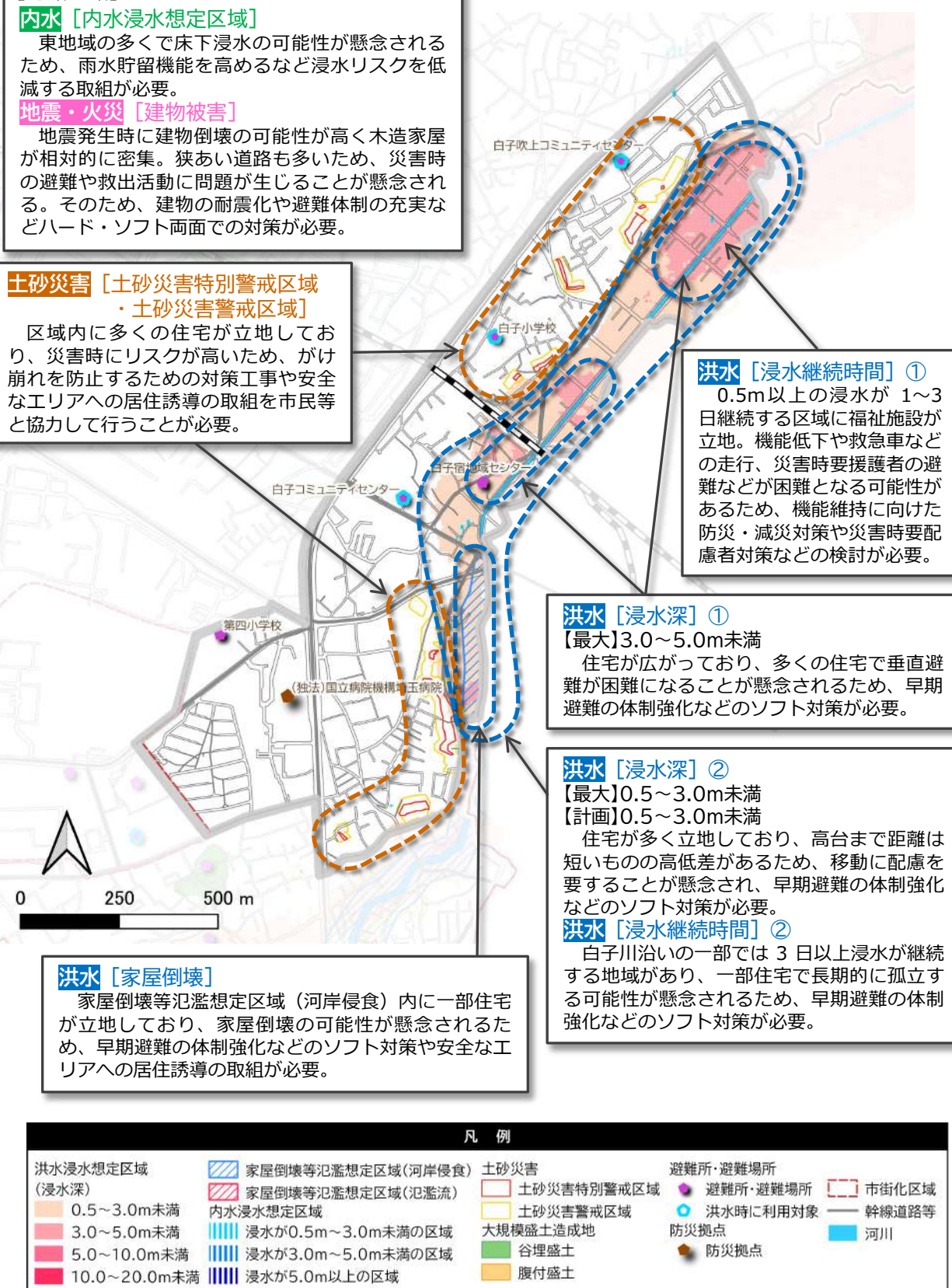


図 6-46 東地域の現状と課題

6-5 防災まちづくりの取組方針

(1) 防災まちづくりの将来像

「第3章：立地適正化計画で目指す将来の姿」では、居住誘導に係るまちづくりの方針として『多世代が暮らし続けられる安全・快適な住環境の形成』を掲げて、防災・減災を考慮した居住地形成を進めるものとしています。

防災指針においても、防災上の課題を踏まえ、ハード・ソフト両面により防災まちづくりを推進していきます。

《防災まちづくりの将来像》

居住誘導	まちづくりの方針(ターゲット)2
多世代が暮らし続けられる安全・快適な住環境の形成	
【施策の方向性(ストーリー)】	
2-2. 防災・減災を踏まえた居住地形成	
災害リスクが少ないエリアへ居住を誘導するとともに、災害リスクに応じたハード・ソフト対策の推進により、暮らしの安全性を確保し安心できる居住地の形成を誘導します。	

(2) 取組方針の方向性

地域ごとの防災上の課題を踏まえ、防災・減災に対する取組方針の方向性と居住誘導区域の設定の考え方は以下のとおりとします。

本章のポイント

国の考え方	都市再生特別措置法により、居住誘導区域に含まないこととされている区域		災害リスクに基づくハード・ソフト対策の状況を総合的に勘案して居住誘導区域に含めるべきか判断をする区域 含める場合には、防災指針において災害リスクを踏まえた防災・減災に資する対策を明らかにすることが必要									
分類	土砂災害			洪水		土砂災害	洪水		内水	地震・火災		
	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	大規模盛土造成地 調査予定	家屋倒壊等氾濫想定区域	洪水浸水想定区域	大規模盛土造成地 調査済み	洪水浸水想定区域		内水浸水想定区域	液状化	建物被害	延焼危険箇所
					計画規模降雨 (3m以上)		計画規模降雨 (3m未満)	想定最大規模降雨				
本市の居住誘導区域の設定箇所	居住誘導区域に“含めない”					居住誘導区域に“含める”						
	土砂災害 ⇒土砂災害は、突発的な発生が想定され、避難行動の時間的猶予が短い災害のため、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域は居住誘導区域に含めない。 ⇒大規模盛土造成地のうち、安全性を確認していない区域については居住誘導区域に含めない。 洪水 ⇒洪水浸水想定区域(計画規模降雨3m以上)は、一般的な住宅において垂直避難が困難となり屋内安全確保が難しいため、居住誘導区域に含めない。 ⇒家屋倒壊等氾濫想定区域は、想定最大規模降雨の場合のみ公表されているが、計画規模降雨でも起こりうる危険性の高い災害であり、洪水が起こった際に家屋の倒壊・流出のおそれがあるため、居住誘導区域に含めない。					土砂災害 ⇒大規模盛土造成地のうち調査によって安全率が高いことが確認された箇所は、居住誘導区域に含める。 洪水 内水 ⇒洪水浸水想定区域(計画規模降雨3m未満、想定最大規模降雨)、内水浸水想定区域は、土砂災害と比べて時間的な猶予があることから、居住誘導区域に含め、災害リスクの低減を図る。 地震・火災 ⇒地震については、影響の範囲や程度を即地的に定め、居住誘導区域への住宅の誘導などにより災害リスクの低減を図ることが難しいため、居住誘導区域に含め、市内全域において災害リスクの低減を図る。						
⇒67、68、70ページ参照(居住誘導区域の設定)												
方向性	“災害リスクの回避” の視点で取組方針を整理					“災害リスクの低減” の視点で取組方針を整理						
⇒155～158ページ参照												

（取組方針の方向性を決定する上での「洪水浸水想定区域」の考え方）

洪水浸水想定区域においては、「計画規模降雨」と「想定最大規模降雨」がありますが、本市における居住誘導区域を設定する際に考慮すべき区域は「計画規模降雨」とします。

「計画規模降雨」による洪水浸水想定区域

- ◇「想定最大規模降雨」よりも発生頻度は高く、近年の水害の頻発・激甚化を踏まえ、避難対策などのソフト対策のみならず、居住誘導による対策を必要とする区域とします。
- ◇その中でも、浸水深3m以上の箇所については、一般的な2階建ての住宅において屋内に留まっの垂直避難が困難となり、人命にも影響を及ぼす可能性があることから、居住誘導区域には含めないものとします。

「想定最大規模降雨」による洪水浸水想定区域

- ◇堤防整備などのハード対策だけでは対応しきれない事態を想定し、社会全体が災害リスクを共有し減災対策に取り組むことを目的として区域が公表されており、人命を守るための避難体制の充実・強化などを進めることが必要となります。
- ◇そのため、本市においては、国主導による荒川の総合的な流域治水に基づくハード対策などとともに、洪水ハザードマップなどによる周知やこの防災指針により分析した各地域の災害リスクを適切に伝えることなどを通じて、和光市民や事業者などの関係者全員が災害リスクを共有し、防災訓練や避難対策などのリスクを低減するためのソフト対策に取り組むものとします。
- ◇想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域のうち、浸水深3m以上の箇所（ただし、計画規模降雨で浸水深3m以上の箇所を除く）については、計画規模降雨よりも発生頻度が低く、また、計画規模降雨で浸水深3m以上の箇所よりも避難先となる高所・高台に比較的近いため、避難対策などのソフト対策で対応します。

- ◇想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域は、計画規模降雨と比べて、範囲が広く浸水深も深いものとなります。
- ◇計画規模降雨で浸水深3m以上の箇所については、居住誘導区域に含めないものとなります。

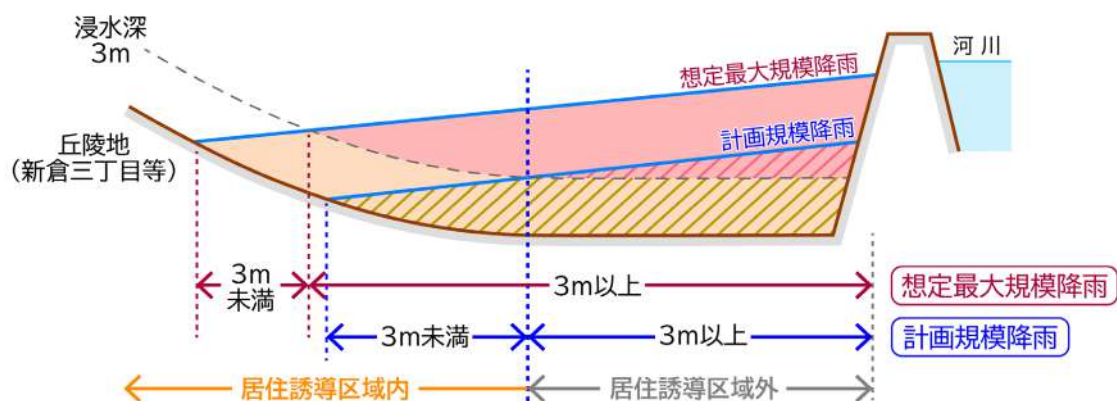


図 6-47 洪水浸水想定区域での浸水深の範囲のイメージ

(3) 防災まちづくりの取組方針

土砂災害、洪水、内水、地震・火災の各災害ハザードエリアにおける取組方針及び各災害共通の取組方針を示します。

分類	取組方針
土砂災害	◇土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域は、居住誘導区域から除外し届出制度に基づく居住の立地誘導によるリスクの回避とともに、土砂災害防止のためのハード整備による安全対策を推進します。 ◇大規模盛土造成地の安全性を把握し、安心して居住できる環境を確保します。
洪水	◇洪水については、家屋倒壊等氾濫想定区域及び計画規模降雨における浸水深3m以上の洪水浸水想定区域を居住誘導区域から除外し、届出制度に基づく居住の立地誘導によりリスクを回避します。 ◇また、河川改修などのハード整備により洪水被害の低減を図ります。
内水	◇下水道の整備や貯留機能の保全などの治水対策を推進し、内水被害の低減を図ります。
地震・火災	◇建物の耐震化・不燃化の促進、道路の整備、オープンスペースの確保などにより安全性を向上します。
各災害共通	◇多様な手段を用いて災害リスクの周知を図るとともに、市民の防災意識の啓発を推進します。 ◇また、災害時に安全に避難できる環境・体制を充実させます。

6-6 具体的な取組施策・スケジュール

防災まちづくりの取組方針を推進するため、具体的な取組施策とスケジュールを整理します。各取組は「和光市地域防災計画」や「和光市国土強靱化地域計画」などの計画と連携しながら、個別の実施計画などにおいて具体化を図ります。

本章のポイント

※「取組施策」において、既存計画をもとにしたものは以下の記号を付しています。

【総計】：第五次和光市総合振興計画基本構想 【都市】：和光市都市計画マスタープラン
【強靱】：和光市国土強靱化地域計画 【地域】：和光市地域防災計画

また、記号のない取組施策については、これら4つの計画には記載していない既存の取組や新規の取組となります。

※「スケジュール」の矢印は以下のことを表しています。

- (細線)：これまでの取組を継続して実施するもの
- (太線)：立地適正化計画の策定を踏まえ、これまでの取組を特に強化・充実するもの
- (太線)：立地適正化計画の策定を踏まえ、新たに取り組むもの
- (破線)：調査・検討に基づき、適宜、対策工事・整備を実施するもの

《具体的な取組施策・スケジュール(1/4)》

視点	方向性	分 類				取組施策	実施主体・関係者				スケジュール			担当課	
		土砂災害	洪水	内水	地震・火災		国	埼玉県	和光市	市民等	短期（5年）	中期（10年）	長期（20年）		
リスクの回避	対策工事	●				①急傾斜地安全対策工事の実施 ◇土地所有者や管理者による急傾斜地の安全対策や崩壊防止対策の実施【都市】		●	●	●	→			道路安全課 危機管理室	
	移転支援					②除却費用の補助による移転支援 ◇和光市がけ地近接等危険住宅除却事業補助金制度に基づく土砂災害特別警戒区域内の危険住宅の除却費用の補助				●	●	→			建築課
	規制誘導	●	●			③立地適正化計画制度に基づく安全性の高いエリアへの居住誘導 ◇居住誘導区域外（土砂災害特別警戒区域など）における立地適正化計画の届出制度に基づく安全性の高いエリアへの居住誘導				●	●	→			都市整備課
	確認調査	●				④大規模盛土造成地の確認調査 ◇宅地耐震化推進事業による安全性把握のための調査の実施【強靱】				●	●	→			建築課

「具体的な取組施策・スケジュール(2/4)」

視点	方向性	分類				実施主体・関係者				スケジュール			担当課
		土砂災害	洪水	内水	地震・火災	国	埼玉県	和光市	市民等	短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)	
リスクの低減(ハード対策)	治水対策					●	●	●		→			下水道課 道路安全課 都市整備課
			●	●			●	●		→			
								●		→			
								●	●	→			
								●		→			
	流域治水		●			●	●	●		→			(国・県・関係市町村)
	雨水流出抑制			●		●	●	●		→			下水道課 都市整備課
								●		→			
	住宅密集地改善				●			●	●	→			建築課 道路安全課 都市整備課
	市街地改良				●			●		→			駅北口 まちづくり 事務所
	延焼遮断帯確保				●			●	●	→			建築課 道路安全課 都市整備課
								●		→			

≪具体的な取組施策・スケジュール(3/4)≫

視点	方向性	分 類				取組施策	実施主体・関係者				スケジュール			担当課
		土砂災害	洪水	内水	地震・火災		国	埼玉県	和光市	市民等	短期（5年）	中期（10年）	長期（20年）	
リスクの低減（ハード対策）	建物対策		●	●	●	⑪民間・公共施設の耐震化・不燃化・水害対策 ◇公共建築物の耐震化と適切な維持管理、防災施設の計画的な更新【総計】【都市】【強靱】			●		→			資産戦略課 建築課
						◇民間施設や住宅の耐震化・不燃化・水害対策による被害軽減の促進			●	●	→			
	避難対策					⑫避難路・避難場所などの確保 ◇都市計画道路などの整備による市内の避難路網（道路幅員 12m 以上）の確立 【都市】		●	●		→			道路安全課 危機管理室 公園みどり課 教育総務課 資産戦略課
		●	●	●	●	◇洪水浸水想定区域内から高台へ向かう避難路や高台の避難場所の確保			●		→			
						◇生産緑地地区の避難場所としての指定、公園の適正配置などのオープンスペースの確保 【都市】			●		→			
						◇国・民間施設との協定による避難場所の確保 【都市】	●		●	●	→			
						◇避難所・避難場所となる小学校の複合化による防災性の向上（マンホールトイレ・グラウンドや校舎敷地の高上げなど）			●		→			
	ライフライン確保	●	●	●	●	⑬ライフラインの災害対応力強化と早期復旧 ◇発災時でのライフライン（電気、ガス、上下水道、通信など）の確保や、早期復旧を図るための関係機関との連携強化【強靱】			●	●	→			危機管理室
						◇燃料供給ルートの確実な確保のための輸送基盤の地震、水害、土砂災害対策などの推進【強靱】		●	●		→			
	防災施設確保		●	●	●	⑭防災施設の計画的な管理・確保 ◇計画的な防災施設の更新、備蓄食糧や災害用資材の管理【総計】【強靱】【地域】			●		→			危機管理室

「具体的な取組施策・スケジュール(4/4)」

視点	方向性	分類				取組施策	実施主体・関係者				スケジュール			担当課	
		土砂災害	洪水	内水	地震・火災		国	埼玉県	和光市	市民等	短期（5年）	中期（10年）	長期（20年）		
リスクの低減（ソフト対策）	規制誘導		●			⑮防災・減災対策を目的とした都市計画制度の検討 ◇地区計画などの都市計画制度を用いた、防災・減災に対応した住宅の建て方のルールなどの検討			●	●				都市整備課	
					●	⑯建物の不燃化促進 ◇防火・準防火地域の指定と適切な運用による建物の不燃化の促進【地域】			●					都市整備課	
	意識啓発	●	●	●	●	⑰防災意識の向上のための普及啓発 ◇各種ハザードマップの周知や防災教育などによる、市民の防災意識の向上のための普及啓発【強靱】 ◇災害時の市民の防災行動計画となる「マイ・タイムライン」の作成の促進【強靱】【都市】			●	●				危機管理室	
									●	●					
	防災体制	●	●	●	●	⑱防災体制の活動支援 ◇互助・共助による防災体制の構築に向けた地域防災組織などの活動の支援【総計】【強靱】【地域】 ◇国、周辺自治体、民間事業者などの災害時応援協定の充実・連携強化【総計】【強靱】 ◇災害時要配慮者への支援体制の確保【総計】【強靱】【地域】 ◇埼玉県南西部消防本部や消防団との連携強化【総計】【強靱】【地域】		●	●	●	●				危機管理室
									●						
								●	●	●					
															
	情報発信	●	●	●	●	⑲多様な媒体による情報発信 ◇防災行政無線、緊急速報メール、和光市防災・防犯情報メール、ホームページ、SNSなどの多様な媒体を活用した情報発信【総計】【強靱】【地域】			●	●				危機管理室	
	事前準備	●	●	●	●	⑳復興まちづくりの事前準備 ◇被災後の復興まちづくりを見据えた体制・手順などの事前検討【都市】			●	●				都市整備課 危機管理室	

第7章

誘導施策

7-1	誘導施策の設定方針	160
7-2	居住誘導区域のタイプ分類	161
7-3	誘導施策の内容	164

第7章 誘導施策

本章では、都市機能誘導区域、居住誘導区域への都市機能及び居住の誘導を行うための施策や、公共交通ネットワークに関する施策を整理します。

本章のポイント

✓ 誘導施策(方針・対象範囲) 参照 164～165ページ

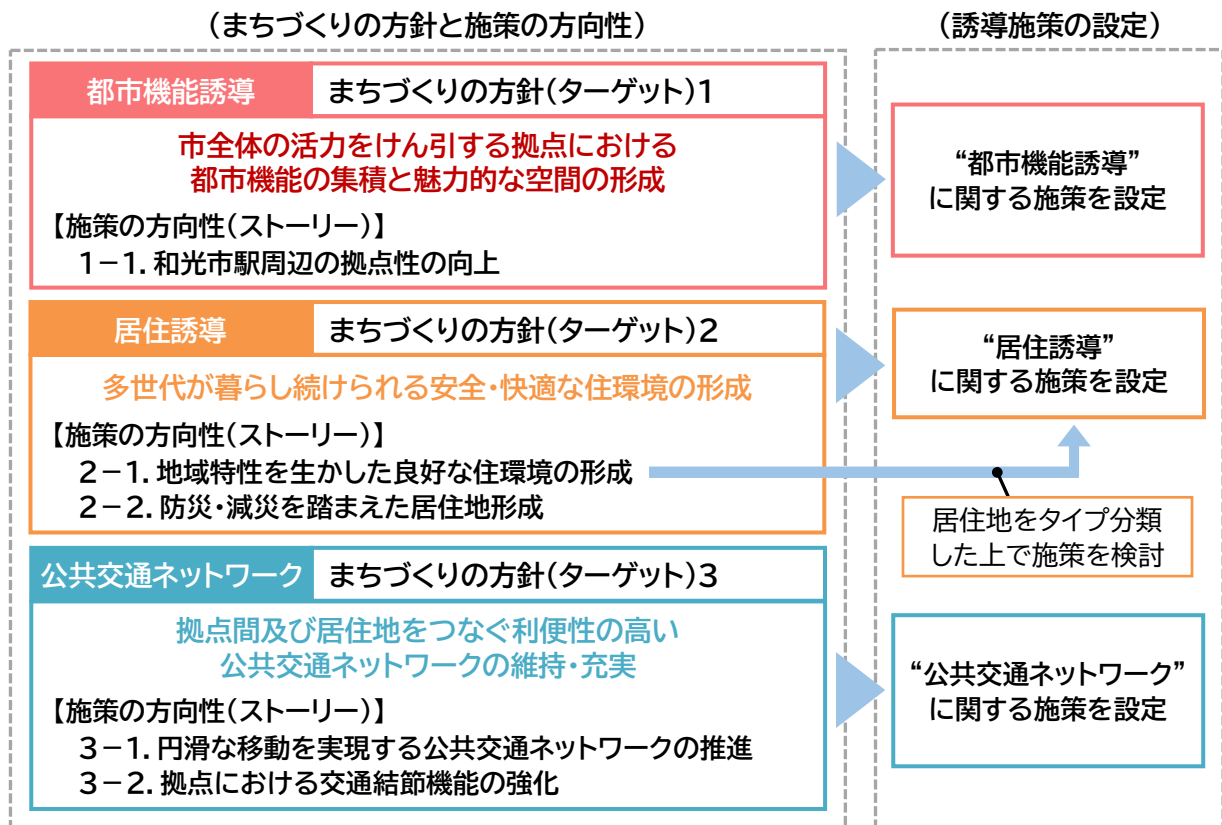
7-1 誘導施策の設定方針

立地適正化計画策定後は、都市機能誘導区域・誘導施設、居住誘導区域の設定のもと、届出制度(186～187 ページ参照)に基づく都市機能や居住の誘導を行うものとなりますが、届出制度の適切な運用とともに、誘導を促進するための各種施策(誘導施策)を実施することにより、計画の実効性を高めることが求められます。

誘導施策の設定においては、「第3章：立地適正化計画で目指す将来の姿」で整理した、まちづくりの方針(ターゲット)及び施策の方向性(ストーリー) (45 ページ参照)に基づき、都市機能誘導、居住誘導、公共交通ネットワークの3つの視点から設定します。

居住誘導に関する誘導施策については、市内の居住地をタイプ分類した上で設定します。

《誘導施策の設定方針》

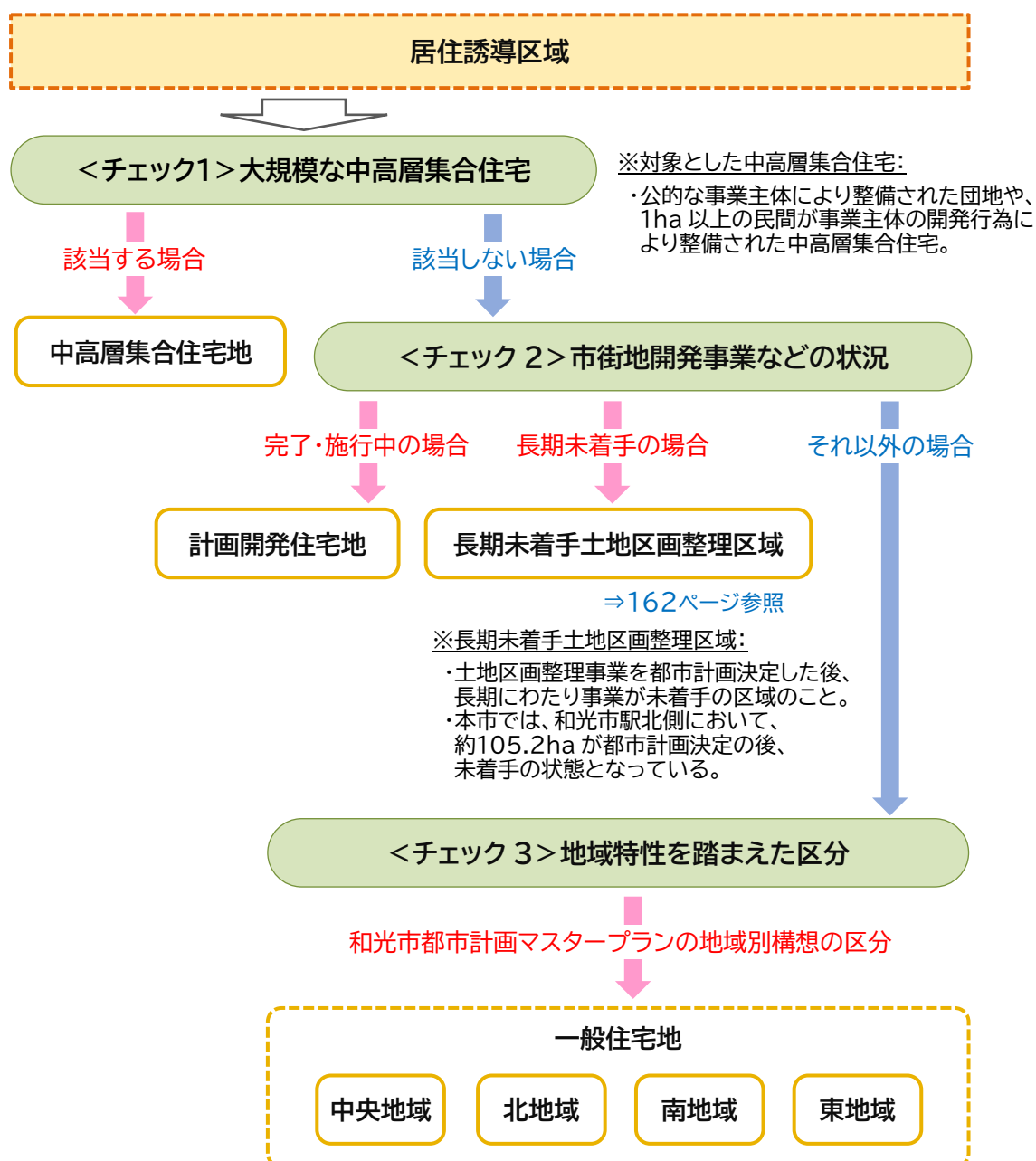


7-2 居住誘導区域のタイプ分類

居住誘導に関する誘導施策については、居住誘導区域の地域特性に応じて居住地をタイプ分類して施策を設定します。

居住誘導区域内のタイプ分類は以下のフローに基づき行います。

≪居住誘導区域内の居住地のタイプ分類のフロー≫



長期未着手土地区画整理区域は、将来的な整備について検討を進めており、和光市駅からの近接性などに応じて土地利用のポテンシャルが異なることから、ゾーンごとに区分を行います。

長期未着手土地区画整理区域の現況などを踏まえ、居住誘導に関する施策を整理するに当たってのゾーン区分は以下のとおり設定します。

《長期未着手土地区画整理区域のゾーン区分と考え方》

駅近接ゾーン	和光市駅の近接性を生かした土地利用を検討するゾーン ◇都市計画道路宮本清水線、都市計画道路北口駅前線、都市計画道路広沢原清水線に囲まれた和光市駅の北西側のエリアは、高度利用化の検討を進めている和光市駅北口と連続性を有しており、駅周辺としてのポテンシャルを生かした土地利用が想定されることから「駅近接ゾーン」とします。西側の一部は工業地域に指定されていますが、土地利用の連続性から本ゾーンに含むものとします。
住宅地ゾーン	低層住宅地としての住環境の改善などを検討するゾーン ◇現況として、主に低層住宅の土地利用がなされ、狭あい道路の解消などの抱える課題が同一であることから「住宅地ゾーン」とします。 ◇都市計画道路沿道では、高さ制限の緩和などが想定される一方で、沿道後背地などの低層住宅地では、建築物の構造や最低敷地面積の制限などの都市計画制度の見直しが想定されます。



図 7-1 長期未着手土地区画整理区域の位置

居住誘導区域のタイプ分類を以下のとおり設定します。

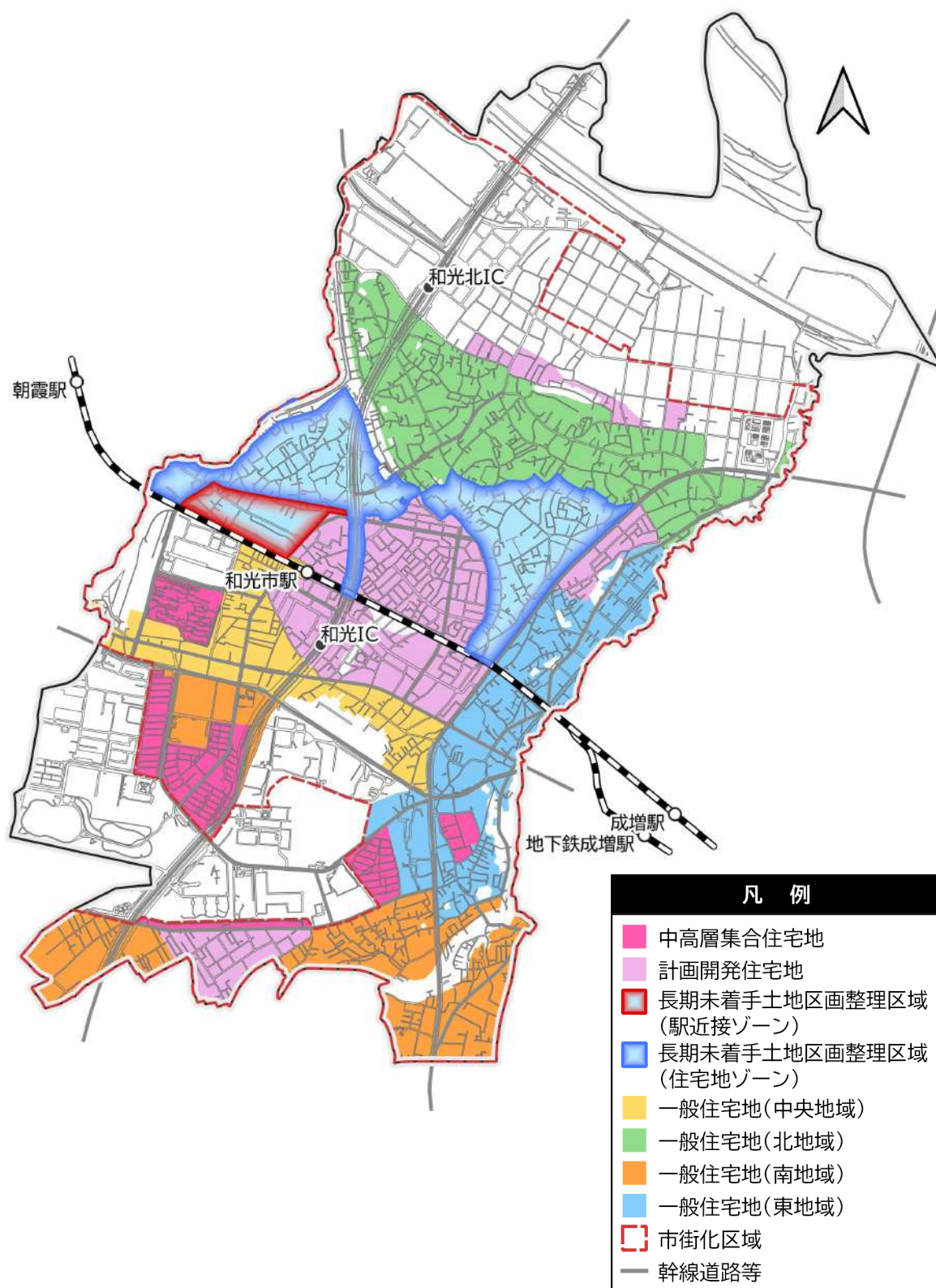


図 7-2 居住誘導区域のタイプ分類の区分

7-3 誘導施策の内容

(1) 誘導施策の体系

まちづくりの方針(ターゲット)と施策の方向性(ストーリー)を踏まえ、本計画を推進していくために取り組むべき施策の方針について、対象範囲を明らかにした上で設定します。

また、166 ページ以降に、施策の方針ごとに具体的な施策を設定しています。

〈 まちづくりの方針(ターゲット) 〉

〈 施策の方向性(ストーリー) 〉

都市機能誘導に関する施策 ⇒166～167ページ参照

まちづくりの方針1

市全体の活力をけん引する拠点における
都市機能の集積と魅力的な空間の形成

1-1.
和光市駅周辺の拠点性の向上

居住誘導に関する施策 ⇒168～171ページ参照

まちづくりの方針2

多世代が暮らし続けられる
安全・快適な住環境の形成

2-1.
地域特性を生かした良好な住環境の形成

2-2.
防災・減災を踏まえた居住地形成

公共交通ネットワークに関する施策 ⇒172～173ページ参照

まちづくりの方針3

拠点間及び居住地をつなぐ利便性の
高い公共交通ネットワークの維持・充実

3-1.
円滑な移動を実現する公共交通
ネットワークの推進

3-2.
拠点における交通結節機能の強化

本章のポイント

〈 施策の方針 〉

〈 対象範囲 〉

▶ 【都市①】和光市駅周辺整備による誘導施設の
立地誘導

▶ 【都市②】公共空間の有効活用や地域連携による
賑わいづくり

和光市駅周辺都市機能誘導区域

▶ 【居住①】多世代が魅力を感じ、
世代循環を促す団地ストックの再生

▶ 【居住②】良好な居住の受け皿となる住環境整備

▶ 【居住③】駅近接のポテンシャルを生かした
土地利用の誘導

▶ 【居住④】ゆとりと利便性のある安全な
住環境の形成

▶ 【居住⑤】各地域の特性を生かした良好な
居住環境の形成

▶ 【居住⑥】子育て世代が住み続けたくなる
住環境づくり

▶ 【居住⑦】身近な暮らしを支える拠点づくり

▶ 【居住⑧】安全な居住地の確保に向けた
防災・減災対策の推進

中高層集合住宅地（西大和団地など）

計画開発住宅地（和光市駅北口地区など）

長期未着手土地区画整理区域
（駅近接ゾーン）

長期未着手土地区画整理区域
（住宅地ゾーン）

一般住宅地（中央・北・南・東地域）

居住誘導区域

暮らしの拠点

居住誘導区域

▶ 【公共交通①】多様な交通サービスの連携による
公共交通ネットワークの維持・充実

▶ 【公共交通②】和光市駅などの交通拠点における
交通空間や運行環境の整備

和光市駅周辺、居住誘導区域

和光市駅周辺、暮らしの拠点

(2) 都市機能誘導に関する施策

都市機能誘導に関する施策の方針ごとの
主な施策や取組内容は以下のとおりです。

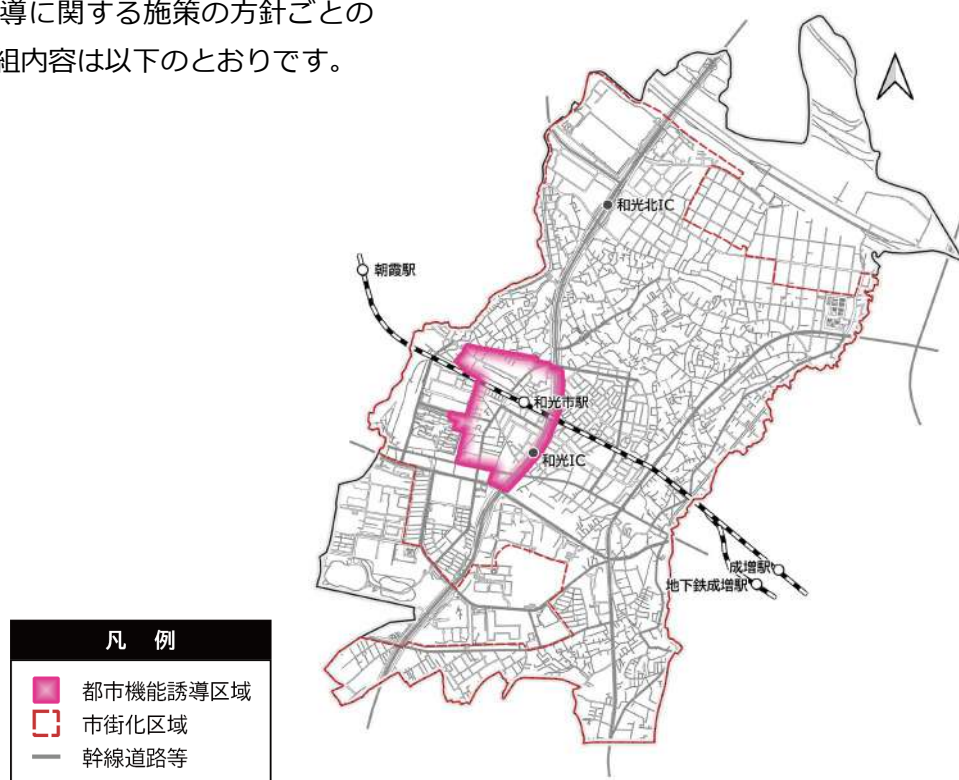


図 7-3 都市機能誘導に関する施策の対象範囲

【都市①】 和光市駅周辺整備による誘導施設の立地誘導	
対象範囲	和光市駅周辺都市機能誘導区域
主な施策	◇和光市駅北口地区高度利用化の推進 ◇和光市駅北口土地区画整理事業の推進 ◇第三小学校の官民一体複合化による建替検討 ◇関係機関と連携した研究機能を有したポストインキュベーション施設の検討 ◇誘導施設の立地を促進するための各種支援の実施
取組内容	○和光市駅北口においては、市街地再開発事業による駅直結型の高層ビルの実現に向けて検討を進め、誘導施設などの都市機能の立地を進めていきます。 ○和光市駅北口土地区画整理事業を推進し、駅前に相応しい空間の形成を進めることにより、駅周辺の魅力と賑わいの向上を図ります。 高度利用化イメージ図 和光市駅

取組内容

- 和光市駅周辺都市機能誘導区域内に立地する第三小学校については、児童数の増加見込みや校舎の老朽化に伴い、民間資金を活用した官民一体複合化による建替を検討しており、その取組と連携しながら誘導施設の立地を維持・誘導していきます。
- 市内で創業したベンチャー企業などが継続して市内で事業活動が営めるように、研究機能を有したポストインキュベーション施設の整備を民間活力の導入も含めて検討します。
- 和光市駅周辺での誘導施設の立地が促進されるよう、国の支援事業（都市構造再編集集中支援事業）などとも連携した取組を進めていきます。

本計画の誘導施設

機 能	誘導施設
商 業	① 複合商業施設
金 融	② 銀行・信用金庫
子育て	③ 幼稚園・保育園・認定こども園・小規模保育事業所など
	④ 一時預かり・病児病後児保育施設
教 育	⑤ 小学校
文 化	⑥ 図書館
	⑦ 公民館・コミュニティセンター・地域センター
	⑧ 活動交流スペース

【都市②】 公共空間の有効活用や地域連携による賑わいづくり

対象範囲

和光市駅周辺都市機能誘導区域

主な施策

- ◇市内企業の地域貢献の推進
- ◇既存の小売店・飲食店などの立地継続が可能な都市計画制度の運用
- ◇民間主体によるエリアマネジメントの活動支援

取組内容

- 駅南口の駅前広場や、駅北口の整備に伴い創出される公共スペースなどのオープンスペースを有効活用して、市内企業が参画した賑わい創出に資するイベントの開催やウォークアブルな空間の実現など、民間主体のエリアマネジメントの活動に対する支援も見据えた中で居心地の良い空間の形成を進めていきます。
- 本市の中心的な商業地として多様な消費者ニーズを満たすとともに、駅周辺での交流・滞在を促して人々の賑わいや活気があふれる空間を創出するため、小売店や飲食店などの地域に根ざした店舗が継続的に立地できるよう、駅前にふさわしい都市計画制度を運用していきます。

和光市駅南口の公共スペース



(3) 居住誘導に関する施策

居住誘導に関する施策の方針ごとの主な施策や取組内容は以下のとおりです。

凡 例	
	中高層集合住宅地
	計画開発住宅地
	長期未着手土地区画整理区域 (駅近接ゾーン)
	長期未着手土地区画整理区域 (住宅地ゾーン)
	一般住宅地(中央地域)
	一般住宅地(北地域)
	一般住宅地(南地域)
	一般住宅地(東地域)
	暮らしの拠点
	市街化区域
	幹線道路等

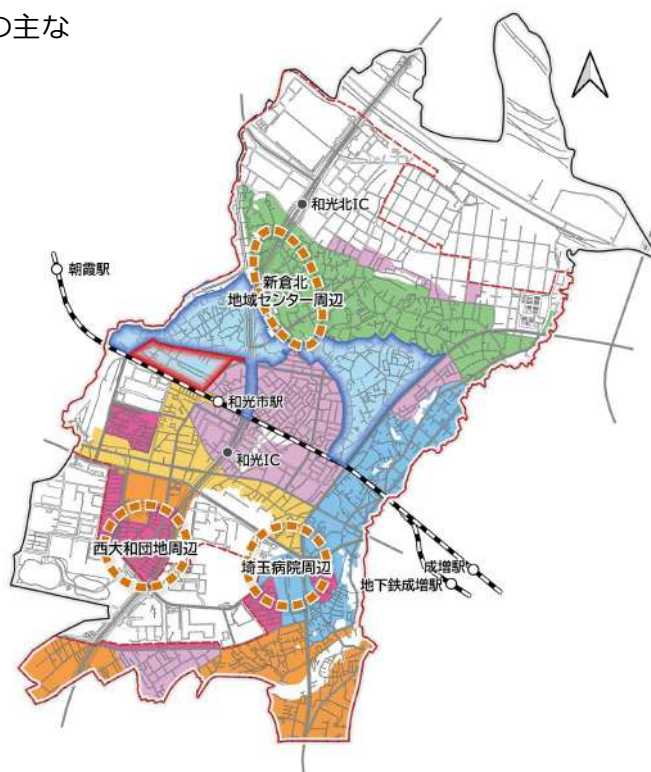


図 7-4 居住誘導に関する施策の対象範囲

【居住①】 多世代が魅力を感じ、世代循環を促す団地ストックの再生	
対象範囲	中高層集合住宅地 (西大和団地・西大和第三団地、南大和団地、諏訪原団地、シーアイハイツ和光など)
主な施策	◇都市再生機構と連携した西大和団地の再生 ◇分譲住宅の適切な管理・更新のためのセミナー・相談会の実施 ◇マンション管理適正化推進計画の作成と適切な維持管理・再生のための管理組合への支援
取組内容	○西大和団地では、都市再生機構による団地再生が進められており、それら取組と連携して一体的な住環境形成に取り組んでいます。 ○分譲方式の中高層集合住宅について、当該建物における高齢化や建築物の老朽化に即して、維持管理費の適正化や老朽化した設備改修、エレベーター設置などのバリアフリー化促進のためのセミナー・相談会を実施していきます。 ○マンション管理適正化推進計画の作成を通じて、建物の適切な維持管理や、再生のための管理組合への支援を行っていきます。

建替が進む西大和団地



【居住②】良好な居住の受け皿となる住環境整備	
対象範囲	計画開発住宅地 (和光市駅北口地区、白子三丁目中央地区、越後山地区、和光北インター東部地区)
主な施策	◇土地区画整理事業による計画的な市街地整備の推進 ◇地区計画制度などの活用によるゆとりある良好な住環境の形成 ◇事業完了後も見据えた転入世帯を含む地域コミュニティの形成支援
取組内容	○土地区画整理事業や地区計画制度などの活用によって良好な住環境を整備し、居住の受け皿を形成することにより、子育て世帯などを主とした居住の誘導を図っていきます。 ○住環境の整備と合わせて、居住者のコミュニティが円滑に形成されるよう、住民同士の協働によるエリアマネジメントの取組などを促進し、転入世帯も含む地域コミュニティの形成支援を図っていきます。 白子三丁目中央土地区画整理事業  越後山土地区画整理事業 

【居住③】駅近接のポテンシャルを生かした土地利用の誘導	
対象範囲	長期未着手土地区画整理区域（駅近接ゾーン）
主な施策	◇駅周辺の賑わい創出に貢献する整備の可能性や土地利用の誘導手法の検討（容積率の緩和など）
取組内容	○駅周辺としてのポテンシャルを生かした土地利用により、商業機能の立地誘導や利便性の高いまちなか居住の促進が期待されるため、都市基盤整備や土地の高度利用に向けて、整備の可能性の検討や土地利用の誘導手法の検討に取り組めます。

【居住④】 ゆとりと利便性のある安全な住環境の形成	
対象範囲	長期未着手土地区画整理区域（住宅地ゾーン）
主な施策	◇公園の適正配置などのオープンスペースの確保 ◇生産緑地地区の避難場所としての指定（防災指針の取組施策からの再掲） ◇道路における待避所の確保（防災指針の取組施策からの再掲） ◇安全な生活道路ネットワークの形成 ◇良好な住環境の形成に向けた一部地域での都市計画制度などの見直し検討（高さ制限の緩和、建築物の構造や最低敷地面積の制限など）
取組内容	○狭あい道路の解消や防災上有効なオープンスペースの確保などの取組を進めることにより、住宅地としての利便性と安全性の向上に努めていきます。 ○良好な住環境の形成に向けて都市計画制度などの見直しを検討しながら、都市計画道路の沿道や後背地の住宅など、各エリアのポテンシャルを生かした土地利用を検討していきます。 住宅地ゾーン(下新倉三丁目) 

【居住⑤】 各地域の特性を生かした良好な居住環境の形成				
対象範囲	一般住宅地 （中央地域）	一般住宅地 （北地域）	一般住宅地 （南地域）	一般住宅地 （東地域）
主な施策	◇駅に近接する立地特性を生かした利便性の高い都市型住宅地の形成 ◇駅周辺の開発と連動した地域の防災性の向上や建物の不燃化促進	◇屋敷林・生産緑地地区などの恵まれた環境を生かしたみどり豊かな住宅地の形成 ◇生産緑地地区の営農環境の維持 ◇公共交通軸の確保や、高台への避難路にも資する都市計画道路や主要な生活道路の整備などと連動した周辺の良い住環境の形成	◇川沿いの水辺やみどりと調和した良好な住環境を有する住宅地の形成 ◇都営地下鉄大江戸線の延伸計画に伴う市民ニーズの変化や新駅に近接する立地特性を十分に生かしたまちづくりの検討	◇斜面緑地などの自然環境や歴史の面影を生かしたうるおいある住宅地の形成 ◇防災対策も備わった一定規模の住宅整備に対する各種支援の検討 ◇高台への避難路にも資する都市計画道路や主要な生活道路の整備などと連動した周辺の良好な住環境の形成
取組内容	○地域が有する特性を生かして、利便性や防災性の向上、自然環境との調和などを意識した住環境を形成していきます。			

【居住⑥】 子育て世代が住み続けたいとなる住環境づくり	
対象範囲	居住誘導区域
主な施策	◇広沢複合施設の運営、プレーパーク事業など保護者が地域と交流する場や機会の創出 ◇子育て世代包括支援センターによる妊娠期からの切れ目のない支援 ◇空家のリノベーションへの支援などによる空家の利活用の検討
取組内容	○多世代が住み続けられる住環境の形成とともに、子育て世代の定住促進を図るため、地域との交流づくりや、空家の活用も含めた、居住への支援を検討していきます。 ○安全・安心な妊娠・出産・子育てを実現してもらうための切れ目のない取組「わこう版ネウボラ」について、今後も継続的に推進し、ソフト面からも子育てしたいと思える環境形成を進めていきます。 広沢複合施設 

【居住⑦】 身近な暮らしを支える拠点づくり			
対象範囲	暮らしの拠点 (埼玉病院周辺)	暮らしの拠点 (西大和団地周辺)	暮らしの拠点 (新倉北地域センター周辺)
主な施策	◇第四小学校・諏訪学童クラブ（第四小敷地内）の複合化を見据えた準備	◇都市再生機構と連携した西大和団地の再生 ◇広沢地区エリアマネジメントの推進	◇新倉小学校・新倉コミュニティセンター・新倉北地域センターの複合化を見据えた準備
	◇既存の先導的施策を充実・支援し、更なる拠点形成を推進するための取組の検討		
取組内容	○暮らしの拠点周辺における小学校の複合化や西大和団地再生事業などの先導的施策とともに、人々が交流・滞在できる環境形成などにより拠点性向上につなげることができるよう、様々な取組を継続的に検討していきます。		

【居住⑧】 安全な居住地の確保に向けた防災・減災対策の推進	
対象範囲	居住誘導区域
主な施策	◇延焼拡大の防止や市街地の安全性向上に貢献するまちなかの農地、緑地などの保全 ◇地区計画などの都市計画制度を用いた、防災・減災に対応した住宅の建て方のルールなどの検討 ◇防火・準防火地域の指定と適切な運用による建物の不燃化の促進 ※そのほかの防災・減災対策は防災指針の取組を参照(155～158ページ)

(4) 公共交通ネットワークに関する施策

公共交通ネットワークに関する施策の方針ごとの主な施策や取組内容は以下のとおりです。

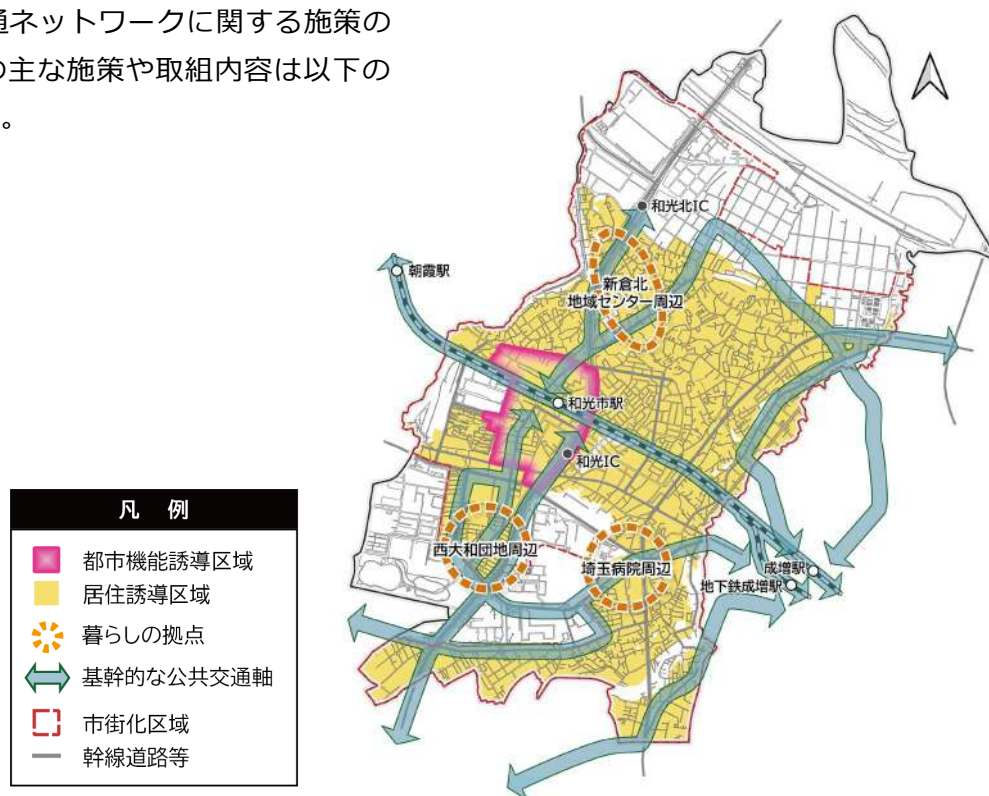


図 7-5 公共交通ネットワークに関する施策の対象範囲

【公共交通①】 多様な交通サービスの連携による公共交通ネットワークの維持・充実	
対象範囲	和光市駅周辺、居住誘導区域
主な施策	◇路線バスなどの路線・運行本数の維持・充実 ◇市内循環バスの再編・見直し ◇公共交通の空白・不便地域の解消 ◇小規模需要及び狭あい道路地域への新たな移動手段の導入検討 ◇計画的なサイクルポートの配置 ◇民間施設などと連携した和光版 MaaS の検討
取組内容	○市内の各エリアで安心して暮らすことができるよう、路線バスとともに、運行ルートの道幅などの環境に応じた車両を活用した市内循環バスの運行により、拠点と市内の居住地などを結ぶ地域公共交通を確保していきます。 ○自動運転サービスの導入などの新たな技術を活用した交通サービスの充実や、移動ニーズや地域特性に応じた移動手段の見直し・導入に取り組み、公共交通ネットワークの維持・充実を継続的に図っていきます。 自動運転サービスの整備・走行イメージ 

【公共交通②】 和光市駅などの交通拠点における交通空間や運行環境の整備		
対象範囲	和光市駅周辺	暮らしの拠点 (埼玉病院周辺、西大和団地周辺、 新倉北地域センター周辺)
主な施策	◇和光市駅北口周辺の交通空間・ 道路整備の推進	◇バス待ち環境の整備 ◇主要拠点における案内強化の取組 ◇円滑な移動を促進するためのモビリティ ハブとしての環境形成 ◇交通拠点における乗り換えがしやすい ダイヤの調整など
取組内容	○本市の公共交通の中核となる和光市駅周辺においては、和光市駅北口土地区画 整理事業や市街地再開発事業により、駅前広場や駅周辺の道路整備を推進し、公 共交通が運行しやすく利用者が快適な環境を形成していきます。 ○和光市駅周辺も含めた市内各所の交通拠点については、店舗・企業の用地や公共 施設を活用した「バスまちスポット」の設定による待合スペースの確保により、 路線バスや市内循環バスを安全・快適に利用できるバス待ち環境を整備すると ともに、総合案内板、乗場案内サイン、バス停盤面などの整備・改善を行い、分 かりやすい利用環境を整備します。 和光市駅南口のバス乗場案内板  バスまちスポット(市役所) 	

コラム

都営地下鉄大江戸線の延伸



本市の南側に隣接する練馬区においては、光が丘駅まで整備されている都営地下鉄大江戸線について、練馬区内の大泉町・大泉学園町を通りJR武蔵野線東所沢駅へ延伸する計画を進めています。

本市の南一丁目、新駅としての整備が予定されている「大泉町駅(仮称)」と近接し、開通に伴う利便性の向上も見据えたまちづくりが特に求められます。



図 7-6 都営地下鉄大江戸線の延伸区間

資料:練馬区ホームページを一部加工

(参考 7-1) 本市の公共交通(鉄道・バス交通)に関する各種の情報

【鉄道の乗降人員における新型コロナウイルス感染症の行動制限緩和後の状況や見込み】

- ① 国土交通省「鉄道輸送統計月報」(令和5(2023)年7月分)に基づく乗降人員の状況
 - ・令和5(2023)年5～7月の鉄・軌道旅客輸送量として、新型コロナウイルス感染症が拡大する以前の令和元(2019)年5～7月と比較して、80%代後半で横ばいに推移
- ② 東武鉄道「中期的な事業計画」(令和4(2022)年4月策定)における今後の見込み
 - ・東武鉄道による当該計画期間中(令和4(2022)～6(2024)年度)の鉄道事業の収入想定

定期外: 感染症の影響は残り、令和4(2022)年度末の水準(感染症発生前の85%程度)がその後も継続
 通勤定期: 通勤利用の減少が続き、感染症発生前の80%程度で推移
 通学定期: 感染症の影響は解消

【バス交通の利便性を判断する際の各種基準】

- ① 国土交通省「都市構造の評価に関するハンドブック」(平成26(2014)年8月策定)
 - ・バス交通の利便性が高い路線を「基幹的公共交通路線」と呼び、以下の基準を設定

1日当たり片道30本以上の運行頻度(概ねピーク時片道3本以上に相当)
- ② 和光市「和光市地域公共交通計画」(令和4(2022)年3月策定)
 - ・バス交通の利用が不便な地域を「公共交通不便地域」と呼び、以下の基準を設定

バス停300m圏内において1日の運行本数が上下合わせて24本未満の地域(路線バス及び市内循環バスの運行本数が1時間に1本未満のバス停/非可住地除く)

第8章

評価指標と進行管理

8-1	評価指標の設定	176
8-2	届出制度	186
8-3	進行管理	188

第8章 評価指標と進行管理

本章では、本計画の進捗状況を確認するための評価指標、進行管理について整理します。合わせて、都市再生特別措置法に基づく届出制度についても説明します。

本章のポイント

✓ 評価指標 参照 178ページ

8-1 評価指標の設定

(1) 評価指標の設定の考え方

本計画においては、将来的な都市の姿を長期で展望しながら、本計画が思い描く方向に進んでいるかを確認するため、「第3章：立地適正化計画で目指す将来の姿」で整理したまちづくりの方針(ターゲット)及び施策の方向性(ストーリー)（45ページ参照）と、「第6章：防災指針」で整理した防災まちづくりの将来像（151ページ参照）を踏まえて、都市機能誘導、居住誘導、公共交通ネットワーク、防災・減災の4つの視点により、本計画の進捗状況を確認するための評価指標を設定します。

また、各評価指標で設定する目標値の達成により期待される効果を確認する指標も設定し、総合的な成果として本計画全体の評価を行います。

各評価指標の目標値については、長期を展望する観点から、本計画の計画期間である20年後の令和25(2043)年度における値の設定を基本とします。

なお、計画策定後における社会・経済情勢の変化などによって、設定した評価指標への影響が考えられる場合は、目標値の変更や代替の評価指標を検討します。

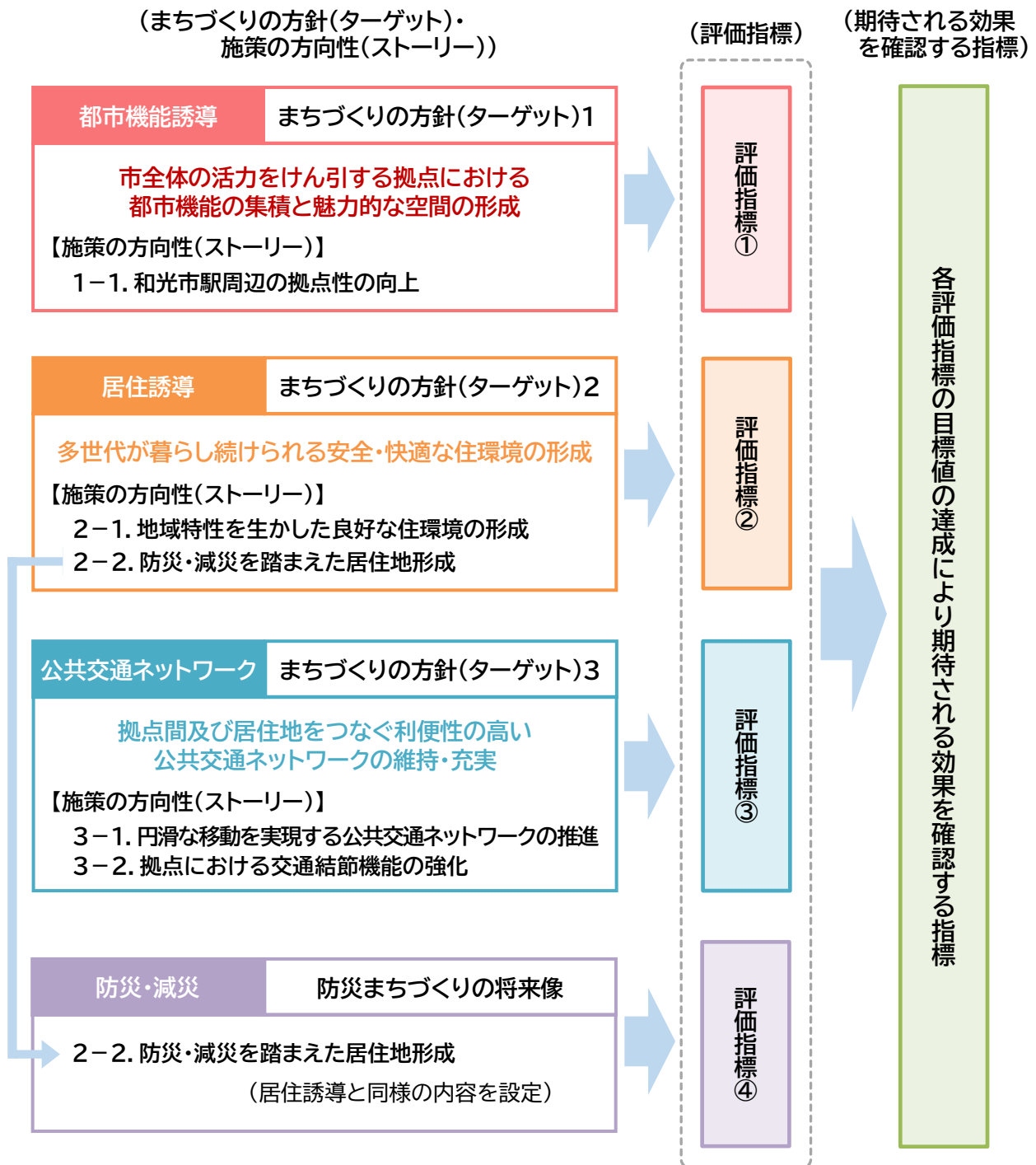
「都市計画運用指針」において、評価指標を設定する際の考え方として、以下のような内容が示されています。

《立地適正化計画の評価》

○評価指標及び目標値の設定

立地適正化計画の必要性や妥当性を市民などの関係者に客観的かつ定量的に提示するため、立地適正化計画の作成に当たり、生活利便性、健康福祉、行政運営などの観点から、立地適正化計画に基づき実施される施策の有効性を評価するための指標及び目標値を設定するとともに、目標値が達成された際に期待される効果についても定量化するなどの検討を行うことが望ましい

《評価指標の構成》



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

評価指標と進行管理

巻末資料

(2) 評価指標の設定

本章のポイント

都市機能誘導

評価指標①

評価指標①-1	現況値(令和5(2023)年度)	目標値(令和25(2043)年度)
都市機能誘導区域内の誘導施設の立地状況	8つの都市機能	維持
評価指標①-2	現況値(令和4(2022)年度)	目標値(令和25(2043)年度)
和光市駅の乗降人員(1日平均)	〈東武東上線和光市駅〉 152,949人 〈東京メトロ和光市駅〉 156,740人	〈東武東上線和光市駅〉 163,000人以上 〈東京メトロ和光市駅〉 173,000人以上

居住誘導

評価指標②

評価指標②-1	現況値(令和2(2020)年)	目標値(令和22(2040)年)
居住誘導区域の人口密度	134人/ha	現況値以上
評価指標②-2	現況値(令和2(2020)年)	目標値(令和22(2040)年)
居住誘導区域の生産年齢人口(15~64歳)の割合	69%	現況値以上

公共交通ネットワーク

評価指標③

評価指標③-1 ★1	現況値(令和3(2021)年度)	目標値(令和25(2043)年度)
公共交通空白・不便地域の居住人口の割合	28.4%	10%以下
評価指標③-2 ★1	現況値(令和5(2023)年度)	目標値(令和25(2043)年度)
交通拠点における情報提供などの整備箇所数	1箇所	5箇所

防災・減災

評価指標④

評価指標④-1 ★2	現況値(令和元(2019)年度)	目標値(令和25(2043)年度)
市民の防災・減災対策に対する備え(市民意識調査)	30%	60%以上
評価指標④-2	現況値(令和5(2023)年度)	目標値(令和15(2033)年度)
防災性向上に資する地区計画などの策定・検討の地区数	1地区(策定済)	更に1地区以上の検討

各評価指標の目標値の達成により期待される効果を確認する指標

期待される効果を確認する指標 ★2	現況値(令和元(2019)年度)	目標値(令和25(2043)年度)
住みやすさへの満足度(市民意識調査)	82.6%	90%以上

★1：和光市地域公共交通計画における「評価指標」を参考に設定

★2：第五次和光市総合振興計画基本構想における「目標像に関するKPI」を参考に設定

【都市機能誘導に関する評価指標】

〈 評価指標①－１ 〉

評価指標①－１	現況値 令和5(2023)年度	目標値 令和25(2043)年度
都市機能誘導区域内の 誘導施設の立地状況	8つの都市機能	維 持

（評価指標の設定の考え方）

中心拠点の和光市駅周辺については、市民生活を支える中心市街地として更なる拠点性の向上を目指すものとしています。そのためには、子育て世代から高齢者まで多様な世代のニーズに対応する都市機能の誘導を図ることが必要であることから、都市機能誘導区域内で位置づけた誘導施設の立地数を評価指標とします。

誘導施設の立地誘導に当たっては、民間の動向だけでなく、「第7章：誘導施策」における「都市①」の施策(166 ページ参照)で挙げたとおり、和光市が主導的に取り組む各種事業によって新規や建替での誘導施設の立地を図るものとしているため、それら施策の推進に努めるものとしします。

《 本計画の誘導施設 》

機 能	誘導施設
商 業	① 複合商業施設
金 融	② 銀行・信用金庫
子育て	③ 幼稚園・保育園・認定こども園・小規模保育事業所など
	④ 一時預かり・病児病後児保育施設
教 育	⑤ 小学校
文 化	⑥ 図書館
	⑦ 公民館・コミュニティセンター・地域センター
	⑧ 活動交流スペース

《 誘導施策「【都市①】和光市駅周辺整備による誘導施設の立地誘導」での主な施策 》

- ◇和光市駅北口地区高度利用化の推進
- ◇和光市駅北口土地区画整理事業の推進
- ◇第三小学校の官民一体複合化による建替検討
- ◇関係機関と連携した研究機能を有したポストインキュベーション施設の検討
- ◇誘導施設の立地を促進するための各種支援の実施

（目標値の設定）

都市機能誘導区域内の賑わい創出や利便性向上に向け、和光市駅北口の高度利用化の推進や第三小学校の複合化による建替検討などを進めることにより、既存施設の機能としての維持を図りながら、多様な世代のニーズに対応した新たな施設への更新を図ることなどを進め、目標年次においても、策定時と同様に全ての都市機能の立地が図られている状況を目指すものとしします。

（算出方法）

都市機能誘導区域の誘導施設の立地数を確認します。

〈 評価指標①－２ 〉

評価指標①－２	現況値 令和4(2022)年度	目標値 令和25(2043)年度
和光市駅の乗降人員 (1日平均)	〈東武東上線和光市駅〉 152,949人 〈東京メトロ和光市駅〉 156,740人	〈東武東上線和光市駅〉 163,000人以上 〈東京メトロ和光市駅〉 173,000人以上

(評価指標の設定の考え方)

中心拠点の和光市駅周辺については、多様な都市機能の維持・誘導や環境整備により市内居住者が集まる場所として機能するだけでなく、和光市駅北口の高度利用化などの整備効果による市外からの来訪者の増加も求められます。そのため、中心拠点の賑わいや活性度を確認するものとして、和光市駅の乗降人員を評価指標とします。

(目標値の設定)

現況値は、直近の公表値である令和4(2022)年度の乗降人員(1日平均)を基準とします。

目標値の設定に当たり、令和5(2023)年度以降の乗降人員については、新型コロナウイルス感染症の行動制限の緩和により回復が期待されますが、その見込みに加えて、本計画に関連した取組により、市外からの来訪者や市内居住者の増加に努めていく必要があります。

一方で、本市はテレワークによる働き方を選択する機会が多いことが想定される20代の転入が多い傾向や、将来的な人工知能の更なる発達などの技術革新に伴う働き方や働く場の多様化などの社会的な潮流により、乗降人員の永続的な減少も想定されます。

よって、目標値は、新型コロナウイルス感染症の影響がない直近の値である令和元(2019)年度の乗降人員(1日平均)をもとに、それら減少の要因を考慮して約1割を差し引いた値以上を目指すものとしします。

乗降人員の増加に寄与する本計画に関連した取組

- ・和光市駅北口の高度利用化の推進（他の駅との優位性の向上）
- ・和光市駅北口土地区画整理事業の進展による居住者の増加
- ・誘導施設の誘導による駅周辺の魅力向上
- ・和光北インター東部地区での産業集積による市内就業者の増加
- ・居住誘導区域内での団地再生などによる人口増加 など

乗降人員の減少の要因となる社会的な潮流

- ・新型コロナウイルス感染症対応を契機としたテレワークの定着
- ・将来的な技術革新に伴う働き方や働く場の多様化 など

(算出方法)

鉄道事業者の提供データなどをもとに、乗降人員(1日平均)を確認します。

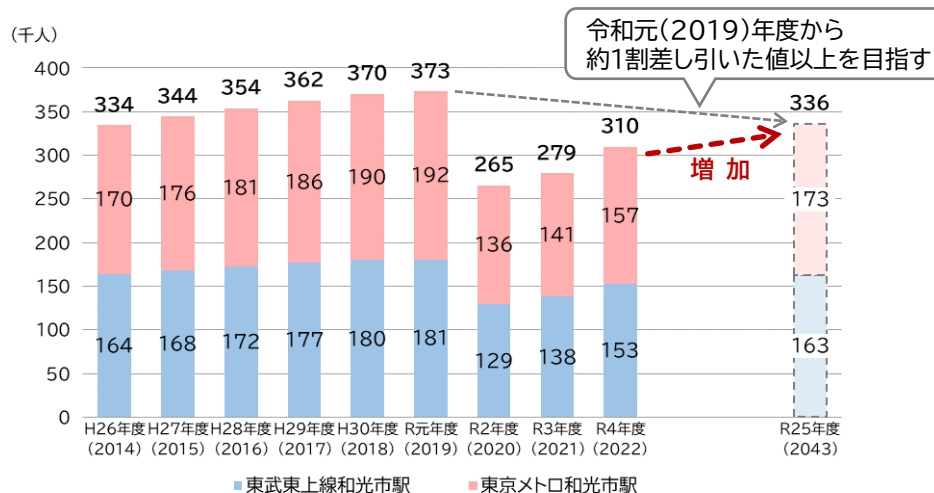


図 8-1 和光市駅の乗降人員(1日平均)

【居住誘導に関する評価指標】

〈 評価指標②-1 〉

評価指標②-1	現況値 令和2(2020)年	目標値 令和22(2040)年
居住誘導区域の人口密度	134人/ha	現況値以上

（評価指標の設定の考え方）

今後も、市内の都市機能や公共交通を維持・充実して、より快適なまちづくりを推進するためには、本市の強みである高い人口密度を保つ必要があります。そのため、居住誘導区域の人口密度を評価指標とします。

（目標値の設定）

令和2(2020)年国勢調査の居住誘導区域の人口密度は134人/haですが、国立社会保障・人口問題研究所(平成30(2018)年推計)においては、市内全域の人口減少により令和22(2040)年には127人/haに減少することが想定されています。

今後、居住誘導区域内での良好な住環境の形成や利便性向上の施策推進、防災に対する安全性を高めることなどにより、現況値以上の人口密度を目指すものとします。

（算出方法）

国勢調査(小地域集計)をもとに、町丁目ごとの人口を居住誘導区域内外の面積で按分し、その合計値を居住誘導区域面積で割って算出します。なお、目標値の時点は、国勢調査の活用を想定して、目標年次(令和25(2043)年度)の直近である令和22(2040)年とします。

〈 評価指標②-2 〉

評価指標②-2	現況値 令和2(2020)年	目標値 令和22(2040)年
居住誘導区域の生産年齢人口 (15～64歳)の割合	69%	現況値以上

（評価指標の設定の考え方）

本市では、高齢者人口は増加する中、若者世代、子育て世帯は年々転出傾向が強まっています。そのような中、持続可能なまちづくりを進めるためには、適切な世代構成バランスを保つ必要があります。そのため、居住誘導区域内での生産年齢人口(15～64歳)の割合を評価指標とします。

（目標値の設定）

令和2(2020)年国勢調査の居住誘導区域の生産年齢人口(15～64歳)の割合は69%ですが、国立社会保障・人口問題研究所(平成30(2018)年推計)においては、市内全域の人口減少・少子高齢化により令和22(2040)年には64%まで減少することが想定されています。

今後、魅力ある住環境の形成を進めることにより定住人口を確保し、現況値以上の生産年齢人口の割合を目指すものとします。

（算出方法）

国勢調査(小地域集計)をもとに、町丁目ごとの年齢3区分別人口を居住誘導区域内外の面積で按分し、その合計値により居住誘導区域内の生産年齢人口割合を算出します。なお、目標値の時点は、国勢調査の活用を想定して、目標年次(令和25(2043)年度)の直近である令和22(2040)年とします。

【公共交通ネットワークに関する評価指標】

〈 評価指標③-1 〉

評価指標③－１	現況値 令和3(2021)年度	目標値 令和25(2043)年度
公共交通空白・不便地域の 居住人口の割合	28.4%	10%以下

(評価指標の設定の考え方)

本市では鉄道、民間の路線バス、市が運営する市内循環バスにより公共交通ネットワークが形成されていますが、誰もが市内外へ移動しやすい環境となるためには、公共交通ネットワークの更なる充実により、現状の公共交通空白・不便地域の範囲を解消することが必要となります。その結果として、総人口に対する公共交通空白・不便地域の居住人口の割合が減少することを目指すものとして、その値を評価指標とします。

(目標値の設定)

現況値は、令和3(2021)年度における総人口に対する公共交通空白地域（鉄道・バス停300m圏外の地域）の人口の割合と、総人口に対する公共交通不便地域（バス停300m圏内における1日の運行本数が上下合わせて24本未満の地域）の人口の割合の合計値とします。

目標値は、和光市地域公共交通計画における目標値（市内循環バスの再編・見直しや新たな公共交通手段の導入により令和8(2026)年度で10%まで解消）を踏まえ、その後も、公共交通ネットワークの見直し、新たな移動手段の導入、土地区画整理事業における道路整備による新たな運行ルートの確保などを検討して、更なる公共交通空白・不便地域の解消を図るものとして10%以下を目指すものとします。

なお、和光市地域公共交通計画にも用いられている評価指標のため、整合を図りながら本指標の進捗管理を行います。

(算出方法)

民間路線バスや市内循環バスの運行ルート及び運行本数をもとに地図ソフトなどによりバス停の 300m 圏外の人口を求め、全人口に対する割合を確認します。

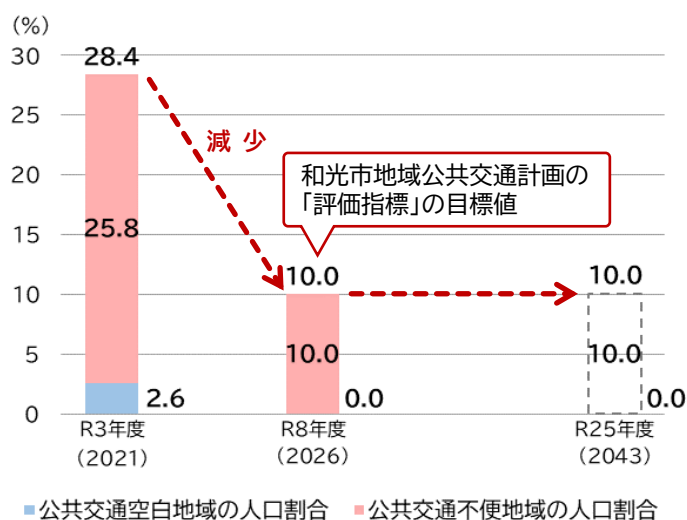


図 8-2 公共交通空白・不便地域の居住人口の割合

〈 評価指標③－２ 〉

評価指標③－２	現況値 令和5(2023)年度	目標値 令和25(2043)年度
交通拠点における 情報提供などの整備箇所数	1箇所	5箇所

（評価指標の設定の考え方）

本計画は、和光市地域公共交通計画と連携して、市内で設定している交通拠点や公共交通ネットワークの形成を進めることにより、居住者の市内移動に対する利便性向上に努めていくものとしています。交通拠点においては、路線バスや市内循環バスの利用のしやすさの向上を図るべく、総合案内板、乗場案内サイン、バス停盤面などの整備・改善（173 ページ参照）を行う必要があるため、その整備箇所数を評価指標とします。

（目標値の設定）

現況値は、1 箇所（和光市駅南口）です。

目標値は、和光市駅南口も含む 5 箇所（①和光市駅南口、②和光市駅北口、③広沢複合施設・市庁舎周辺、④埼玉病院、⑤和光北インター東部地区内）において、整備・改善を行うものとします。

なお、和光市地域公共交通計画においても、同様の評価指標を用いて整備箇所数の進捗を確認しているため、整合を図りながら本指標の進捗管理を行います。

（算出方法）

情報提供など（総合案内板、乗場案内サイン、バス停盤面など）の整備・改善を行った箇所数を確認します。

【防災・減災に関する評価指標】

〈 評価指標④－１ 〉

評価指標④－１	現況値 令和元(2019)年度	目標値 令和25(2043)年度
市民の防災・減災対策に対する備え （市民意識調査）	30%	60%以上

（評価指標の設定の考え方）

防災指針で整理したとおり、市内には多くの災害リスクが存在しています。防災指針での取組施策にある治水対策や市街地改良など行政が主となって災害リスクの低減に向けた取組を行うとともに、市民一人一人が市内の災害リスクを認識して、日ごろから出来る限りの身の回りの防災・減災対策を行うことが重要となります。

そのため、市民意識調査により防災・減災対策を行っているかを確認する項目を通じて、その割合を評価指標とします。

(目標値の設定)

現況値は、令和元年和光市市民意識調査の設問「あなたが経験したり取り組んだりしていること」で「日ごろから、防災・減災対策を行っている」と回答した割合を確認します。

目標値は、第五次和光市総合振興計画基本構想において和光市市民意識調査をもとにした目標値（令和12(2030)年で50%）を踏まえ、本計画の目標年次である令和25(2043)年度には更に向上するよう、60%以上を目指すものとします。

(算出方法)

目標値の時点である令和25(2043)年度の直近で公表されている和光市市民意識調査の結果を確認します。

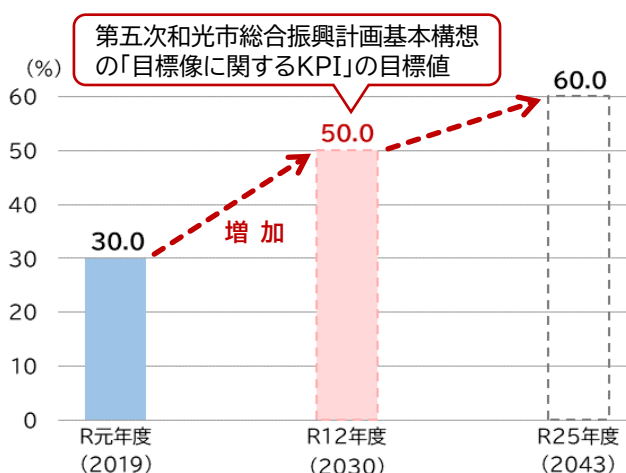


図 8-3 市民意識調査「日ごろから、防災・減災対策を行っている」と回答した割合

〈 評価指標④-2 〉

評価指標④-2	現況値 令和5(2023)年度	目標値 令和15(2033)年度
防災性向上に資する地区計画などの策定・検討の地区数	1地区(策定済)	更に1地区以上の検討

(評価指標の設定の考え方)

災害に強いまちへ徐々に転換するためには、都市計画法の地区計画制度による地区の防災性向上に資するハード対策などの実施に向けた土地利用の誘導、浸水・地震・火災に対する被害の低減対策が備わった住宅建築が促進されるまちづくりのルールを定めることや、居住の移転を促進するための防災集団移転促進事業などの事業を用いて、具体的な取組を実践することが必要です。また、災害時に地域コミュニティにおいて共助が発揮されるよう、災害対策基本法に基づく地区防災計画などの地域自らによる計画づくりを行政として支援することも視野に入れた取組も必要です。そのため、それら防災性向上に資する具体的な対策が進展するための地区計画などを策定もしくは検討した地区数を評価指標とします。

(目標値の設定)

現況値は、居住誘導区域内で地区計画を都市計画決定した7地区のうち、災害に強い安全・安心な市街地形成を目標に定めて、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域の解消に向けた急傾斜地の安全対策工事や、地区の浸水対策のための雨水流出抑制施設の整備などが可能となる土地利用を定めている「和光北インター東部地区」の1地区とします。

目標値は、地域の皆さまと一緒に検討が必要な内容であるため、防災指針の取組施策のスケジュールにある中期となる10年後の令和15(2033)年度までに、防災性向上に資する地区計画などの検討が更に1地区以上で進んでいることを目指すものとします。

(算出方法)

本計画の策定後、防災性向上に資する地区計画などについて、地域住民とともに勉強会や説明会を実施したなどの具体的な取組を進めている地区数を確認します。

【各評価指標の目標値の達成により期待される効果を確認する指標】

4つの視点（都市機能誘導、居住誘導、公共交通ネットワーク、防災・減災）をもとに各種取組を進めることにより、それぞれの評価指標の目標値の達成を目指すとともに、それら取組の総合的な成果として以下の期待される効果の達成を目指します。

〈 期待される効果を確認する指標 〉

期待される効果 を確認する指標	現況値 令和元(2019)年度	目標値 令和25(2043)年度
住みやすさへの満足度 (市民意識調査)	82.6%	90%以上

(指標の設定の考え方)

都市機能誘導、居住誘導、公共交通ネットワーク、防災・減災の4つの視点により設定した目標値の達成により、生活利便性を高める都市機能が集積した拠点とともに、子育て世代から高齢者まで多様な市民が暮らす安全で快適な市街地が形成され、拠点と居住地が公共交通によってネットワークされた、住宅都市としての成熟度の高まりが期待されます。

このことによって、良好な生活環境が得られ、住みやすいと思ってもらえる市民が増えることが予想されます。そのため、その効果を測る指標として市民意識調査による「住みやすさへの満足度」の割合を評価指標とします。

(目標値の設定)

現況値は、令和元年和光市市民意識調査の設問「和光市の住みやすさについてどう思いますか」での選択肢「住みやすい」または「どちらかといえば住みやすい」と回答した割合を確認します。

目標値は、第五次和光市総合振興計画基本構想において和光市市民意識調査をもとにした目標値（令和12(2030)年において90%）を踏まえ、その高い目標値が本計画の目標年次においても継続的に達成することを目指すものとします。

(算出方法)

目標値の時点である令和25(2043)年度の直近で公表されている和光市市民意識調査の結果を確認します。

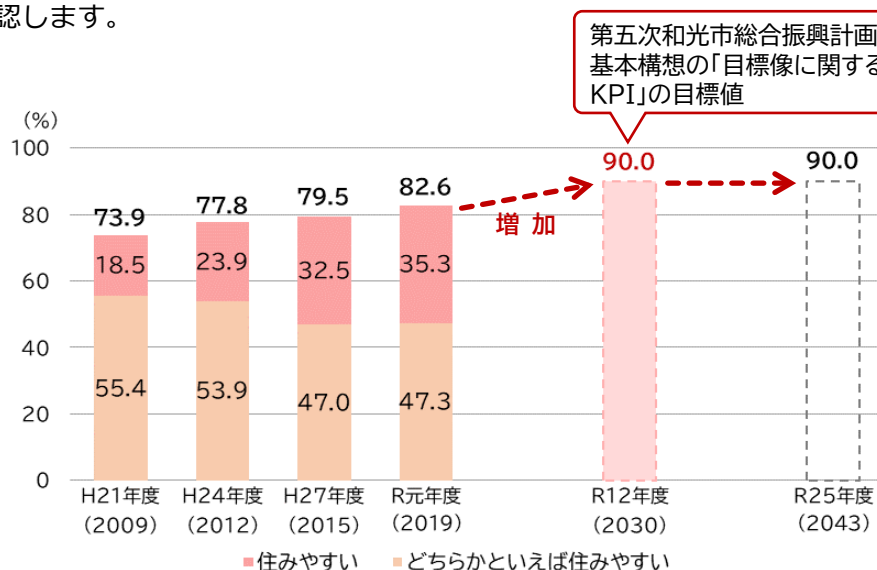


図 8-4 市民意識調査「住みやすい、どちらかといえば住みやすい」と回答した割合

8-2 届出制度

立地適正化計画の策定により、都市再生特別措置法に基づく届出が義務付けられます。

都市機能誘導区域外での誘導施設の建築や区域内での誘導施設の休止または廃止、居住誘導区域外での一定規模以上の開発行為などを行う場合は、市への届出が必要となります。

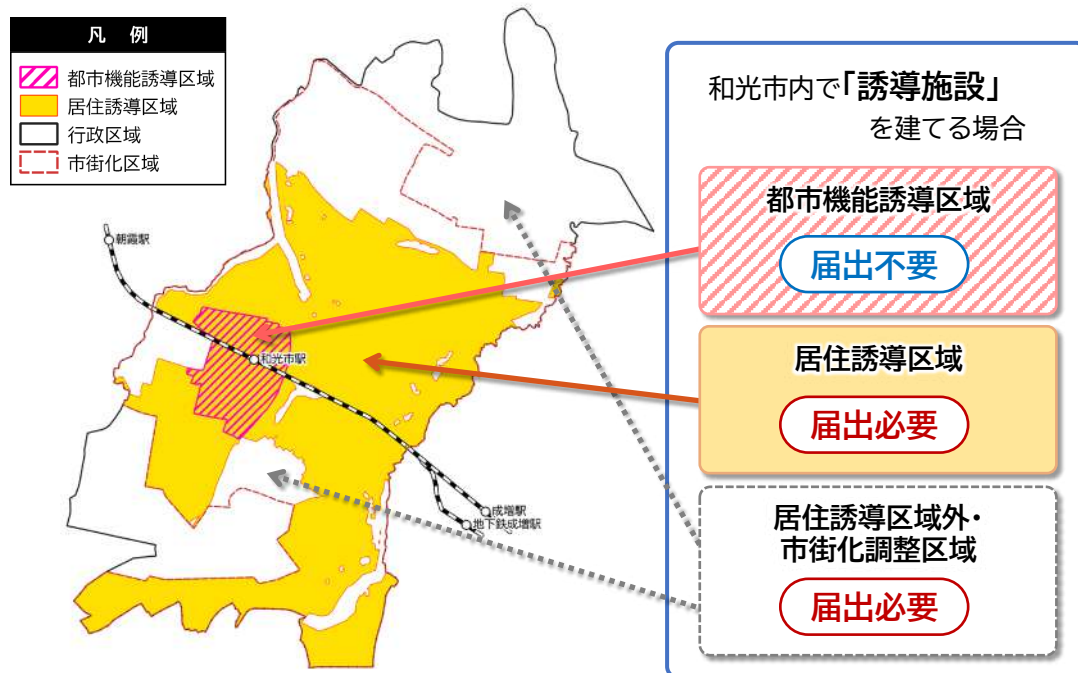
(1) 都市機能誘導区域に係る届出制度

都市機能誘導区域外において誘導施設の建築の動向を把握するため、都市機能誘導区域外の区域において以下の行為を行おうとする場合は、原則として行為に着手する日の 30 日前までに市へ届出が必要です。(都市再生特別措置法第 108 条第 1 項)

《都市機能誘導区域外において届出の対象となる行為》

開発行為	誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行う場合
建築等行為	①誘導施設を有する建築物を新築する場合 ②建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする場合 ③建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合

《和光市内で「誘導施設」を建てる場合の届出の要否》



また、都市機能誘導区域内において、本計画で設定した誘導施設となっている既存施設について、休止または廃止する場合は、休止または廃止の日の 30 日前までに市へ届出が必要となります。(都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項)

《都市機能誘導区域内において届出の対象となる行為》

休止または廃止	都市機能誘導区域内の誘導施設を休止または廃止する場合 ※休止：施設の再開の意思がある場合 ※廃止：施設の再開の意思がない場合
---------	--

(2) 居住誘導区域に係る届出制度

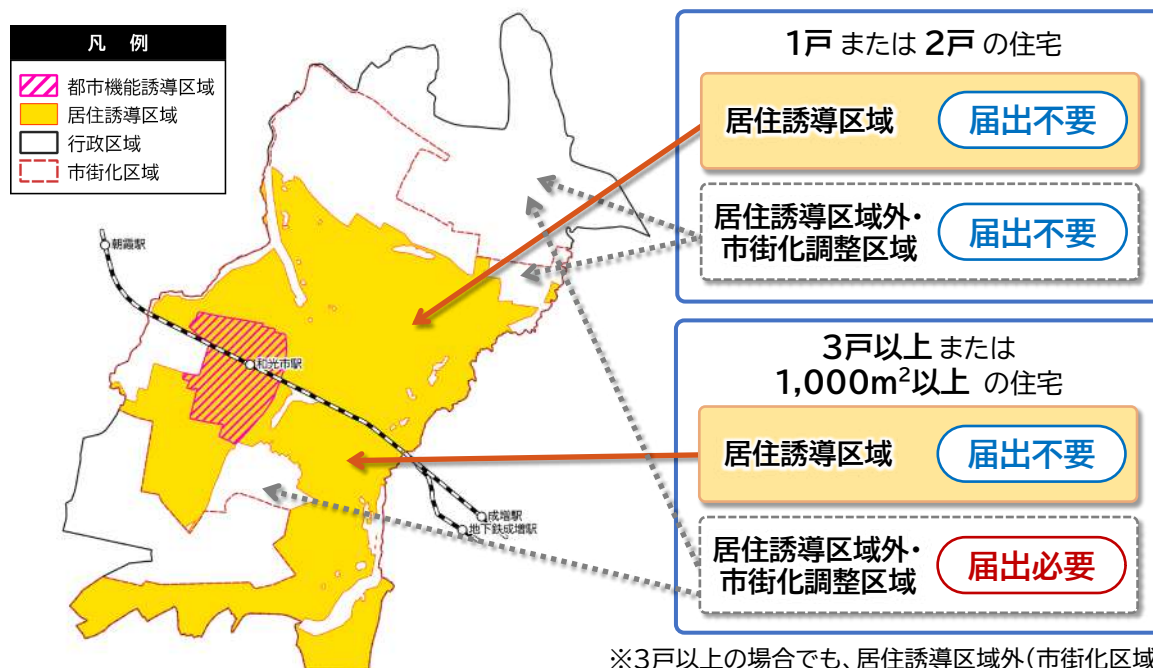
居住誘導区域外において住宅開発などの動向を把握するため、居住誘導区域外の区域において以下の行為を行おうとする場合は、原則として行為に着手する日の30日前までに市へ届出が必要です。(都市再生特別措置法第88条第1項)

《居住誘導区域外において届出の対象となる行為》

開発行為	①3戸以上の住宅の建築目的の開発行為を行う場合	
	(例) 届出必要 3戸の開発行為	
	②1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為において1,000m ² 以上の規模のものを行う場合	
	(例) 届出必要 1,300 m ² で1戸の開発行為  届出不要 800 m ² で2戸の開発行為 	
建築等行為	①3戸以上の住宅を新築する場合	
	②建築物を改築、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅等とする場合	
	(例) 届出必要 3戸の建築行為  届出不要 1戸の建築行為 	

※「住宅」とは、戸建て住宅、集合住宅、長屋などの居住の用に供する建築物を言います。詳しくは、建築基準法における住宅の取扱いを参考にして下さい。

《和光市内で「住宅」を建てる場合の届出の要否》



※3戸以上の場合でも、居住誘導区域外(市街化区域)で開発区域が500m²未満の場合は、開発行為の規制対象規模に該当しないため届出不要

8-3 進行管理

(1) 進行管理の考え方

本計画に基づくまちづくりを適切に実施していくためには、継続的な進行管理が必要となります。

おおむね5年ごとに、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、見直し（Action）といったPDCAサイクルの仕組みを活用しながら評価・検証を行うことを基本とします。

(2) 計画の見直し

立地適正化計画は長期的な視点に立った計画であり、おおむね20年後の将来像の実現を目指しますが、本市を取り巻く社会経済情勢の変化や法改正、上位計画である総合振興計画や都市計画マスタープランなどに示される方針の見直しなどがあった場合には、それら変化に柔軟に対応するため、本計画の一部または全ての改訂を検討します。

なお、立地適正化計画制度については、おおむね5年ごとに施策・事業の実施状況や評価指標の達成状況を確認し、計画の進捗や妥当性を評価・検証することが望ましいとされていることから、それらも踏まえ適切な見直しの時期を定めていきます。

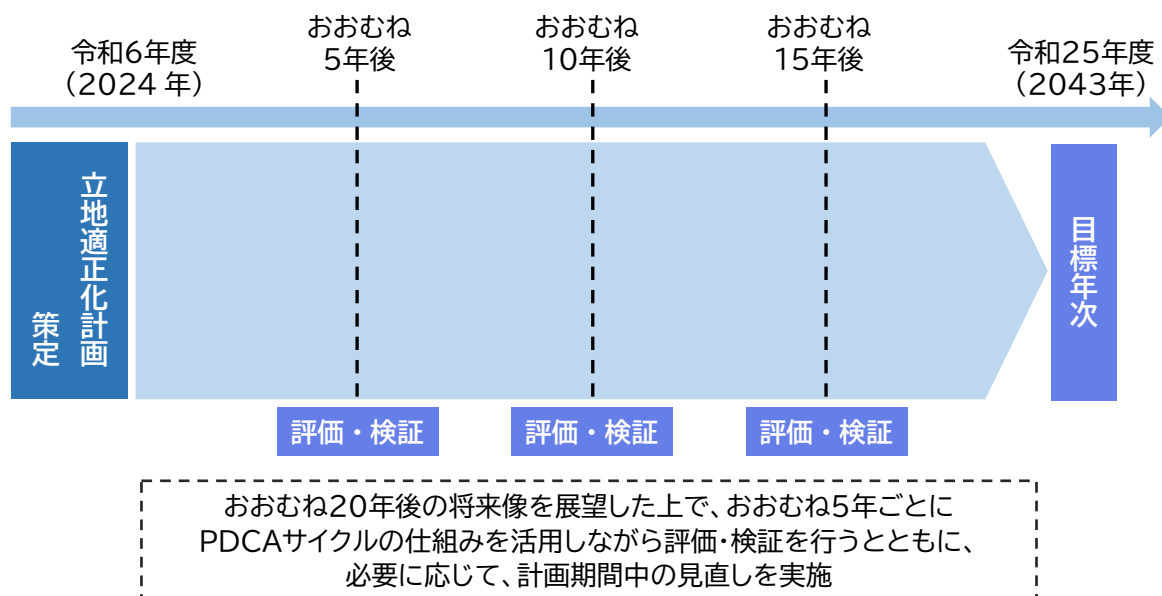


図 8-5 立地適正化計画の評価・検証の時期のイメージ

卷末資料

卷末－1	策定過程	190
卷末－2	市民参加	194
卷末－3	本計画に関連した制度・計画	196
卷末－4	用語解説	203

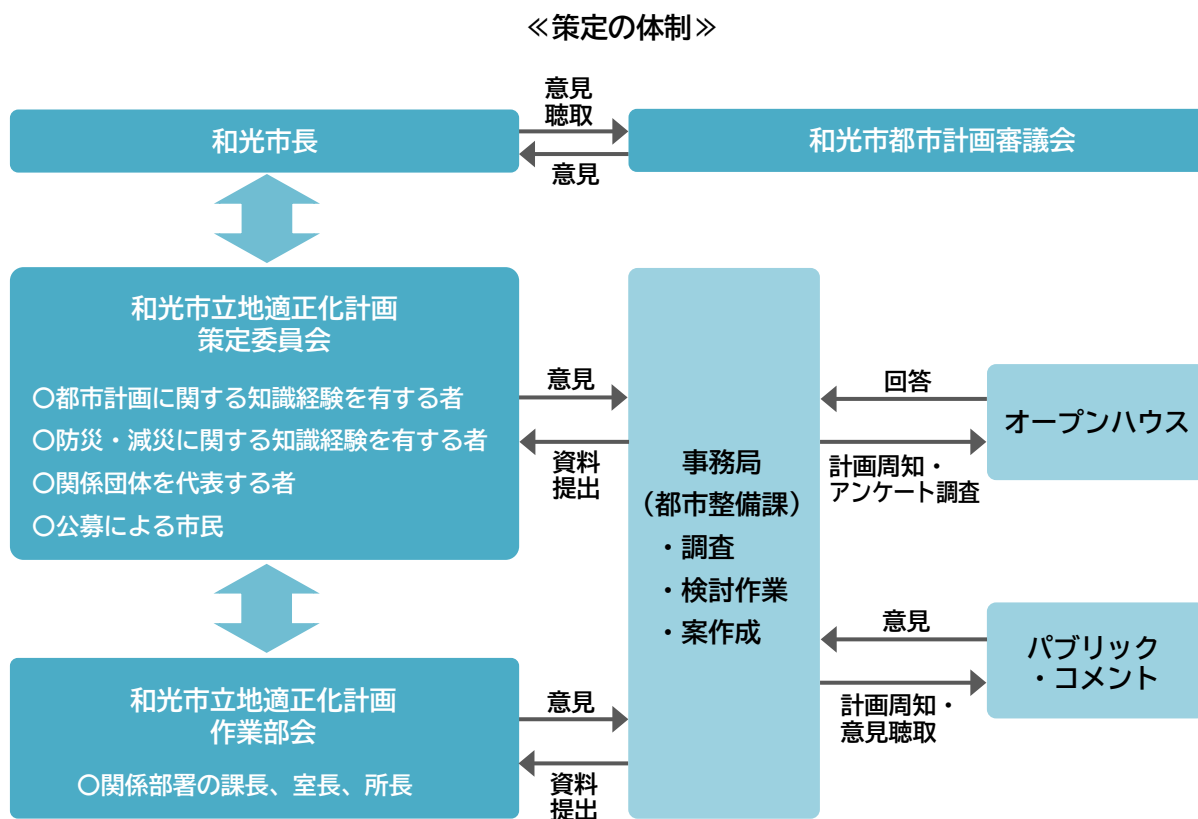
巻末資料

巻末－１ 策定過程

（１）策定の体制

和光市立地適正化計画の策定に当たっては、有識者、公共交通など各分野の関係団体及び公募市民が参加する「和光市立地適正化計画策定委員会」及び庁内の関連部署による「和光市立地適正化計画作業部会」により検討作業を進めました。

また、市民の皆さまからもご意見をいただく場として、立地適正化計画に基づくまちづくりをともに考える機会として「オープンハウス」や「パブリック・コメント」を実施しました。



(2) 策定委員会・作業部会の委員

1) 和光市立地適正化計画策定委員会

《和光市立地適正化計画策定委員会 設置要綱》

和光市告示第173号

和光市立地適正化計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和4年6月30日

和光市長 柴崎 光子

和光市立地適正化計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条第1項に規定する市の立地の適正化を図るための計画(以下「和光市立地適正化計画」という。)を策定するため、和光市立地適正化計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 和光市立地適正化計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 都市計画に関する知識経験を有する者
- (2) 防災・減災に関する知識経験を有する者
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 公募による市民

2 委員の任期は、市長が委嘱した日から第2条の規定による報告が完了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各々1人置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、建設部都市整備課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の日以後、最初の会議の招集及び第4条第2項の規定により委員長が互選されるまでの間の会議の主催は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が行うものとする。
- 3 この告示は、第2条の規定による報告があった日限り、その効力を失う。

※令和5(2023)年10月からの組織改編に伴い、建設部は都市整備部へ変更

《和光市立地適正化計画策定委員会 委員名簿》

(敬称略)

要綱による区分		氏 名	所 属
1号委員	都市計画に関する知識経験を有する者	◎ 大沢 昌玄	日本大学理工学部
2号委員	防災・減災に関する知識経験を有する者	○ 中村 仁	芝浦工業大学システム理工学部
3号委員	関係団体を代表する者	伊藤 貞利	和光市商工会
3号委員	関係団体を代表する者	奈良 一成	一般社団法人朝霞地区医師会
3号委員	関係団体を代表する者	荒木 保敏	社会福祉法人和光市社会福祉協議会
3号委員	関係団体を代表する者	越野 晴秀	東武鉄道株式会社
3号委員	関係団体を代表する者	山科 和仁	東武バスウエスト株式会社
4号委員	公募による市民	杉尾 裕嗣	
4号委員	公募による市民	関口 泰典	
4号委員	公募による市民	青木 佳男	

※◎印は委員長、○印は副委員長を示す

2) 和光市立地適正化計画作業部会

《和光市立地適正化計画作業部会 委員名簿》

所 属	所属・役職名	備 考
企画部	政策課長	令和5(2023)年9月まで
	企画人権課長	令和5(2023)年10月から
	資産戦略課長	
市民環境部	市民活動推進課長	
	産業支援課長	
保健福祉部 ※令和5(2023)年10月 から福祉部へ変更	社会援護課長	令和5(2023)年9月まで
	障害福祉課長	令和5(2023)年10月から
	地域包括ケア課長	令和5(2023)年9月まで
	地域共生推進課長	令和5(2023)年10月から
保健福祉部 ※令和5(2023)年10月 から健康部へ変更	長寿あんしん課長	
子どもあんしん部	保育施設課長	
建設部 ※令和5(2023)年10月 から都市整備部へ変更	◎ 都市整備課長	
	公共交通政策室長	
	道路安全課長	
	公園みどり課長	
	建築課長	
	駅北口土地地区画整理事業事務所長	令和5(2023)年9月まで
	駅北口地区高度利用化推進室長	令和5(2023)年9月まで
	駅北口まちづくり事務所長	令和5(2023)年10月から
危機管理室	危機管理室長	
上下水道部	下水道課長	
教育委員会事務局	教育総務課長	
	生涯学習課長	

※◎印は部会長を示す

(3) 策定の経過

月 日	会 議	主な内容
令和 4(2022)年		
7月 15 日	庁内勉強会	・立地適正化計画の概要 ・策定までのスケジュール
8月 9 日	第 1 回作業部会	・上位関連計画の整理 ・和光市の現況整理
8月 19 日	第 1 回策定委員会	・策定までのスケジュール ・立地適正化計画の概要 ・和光市の現況について
10月 19 日	第 2 回作業部会	・都市構造上の課題 ・まちづくりの方針及び都市の骨格構造 ・オープンハウスの開催概要
11月 16 日	第 2 回策定委員会	・都市構造上の課題 ・まちづくりの方針及び都市の骨格構造 ・オープンハウスの開催概要
12月 20 日	都市計画審議会 (第 87 回)	・進捗状況の報告
令和 5(2023)年		
1月 30 日	第 3 回策定委員会	・都市の骨格構造(修正案)
2月 14 日	第 3 回作業部会	・都市の骨格構造(修正案) ・誘導施設・都市機能誘導区域 ・居住誘導区域
3月 23 日	都市計画審議会 (第 88 回)	・進捗状況の報告
3月 28 日	第 4 回策定委員会	・都市の骨格構造(修正案) ・誘導施設・都市機能誘導区域 ・居住誘導区域
4月 17 日～ 5月 2 日	オープンハウス	・計画内容の周知 ・簡易アンケートによる意見収集
5月 11 日	第 4 回作業部会	・防災指針
6月 6 日	第 5 回策定委員会	・防災指針
7月 31 日	第 5 回作業部会	・誘導施策
8月 31 日	第 6 回策定委員会	・誘導施策
10月 12 日	第 6 回作業部会	・評価指標と進行管理 ・立地適正化計画(案)
11月 14 日	第 7 回策定委員会	・評価指標と進行管理 ・立地適正化計画(案)
12月 7 日～ 12月 28 日	パブリック・コメント	・オープンハウス形式でのパネル展示 ・オープンハウス形式での説明会実施
12月 27 日	都市計画審議会 (第 89 回)	・立地適正化計画(案)
令和 6(2024)年		
1月 31 日	第 7 回作業部会	・立地適正化計画(最終案)
2月 26 日	第 8 回策定委員会	・立地適正化計画(最終案)
3月 4 日～ 3月 31 日	届出制度の周知	
4月 1 日	計画策定・公表	

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

第 6 章

第 7 章

第 8 章

巻末資料

(2) パブリック・コメント

目 的	・計画書(案)の内容について、市民や市内事業者などの皆さまから広く意見を募集するために実施しました。 ・また、パブリック・コメントでの意見の募集期間中にパネル展示とオープンハウス形式の説明会を実施しました。
実施時期・実施場所	(意見募集期間) 令和5(2023)12月7日(木)～12月28日(木) (パネル展示) 令和5(2023)12月7日(木)～12月26日(火) (説明会) 令和5(2023)12月9日(土) 13時～17時 : 下新倉小学校 体育館 令和5(2023)12月16日(土) 13時～17時 : 和光市役所6階 602会議室
意見提出・参加人数	(パブリック・コメント) 2名 (説明会) 3名
実施内容	・パブリック・コメントは、市役所都市整備課窓口や市ホームページ等において計画書(案)を公表し、意見を募集しました。 ・意見募集にあたり、期間内に市内2箇所で開催を行い、パブリック・コメントを周知しました。 ・説明会は、パネル展示とともに、計画書(案)の概要を説明した音声入りの動画を用意の上、市職員の対話による内容説明を行いました。



巻末－３ 本計画に関連した制度・計画

本計画の前提となる、国の制度や本市の計画などについて、概要を整理します。

1) 立地適正化計画制度の創設

全国的な人口減少・高齢化の急速な進行に起因する様々な課題が顕在化したことを受けて、国の都市政策は、拡散した市街地をコンパクト化して都市の持続性を確保する「集約型都市構造」の本格的展開に大きく転換を図ってきました。そのような背景のもと、平成 26(2014)年 8 月に改正都市再生特別措置法が施行され「立地適正化計画制度」が創設されました。

立地適正化計画においては、都市全体の構造を見渡しなが、居住機能や商業・医療・福祉などの都市機能の誘導を図ることにより、持続可能な都市の形成を目指していくものとしています。

立地適正化計画で定める都市機能誘導区域及び居住誘導区域のねらいとして、国においては以下の点を挙げています。

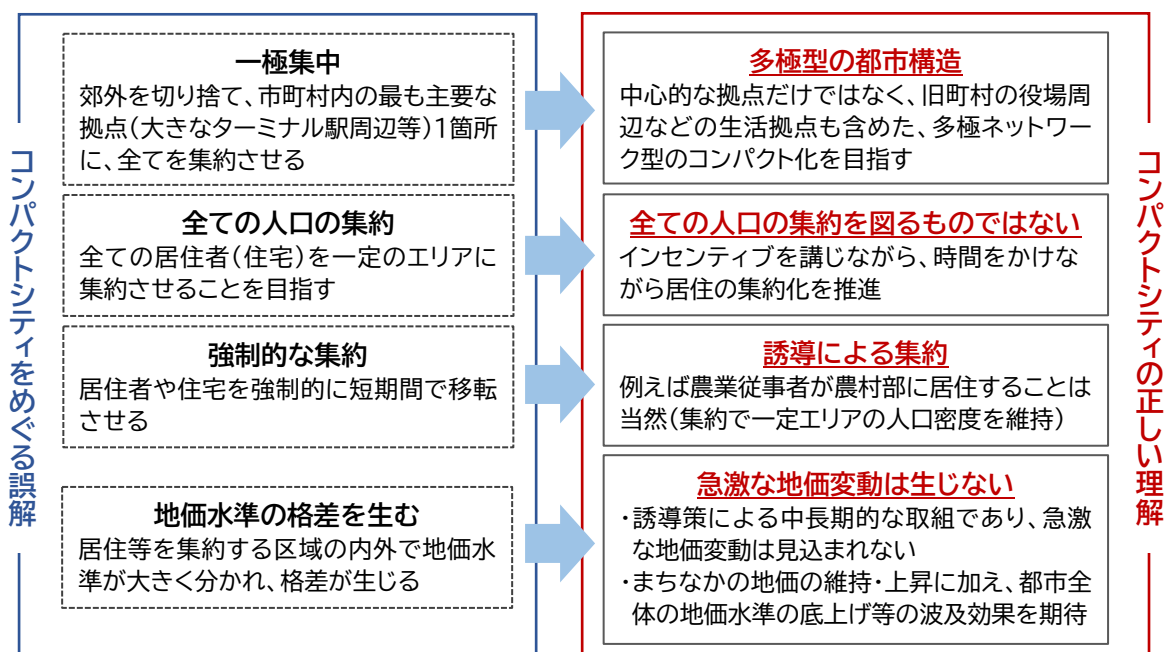
都市機能誘導区域：生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設を設定

- | | |
|---|---|
| <p>◆都市機能(商業・医療・福祉など)の立地促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○誘導施設への税財政・金融上の支援 ○福祉・医療施設等の建替等のための容積率の緩和 ○公的不動産・低未利用地の有効活用 <p>◆区域外の都市機能立地の緩やかなコントロール</p> <ul style="list-style-type: none"> ○誘導したい機能の区域外での立地について届出、市町村による働きかけ ○誘導したい機能の区域内での休廃止について届出、市町村による働きかけ | <p>◆歩いて暮らせるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○歩行空間の整備支援 |
|---|---|

居住誘導区域：居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

- | | |
|--|--|
| <p>◆区域内における居住環境の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住宅事業者による都市計画等の提案制度 | <p>◆区域外の居住の緩やかなコントロール</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一定規模以上の区域外での住宅開発について届出、市町村による働きかけ |
|--|--|

また、コンパクトシティをめぐる誤解として以下の点を挙げています。



資料：国土交通省資料

2) 防災指針が制度化された経緯

近年において、台風やゲリラ豪雨に伴う河川洪水、土砂災害、内水被害などの水災害については、頻発・激甚化の傾向を見せており、防災まちづくりの観点から総合的な対策を講じることが喫緊の課題として、国も重要視するようになりました。

防災まちづくりの推進を図るため、国においては大地震の被害を教訓とした都市火災対策に加え、平成 23(2011)年の東日本大震災による津波被害や頻発するゲリラ豪雨を踏まえ、平成 25(2013)年に「防災都市づくり計画策定指針」を定めています。この中では都市計画の目的として、自然災害による被害の抑止・軽減を明確に位置づけることや、災害リスクの評価に基づく都市計画の策定や市街地整備を進めていくことなどが示されています。

それらを踏まえ、令和 2 (2020)年 9 月に都市再生特別措置法の一部を改正する法律が施行され、主に以下の 2 点について立地適正化計画を防災の観点から強化する改正が行われました。

本計画においても、この内容に沿った居住誘導区域の設定、防災指針の検討を行っています。

◆居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外

(災害レッドゾーン)

- ①災害危険区域(がけ崩れ、出水等)
- ②土砂災害特別警戒区域
- ③地すべり防止区域
- ④急傾斜地崩壊危険区域

◆居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「防災指針」の作成

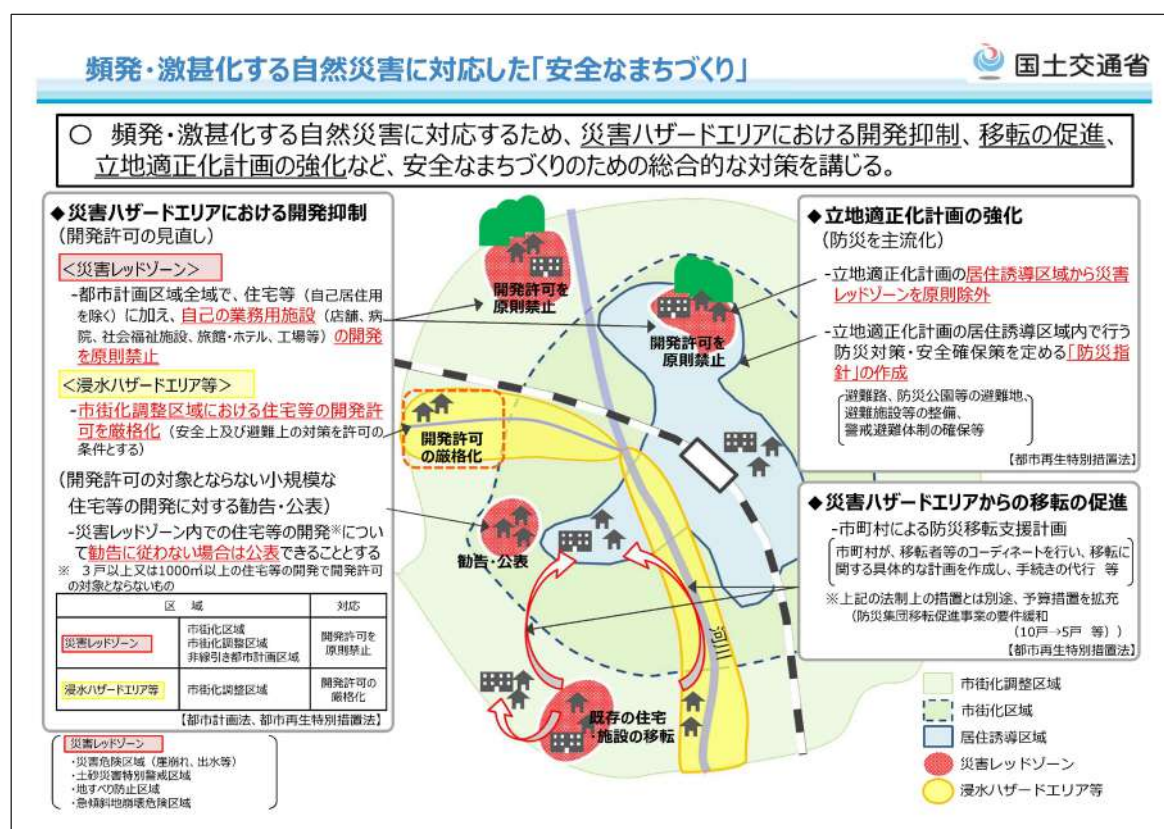


図 巻末-1 頻発・激甚化する自然災害に対応した「安全なまちづくり」

資料:国土交通省資料

3) 本計画に特に関連のある計画の概要

① 第五次和光市総合振興計画基本構想 (令和2(2020)年9月策定)

【計画の目的】

まちづくりの主体は市民をはじめとした「みんな」であること、若い世代の転出入が多い和光市だからこそ意識的につながりを作っていくべきであること、暮らす人にとっても訪れる人にとってもワクワク感のあるまちであること、そして「都市」と「田舎」の良さを兼ね備えた和光市の良さを維持していくことなど、10年間のまちづくりに当たっての大切とする価値観を示すために策定。

【計画期間】

令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間

【計画の概要】

(将来都市像)

みんなをつなぐ ワクワクふるさと 和光

(市民生活の目標像)

視点① 日々の生活の基盤が 整っている	目標像1	良好な生活環境が得られる
	目標像2	安全かつ快適に移動できる
	目標像3	身の回りの生活上の不安が軽減される
視点② それぞれのライフ ステージを充実させる	目標像4	子どもが自己肯定感を持ち健やかに育つ
	目標像5	安心して妊娠・出産・子育てができる
	目標像6	高齢になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる
	目標像7	誰もが自立した生活と社会参加ができる
視点③ 心豊かに、満足度の 高い生活が送れる	目標像8	健康に日々を暮らしている
	目標像9	いきいきと仕事を続けられる
	目標像10	趣味などを通して充実した時間を過ごせる
	目標像11	まちや人とつながり心豊かに過ごす
	目標像12	シビックプライドを持っている

(描く未来の実現に向けた基本戦略)

基本戦略①	和光市駅周辺の魅力の向上
基本戦略②	市庁舎周辺の賑わいの創出
基本戦略③	環境に配慮した清掃センターの更新
基本戦略④	地域公共交通の充実
基本戦略⑤	子どもたちや子育て世代の支援
基本戦略⑥	高齢化への対応
基本戦略⑦	和光北インターチェンジ周辺の活性化
基本戦略⑧	地域コミュニティの再醸成



図 巻末-2 基本戦略の位置図

② 第2次和光市公共施設マネジメント実行計画（令和4(2022)年3月策定）

【計画の目的】

公共施設等の総合的かつ計画的な維持管理・運営の考え方を示した「和光市公共施設等総合管理計画」に基づき、将来にわたり“適切な公共サービスの提供”と“持続可能な財政運営”の両立を通じて、公共施設マネジメントを展開し、和光市が目指す将来像を実現するために策定。

【計画期間】

令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間

【計画の概要】

（目的を達成するための“3つの取組”）

〈目的〉「適切な公共サービス提供」と「持続可能な財政運営」

〈取組〉

（1）長寿命化	◇施設使用の目標年数を、コンクリート造は80年以上、鉄骨造は65年以上とする。 ◇長寿命化に適する建物は築50年の段階で長寿命化改修を実施し、80年以上の使用を目指す。 ◇長寿命化改修は、経年劣化による性能の低下を修理するだけでなく、現代の水準に合わせて建設当初よりも性能を向上させる。
（2）保有総量の抑制	◇長寿命化に適さない建築物は築60～65年を目処に建替える。 ◇学校及び大規模施設は、周辺施設との統廃合を行う。 ◇統廃合によって複合化された跡地の利活用は、市の財源投入を行わず民間活力を導入する。
（3）財源の確保	◇財源確保はコスト削減と収入アップの両面から行う。 ◇統廃合の跡地利活用は、市の財源投入を行わず、貸付を行い、収益化を図る。 ◇跡地利活用においては、官民連携によって、市民・民間活力の導入を図る。

（第2次実行計画の考え方）

（1）学校プールの統廃合・屋内実施

- ◇学校の水泳授業が屋内でできるように検討します。今後は全ての学校にプールを設置することは行わず、市民プールや下新倉小など市所有の屋内プールの利用、他市で実施されている民間フィットネスクラブのプールの借用により、全学校の水泳授業の屋内実施を目指します。
- ◇また、第3次実行計画以降次々に予定されている学校施設の建替工事を実施するに当たり、既存の屋外プールを解体することで工事をスムーズに進めることが可能となります。また、建替後も敷地を有効活用することが可能となります。

（2）第三小学校官民一体複合化建替の検討

- ◇第三小学校は、和光市駅から近いという立地を生かし、民間資金を活用した官民一体複合化（PPP/PFI）による建替を検討することで、財政負担が少なく、早期の建替を目指します。

（3）学校建替を官民連携にて進める準備

- ◇学校施設の建替に対して、民間資金を活用したPFIによる建替を検討します。PFI事業の実施に際しては、市内事業者が代表企業あるいは構成員として事業方式の組立ができるように、市は金融機関との連携、専門家によるアドバイスといった支援を通じて情報提供を行い、積極的に支援することとします。また、施設の維持管理を一括して委託する「包括委託」についても、市内事業者を中心とした事業方式を検討するため、市、金融機関、市内事業者、専門家等による「和光市学校建替プラットフォーム」を設立します。

③ 第2期和光市子ども・子育て支援事業計画

(令和2(2020)年3月策定、令和5(2023)年3月中間見直し)

【計画の目的】

国の時代変化に即した法改正の動向や社会状況の変化に対応しつつ、子ども・子育ての支援を切れ目なく推進していくための新たな取組や目標を定めるものとして策定。

【計画期間】

令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間

【計画の概要】

(基本理念)

子どもが自己肯定感を持ち健やかに育つしくみづくり

(基本目標)

地域包括ケアシステムの推進による子ども・子育ての自立支援

(基本方針・重点事業・施策)

基本方針	重点事業	施策
1. 安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進	・利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業(子育て世代包括支援センター) ・子ども家庭総合支援拠点整備	①妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない支援体制の強化 ②特別な配慮を要する家庭への支援強化
2. 子育て家庭を支える教育・保育サービス等の充実	(仮称)保育センターの設置に伴う教育・保育の質の確保・向上	③「子ども基点」の子どもの育ちと子育ての質の確保・向上 ④多様なニーズに対応した教育・保育サービス等の推進
3. 次世代を担う青少年への支援	学童クラブとわこうっこクラブの一体型放課後対策事業の整備及び運営	⑤子どもの居場所づくり ⑥困難を抱えた子どもへの支援 ⑦学童期・思春期から成人期に向けた青少年健全育成支援
4. 子どもが健やかに育つ環境整備	広沢複合施設の整備及び運営	⑧子どもの健康な心と体を育む食育推進 ⑨子どもの主体的な遊び・活動の機会の提供と環境整備 ⑩子どもを守る安全対策
5. 教育・保育等の基盤整備	—	⑪教育・保育等の基盤整備計画(量の見込みと提供体制)

(施策⑪ 教育・保育等の基盤整備計画(量の見込みと提供体制))

〈病児保育事業等の今後の方向性〉※中間見直しの内容

病児保育事業を実施する新たな施設の整備や新規事業等については、既存施設にて提供体制の確保はできていますが、各施設の利用状況等に留意し、より利用者ニーズに合った見直しの検討が必要です。

また、既存施設については、利用状況や利用者からの声などの複眼的な視点で検証を行うほか、既存事業についても費用対効果の視点から、より効果的な事業への見直しなど、病児を持つ保護者の視点に立った病児保育事業のあり方を検討していきます。

更に利用手続きの煩雑さなどの諸課題があることから、利用環境の改善に向けて取り組みます。

④ 第二次和光市産業振興計画（令和4(2022)年3月策定）

【計画の目的】

「第五次和光市総合振興計画基本構想」及び「和光市産業振興条例」に基づき、今後の市内産業の方向性を導く指針を示し、総合振興計画、同条例に基づく施策を戦略的に推進するため、事務事業などの方向性及び優先度を明確にするものとして策定。

【計画期間】

令和4(2022)年度から令和13(2031)年度までの10年間

【計画の概要】

（産業振興の基本姿勢）

将来の持続的な経営に向けて努力する市内事業者を誇りとしながら、事業者、市民、関係機関・団体が連携し、その経済活動を支援する

（産業振興の将来像）

事業者と市民がつなぐ安心と希望を持って事業活動ができるまち

◇先端科学技術とつながり、新たな価値を生み出すまち

◇持続的な産業の発展と市民生活の向上を実現するまち

◇多様な企業や人材がいきいきと活躍できるまち

（方向性・施策・事業事例）※本計画に関連する項目のみ抜粋

方向性	施策・事業事例
方向性1： 持続的発展に 向けた経営支援	3. 市内企業の地域貢献の推進 ①市内企業の地域活動への参画、貢献の促進 地域社会を構成する一員として、地域の美化清掃活動やボランティア活動、にぎわい創出に関するイベントへの参加など、市内事業者が企業市民活動や地域活動に積極的に参画し、暮らしやすい地域社会の実現に貢献することを促進します。
方向性2： 次代を担う 産業・事業の創出	3. 関係機関との連携による新たな産業創出 ②関係機関と連携した研究機能を有したポストインキュベーション施設の検討 和光理研インキュベーションプラザを卒業する企業や市内で創業したベンチャー企業等が継続して市内で事業活動が営めるように、研究機能を有したポストインキュベーション施設の整備を民間活力の導入も含めて検討します。 4. 起業・新事業の創出に向けた支援 ⑤シェアオフィス・コワーキング施設の整備 社会構造の変化や多様な働き方が浸透していく中で、個人起業家の拠点や時間と場所にとらわれずに働くノマドワーカー、テレワークを推進する事業者の受け皿となるコワーキングスペースやシェアオフィス施設の整備を民間の活用も含めて検討します。
方向性6： 和光産業を支える 基盤の強化	1. 和光北インター東部地区における産業拠点の整備 ①和光北インター東部地区土地区画整理事業の推進に伴う、新たな産業拠点の創出 和光北インター東部地区土地区画整理事業を市内の担当部署と連携して円滑な推進を図ります。和光理研インキュベーションプラザの卒業企業や市内の研究機関と連携し事業活動を行う研究開発型企業をはじめ、次代の本市産業を担う成長産業分野の企業等が集積する新たな産業拠点の創出に向けた取組を検討・実施します。

4) 和光版MaaSの取組

本市では「全市民の移動の自由の確保」を目標とした上で、交通に関する様々な課題に対応したモビリティに関する事業として、自動運転車両による市民・就業者への移動サービスの提供と既存交通網などとの連携を軸とした「和光版 MaaS」の構想を提案しています。

その中では、市民の様々な目的による「移動」において、既存の公共交通(市内循環バスや路線バスなど)と新たな移動手段(シェアサイクルなど)を最適に組み合わせて「検索」「予約」「決済」を一括して行うサービスの提供を想定しています。

また、和光市駅と市北側の和光北インターチェンジ周辺を結ぶ新たなモビリティとして自動運転バスによる交通軸の形成にも取り組んでいます。

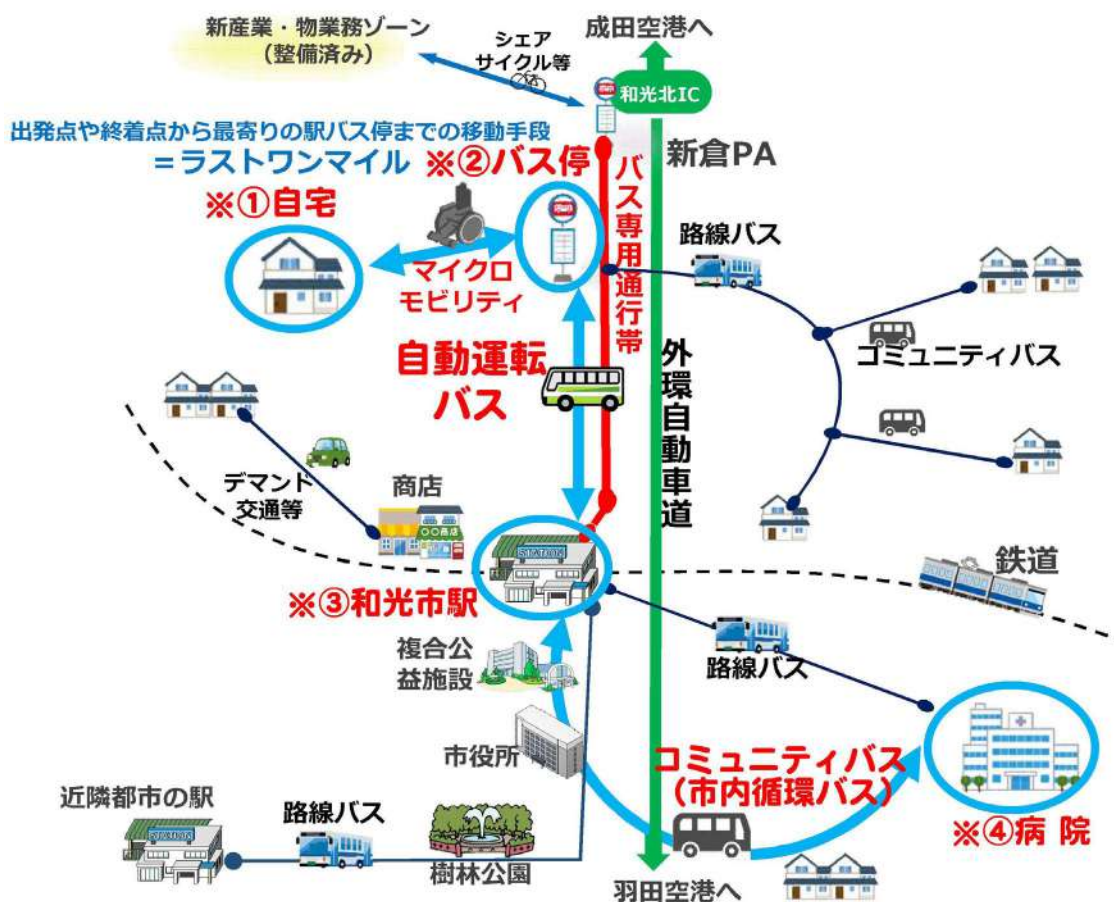


図 巻末-3 和光版MaaSによる課題解決イメージ

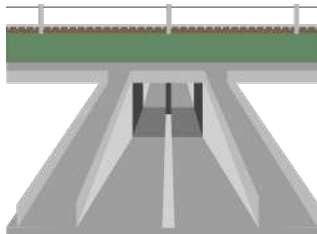
資料:和光市資料(一部加工)

巻末－４ 用語解説

〈あ 行〉

アンダーパス

主に市街地で道路や鉄道などと交差し、前後区間に比べて急激に道路の高さが低くなっている区間のこと。



いぞんざいげん 依存財源

地方交付税など、国または都道府県から交付される収入のこと。（37 ページ参照）

しせつ インキュベーション施設

創業初期の企業や起業家の支援を目的とした施設のこと。本市には和光理研インキュベーションプラザが立地している。

えきじょうか 液状化

地震の揺れにより地盤内の土の粒子の結合がなくなることによって土の粒子と水が分離し、水や砂の吹き上げや建物の沈下・傾斜などを引き起こす現象のこと。（90 ページ参照）

エリアマネジメント

住民・事業主・地権者などが主体となり、特定のエリアにおける良好な環境形成や地域の価値向上に向けて、管理、運営を行う活動のこと。

えんしょうきげんかしよ 延焼危険箇所

住宅が密集した地域など延焼の可能性の高い地域のこと。

えんしょう こうせいいたてものすう 延焼クラスター構成建物数

延焼が遮断されることなく一度の出火で延焼する可能性のある範囲内の建物数のこと。（91 ページ参照）

えんしょうしゃだんたい 延焼遮断帯

道路、河川、鉄道、公園などとその沿線などの不燃化された建築物により形成される、市街地における火災の延焼を遮断する効果がある帯状の空間のこと。

〈か 行〉

かいはつこうい 開発行為

都市計画法に基づく、主として建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更のこと。

かおくとうかいとうはんらんそうていくいき 家屋倒壊等氾濫想定区域

想定し得る最大規模の降雨（想定最大規模降雨）による近傍の堤防の決壊などの場合に、建築物が倒壊・流出するなどの危険性が高い区域を示したもの。

この区域は2種類あり、河岸侵食は、洪水時の氾濫流による河岸侵食により木造・非木造の家屋の流出・倒壊のおそれがある区域のこと。氾濫流は、河川堤防の決壊または洪水氾濫流により木造家屋の倒壊のおそれがある区域のこと。（86 ページ参照）

ちきんせつとうきげんじゅうたくじょきやくじぎょう がけ地近接等危険住宅除却事業

がけ地の崩壊などにより市民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に存する住宅の除却を促進することを目的として、除却を行う者に対して補助金を交付する事業のこと。

ぎむてきけいひ 義務的経費

人件費などの支出が義務づけられた任意に削減できない経費のこと。（37 ページ参照）

きよう どうろ 狭あい道路

道路幅員が4m未満の道路のこと。人や自動車などの通行上の危険性が高まることや、緊急時や災害時での緊急車両の活動への支障、まちの延焼の危険性が高まるなどの問題がある。

グリーンインフラ

自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制など）をインフラ整備に活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める取組のことで、多自然川づくり、雨水流出抑制などのための貯留浸透、都市緑化などの取組がある。

けいかくきぼこう 計画規模降雨

堤防整備などの洪水防御に関する計画を検討する際の基本となる降雨のこと。（84,99 ページ参照）

けんせつじぎょうひ 建設事業費

道路、橋りょう、学校、庁舎などの施設の新増設などの建設事業に要する経費のこと。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

巻末資料

けんちくせいげん 建築制限

建築行為を制限すること。本市においては、土地区画整理事業の施行区域内において、都市計画法第 53 条の規定に基づく、建築行為が制限されることなどが挙げられている。

けんちくとうこうい 建築等行為

建築基準法第 2 条第 13 号に規定する「建築物」の新築、改築または用途の変更をすること。

こうきょうこうつうくうはくちいき 公共交通空白地域

鉄道、バス停から 300m 圏外の地域のこと（非可住地として、荒川河川敷、樹林公園、理化学研究所などの比較的大規模な敷地のうち住宅地ではないエリアは除外）。和光市地域公共交通計画で定義している。

こうきょうこうつうふべんちいき 公共交通不便地域

バス停から 300m 圏内における 1 日の運行本数が上下合わせて 24 本未満の地域のこと（非可住地として、荒川河川敷、樹林公園、理化学研究所などの比較的大規模な敷地のうち住宅地ではないエリアは除外）。和光市地域公共交通計画で定義している。

こうずいしんすいそうていくいき 洪水浸水想定区域

水防法に基づく、国及び県が管理する河川について、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域のこと。

こうつうきょてん 交通拠点

鉄道、バス、タクシー、自家用車、自転車、徒歩といった様々な交通が集中してそれぞれ接続する場所のこと。

こうつうけっせつてん 交通結節点

複数の交通手段が相互に連結する乗り換え場所あるいは施設のこと。

こうつうじゃくしゃ 交通弱者

移動困難や不便を抱える人、交通事故に遭うリスクの高い人のこと。

こくせいちょうさ 国勢調査

日本に住んでいるすべての人及び世帯を対象とする国の最も重要な統計調査のことで、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、5 年ごとに行われる。

こくりつしゃかいほしょう じんこうもんだいけんきゅうじょ 国立社会保障・人口問題研究所

厚生労働省に所属する国立の研究機関で、人口や世帯の動向を捉えるとともに、内外の社会保障政策や制度の研究を行う機関のこと。本計画の将来人口はこの機関が公表している推計値を採用している。

こそだてせだいほうかつしえん 子育て世代包括支援センター

母子保健ケアマネジャー及び子育て支援ケアマネジャーを配置し、妊娠期から子育て期まで継続して相談支援を実施し、必要なサービスの調整などを行うことを目的とする施設のこと。

コワーキングスペース

様々な年齢、職種、所属の人が空間を共有しながら仕事を行うスペースのこと。

コンパクト・プラス・ネットワーク

商業・医療・福祉施設などの生活サービス機能と居住を集約・誘導し、人口を集積するとともに、まちづくりと連携した公共交通ネットワークの再構築を図ることにより、持続性の高い都市を目指す考え方のこと。（2 ページ参照）

〈 さ 行 〉

さいがいじょうえんごしゃ 災害時要援護者

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所へ避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々のこと。一般的に高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦などが挙げられている。

サイクルポート

シェアサイクルなどに用いる専用の自転車を共同で利用する場合に、一般的な駐輪場とは別に、共用する自転車を止め置き、利用者が借用・返却することを専用の目的として設置された場所のこと。

さいたまけんじしんひがいそうていちようさ 埼玉県地震被害想定調査

埼玉県に甚大な影響を及ぼす可能性のある地震を想定し、震度分布や建物倒壊、火災延焼、死者数などの被害量を予測する調査であり、本計画策定時点の最新調査は平成 24(2012)・25(2013)年度に実施されている。

サテライトオフィス

企業または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィスのこと。

しがいかくいき 市街化区域

都市計画法に基づく、既に市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。

しがいかちょうせいいき 市街化調整区域

都市計画法に基づく、市街化を抑制すべき区域のこと。農林漁業用の建築物や一定の要件を備えた計画的開発などを除き、原則として開発行為は許可されない。

しがいちかいはつじぎょう 市街地開発事業

都市計画法に基づく、計画的な市街地の形成を図るため、公共施設（道路、公園など）の整備と宅地開発を総合的な計画に基づいて一体的に行う事業のことで、土地区画整理事業、市街地再開発事業などがある。

しがいちさいかいはつじぎょう 市街地再開発事業

市街地開発事業の一つで、都市再開発法に基づく、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的に、建築物や敷地の整備とともに公園、広場、街路などの公共施設の整備を一体的に行う事業のこと。

じしゅざいげん 自主財源

市町村税など自主的に収入する財源のこと。（37 ページ参照）

しぜんぞうげん 自然増減

死亡数と出生数の差のこと。

しぜんてきとちりよう 自然的土地利用

農地や山林、水面、河川などの土地利用のこと。住宅地などは都市的土地利用という。

じどううんてん 自動運転サービス

運転者ではなくシステムが運転操作に関わる認知、予測、判断、操作の全てを代替して行い、車両を自動で走らせるサービスのこと。

しなはいじゆんかん 市内循環バス

公共施設への交通の確保、交通不便地域の解消、高齢者の外出機会の創出を目的として、平成 5（1993）年 2 月から路線バスが運行していない地域を中心に和光市が運行する公共交通のこと。

しゃかいぞうげん 社会増減

転入数と転出数の差のこと。

じゅうたくこすうみつど 住宅戸数密度

地域の延焼の危険性を判断する数値として、地域内の戸建て住宅数を地域の面積で割った値のこと。（91 ページ参照）

じゆんいどうすう 純移動数

転入数から転出数を差し引いた数のこと。

しょうちいきしゅうけい 小地域集計

国勢調査における集計の単位であり、市区町村よりも小さい区分である町丁目などの範囲ごとに人口や世帯などを集計したもの。

しんすいけいぞくじかん 浸水継続時間

氾濫水が到達後、一定の浸水深（0.5m を基本）に達してからその浸水深を下回るまでの時間のこと。

すいがい じょうほうず 水害リスク情報図

水防法で公表が定められた洪水予報河川及び水位周知河川（18 河川）以外の埼玉県管理河川について、想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域（浸水深、浸水継続時間）と計画規模降雨の洪水浸水想定区域（浸水深）を作成するもの。（83 ページ参照）

せいかつりべんしせつ 生活利便施設

商業店舗、医療・福祉・子育て支援施設などの生活に身近な施設のこと。

せいさんりょくちちく 生産緑地地区

生産緑地法に基づく、都市計画法上の地域地区の一つのこと。良好な都市環境の形成を図るため、市街化区域内の農地で、公害災害の防止、農林業と調和した都市環境の保全などに役立てられるとともに、将来の公共施設用地としての活用も担保される区域のこと。

そうていさいだいきぼこうう 想定最大規模降雨

想定し得る最大規模の降雨のこと。（84, 99 ページ参照）

〈た 行〉

だいきぼもりどぞうせいち 大規模盛土造成地

盛土造成地のうち、谷埋め型大規模盛土造成地（盛土の面積が 3,000 平方メートル以上）または、腹付け型大規模盛土造成地（盛土をする前の地盤面の水平面に対する角度が 20 度以上で、かつ盛土の高さが 5 メートル以上）のいずれかの要件を満たすもの。（82 ページ参照）

だいにじわこうしこうしこうしんこうけいかくきほんこうそう
第五次和光市総合振興計画基本構想

和光市による、長期的な展望に立って市の目指すべき将来像を描くとともに、その実現に向けた総合的かつ計画的なまちづくりのあり方を示した計画のこと。また、地方創生の視点も取り入れ、まち・ひと・しごと創生総合戦略としても位置づけられるもの。和光市立地適正化計画の上位計画として位置づけられる。

だいにきわこうしこどもこそだてしえんじぎょうけいかく
第2期和光市子ども・子育て支援事業計画

和光市による、子ども・子育て支援法に基づく、市町村が地域のニーズを把握し、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保などに関して定めた計画のこと。

だいにじわこうしこうきょうしせつじっこうけいかく
第2次和光市公共施設 マネジメント 実行計画

和光市による、和光市が保有している公共施設を、自治体経営の視点から総合的かつ統括的に企画、管理及び利活用する仕組みを検討するための計画のこと。

だいにじわこうしさんぎょうしんこうけいかく
第二次和光市産業振興計画

和光市による、今後の市内産業の方向性を導く指針を示し、和光市総合振興計画基本構想や和光市産業振興条例に基づく施策を戦略的に推進するため、事務事業などの方向性及び優先度を示した計画のこと。

たくちたいしんかすいしんじぎょう
宅地耐震化推進事業

宅地地盤災害を未然に防止または軽減し、宅地の安全性確保を目的とし、地方公共団体が実施する大規模盛土造成地の変動予測調査や宅地所有者が国や地方公共団体の補助を受けて滑動・崩落防止事業を実施できる事業のこと。

ただんかいしんすいそうていずおよびすいかい
多段階の浸水想定図及び水害リスクマップ

土地利用や住まい方の工夫の検討及び水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの検討など、流域治水の取組を推進することを目的に、降雨の確率規模別に作成した浸水想定図と、所与の浸水深になると想定される浸水範囲を降雨の確率規模別に異なる色で示した地図のこと。（83,85 ページ参照）

ちいきほうかつしえん
地域包括支援センター

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設のこと。

ちかこうじ
地価公示

地価公示法に基づく、国土交通省土地鑑定委員会が適正な地価の形成に寄与するために、毎年1月1日時点の標準地の正常な価格を3月に公示するもの。

ちくけいかく
地区計画

都市計画法に基づく、特定の区域において、住宅地や商業地など地区の特性に応じたまちなみや環境の保全、形成を目的に、敷地や建築物などに関する特別なルールを都市計画に定めるもの。

ちくほうさいけいかく
地区防災計画

災害対策基本法に基づく、地域コミュニティにおける共助による防災活動を推進するために創設された計画のこと。地域住民が主体となり自発的な計画づくりを通じて地区の防災上の課題や災害時の具体的な連携方法などを共有することや、記載内容に基づく防災訓練の実施などを通じて、地域の共助力向上や災害時に十分な力が発揮されることが期待される。

ちようきみちやくしゅとちくかくせいりくいき
長期未着手土地区画整理区域

土地区画整理事業を都市計画決定した後、長期にわたり事業が未着手の区域のこと。（162 ページ参照）

ちようせいけい
調整池

開発に伴って失われた保水機能を補うため、雨水を一時的に貯めて河川への雨水の流出量を調節することにより洪水被害の発生を防止する施設のこと。

どうしてきけいひ
投資的経費

普通建設事業費などの支出の効果が資本形成に向けられる経費のこと。（37 ページ参照）

としきのう
都市機能

都市における様々な活動を支えるための医療・福祉、商業・業務、行政、住居、交通などの機能のこと。本計画の第2章では、これら施設のことを都市機能施設としている。

としきのうぞうしんしせつ
都市機能増進施設

都市再生特別措置法に基づく、商業施設、医療施設、福祉施設その他の都市の居住者の共同の福祉または利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの。

としけいかくうんようしん
都市計画運用指針

国として、今後の都市政策を進めていく上で都市計画制度をどのように運用していくことが望ましいか、また、その具体の運用が各制度の趣旨からして、どのような考え方のもとでなされることを想定しているかなどの原則的な考え方を示した指針のこと。

としけいかくきそちようさ 都市計画基礎調査

都市計画法に基づく、都市における人口、産業、土地利用、交通などの現況及び将来の見通しを定期的に把握し、客観的・定量的なデータに基づいた都市計画の運用を行うための調査のことであり、5年ごとに行われる。

としけいかくくいき 都市計画区域

都市計画法に基づく、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要があるものとして、都道府県が指定する区域のこと。本市は全域が和光都市計画区域に指定されている。

としけいかくけつてい 都市計画決定

都市計画法に基づく一定の手続きにより、将来のまちづくりに必要な用途地域や道路、公園などの都市施設などの都市計画を決定すること。広域的・根幹的な都市計画については埼玉県が、身近な都市計画は市町村が決定する。

としけいかくどうろ 都市計画道路

都市計画法に基づく、都市施設として都市計画に定められた道路のこと。都市の骨格を形成し、安全で安心な市民生活と機能的な都市活動を確保するため、都市内及び都市間における交通の利便性の向上を目的とした幹線道路のこと。

としけいかくほう 都市計画法

都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、それによって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とした法律のこと。

としこうぞうさいへんしゅうちゅうしえんじぎょう 都市構造再編集中央支援事業

立地適正化計画に基づく、地方公共団体や民間事業者などが行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、居住の誘導、防災力の強化の取組などに対して国から支援が行われる事業のこと。

としさいせいとくべつそちほう 都市再生特別措置法

少子高齢化、情報化、国際化などの急速な社会経済情勢の変化を受け、都市機能の高度化、都市の居住環境の向上、都市の防災機能の確保など、都市の再生を推進するために平成14(2002)年に制定された法律のこと。本計画はこの法律に基づき策定している。

としてきとちりよう 都市的土地利用

住宅地、商業・業務地、工業地などの土地利用のこと。農地や山林などは自然的土地利用という。

としやさいがいけいかくいき 土砂災害警戒区域

土砂災害防止法に基づく、都道府県が指定するもので、急傾斜地の崩壊などが発生した場合に、住民の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域のこと。通称でイエローゾーンと呼ばれている。(81ページ参照)

としやさいがいとくべつけいかくいき 土砂災害特別警戒区域

土砂災害防止法に基づく、都道府県が指定するもので、急傾斜地の崩壊などが発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域のこと。一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造規制が義務づけられる。通称でレッドゾーンと呼ばれている。(81ページ参照)

とちくかくせいりじぎょう 土地区画整理事業

市街地開発事業の一つで、土地区画整理法に基づく、公共施設の整備改善と宅地の利用推進を図るため、土地の交換分合(換地)により道路、公園などの公共施設を整備するとともに土地の区画形質を変更する事業のこと。

〈な行〉

ないすいしんすいそうていくいき 内水浸水想定区域

下水道の排水能力を上回り下水道に雨水を排除できなくなった場合または放流先の河川の水位上昇などに伴い下水道から河川などに雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域のこと。(89ページ参照)

ねんちょうかかくりつ 年超過確率

想定する雨量を超える降雨が発生する確率のこと。年超過確率1/100の降雨とは、1年間のうち、想定する雨量を超える降雨が発生する確率が1/100(1%)の降雨のこと。100年ごとに1回発生する周期的な降雨ではなく、100年の間にその規模を超える降雨が複数発生することもある。(84ページ参照)

〈は行〉

ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。本市では荒川洪水ハザードマップ、新河岸川洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、内水ハザードマップを作成している。

バスまちスポット

出歩きやすいまちづくりの一環として、商店、コンビニ、金融機関、公共施設などにバスを気軽に待てる施設を登録する制度のこと。埼玉県で運用している。

ひなんこうどうようしえんしゃ

避難行動要支援者

災害時に、要介護状態の高齢の方や障害のある方など自ら避難することが困難で特に支援が必要な人々のこと。

ふじょひ

扶助費

社会保障費の一環として、被扶助者に対してその生活を維持するために支出される経費のこと。（37 ページ参照）

ふねんりょういきりつ

不燃領域率

延焼の拡大を防ぐ要素となる不燃建築物と空地の面積の地域全体の面積に占める割合のこと。（91 ページ参照）

プレーパーク事業^{じぎょう}

和光市による、地域団体などと協働し、公園や児童センター・児童館などにおいて、子どもの自由な発想による遊びを通じて子どもの創造力、社会性及び健康的な発達を促す活動を実施する事業のこと。

ぼうか じゅんぼうかちいき

防火・準防火地域

都市計画法に基づく、市街地から火災の危険性を防ぐために、建物を構造の面から規制する地域のこと。

ポストインキュベーション施設^{しせつ}

インキュベーション施設の卒業企業などの入居を想定した次なる事業所として利用できる施設のこと。

〈 ま 行 〉

マイ・タイムライン

住民一人一人のタイムライン（防災行動計画）のこと。台風などの接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするもの。

マンション管理適正化推進計画^{かんりてきせいिकासいしんけいかく}

国が策定したマンションの管理の適正化の推進を図るための基本方針に基づく、地方公共団体がマンション管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項などを定める計画のこと。

モビリティハブ

従来の鉄道、バス、タクシーなどとともに、MaaSなどの考え方も取り入れながら、シェアサイクルやカーシェアなどの更に多様な移動手段との乗り換えにも対応した次世代の交通結節点のこと。

〈 や 行 〉

やしきりん

屋敷林

屋敷周辺に植えられている樹林のことで、防風や防寒など住みやすい環境の整備や、景観向上などのためにつくられたもの。

ゆうすいち

遊水池

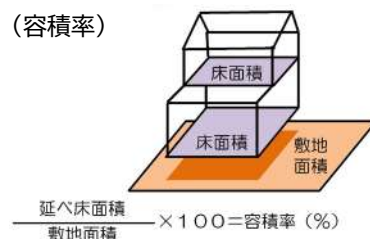
洪水で川の水が増えた際、その水を一時的に貯め込み川の水位を下げる機能を持つ区域のこと。

ようせきりつ

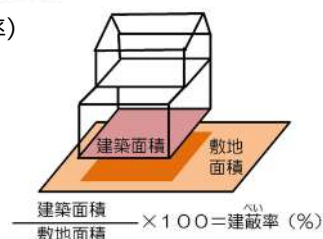
容積率

敷地面積に対する建築物の延べ床面積（各階床面積の合計）の割合のこと。また、敷地面積に対する建築面積の割合は^{けんぺいりつ}建蔽率と呼ばれている。

（容積率）



（建蔽率）



ようちいき

用途地域

都市計画法に基づく、住居、商業、工業などそれぞれの土地利用に合った環境を保ち、効率的な活動を行うことができるよう、都市を13種類に区分するもの。それぞれの地域にふさわしい建物の用途や形態（容積率、建蔽率など）が定められている。

ようはいりょしやにゆうしよしせつ

要配慮者入所施設

医療施設、社会福祉施設（グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅など入所系の施設）、防災拠点、避難所・避難場所を対象とする防災上の配慮を要する方々が利用する施設のこと。（115 ページ参照）

く ら 行

リノベーション

古い建築物の機能を今の時代に適したあり方に変えて、新しい機能を付与すること。

く わ 行

わこうしじしんひがいそうていちょうさ 和光市地震被害想定調査

和光市における震災対策の一層の推進を図るとともに、市民の防災意識の向上に寄与するための基礎資料とするため、首都直下地震を対象とした被害数量や分布などを調査したもの。本計画策定時点の最新調査は平成26(2014)年度に実施されている。

わこうししみんいしきちょうさ 和光市市民意識調査

和光市による、和光市総合振興計画基本構想の策定を行うに当たり、市民意識を把握するひとつの手段として定期的に実施している調査のこと。

わこうしちいきこうきょうこうつうけいかく 和光市地域公共交通計画

和光市による、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく、地域にとって望ましい公共交通ネットワークの姿を明らかにし、まちづくりの取組との連携・整合を確保する地域公共交通の計画のこと。

わこうしとしけいかく 和光市都市計画マスタープラン2022～2041

和光市による「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定められるものであり、「第五次和光市総合振興計画」や埼玉県が定める「和光都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」などの内容に即し、地域の特性に応じた将来像を明らかにし、その実現に向けた都市づくりの基本的な方針を示す指針となるもの。和光市立地適正化計画の上位計画として位置づけられる。立地適正化計画は、居住と居住に関わる商業、医療、福祉などの生活利便機能の立地誘導などを図ることから、都市計画マスタープランの高度化版といわれている。

わこうし じょうれい 和光市まちづくり条例

地区住民が主体となって住み良いまちづくりを推進するための手法や手続きとともに、開発行為などを行う場合の手続きや基準などを定めた条例のこと。

わこうとしけいかく としけいかくくいき せいび かいほうおよび 和光都市計画 都市計画区域の整備、開発 及び 保全の方針

都市計画法に基づく、各市町村を超える広域的見地から、広域的、根幹的な都市計画に関する事項を主とし、埼玉県が定める方針のこと。和光市立地適正化計画の上位計画として位置づけられる。通称で都市計画区域マスタープランと呼ばれている。

わこうばん 和光版 MaaS

複数の交通機関（市内循環バスや路線バスなど）や移動手段（シェアサイクルなど）を組み合わせ、出発地から目的地までの最適な移動手段の検索・予約・決済を一括して行うサービスのこと。また、外環側道を活用して、和光市駅と和光北インター地区及び新倉パーキングエリアとを自動運転車両により結ぶ、自動運転サービスの導入検討も進められている。

MaaS は「Mobility as a Service」の略称である。

く アルファベット

KPI

「Key Performance Indicator」の略称であり、「重要業績評価指数」と訳され、目標の達成度合いを計るもの。

PDCAサイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の頭文字を取ったもので、これら4段階の取組を繰り返し行うことで、品質や取組の精度を高めるもの。

**和光市立地適正化計画
2024～2043**

策定年月：2024年4月

発行者：和光市

計画期間：2024年度から2043年度まで

担当課：和光市都市整備部都市整備課



© 和光市